

岡山県地域防災計画

(地震・津波災害対策編)

平成24年3月

岡山県防災会議

岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）目次

第1章 総則

第1節 総則	1
第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	2
第3節 岡山県の防災環境	12
第4節 地震・津波被害想定	17
第5節 地震・津波災害対策の実施に関する目標	22
第6節 津波災害対策の基本的な考え方	22
第7節 地震・津波災害に関する調査研究	22

第2章 地震・津波予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画	23
第2項 防災教育の推進計画	26
第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画	28
第4項 ボランティア養成等計画	30
第5項 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加	32
第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進	34
第7項 災害時要援護者の安全確保計画	35
第8項 食料、飲料水、生活必需品の確保計画	39
第9項 津波災害予防計画	44

第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）

第1項 災害応急体制整備計画	46
第2項 情報の収集連絡体制整備計画	50
第3項 救助、救急、医療体制整備計画	53
第4項 避難地及び避難路等整備計画	62
第5項 避難及び避難所の設置・運営計画	65
第6項 災害救助用資機材の確保計画	70
第7項 建設用資機材の備蓄計画	71
第8項 地域防災活動拠点整備計画	72
第9項 消防等防災業務施設整備計画	73
第10項 広域的応援体制整備計画	74
第11項 外国からの支援受入体制整備計画	77
第12項 行政機関防災訓練計画	78
第13項 津波避難計画	81

第3節 地震・津波に強いまちづくり

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画	82
第2項 公共施設等災害予防計画	86
第3項 ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画	95
第4項 危険物施設等災害予防計画	108
第5項 有害ガス等災害予防計画	110
第6項 流出油等災害予防計画	111
第7項 地盤災害予防計画	112
第8項 津波災害予防計画	115

第3章 地震・津波応急対策計画

第1節 応急体制

第1項	応急活動体制	118
第2項	地震・津波情報の伝達計画	121
第3項	被害情報の収集伝達計画	124
第4項	災害救助法の適用	128
第5項	広域応援	130
第6項	自衛隊災害派遣要請	134
第7項	津波災害応急対策計画	142

第2節 緊急活動

第1項	救助計画	143
第2項	資機材調達計画	146
第3項	救急・医療計画	147
第4項	避難及び避難所の設置・運営計画	156
第5項	道路啓開	162
第6項	交通の確保計画	165
第7項	消火活動に関する計画	168
第8項	危険物施設等の応急対策計画	170
第9項	災害警備活動に関する計画	173
第10項	緊急輸送計画	174
第11項	救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画	176
第12項	ボランティアの受入、活用計画	180

第3節 民生安定活動

第1項	災害時要援護者支援計画	182
第2項	被災者に対する情報伝達広報計画	185
第3項	風評・パニック防止対策計画	189
第4項	食料供給、炊き出し計画	190
第5項	飲料水の供給計画	192
第6項	生活必需品等調達供給計画	194
第7項	遺体の捜索・処理・埋葬計画	195
第8項	ごみ・し尿処理計画	198
第9項	災害廃棄物処理計画	200
第10項	防疫及び保健衛生計画	202
第11項	文教対策計画	206

第4節 機能確保活動

第1項	ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画	210
第2項	住宅応急対策計画	220
第3項	公共施設等応急対策計画	225

第4章 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1項	東南海・南海地震防災対策推進計画の目的	230
第2項	東南海・南海地震防災対策推進地域	231
第3項	東南海・南海地震の被害の特徴	232
第4項	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務 又は業務の大綱	233

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項	災害対策本部等の設置	244
第2項	災害対策本部等の組織及び運営	244
第3項	災害応急対策要員の参集	244

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項	地震発生時の応急対策	245
第2項	資機材、人員等の配備手配	246
第3項	他機関に対する応援要請	247

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1項	津波からの防護のための施設の整備等	248
第2項	津波に関する情報の伝達等	248
第3項	避難対策等	249
第4項	消防機関等の活動	250
第5項	水道、電気、ガス、通信関係	250
第6項	交通対策	251
第7項	県が自ら管理又は運営する施設に関する対策	252

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6節 防災訓練計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第5章 地震・津波復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

第1項	被災者等の生活再建等の支援	258
第2項	公共施設等の復旧・復興計画	259
第3項	激甚災害の指定に関する計画	261
第4項	津波災害からの復興計画	263

第2節 財政援助等

第1項	災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画	264
第2項	災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画	267
第3項	義援金品等の配分計画	270

第 1 章

総 則

第1章 総 則

第1節 総則

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

2 計画の性格

地震・津波災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本県の地域における地震・津波災害対策を体系化したものであって、「岡山県地域防災計画」のなかの「地震・津波災害対策編」とするものであり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち地震及び津波に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すものである。その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、地震及び津波に伴う被害としては、それぞれ主に揺れによるものと津波によるものがあるが、両者は重なるところもあり、その対策は一体的に行う必要があるため、地震災害対策（揺れによるもの）と津波災害対策とを合わせて取りまとめたものである。

3 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 県本部……………岡山県災害対策本部
- (2) 県地方本部……………岡山県地方災害対策本部
- (3) 市町村本部……………市町村災害対策本部
- (4) 県防災計画……………岡山県地域防災計画
- (5) 市町村防災計画……………市町村地域防災計画
- (6) 県本部長……………岡山県災害対策本部長
- (7) 県地方本部長……………岡山県地方災害対策本部長
- (8) 市町村本部長……………市町村災害対策本部長
- (9) 防災関係機関……………県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関
- (10) 県警察……………岡山県警察

第2節 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

1 実施責任

(1) 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(2) 市町村

市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を講じる。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 県

- ① 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ② 災害に関する予報及び警報の発令、伝達を行う。
- ③ 災害情報の収集及び伝達を行う。
- ④ 災害広報を行う。
- ⑤ 市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- ⑥ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑦ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ⑧ 水防法、地すべり等防止法に基づく立退の指示を行う。
- ⑨ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定、津波災害警戒区域等の設定等を行う。
- ⑩ 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

- ⑪ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- ⑫ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑬ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- ⑭ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- ⑮ 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- ⑯ 防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑰ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- ⑱ 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- ⑲ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑳ 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- ㉑ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ㉒ 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- ㉓ 県の管理する港湾区域、港湾施設の維持管理及び港湾区域内の清掃等を行う。
- ㉔ 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

(2) 県警察

- ① 災害警備計画に関する業務を行う。
- ② 災害警備用資機材の整備を行う。
- ③ 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- ④ 救出救助及び避難誘導を行う。
- ⑤ 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視を行う。
- ⑥ 交通規制、緊急通行車両の確認等の交通対策に関する業務を行う。
- ⑦ 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- ⑧ 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(3) 市町村

- ① 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ② 自主防災組織の育成を行う。
- ③ 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- ④ 災害情報の収集及び伝達を行う。
- ⑤ 災害広報を行う。
- ⑥ 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令を行う。
- ⑦ 被災者の救助を行う。
- ⑧ 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑨ 被害の調査及び報告を行う。
- ⑩ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑪ 水防活動及び消防活動を行う。
- ⑫ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑬ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。

- ⑭ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- ⑮ 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑯ 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- ⑰ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑱ 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑲ 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

(4) 指定地方行政機関 ④ () 内には県内に所在する主な下部機関を記載した。

[中国管区警察局]

- ① 管区内各警察の指導・調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- ② 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- ③ 関係機関との協力に関する業務を行う。
- ④ 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- ⑤ 警察通信の運用に関する業務を行う。
- ⑥ 津波警報の伝達に関する業務を行う。

[中国財務局(岡山財務事務所)]

- ① 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- ② 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- ③ 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- ④ 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）を行う。

[中国四国農政局]

- ① 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- ② 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- ③ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- ④ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- ⑤ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- ⑥ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。

- ⑦ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ⑧ 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ⑨ 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。
- ⑩ 災害発生の場合において、種子粃の調達について知事から依頼があったときは、早急に関係者と協議の上、調達の斡旋を行う。

[近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)]

- ① 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- ② 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- ③ 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- ④ 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- ⑤ 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- ③ 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- ④ 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- ① 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- ③ 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局(岡山運輸支局、水島海事事務所)]

- ① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ② 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。
- ③ 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- ④ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
- ⑤ 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。

- ⑥ 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
- ⑦ 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- ⑧ 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- ⑨ 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- ⑩ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局(岡山空港出張所)]

- ① 航空機による輸送の確保に関し必要な措置を講じる。
- ② 関係機関へ必要な航空情報の提供を行う。
- ③ 管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
- ④ 空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
- ⑤ 必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

[第六管区海上保安本部(水島海上保安部、玉野海上保安部)]

- ① 警報等の伝達及び情報の収集を行う。
- ② 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- ③ 海難の発生その他事情により、必要に応じて船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- ④ 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
- ⑤ 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
- ⑥ 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。
- ⑦ 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
- ⑧ 危険物積載船に対し、必要に応じて移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。

[大阪管区气象台(岡山地方气象台)]

- ① 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- ② 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- ③ 気象庁が発表した津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- ④ 気象庁本庁が発表する緊急地震速報(警報)について、岡山地方气象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- ⑤ 市町村が「地域防災における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。
- ⑥ 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。

[中国総合通信局]

- ① 災害時に備えての電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための指導並びに電気通信の監理を行う。
- ② 非常通信協議会の育成指導を行う。
- ③ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理を行う。

- ④ 災害対策用移動通信機器等を貸与及び携帯電話事業者等に対し貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- ① 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- ② 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- ③ 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- ④ 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- ⑤ 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- ⑥ 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- ⑦ 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- ⑧ 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局]

(岡山河川事務所、岡山国道事務所)

- ① 気象、水象について観測する。
- ② 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- ③ 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- ④ 一般国道 2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

(宇野港湾事務所)

- ① 港湾施設の災害に関する情報収集・伝達を行う。
- ② 港湾・海岸保全施設の災害応急対策及び災害復旧事業の指導及び実施を行う。

(共通)

- ① 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- ① 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- ② 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

(5) 自衛隊(陸上自衛隊第13特科隊)

災害派遣要請者(知事、管区海上保安本部長、空港事務所長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、おおむね次のとおりである。

- ① 避難の援護救助を行う。
- ② 遭難者の捜索、救助を行う。
- ③ 水防活動を行う。
- ④ 消火活動を行う。
- ⑤ 道路又は水路の応急啓開を行う。
- ⑥ 診療防疫への支援をする。
- ⑦ 通信支援をする。
- ⑧ 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ⑨ 炊飯及び給水の支援を行う。
- ⑩ 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- ⑪ 交通整理の支援をする。
- ⑫ 危険物(火薬類)の除去を行う。
- ⑬ その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

(6) 指定公共機関

[郵便事業株式会社(岡山支店)、郵便局株式会社(岡山中央郵便局)]

- ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- ④ 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[西日本旅客鉄道株式会社(岡山支社)]

- ① 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- ② 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ③ 死傷者の救護及び処置を行う。
- ④ 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社(岡山支店)]

- ① 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- ② 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ③ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ④ 発災後に備えた災害応急対策資機材、人員の配備を行う。
- ⑤ 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ⑥ 地震情報、津波警報を市町村へ連絡する。

[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(岡山支店)]

- ① 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- ② 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
- ③ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

- ④ 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本銀行(岡山支店)]

- ① 通貨の円滑な供給の確保
被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。
なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。
- ② 輸送、通信手段の確保
被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。
- ③ 金融機関の業務運営の確保
関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。
- ④ 金融機関による非常金融措置の実施
必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。
ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
エ 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- ⑤ 各種金融措置に関する広報
上記③及び④で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[日本赤十字社(岡山県支部)]

- ① 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救助を行う。
- ② 緊急救護に適する救助物資(毛布・日用品等)を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。
- ③ 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- ④ 血液(保存血液及び成分製剤)の確保供給を行う。
- ⑤ 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会(岡山放送局)]

- ① 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。
- ② 防災知識の普及に関する報道を行う。

- ③ 緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達を行う。
- ④ 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社(岡山支社)]

- ① 電力供給施設の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。
- ③ 都市ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

[日本通運株式会社(岡山支店)]

- ① 災害時における県知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- ② 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社(中国支社)、本州四国連絡高速道路株式会社(岡山管理センター)]

- ① 災害防止に関すること。
- ② 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- ③ 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること。
- ④ 災害復旧工事の施工に関すること。

[独立行政法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)]

原子力災害の防止及び応急対策を行う。

(7) 指定地方公共機関

[各民間放送会社(山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、岡山東エム放送(株))]

日本放送協会に準ずる。

[岡山ガス株式会社]

- ① ガス施設の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
- ③ 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[社団法人岡山県トラック協会]

- ① 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- ② 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- ③ 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- ④ 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[社団法人岡山県医師会]

- ① 医療及び助産活動に協力する。
- ② 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- ③ 災害時における医療救護活動を実施する。
- ④ 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成す

る災害医療チーム（JMAT「ジェイマット」）。

[社団法人岡山県看護協会]

社団法人岡山医師会に準ずる。

(8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[災害拠点病院]

- ① 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- ② 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- ③ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、域内搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[水防管理団体]

- ① 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- ② 水防計画の作成及びその実施を推進する。

[水道事業者]

- ① 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- ② 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、日赤奉仕団、青年団、婦人会等）]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には、防災活動について協力する。

第3節 岡山県の防災環境

1 災害履歴

岡山県内に被害を及ぼす地震としては、主に陸域の浅い地震震源が近い、いわゆる直下型地震と、南海トラフ沿いで発生する巨大地震（いわゆる海溝型巨大地震）とがある。

過去の地震履歴は、以下の表のとおりである。

(1) 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震（明治34年以前）

年 代	震 源 地	マグニチュード	備 考
684	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震（白鳳の地震）
868	兵庫県南部	7程度	
880	出雲	7程度	
1099	四国－紀伊半島沖	8余り	南海地震・大津波
1361	四国－紀伊半島沖	8程度	南海地震・広域に大津波
1408	紀伊半島沖	7～8	南海地震
1520	紀伊半島沖	7～7.7	南海地震
1596	畿内	7.5程度	岡山平野で震度5
1707	駿河湾－四国沖	8.4	宝永地震 岡山、津山等で震度5 日本史上最大級大津波
1710	伯耆・美作	6.5程度	津山で震度4～5
1711	伯耆	6.2程度	県北で被害
1711	讃岐	不明	
1734	御津郡内？	不明	御津郡で震度5
1789	阿波	7程度	岡山で震度4
1812	土佐	6程度	
1854	三重県西部	7.2程度	岡山で震度5
1854	四国－紀伊半島沖	8.4	安政南海地震 県南で震度4～6 大津波

参考文献

- ・地震火災の事典
- ・新編・日本被害地震総覧
- ・日本地震資料

注) 地震地の名称はこの3つの資料を参考にした。

(2) 岡山県で震度4以上を観測した地震(明治35年以降)

発生年月日	震度	被害	震央地名 (地震名)	規模 (M)
1905 (明治38) 6/2	岡山 4	被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909 (明治42) 8/14	岡山 4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909 (明治42) 11/10	岡山 5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人、建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県北部	7.6
1927 (昭和2) 3/7	岡山 4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜落 20数件 煉瓦煙突の上部破損(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1934 (昭和9) 1/9	岡山 4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬町 では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊した程 度で県下全般に大きな被害なし	徳島県西部	5.6
1938 (昭和13) 1/2	岡山 3 新見 4	伯備線神代駅近傍で岩石40~50個落下 貨車・家屋破損、下熊谷の小貯水池堤 防決壊	岡山県北西部	5.5
1943 (昭和18) 9/10	岡山 5	北東部県境付近で小規模な山崩れ、が け崩れ、地割れ、落石等あり (被害については、どちらの地震によ るか判別できない)	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943 (昭和18) 9/10	岡山 4		鳥取県沖 (鳥取地震余震)	6.0
1946 (昭和21) 12/21	岡山 4 西大寺 6	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流 域の新生地の被害が甚大であった。 死者52人、負傷者157人 建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸 その他堤防・道路の損壊多し	紀伊半島沖 (南海地震)	8.0
1952 (昭和27) 7/18	岡山 4	被害なし	奈良県中部 (吉野地震)	6.7
1968 (昭和43) 8/6	岡山 4	被害なし	愛媛県西岸	6.6
1995 (平成7) 1/17	岡山 4 津山 4	軽傷1人	淡路島 (兵庫県南部地震)	7.3

2000 (平成12) 10/6	新見・哲多・大佐・落合・美甘 5強 19市町村 5弱 39市町村 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷5人、軽傷13人、住家全壊7棟、住家半壊31棟、住家一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し	鳥取県西部 (鳥取県西部地震)	7.3
2001 (平成13) 3/24	26市町村 4	軽傷1人 住家一部破損18棟	安芸灘 (芸予地震)	6.7
2002 (平成14) 9/16	6町村 4	被害なし	鳥取県中・西部	5.5
2006 (平成18) 6/12	4市 4	被害なし	大分県中部を震源とする地震	6.2
2007 (平成19) 4/26	玉野 4	被害なし	愛媛県東予を震源とする地震	5.3

2 自然環境の特性

(1) 概要

北部県境は、陰陽の分水嶺である中国山地が東西に走って岡山県の屋根を作り、海拔1,200m以上の後山、那岐山及び上蒜山がそびえ立っている。この山地は南下して津山、新見を東西に結ぶ盆地を形成し、再び隆起して中部高原を形成し、無数の溪谷丘陵を織りなし、緩く南に傾斜して岡山平野を展開しつつ瀬戸内海に至っている。また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川はいずれも北部山間地帯にその源を發し、多くの支流を集めながら南流して瀬戸内海に注いでいる。

海岸線は曲折して、その総延長は約537kmに及び、大小の島々が点在して瀬戸内海の多島美を作っている。

県土の地形区分は、山地69.3%、丘陵16.9%、山麓・台地 2.1%、低地11.7%となっており、その概要は次のとおりである。

(2) 地形

岡山県の地形は、北の中国山地から南の瀬戸内海まで段階的に低くなっており、五つの地域に大別される。

① 中国脊陵山地

高度 900～1,300mの山頂が東西に連なる中起伏～小起伏の山地で、早壮年期的な地形を示している。主なものとして、備北山地、蒜山山地、那岐山山地、後山山地がある。

② 吉備高原山地

岡山県の中央部を占め、300m～600mの山陵が連なる台地上の山地であり、西部でよく發達し、東部では特徴がうすれている。

吉備高原は隆起準平原と呼ばれ、幼年期の地形を示している。

この山地の西部石灰岩地域の阿哲台、上房台などには、石灰岩特有のカルスト地形が發達している。

吉備高原と脊陵山地の間には、津山、新見などの盆地が東西に列なっている。

③ 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

300m内外の小起伏山地と200m以下の丘陵地が断続し、間に岡山平野を中心とする平野が広がり、山地、丘陵、平野の交錯した地域となっている。主なものは、寄島山地、児島山地、笠岡丘陵地、御津丘陵地、邑久丘陵地などがある。

④ 瀬戸内海沿岸平野

吉井川、旭川、高梁川の三大河川の沖積作用によって形成されたもので、岡山平野を中心として、鴨方低地、小田川低地、和気低地などがある。

⑤ 瀬戸内海島嶼部

海岸山地や丘陵部の一部が沈んでできたもので、特に、片上湾から日生諸島にかけては、顕著な沈水地形を示している。島嶼部は、笠岡諸島、邑久諸島、日生諸島がある。

(3) 地質

岡山県の地質構造は、古生代、中生代、新生代の約 3.5億年を経て形成されたものであり、全体の基盤を構成しているものは、古生層の粘板岩、石灰岩、チャート、輝緑凝灰岩等である。中生層には花崗岩類、流紋岩、安山岩等の火山岩類の他に三畳紀層、ジュラ紀層、白亜紀層等が分布している。新生層は洪積層、沖積層、第三紀層等が分布している。

① 中国脊陵山地

中生代の花崗岩、火山岩類を主として中央部に結晶片岩、非石灰岩があり、洪積層、超塩基性岩が点在し、北西部にジュラ紀層がみられる。

② 吉備高原山地

北部は、結晶片岩、非石灰岩が中生代の火山岩類を取り囲んであり、西部と南東部には、火山岩類が、中央には、花崗岩と非石灰岩がみられる。その他に第三紀層、班糲岩が東部に、石灰岩、白亜紀層が西部に点在し、玄武岩が西北部にカルスト地形としてみられる。

③ 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

大部分が花崗岩類で占められ、他に洪積層、火山岩類、非石灰岩類が点在する。

④ 瀬戸内海沿岸平野

大部分が沖積層からなっている。

⑤ 瀬戸内海島嶼部

日生諸島が火山岩類である他は花崗岩類からなっている。

(4) 豪雪地帯

豪雪地帯対策特別措置法により、累積平均積雪算値（ひと冬の累積積雪量(cm)×ひと冬の冬日日数）が5,000cm/日以上で4市4町村が豪雪地帯として指定されている。

津山市（旧津山市、旧勝北町、旧加茂町、旧阿波村の区域）、新見市（旧新見市、旧大佐町、旧神郷町の区域）、真庭市（旧湯原町、旧美甘村、旧川上村、旧八束村、旧中和村）、美作市（旧勝田町、旧大原町、旧東粟倉村の区域）、新庄村、鏡野町（旧奥津町、旧富村、旧上斎原村の区域）、奈義町、西粟倉村

3 社会環境の特性と変化

(1) 人口動態

岡山県の人口は、昭和40年を底に増加を続けてきたが、平成22年10月1日には1,945,276人となり、減少に転じた。全国人口に占める割合は1.52%である。

一方、平成22年10月1日時点での人口密度は1km²当たり273.5人で、市町村別にみると1,000人を超えるのは、倉敷市、早島町の2市町であり、県南圏域に人口が密集している。

また、総人口に占める65才以上の高齢者の割合、いわゆる高齢化率は25.1%で、全国平均の23.0%を上回り、年々増加傾向にある。

(2) 都市化

都市周辺部における山地、丘陵地の開発や低地への住宅地の開発が進み、新たな市街地を形成している。都市部においても建物の高層化が進み、瀬戸大橋を中心とした高速道路網の整備も進んでいる。

このような都市化の進行のため、地域の共同体意識の希薄化等により、自主防災組織の育成と強化がますます重要となってきた。

また、高梁川の河口の倉敷市水島地区を中心にして石油コンビナート等特別防災区域があり、石油精製、石油化学、電力、製鉄及び各種製造業等の高度に発展した工業施設が立地している。

(3) 生活環境の変化

宅地化や都市的土地利用の増加などによる都市化や、工業化などの産業構造の変化は、本県における様々な生活環境を変貌させた。

農地から宅地や工業用地への転用による土地利用、景観の変化、人口流入、兼業化の促進に伴う地域住民のライフスタイルの変化、電気・水道・ガス・電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激な変化であったといえる。

(4) 防災上の問題点

急速な宅地化や無秩序な宅地開発に伴う基盤整備の対応の困難性、新興住宅地の崖崩れ、高層建築物の出現、都市開発及び土地利用の弊害に伴う中小河川の氾濫による低地帯への浸水、安全地帯及び避難場所の縮小、危険物を包蔵する特殊建造物の増加、危険物施設の大規模化、交通の輻輳と混雑の激化による大規模な交通災害発生危険性、生活環境の悪化による生命財産に対する危険の増大、ライフスタイルの変化や急激な人口流入に伴う共同体意識の解体等、問題は多様である。さらに、上記の社会環境の変化は県内で地域差があり、防災体制の地域格差も問題となる。これらはすべて社会・経済的諸条件に起因した人為的及び社会的災害か又はこれらを誘発する危険性を内包したものであり、今後の防災対策をますます困難にしているものである。

しかも今後、本県における都市化の進展、産業構造の変化などがさらに進み、社会経済的条件が成熟するに伴い、特に都市防災の見地からの防災施設の整備、排水対策の強化、危険物の安全保管の強化、交通安全対策の確立、道路及び街区の整備、建築規制対策、食糧の安全保管の強化、救急対策の強化、宅地造成の規制及び用水の確保等、人為的社会的災害に対する都市の防災的構造化対策が緊急性を有する重要な課題となってくるものと見られる。

第4節 地震・津波被害想定

1 地震等の被害想定調査について（平成7年度・13年度・14年度）

震災対策の大綱である地域防災計画を構成している予防対策、応急対策、復旧対策の個別の計画の内容は、地震の想定、被害の想定の如何により大きく左右されることから、科学的かつ合理的な実証が必要である。

そのため、本県に起こりうる下記の6地震について平成7・13年度に評価を行ってきたが、平成14年度に評価手法や各種データを新しい知見や追加データ等によって見直し、再評価を行った。

特に、南海トラフの地震（東南海・南海地震）については、中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」における東南海・南海地震の検討状況を踏まえ、再評価した。

なお、地震・津波といった自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、被害想定については、一定の限界があることに留意する必要がある。

2 想定条件

岡山県において、地震防災対策上重要と考えられる地震について歴史地震資料、活断層資料などから検討して次の表のとおり設定した。

	想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード(M)
ア	南海トラフの地震 (東南海・南海地震)	遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界面を震源域とする地震	8.6
イ	大原断層の地震	大原断層を原因とする地震	7.2
ウ	中央構造線の一部による地震	中央構造線活断層系（四国）の一部を原因とする地震	8.0
エ	鳥取県西部地震	鳥取県西部の活断層系を原因とする地震	7.3
オ	第2鳥取地震	鳥取県東部から中部にかけての活断層系を原因とする地震	7.2
カ	松江南方地震	松江南方の活断層系を原因とする地震	7.0

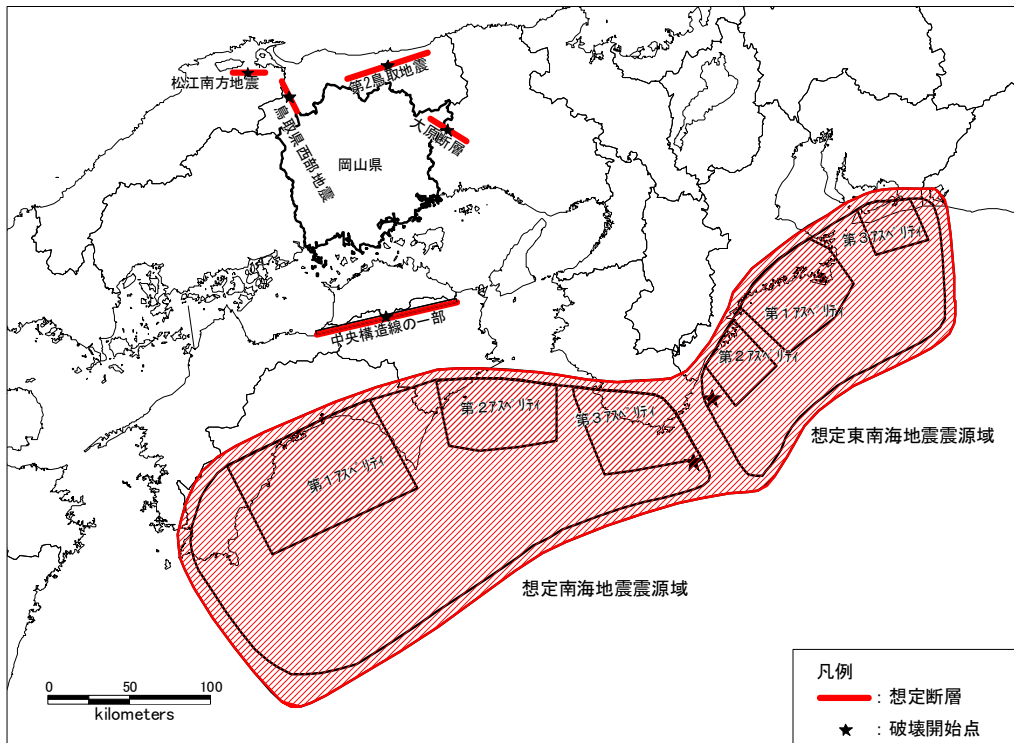
3 前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも大きく、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きく、強風が吹いている時の方が風が弱い時よりも延焼の危険性が高いため大きくなる。このように、火災の被害想定に際してはどのような前提条件を設定するかが重要である。今回は従来の2つのケースと新たに阪神・淡路大震災のケースを加え、以下の3つのケースを想定した。

ケース区分	季節	時間帯	平均風速
ケースA	冬	17～19時	8 m/秒
ケースB	夏	13～16時	3 m/秒
ケースC	冬	5～6時	3 m/秒

ケースAは、火災による被害が非常に大きくなる条件であり、ケースBは、被害が発生しにくい条件であり、ケースCは、家屋倒壊による人的被害が大きい条件である。

4 想定地震の震源域位置図



(注) アスペリティとは、通常は強く固着していて、ある時に急激にずれて（滑って）地震波を出すところである。

5 震度分布及び液状化の概況

(1) 南海トラフの地震（東南海・南海地震）

県全体で震度4から5強の範囲となっている。特に、県南の沖積地盤のうち軟弱地盤の領域である低地、埋立地、干拓地及び三大河川流域で震度5強となっている。軟弱地盤以外の洪積地盤、沖積地盤の領域でも、県北端までの広範囲で震度5弱となっている。

県南部の埋立地、干拓地や川沿いなど広範囲で液状化の可能性が大である。また、県北東部の一部で液状化が発生する可能性がある。

(2) 大原断層の地震

震源の直上となる県東北部のごく一部で震度6強をはじめ、震度6弱となる地区があらわれる。震源から離れるに従って急速に地震動は小さくなり、震度5強・5弱となる地域は、県北東部のほか、県中部、県南部の低地であり、その他は震度4以下となっている。

備前市の一部、錦海湾で液状化の可能性が大である。また、県北東部の一部及び県南の埋立地などで液状化が発生する可能性がある。

(3) 中央構造線の一部による地震

震源に近い県南の埋立地、干拓地で震度5強、県南の低地の大半及び県中央部谷底平野で震度5弱となっている。その他は、震度4以下となっている。

笠岡湾、高梁川河口部、児島湾北部一帯、錦海湾及び瀬戸内海岸の一部で液状化の可能性が大である。また、南海トラフの地震（東南海・南海地震）の場合と同様に、県南の低地、干拓地などで液状化が発生する可能性がある。

(4) 鳥取県西部地震

震源に近い新見市の一部で震度6強をはじめ、周辺の市や町で震度6弱となる。震源から離れるに従って急速に地震動は小さくなり、震度5強・5弱の地域は、県北西部の他、県中南部の低地の一部に存在するが、その他の地域は主として震度4以下となっている。

震源に近い県北部に位置する町村の川沿いの一部で、液状化が発生する可能性が見られるが、県下の大半は液状化が発生する可能性はかなり低い。

(5) 第2鳥取地震

震源に近い真庭市の一部で震度6強をはじめ、鏡野町の一部で震度6弱となる。震源から離れるに従って地震動は小さくなるものの、児島湾周辺等県南部の埋め立て地等において広範囲に震度5弱の地域となっている。

震源に近い県北部の一部町村の川沿いの一部で液状化が発生する可能性が大である。また、県下の川沿いの一部や埋め立て地で液状化が発生する可能性がある。

(6) 松江南方地震

震源に近い県北西部を中心とした一部市町村で震度5弱の地域が現れるものの、県下の大半は震度4以下となっている。

県北部の川沿いの一部においてわずかに液状化が発生する可能性が認められる

ものの、県下の大半は液状化が発生する可能性はかなり低い。

6 人的・物的被害想定結果

項 目		鳥取県 西部地震 M=7.3	第2鳥取 地震 M=7.2	松江南方 地震 M=7.0	中央構造 線の一部 M=8.0	大原断層 M=7.2	南海トラ フの地震 M=8.6
地震動	最大震度階級	6強	6強	5強	5強	6強	5強
建物被害	木造大破＋ 非木造大破	91 (0.01%)	502 (0.04%)	5 (0.00%)	5,934 (0.50%)	1,146 (0.10%)	8,819 (0.75%)
	木造中破＋ 非木造中破	1,595 (0.14%)	3,020 (0.26%)	14 (0.00%)	14,825 (1.25%)	11,573 (0.98%)	12,310 (1.04%)
	合 計	1,686 (0.14%)	3,522 (0.30%)	19 (0.00%)	20,759 (1.76%)	12,719 (1.08%)	21,129 (1.79%)
ケ ー ス A	焼失棟数	0	12	0	58,068	69	86,668
	人的被害						
	死者	0	2	0	486	9	821
	負傷者	47	262	0	15,407	527	25,422
ケ ー ス B	焼失棟数	0	0	0	7	0	10
	人的被害						
	死者	0	1	0	37	2	59
	負傷者	27	141	0	2,853	232	4,776
ケ ー ス C	焼失棟数	0	1	0	7,863	2	18,917
	人的被害						
	死者	1	2	0	443	6	617
	負傷者	52	282	0	14,792	464	20,134
	り災者	189	918	8	20,971	1,751	44,086

なお、南海トラフの地震（東南海・南海地震）については、平成14年度に県が実施した「南海地震等に係る被害想定及び液状化想定再評価・研究事業」と中央防災会議の「東南海、南海地震等に係る関する専門調査会」が平成15年9月17日に公表した被害想定数値との間で、相違が生じている。

7 中央防災会議による東南海・南海地震の被害想定

(1) 地震の規模等

	マグニチュード	最大震度階級とその範囲	津波の高さ	津波の到達時間
専門調査会	8.6	県南部の広い範囲で5強 一部で6弱	満潮位時最大2～3m超	150分程度以上
岡山県調査	8.6	県南部の広い範囲で5強		

(2) 建物被害（棟）

	揺れ	液状化	火災	津波	斜面被害	合 計
専門調査会	約50	約4,600	約2,300	約800	約500	約8,300
岡山県調査		合計 8,819	86,668	被害想定を していない	被害想定を していない	全壊 8,819 火災 86,668

(3) 死者数 (人)

専門調査会	約50
岡山県調査	火災等により 821

(注) 火災による建物被害及び死者数は、ケースA (冬17~19時、風速8m/秒)の想定数値である。

(4) 津波の高さ及び到達時間 (東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊するケース)

地 点	津波到達時間注1) (地震発生後)	最大波高注2) (m)
岡山市 南区 小串	市内第1波到達地点	2時間45分
南区 小串	市内最大波高地点	4時間17分
倉敷市 児島小川町	市内第1波到達地点	2時間28分
児島味野	市内最大波高地点	3時間29分
玉野市 田井5丁目	市内第1波到達地点	2時間19分
大藪	市内最大波高地点	3時間19分
笠岡市 鋼管町	市内第1波到達地点	3時間48分
鋼管町	市内最大波高地点	5時間16分
備前市 浦伊部	市内第1波到達地点	2時間28分
西片上	市内最大波高地点	4時間29分
東片上		
旧日生町 寒河	町内第1波到達地点	2時間07分
寒河	町内最大波高地点	3時間59分
旧牛窓町 牛窓	町内第1波到達地点	2時間30分
牛窓	町内最大波高地点	3時間55分
旧邑久町 虫明	町内第1波到達地点	2時間11分
虫明	町内最大波高地点	3時間50分
旧寄島町	町内第1波到達地点	3時間52分
	町内最大波高地点	5時間00分

(中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」資料より)

注1) 津波到達時間は、第1波到達地点では、計算開始時点の水位から±30cmの水位変化があった時間としている。最大波高地点の場合は、最大波高の波が到達するまでの時間である。

注2) 最大波高は、第1波到達地点の場合は、その地点における第1波(±30cm)ではなく、その後に出現する最大波高を示している。最大波高に使用された数値は、東京湾平均海面(T・P)からの高さである。

注3) あくまでも想定にすぎず、地震後すぐに避難すること。

第5節 地震・津波災害対策の実施に関する目標

1 基本的な考え方

県民生活の各分野にわたり重大な被害を及ぼすおそれのある地震災害に対処するためには、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。このため、地震防災特別措置法に基づき地震防災対策の実施に関する目標を定め、効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進することにより、人的被害の軽減を図る。

2 概要

岡山県において想定される6つの地震による被害を極力軽減させることを目標とする。なお、詳細は別に定める地震災害を軽減する基本的な方向と取り組み等による。

第6節 津波災害対策の基本的な考え方

東日本大震災においては極めて甚大な津波による被害を被った教訓から、津波災害対策は、次の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ①発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ②最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の避難体制の整備など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

第7節 地震・津波災害に関する調査研究

県・市町村防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、東南海・南海地震に関する都府県連絡会、東南海・南海地震防災対策推進地域連絡協議会などを活用し、国、他都道府県、市町村、防災関係機関、大学等との緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める。

第 2 章

地震・津波予防計画

第2章 地震・津波予防計画

第1節 自立型の防災活動の促進

第1項 防災知識の普及啓発計画

1 現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を県民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

特に本県では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、事業所等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

特に津波については、自らの身は自ら守るとの基本理念に基づく個々人の判断による避難行動が被害を最小にするために重要であることから、津波の危険性や特徴、津波警報、避難指示等の意味合い、避難方法や避難場所等津波に関する防災知識を住民等に対して広く啓発に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域などを明確にして実施する必要がある。

3 対策

(1) 実施主体

[県（関係各部等）]

県は、防災知識の普及・啓発に向けた市町村の取組を支援するとともに、自らもあらゆる機会を捉え積極的に普及・啓発活動を行う。

また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。

[市町村]

- ア 市町村は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震・津波による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。
- イ 市町村は、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。
- ウ 市町村は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。
特に津波については、津波浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。
- エ 防災知識の普及・啓発活動を通じて、隣人等に対する救助意識や相互支援について指導する。
- オ 地域における防災活動を促進するため、消防団についても青年層、女性層の団員への参加促進等により、その活性化に努める。

[住民]

住民は、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における自主防災組織活動への参加等を通じ、地域の防災力向上に努める。

[企業]

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。

なお、企業における従業員を対象とした取組は、家庭における防災知識の向上につながってくる点に留意する必要がある。

(2) 家庭・地域の普及対策

- ア 防災意識の啓発は家族単位からはじめ、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。
- イ 県及び市町村は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

住宅の耐震化、短期的な食料の確保、非常持ち出し品、家庭での予防・安全対策、避難方法、避難場所の心得、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法

(3) 事業所・職場の普及対策

事業所及び職場については、従業員等の安全の観点からそれぞれの事業所に対して、次の事項に関して防災意識の高揚を図る。

- ア 経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。
- イ 従業員等に対し積極的な防災教育・訓練をすること。
- ウ 災害時の行動マニュアルを作成すること。
- エ 災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設の普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅・地下街等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

- ア それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。
- イ 利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。
- ウ 防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

県及び市町村等は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

(6) 公的機関等の業務継続性の確保

県、市町村等の防災関係機関は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより業務継続性の確保を図る必要がある。

第2項 防災教育の推進計画

1 現状と課題

災害発生時には、自らの命を自ら守れる幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）の育成や、進んで地域の安全に貢献できる児童生徒等の育成を目指した実践的な防災教育が必要とされている。

2 基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

3 対策

(1) 実施主体

[県（総務部、教育委員会）]

県は地震発生時における児童生徒等の安全の確保を図るため、市町村等の取組について、支援・協力を行う。

[市町村]

市町村は地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。

[国公立各学校管理者]

国公立各学校管理者は、市町村の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施するものとする。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

県及び市町村は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の普及

県及び市町村は、P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第3項 自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

1 現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

地域防災力の向上は喫緊の課題であるが、本県の自主防災組織の組織率は全国的に見ても低い状況にあることから、早急に自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を図る必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防衛等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実が必要である。

2 基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 災害時要援護者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 災害時要援護者の支援

自主防災組織が無い場合には地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取り組んでいる市町村や消防団の活動を支援する。

3 対策

(1) 実施主体

[県（危機管理課、消防保安課）]

県は、市町村における自主防災組織の設置・育成と自主防災組織の活性化に向けた取組や消防団活動を支援するとともに、自らも積極的に普及・啓発活動等を

行い、地域防災力の向上を図る。

[市町村]

市町村は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の強化を促す。

(2) 地域の自主防災組織

ア 自主防災組織の育成に当たっては、地域（地区）の実情に即した組織、活動に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を考慮する。そのためには、現在何らかの形で日常的な地域活動を行っている人達が、防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることが効果的である。

イ 自主防災組織は、町内会単位の組織をめざし、地域消防団と関連づけ、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ 県・市町村等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 事業所の自主防災組織

事業所等の管理者は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害を拡大させないよう、また地域の住民として、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

このため、それぞれの事業所等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努めるものとする。

(4) 消防団の充実・活性化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に積極的に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

(2) ネットワーク化の推進

[県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会]

県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時においてボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

[社会福祉協議会]

県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

第5項 住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

1 現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。例えば東日本大震災では、実際に避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

2 基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

また、県、市町村は、ボランティア団体等との連携を図るものとする。

防災訓練を実施する際には、女性の参画の促進に努めるものとする。

3 対策

(1) 訓練計画の策定

[県（危機管理課、県民生活部、教育委員会）、市町村]

県、市町村は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

[自主防災組織、企業等]

住民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア 防災訓練項目

(ア) 情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

(イ) 消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

(ウ) 避難訓練

各個人 …避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた避難場所まで安全に避難できるようにする。

(エ) 給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

(オ) 救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やA E D（自動体外式除細動器）の使用 방법에習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ 総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

(ア) 市町村又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

(イ) 自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) ボランティア団体等との連携

県、市町村は、防災訓練を実施する際は、ボランティア団体等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第6項 地域防災活動施設整備計画及び推進

1 現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

2 基本方針

各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

3 対策

活動施設の整備

市町村は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所や公民館等に併設して平時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア 自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ 地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

第7項 災害時要援護者の安全確保計画

1 現状と課題

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等のいわゆる災害時要援護者の増加がみられる。在宅生活では、一人暮らしや高齢夫婦世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えている。地域社会の相互扶助機能の減退もある。

このような災害時要援護者は、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい面がある。

さらに、災害時要援護者の自立した生活には介護機器、補装具、特定の医療用品などが必要であるが、災害時にはその確保が困難となる。

そのため、災害時要援護者の状況、障害等の特性に応じた防災対策が適切に講じられる必要があり、市町村における福祉避難所設置の取組が求められている。

2 基本方針

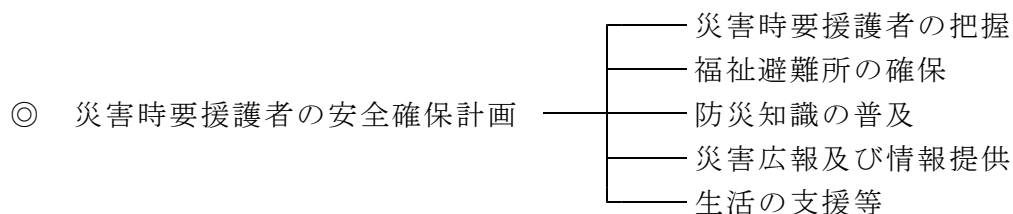
災害時要援護者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、災害時要援護者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での災害時要援護者の速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど災害時要援護者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設においては、災害時要援護者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、災害時要援護者に対する体制を整備するとともに、災害時要援護者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

3 対策



(1) 災害時要援護者の把握

[市町村]

市町村は、災害時要援護者の次のような詳細情報を日頃から把握しておく。

ア 居住地、自宅の電話番号

イ 家族構成

ウ 保健福祉サービスの提供状況

エ 外国語による情報提供の必要性

オ 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

カ 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法。なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。

なお、支援を要する高齢者の情報把握については、地域包括支援センターの活用等により行う。

また、災害時要援護者の個人情報については、プライバシーを尊重し、その扱いには十分注意するものとする。

[住民]

災害時要援護者及びその家族は、災害時に災害時要援護者の安否を連絡できるよう、居住地の市役所、町村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、災害時要援護者の近隣の住民は、日頃から災害時要援護者に関する情報を把握しておくものとする。

(2) 福祉避難所の確保

[県（保健福祉部）]

県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

[市町村]

市町村は、平時から福祉避難所の対象となる災害時要援護者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、市町村は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し避難所の確保に努めるものとする。

さらに、市町村は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など災害時要援護者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

[県（危機管理課、保健福祉部）]

県は、市町村と協力して、災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう必要な助言を行うものとする。また、災害時要援護者に対して、市町村においては避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

[市町村]

市町村は、災害時要援護者に対する支援が適切に行われるよう、災害時要援護者に係る情報の伝達や安否確認、避難所における支援などが実施できるよう避難支援プランを作成するとともに、在宅生活等について社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時要援護者をはじめ家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。その際、こどもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、災害時要援護者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が災害時要援護者とともに助け合って避難できることに配慮する。

[住民]

災害時要援護者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

(4) 災害広報及び情報提供

[県（県民生活部）]

県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県のホームページ等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

(5) 生活の支援等

[県（保健福祉部）]

県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による災害時要援護者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

[市町村]

市町村は、災害時において、災害時要援護者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

- ア 災害時要援護者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項
- イ ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- ウ 災害時要援護者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- エ 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- オ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- カ 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- キ 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- ク 避難所等の災害時要援護者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

[社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等]

社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第8項 食料、飲料水、生活必需品の確保計画

第1 食料の確保

1 現状と課題

災害時における米穀の確保については、原則として市町村が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府米の引き渡しを受けることができる。

なお、政府米は玄米であり、精米にした後、供給する必要がある。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他県、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、県及び市町村は、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

2 基本方針

円滑な食料の確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、公的備蓄、他県・市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業等との協力体制を整備する等により、県・市町村の調達体制を整備する。

3 対策

[国]

農林水産省本省は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料を確保するため、政府所有米穀の供給に係る都道府県からの手続きを定め、要請を受ける体制を整える。

[県（危機管理課、保健福祉部、産業労働部、農林水産部）]

県は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料を確保するため、事前に次の措置を行う。

ア 県内における緊急に必要な食料調達計画及びその実施手続きに関するマニュアルの策定

- ・大量調達が可能な食品製造業者、大型外食産業の所在地・能力等の調査
- ・調達に関する協定の締結

なお、計画等の策定に当たっては、乳幼児、高齢者等の災害時要援護者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

イ 被災地に対する援助食品を受け入れ、集積する場所の選定

ウ 県民、事業所に対する食料備蓄の啓発

エ 住民及び市町村の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

[市町村]

市町村は、災害が発生した場合、緊急に必要な食料を確保・供給するため、

事前に次の措置等を行う。

ア 市町村内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施
手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の災害時要援護者への適切な食料供給に十分配慮するものとする。

イ 援助食料の集積場所の選定

ウ 住民、事業所の食料備蓄の啓発

エ 住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

[住民・事業所等]

住民・事業所等は、3日程度の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するものとする。

第2 飲料水の確保

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、県内市町村のタンク車及びタンク等の保有状況は非常に少なく、また、道路の混乱と合わせて考えた場合、飲料水の供給がスムーズに行えるかどうかという問題点がある。

このため、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

2 基本方針

各市町村管内の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約3ℓ/日）の水を確保するものとする。

また、住民・事業所等に対して個人備蓄を勧奨する。

3 対策

[県（保健福祉部）]

県は、住民及び市町村が実施する水の確保に関し、必要な助言を行うとともに、住民・事業所等に対して飲料水備蓄について啓発する。

[市町村]

市町村は、以下について実施するものとする。

ア 水道復旧資材の備蓄を行う。

イ 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルは、以下の事項を内容とする。

（ア）臨時給水所設置場所の事前指定

（イ）臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

- (ウ) 臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）
- (エ) 各臨時給水所と本部の通信連絡方法
- (オ) 必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過機等）
- (カ) 地図等応援活動に際し必要な資料の準備

- ウ 給水タンク、トラック、ろ過機等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。
- エ 住民・事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水について指導を行う。
- オ 水道工事業者等との協力体制を確立する。

[住民]

住民・事業所等は、1人1日3リットルを基準とし、関係人数の3日程度を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水もれ、破損しないものとする。

第3 生活必需品の確保

1 現状と課題

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、岡山県においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から県、市町村及び住民は、震災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

2 基本方針

震災発生時に必要な物品については、個人で確保できるよう努めることとするが、個人で対応できない場合には、県、市町村が特定の生活必需品について確保し、給与できる体制を整備する。

3 対策

[県（危機管理課、保健福祉部、産業労働部）]

県は、各市町村が策定した生活必需品の備蓄・調達計画を受けて、当該計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品について、次の事項を内容とする調達計画を策定する。また、ガソリンや灯油等の燃料については、関係団体と協定を締結し確保に努めるとともに、災害対応型給油所の充実等について検討する。

- ア 県が確保すべき生活必需品の品目・必要数の把握
- イ 県内における生活必需品の流通在庫の定期的調査
- ウ 食糧、燃料等の緊急物資調達に関する業者との調達協定の締結
- エ 他の都道府県との緊急物資調達に関する相互応援協定の締結
- オ 調達体制

- カ 緊急物資の集積場所
- キ 流通在庫のない緊急物資の備蓄の検討
- ク 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

[市町村]

市町村は、被害想定に基づき必要数量等を把握のうえ、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

- ア 市町村が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握
- イ 特定物資に係る流通在庫の定期的調査
- ウ 特定物資の調達体制
- エ 緊急物資の集積場所
- オ 市町村が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所
- カ 住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

[日本赤十字社岡山県支部]

被災者に緊急に支給する毛布、日用品セット、バスタオル等を確保しておく。

[住民]

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料の他に救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第4 個人備蓄

1 現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、市町村等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

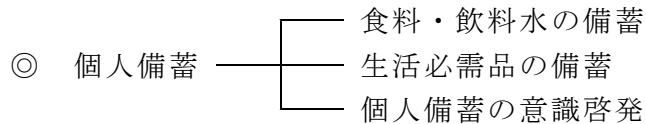
そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

2 基本方針

住民・事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料の他、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

県・市町村は広く住民・事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

3 対策



(1) 食料・飲料水の備蓄

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、3日程度の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。
なお、飲料水にあつては、1人1日当たり3リットルを基準とする。

また、備蓄にあつては、高齢者や乳幼児等の家族構成等に十分配慮するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努めるものとする。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておくものとする。

(3) 個人備蓄の意識啓発

[県（危機管理課、保健福祉部）、市町村]

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報誌や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に意識啓発する。

[住民、事業者等]

住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図ることとする。

第9項 津波災害予防計画

第1 津波に係る防災知識の普及

津波による人的被害を軽減するためには、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、住民が津波について十分に認識しておくことが重要となる。このため、県及び市町村は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

① 津波からの避難行動に関する知識

我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど。

② 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など。

③ 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど。

また、学校等においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等を踏まえ継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育は沿岸地域だけでなく県内全地域で行う必要がある。

さらに、県及び市町村では、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、津波浸水想定を設定するとともに当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

第2 津波を想定した防災訓練の実施

東日本大震災では、実際に避難所に避難した住民のほとんどが事前に避難訓練に参加した人達であり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。このため、県及び市町村は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

特に、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた

具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

第3 災害時要援護者への配慮

県及び市町村は、防災知識の普及、防災訓練を実施する際、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などの災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理)

第1項 災害応急体制整備計画

1 現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

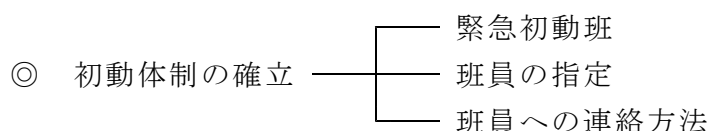
大規模地震では、職員の被災や交通機関、通信網の途絶等の事情により初動体制の困難性が予想されるため、これらの点を踏まえた体制づくりが重要である。

2 基本方針

災害発生における迅速な初動体制の確立、災害対策本部の設置、非常時の処理権限等、応急体制全般について所要の整備を図る。

3 対策

[県（関係各部等）]



(1) 緊急初動班

ア 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

イ 緊急初動班については総務部危機管理課が統括する。

ウ 緊急初動班は、本庁（知事部局、企業局、教育庁）及びその出先機関で組織する。

エ 緊急初動班は、震度4以上の地震が発生した場合に自主参集し、原課にて警戒体制をとる。

オ 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

(ア) 情報の収集及び幹部等への報告

(イ) 国（消防庁等）への連絡

(ウ) 非常体制への移行準備

(エ) 地震（震度4以上）に伴う津波情報等の対応

(2) 班員の指定

ア 班員は、通勤距離が5km以内の職員の中から毎年度指定する。

イ 班員は、震度4以上の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務箇所に自主参集する。

ウ 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練・研修会等を通じて周知を図る。

(3) 班員への連絡方法

班員への連絡については、震度情報ネットワークシステムにおいて電話、携帯電話等による通報体制を整備する。

◎ 非常時の処理権限の委譲

(1) 本庁の措置

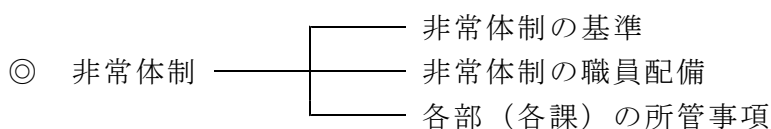
知事に事故ある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 副知事 第2位 総務部長 第3位 危機管理監

(2) 県民局の措置

局長に事故ある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 次長 第2位 協働推進室長



(1) 非常体制の基準

ア 震度5強以上の地震が発生した場合は、非常体制（県災害対策本部の体制）を設置する。

イ 災害対策本部の組織は、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地において本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(2) 非常体制の職員配備

ア 知事部局、企業局、教育委員会、警察本部の本庁及び出先機関の全職員が配備する。

イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。

ウ 勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告し、その指示を受ける。

エ 各所属長は、職員の配備状況を把握のうえ、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3) 各部（各課）の所管事項

- ア 岡山県災害対策本部規程第6条第2項の規定の他に、震災対策に関する各部（各課）の所管事項を定める。
- イ 各部（各課）の所管事項は、次の点を踏まえ定めるものとする。
 - (ア) 地震対策に関する法令の改正に対応する事項
 - (イ) 国の各省庁の事業に対応する事項
 - (ウ) 県地域防災計画（震災対策編）による新規・改正に対応する事項
 - (エ) 広域応援体制の実行に対応する事項

◎ 災害対策本部室の確保

(1) 地震により庁舎（本庁、局舎）が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは、代替本部室を確保するものとする。

(2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定するものとする。

- ア 耐震性を有し、本部要員の収容能力があり、長期使用が可能な施設であること。
- イ 通信手段及び非常電源の確保が図れること。
- ウ 幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

(3) 代替本部室の確保対策

県庁舎が損壊した場合に備え、県立図書館に代替本部室機能を持たせ、拠点機能の強化充実を図るとともに、広域防災拠点施設に併せて本部室のバックアップ機能の整備を図るものとする。

◎ 関係機関の整備

- 市町村及び防災関係機関の体制整備
- 防災関係機関相互の連携

[市町村、防災関係機関]

(1) 市町村及び防災関係機関の体制整備

市町村及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図るものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図るものとする。

◎ 津波警報・津波注意報による配備体制

[県]

津波は、海底を震源とする地震で起こり、日本近海又は外国沿岸の地震により県内沿岸に津波警報・津波注意報が発表されたときは、次により配備する。

ア 本庁 危機管理課、消防保安課、保健福祉課、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局

(警報時には、公聴広報課、総務学事課、財産活用課、県民生活交通課、情報政策課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁(総務課、財務課、学校振興課)、警備課が追加配備)

イ 出先機関 沿岸市を管轄する県民局・地域事務所、企業局工業用水道事務所

れるように努める。

また、震度情報などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をホームページや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送を通じて県民へ提供する機能の充実を図る。

エ 県は、岡山情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、ホームページ、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。

[市町村]

市町村は、住民等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

ア 市町村防災行政無線（同報系・移動系）の未整備市町村は、市町村防災行政無線設備を早急に整備する。

イ 非常災害時に、市町村（災害対策本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。

ウ その他住民への情報の伝達手段として有効なホームページによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。

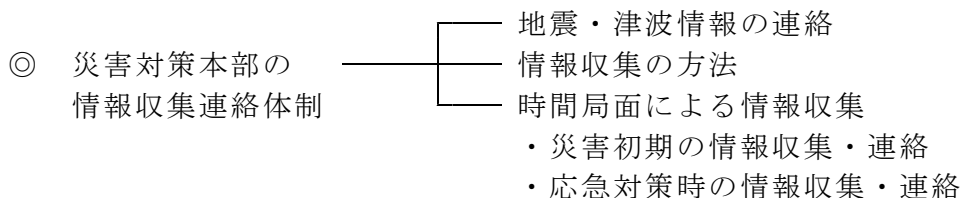
[防災関係機関]

防災関係機関は、無線機器を基本に、それぞれの業務に適した通信手段の整備・拡充を図る。

(2) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

これらのルートの利用にあたっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。



(1) 地震・津波情報の連絡

県は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により受信した緊急地震速報を県民局等に伝送する。

市町村は、J-ALERTにより受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

※全国瞬時警報システム（J-A L E R T、ジェイ・アラート）

津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、市区町村の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム。

（２）情報収集の方法

ア 被害情報の収集は、市町村から県民局を経由することを原則とするが、市町村は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部及び他の防災関係機関に連絡する。

イ 防災関係機関は、本部に情報連絡員を派遣し、情報交換の緊密化を図る。

ウ 県、県警察及び岡山市消防は、ヘリコプターを活用し、情報収集を行う。

エ 広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等を派遣し、情報を収集する。

オ 自衛隊の偵察出動による情報を収集する。

（３）災害初期の情報収集・連絡

ア 初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施するうえで重要であり、市町村等からの報告に加え、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

イ 初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

（ア）人命にかかる被害、医療機関等の状況

（イ）道路の状況

（ウ）生活関連（電気、水道、ガス）の状況

（エ）被害規模状況の把握のための情報

（４）応急対策時の情報収集・連絡

ア 防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、県、市町村及び防災関係機関が相互に連絡し情報交換を図る。

イ 被害情報については、市町村からの報告を県が取りまとめ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

第3項 救助、救急、医療体制整備計画

第1 救助

1 現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

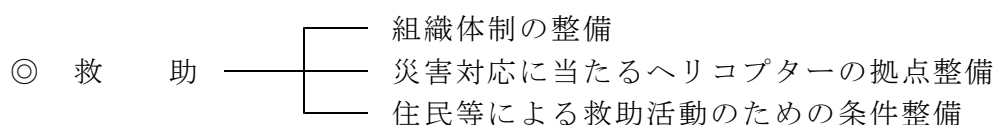
また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を住民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

2 基本方針

消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携の下に、災害時における救助の体制の確立に努めることとする。

また、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

3 対策



(1) 組織体制の整備

[県（危機管理課、消防保安課）]

県は、広域的な応援要請・調整を行うための情報収集連絡体制の整備を図るとともに、生存者の発見を効率的に行うため必要が生じた場合に、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制するサイレントタイムの設定に関し、関係機関と調整を図りながら検討を進める。

[市町村]

市町村は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成する。

[消防機関、県警察]

消防機関、県警察は、災害時に救助隊を迅速に組織、派遣するためのマニュアルを作成する。

(2) 災害対応に当たるヘリコプターの拠点整備

[県（消防保安課）]

現在、県下で災害対応に当たるヘリコプターのうち、県消防防災ヘリコプターと県警ヘリコプター、岡山市消防ヘリコプターが同じ岡南飛行場を拠点としてい

る。地震・津波災害発生時にこの3機が同時被災し、航空機による救助活動に支障が出ることを避けるため、県消防防災ヘリコプター拠点の岡山空港への移転・整備を進める。

(3) 住民等による救助活動のための条件整備

[市町村]

市町村は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第2 傷病者搬送

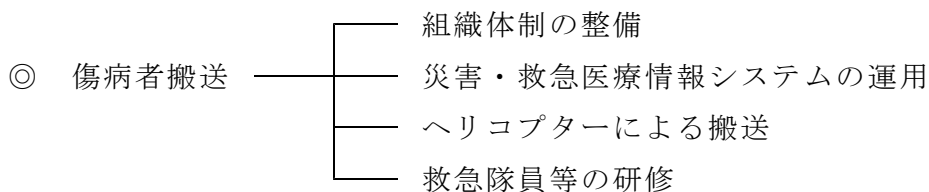
1 現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

消防機関、医療機関、保健所等の総合調整を行う県災害医療本部及び地域災害医療本部を設置し、災害時医療情報の収集・伝達体制を確立するとともに、緊急傷病者搬送を行うためのヘリコプター等の確保に努めることとする。

3 対策



(1) 組織体制の整備

[県（消防保安課、保健福祉部）]

県は、災害時において、災害対策本部の下に県災害医療本部を、また地方災害対策本部の下に地域災害医療本部を設置し、傷病者搬送に関して、保健所、医療機関、消防機関等の総合調整が円滑に行われる搬送体制を整備する。

[県公安委員会]

県公安委員会は、緊急車両等による緊急輸送のため必要な条件整備を行う。

[消防機関]

消防機関は、関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 災害・救急医療情報システムの運用

[県（消防保安課、保健福祉部）、市町村、消防本部、医師会、各医療機関]

県、市町村、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用することとする。

(3) ヘリコプターによる搬送

ア ヘリコプターの確保

[県（消防保安課、保健福祉部）]

県は、道路交通網の寸断時又は遠隔地への搬送について、県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院や岡山市等航空機保有者等の協力を得て、災害時におけるヘリコプター輸送の確保を図る。

イ ヘリポートの整備

[県（保健福祉部）、災害拠点病院]

県及び災害拠点病院は、災害拠点病院のヘリポート施設の整備に努めるものとする。なお、ヘリポート施設が整備されるまでの間は、緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図ることとする。

[市町村]

市町村は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図ることとする。

ウ ヘリコプター基地の整備

[県（消防保安課）]

県は、広域応援等で来援したヘリコプターの支援を行う基地を岡山空港に整備する。

(4) 救急隊員等の研修

[消防機関]

消防機関は、災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第3 医療体制

1 現状と課題

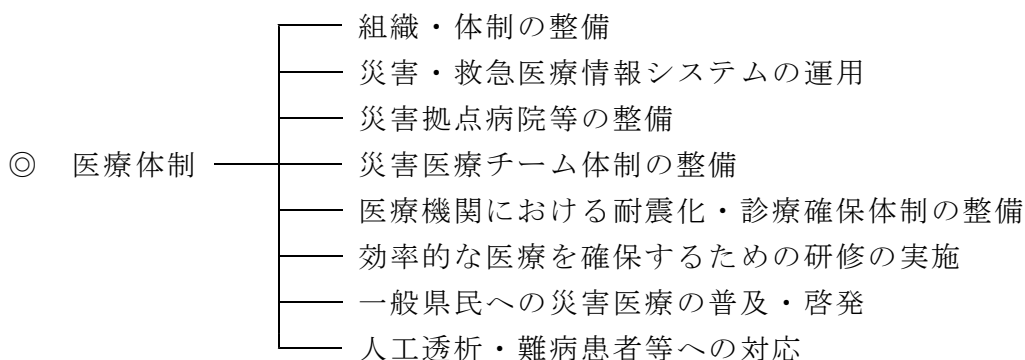
大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これら体制の整備を図る必要がある。

また、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、県民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

2 基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために災害・救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、さらに災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

3 対策



(1) 組織・体制の整備

[県（消防保安課、保健福祉部）]

県は、県災害医療本部、地域災害医療本部の円滑な設置、運営に資するとともに、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護活動、DMAT指定機関との「おかやまDMATの出動に関する協定書」に基づく災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣、災害拠点病院による医療救護活動など、関係者との円滑な連携を図るものとする。

また、県消防防災ヘリコプターの活用、ドクターヘリの基地病院や岡山市等ヘリコプター保有事業者等との連携による傷病者等の搬送体制の整備を図るものとする。

(資料編 1105 県保健福祉部関係 ((1)～(3)))

(2) 災害・救急医療情報システムの運用

[県(保健福祉部)]

県は、市町村、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ災害・救急医療情報システムの迅速かつ的確な運用を図り、災害時において医療機関の被災状況、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握できる体制を強化する。

さらに、当該システムについて通信体制の多重化を図るとともに、他都道府県とのネットワーク化を図る。

[市町村]

市町村は、当該市町村内の医療機関、消防機関、地元医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、当該市町村内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

[医療機関]

医療機関は、災害・救急医療情報システムへの参画に協力するとともに、震災時に登録済み情報が即時活用できるよう、平時から最新の医療情報を入力する。

(3) 災害・救急医療拠点病院等の整備

[県(保健福祉部)]

県は、指定した次の災害拠点病院(基幹災害医療センター、地域災害医療センター)を順次整備することにより、被災した地域の継続的な医療供給を確保する。

- ・基幹災害医療センター：県下で1病院
- ・地域災害医療センター：二次医療圏で1病院以上(県内7病院)

ア 機能

- ・高度の診療機能・広域搬送の対応機能
- ・医療救護チーム派遣機能・応急用資機材貸出し機能・研修機能(基幹災害医療センターのみ)

イ 整備

- ・耐震補強・備蓄倉庫・自家発電装置
- ・受水槽・ヘリポート
- ・研修スペース(基幹災害医療センターのみ)

[医療機関]

災害拠点病院は、災害・救急医療情報システムや緊急電話等により、近隣医療機関との間で傷病者の受け入れ、搬出が円滑に行われるよう連携の強化に努めるものとする。

(4) 災害医療チーム体制の整備

[県（保健福祉部）]

県は、県医師会との「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づく災害医療チーム体制の構築に努めるものとする。

また、災害急性期の迅速な医療救護活動に資するため、DMATを保有する災害拠点病院等をDMAT指定機関として指定し、DMATの運用に関する必要な事項を定めた「おかやまDMATの出動に関する協定書」を締結するとともに、研修や資機材整備等の支援を行うなど、災害拠点病院等による災害医療チーム整備を促進する。

[県医師会]

県医師会は、県との「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づく医療救護班の編成及び派遣に資するため、災害医療救護計画を策定するものとする。

[DMAT指定機関]

DMAT指定機関は、DMAT研修等への積極的な参加を通じ、災害時医療救護要員の確保に努めるとともに、災害時における医療救護活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(5) 医療機関における耐震化、診療確保体制の整備

[医療機関]

医療機関は、次の災害予防対策の実施に努めるものとする。

- ア 施設の耐震診断の実施と、その耐震化の整備
- イ 貯水槽、非常用発電等の整備
- ウ 医療設備の転倒防止のためボルト止め等の実施
- エ 災害発生時対応マニュアルの策定と訓練の実施
- オ 携帯電話の設置など通信体制の多重化の整備

(6) 効率的な医療を確保するための研修の実施

[県（保健福祉部）、医療機関及び日本赤十字社岡山県支部]

県、基幹災害医療センター（岡山赤十字病院）及び日本赤十字社岡山県支部は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修会を実施する。

また、各医療機関はそれらの研修会への積極的な参加等により、医療関係者の資質の向上に努める。

等) は、県と連携をとり医薬品等の確保に努める。

〈必要な医薬品等の種類〉

- ・災害後 1～2 日で必要と思われる医薬品等は、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いるものである。
- ・災害後 3 日目以降で必要と思われる医薬品等は、避難所の被災者に対する風邪薬、胃腸薬等の一般常備薬及び高血圧薬、糖尿病薬等の慢性疾患を中心としたものである。

(2) 医療用血液の確保

[県赤十字血液センター]

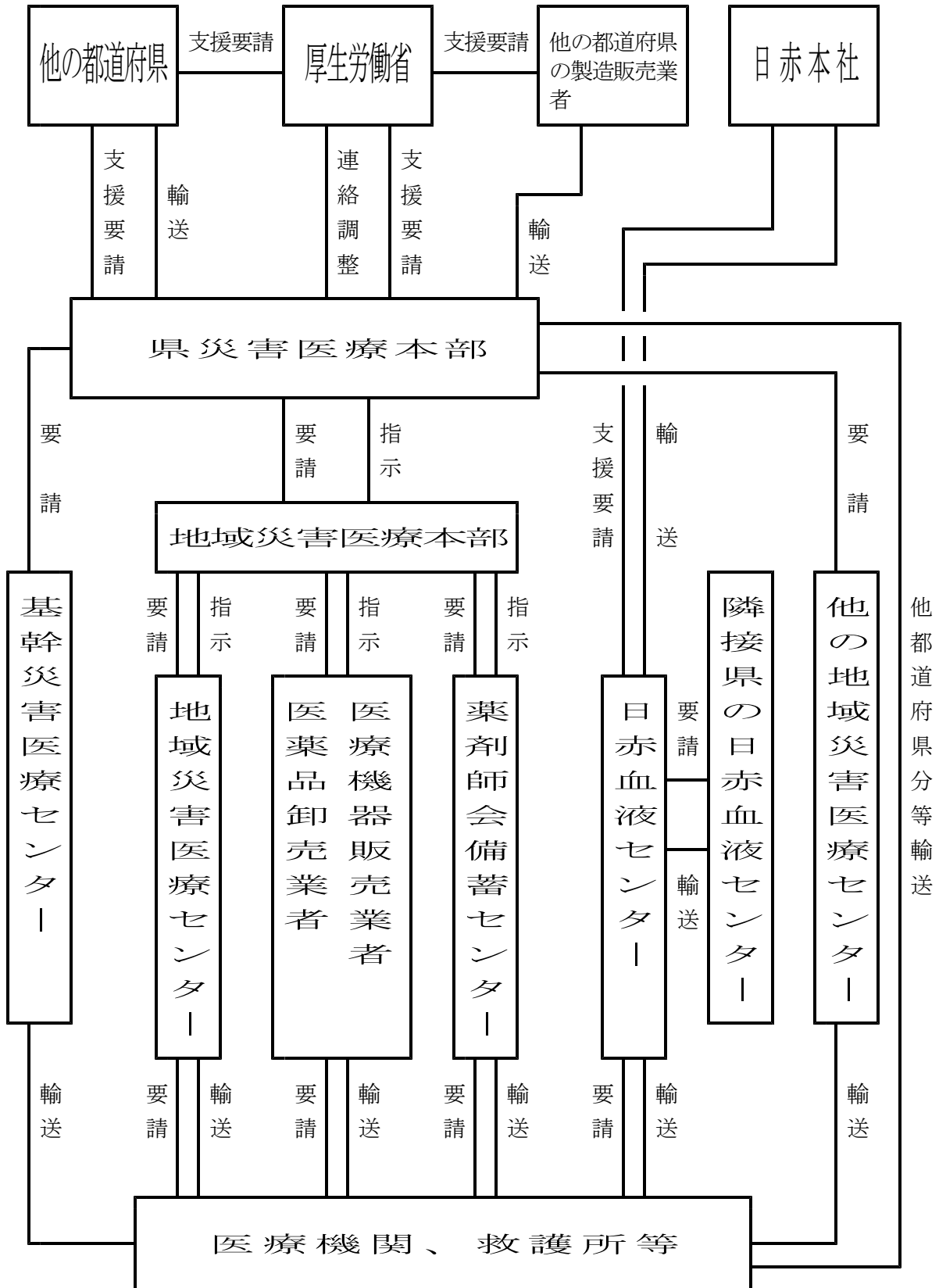
県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、市町村、県医師会及び県病院協会等との連絡体制の確立に努める。

また、県赤十字血液センターは、隣接県の血液センターとの協力体制の確立に努める。

[県（保健福祉部）]

県は、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう赤十字血液センター等との連絡体制の確立に努める。

救急医薬品等の確保供給体制



第4項 避難地及び避難路等整備計画

1 現状と課題

地震発生時に避難する一次避難地、広域避難地及びこれら避難地に至る避難路は、あらかじめ指定し、標識等によりわかりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底し、万一に備えることが必要である。しかし、避難路の指定及び避難地の標示等について十分とは言えない状況である。

このため、避難地及び避難路を指定した避難計画を策定し重点的に整備する必要がある。

2 基本方針

市町村は、避難地及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、避難地への案内を表示する標識等の設置に取り組む。また、国、県及び市町村は避難地及び避難路の重点的な整備を図る。

3 対策

- ◎ 避難地の整備

 避難地の指定
避難地の整備

- ◎ 避難路の整備

 避難路の指定
避難路の整備

第1 避難地の整備

市町村ごとに、地域の実情に即した避難地の整備を推進するものとする。

(1) 避難地の指定

[市町村]

市町村は、公園、学校等公共施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形等に応じ、必要な数、規模の避難地を選定し、その管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

指定に当たっては、次の点に配慮する。

ア 立地距離、面積

(ア) 一次避難地は、徒歩15分以内（おおむね1km以内）で到達できる範囲に設けるものとする。

(イ) 市街地にあつては、おおむね1km四方の区域に1箇所の一次避難地を指定し、可能な限り区域の中央部とする。

(ウ) 一次避難地の面積は、避難住民の数に応じ必要な大きさとするが、おおむね1ha以上を基準とする。

(エ) 広域避難地は、徒歩40分以内（おおむね3km以内）で到達できる範囲に設けるものとする。

(オ) 広域避難地の面積は、おおむね10ha以上を基準とする。

イ 安全性

- (ア) 危険物施設の近くでないこと。
- (イ) 近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること。
- (ウ) 近くの建物が倒れても安全な広さがあること。
- (エ) 傾斜地でないこと。
- (オ) 高圧線などがないこと。
- (カ) 河川、低地及び崩落しやすい崖付近でないこと。

ウ 物資供給、情報伝達等の容易性

- (ア) 被災者の保護、救援についての初動態勢が容易に整うこと。
- (イ) 食料、飲料水、医薬品等の搬入が容易であること。
- (ウ) 災害対策本部との情報交換手段が確保されていること。地震のため不通となった場合でも容易に復旧できること。

(2) 避難地の整備

[市町村]

市街地における緑とオープンスペースは避難地の確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、避難地には、避難地であることの表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう避難地出入口部分の整備やその開放等管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

第2 避難路の整備

(1) 避難路の指定

[市町村]

市町村は、市街地の状況に応じ、住民の理解と協力を得て、次の基準により避難路を指定する。指定に当たっては、避難路が災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定するとともに、避難路には避難地への案内標識等を設置するよう努める。

ア 一次避難地への避難路は、十分な幅員を有する道路とする。

イ 一次避難地から広域避難地への避難路は、おおむね15m以上の幅員を有するものを基準とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道で十分な幅員を有するものは指定することができるものとする。

ウ 避難路は、相互に交差しないものとする。

エ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。

オ 避難路は、アーケードが設置されていない道路とする。また、窓ガラス、看板等の落下物についても考慮する。

(2) 避難路の整備

[国、県（農林水産部、土木部）、市町村]

市街地における道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや避難地の方向の表示を各所に行い、避難地への速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第5項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

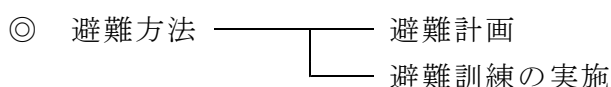
阪神・淡路大震災においては、火災が同時多発しており、まず、行政と住民とが一体となって出火防止、初期消火等の措置が重要である。

しかし、木造家屋が多いわが国では、火のまわりが早く、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶ場合も考えられる。したがって、その危険がある地域の住民、併せて津波の影響を受ける沿岸地域、崖くずれ、落石の恐れのある地域の住民にあっては、早期に安全な場所への避難が必要となる。

2 基本方針

市町村長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

3 対策



(1) 避難計画

[市町村]

市町村は、避難地、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、避難所設置予定施設の管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図るものとする。

なお、避難計画策定にあたっては、災害時要援護者へ十分配慮するものとする。

[町内会等]

あらかじめ町内会等においては、自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に介助が必要と思われる災害時要援護者等の把握に努める。

[大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者]

施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアルを作成する。

なお、避難誘導マニュアル策定にあたっては、災害時要援護者へ十分配慮するものとする。

(2) 避難訓練の実施

[市町村]

市町村は、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。

[町内会等]

地域住民は、市町村等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

[大型小売店、駅、学校、社会福祉施設等の管理者]

避難誘導マニュアルに基づき避難誘導訓練を実施する。

第2 避難所の設置

1 現状と課題

現在、県内において2,800箇所余りの避難所が指定されている。阪神・淡路大震災においては、予想外の多数の被災者が長期間にわたって避難したが、良好な環境は確保されていなかった。特に、飲料水、トイレ、風呂、電気、ガス、上下水道、電話、テレビ、ラジオ等の設備について整備が不十分であった。本県においても、大震災が発生し、多数の被災者が長期に渡り避難所に避難した場合を想定し、量的にも質的にも整備された避難所を確保しておく必要がある。

2 基本方針

市町村長は、あらかじめ避難所の指定を行い、広報紙等により住民に周知を図るとともに、平常時には施設設備の整備及び生活物資の確保を行い、日頃から整備状況や在庫状況をよく確認しておく。災害時には避難所において資機材や生活物資等が不足することも予想されるので、各市町村において調達業者の確保を図っておく。他にもできる限りの準備を行い、災害時における住民の生命、身体の安全及び良好な避難生活の確保に努める。

3 対策

- ◎ 避難所の設置
 - 避難所の設置の事前指定・周知
 - 避難所の施設設備の整備
 - 避難所における生活物資の確保
 - 避難所設置マニュアルの策定

(1) 避難所予定施設の事前指定・周知

[市町村]

市町村は、公民館、公園、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形等及び想定される地震の規模に応じ必要な数、規模及び次の①～④の条件を満たす避難所を、その設置者の同意を得た上であらかじめ指定し、平素から広報紙等を通じ、また所要の箇所への表示板を設置する等により、住民への周知徹底に努めるものとする。

避難所設置予定施設として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、建物が被災した場合の安全確認に備えて、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておくとともに、昭和56年5月末以前に建築確認を受けた建物については早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修に努めるよう管理者に働きかけるものとする。

これらの適当な施設を得難いときは、野外に天幕又は仮設住宅を設置して開設し、また、市町村内に適当な建物又は場所がない場合は、近隣市町村への委託、近隣市町村の施設の借上げ等により設置することとし、業者や近隣市町村との協定等の整備に努める。

また、市町村は、あらかじめ、災害時要援護者等で避難場所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難することができる福祉避難所の指定に努めるものとする。

(避難所の指定条件)

- ① 地区住民を十分収容することのできる面積を有すること。
- ② 崖崩れ、地滑り、河川の氾濫、津波等の危険が見込まれる地域を避けて指定する。また、危険物施設の近くや上空に高压線があるところは避けること。
- ③ 避難所として使用する建物は、耐震、耐火性の高い建物を優先して選定すること。また、建物が地震により使用不可能となる可能性も考慮し、隣接して空地があることが望ましいこと。
- ④ 避難生活が数週間以上に及ぶことも考えられるため、避難所は物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定すること。

(2) 避難所の施設設備の整備

[市町村]

市町村は、避難所予定施設において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、防災無線等の通信機器等、避難所の開設に必要な施設設備及び換気、照明等避難生活の環境を良好に保つとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など女性や子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備に努める。また、災害時要援護者に配慮してスロープ等の施設の整備にも努めるとともに、必要に応じて家庭動物の受入に配慮するものとする。なお、緊急の際の避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておく。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を

図るものとする。

市町村は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめN T T西日本事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 避難所における生活物資の確保

[市町村]

市町村は、指定した避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(4) 避難所設置マニュアルの策定

[市町村]

市町村は、災害時における避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図るものとする。

ア 避難所の開設・管理責任者、体制

イ 開設にあたっての当該施設の安全性の確認方法

ウ 本部への報告、食料・毛布等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ その他開設責任者の業務

第3 運営体制

1 現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。

また、学校が避難所となるケースがほとんどであり、教職員が中心となって運営に努めた。本県でも同様に学校が避難所となる場合が多いと思われるが、施設の管理者及び職員（校長、教員等）は避難所運営においてどのような位置づけとなるかが定かでない。

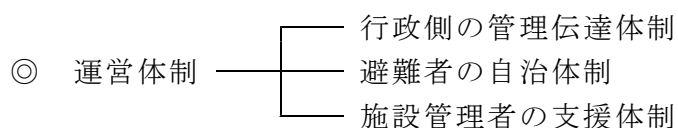
また、避難所の運営には避難者それぞれが主体的に参加していく必要があり、そのために必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

2 基本方針

避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

避難所設置施設の職員は、避難所である間は通常業務の実施は困難であるため、避難所の管理運営を行い、又はそれに協力しつつ、再開に向けた準備を行う。運営に当たっては、避難者、市町村、施設管理者の三者間で協議等を行うことにより、円滑な運営を図る。

3 対策



(1) 行政側の管理伝達体制

[市町村]

市町村は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高いうえ、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

(2) 避難者の自治体制

[市町村]

市町村は、避難所運営の円滑を図るため、運営の中心となる自主防災組織等の既存組織と協議し、予定される避難所ごとに次の内容について事前に「避難所運営マニュアル」を作成する。避難所設置の際は、当該マニュアルに沿って円滑な運営が行われるようにする。

なお、マニュアルの作成に当たっては、避難所運営における女性の参画や最大限災害時要援護者への配慮をするとともに、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

ア 避難者の自治組織（立上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項

イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ 避難状況の確認方法に係る事項

エ 避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ その他避難所生活に必要な事項

カ 平常体制復帰のための対策

- 事前周知、自治組織との連携
- 避難者の生活と授業環境の確保のための対策
- 避難所の統合・廃止の基準・手続等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

[避難所設置施設の管理者]

避難所設置施設の管理者は、避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、市町村や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加するものとする。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第6項 災害救助用資機材の確保計画

1 現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。

2 基本方針

対策の概要は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていくこととする。

3 対策

[県（土木部）]

県は、救助活動に有効であると考えられるパワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、（社）岡山県建設業協会やリース会社など関係団体と重機類等の借上に関する協定の締結に努めるものとする。

[市町村]

市町村は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上に関する協定の締結に努めるものとする。

[県警察、消防機関]

ア 県警察及び消防機関は、ファイバースコープやエアーカッター等災害救助用資機材の整備・充実を図ることとする。

イ 県警察は、各警察署・交番・駐在所の災害警備用装備資機材の整備充実を図ることとする。

第7項 建設用資機材の備蓄計画

1 現状と課題

資機材の備蓄については、県下20箇所の水防倉庫での水防活動を想定したものを中心としており、阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

2 基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、(社)岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用することとし、県及び市町村においては、初期活動に必要な最小限の資機材の備蓄に努める。

3 対策

(1) 備蓄

[県(土木部)]

県においては、県下に20箇所ある水防倉庫を中心に、初期活動に必要な必要最小限の資機材の備蓄に努める。

なお、備蓄に当たっては、(社)岡山県建設業協会など関係団体における資機材の保有状況を調査し、これらとの整合性を図る。

[市町村]

市町村においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄計画を定める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄計画の策定にあたっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調達

[県(土木部)]

県においては、(社)岡山県建設業協会など関係団体における資機材の保有状況を調査把握し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう協定等の締結を検討するとともに、近隣県との相互応援に関する協定に基づき、他県からの資機材の調達についても積極的に活用する。

[市町村]

市町村においては、当該市町村区域内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、備蓄計画と併せた総合的な資機材の確保対策を講じる。

第8項 地域防災活動拠点整備計画

1 現状と課題

大規模災害時に避難場所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

2 基本方針

県、市町村はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。

3 対策

(1) 県の整備

県は、次のような広域防災拠点の整備に努める。

- ア 長期的な物資の流通配給基地
- イ 関係機関（警察、消防、自衛隊等）の応援隊の活動基地
- ウ 県庁が使用不能となる場合を想定し、通信手段を考慮した代替本部機能
- エ 消防防災ヘリコプター広域応援受援拠点の整備

(2) 市町村の整備

市町村は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

- ア 物資等の集積基地
- イ 救急、救援の活動基地
- ウ 災害ボランティア等の受入れ施設
- エ ヘリポート施設

第9項 消防等防災業務施設整備計画

1 現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

2 基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

3 対策

(1) 警察

- ア ヘリコプターテレビシステムの充実を図る。
- イ ヘリコプターの活動拠点を県内各地域に設置する。
- ウ 災害時における警察の主な任務である救出救助及び交通規制に要する装備資機材の整備に努める。
- エ 広域緊急救助隊の装備資機材整備に努める。

(2) 消防

- ア 管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。
 - (ア) 防火水槽、耐震性貯水槽の整備
 - (イ) 池、河川等の自然水利の活用を図る措置
 - (ウ) プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置
 - (エ) 道路横断用のホース保護具等の整備
- イ 消防防災ヘリコプターの活動拠点を警察と連携を図りながら県内各地域に設置する。
- ウ 消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。
- エ 緊急消防援助隊用の特殊車両の整備を図る。
- オ ファイバースコープ等の災害救助用資機材の整備を図る。

(3) 自衛隊

- ア 自衛隊が行う救援活動の資機材の整備、充実を図る。
- イ ヘリコプター利用に備えてヘリポート適地を調査する。

第10項 広域的応援体制整備計画

1 現状と課題

大規模災害においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの応援が必要になる。

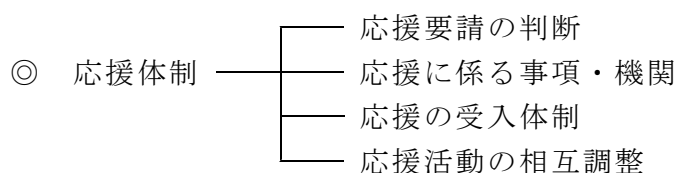
応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じた応援隊や資機材を考慮するほか被災地の受入体制等についても検討を加えておかなければならない。

2 基本方針

大規模災害を想定し、広域の応援体制を措置しておく必要がある。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、応援マニュアルを作成する。

3 対策



(1) 応援要請の判断

ア 応援要請は被災市町村長が判断をすることを原則とする。

イ 地震被害は市町村域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができるものとする。

(2) 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請するものとする。

ア 県内相互応援

(ア) 県は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、被災市町村から要請があった場合には、消防防災ヘリコプターを出動させ、市町村の行う消防業務を支援する。

(イ) 知事は、特に必要があると認めるときは、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を指示する。

(ウ) 岡山県下消防相互応援協定の活用を図る。

イ 県外からの応援

(ア) 自治体の応援

災害時の相互応援に関する協定に基づき、隣県やブロック単位の応援を受ける。

また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく救助の応援を受ける。

- (イ) 警察の応援
広域緊急援助隊等の応援を受ける。
- (ウ) 消防の応援
緊急消防援助隊等の応援を受ける。
- (エ) 自衛隊の派遣要請
自衛隊の派遣要請は、市町村からの要請を待つことなく迅速に行う。

(3) 応援の受入体制

- ア 自治体応援の受入れは、県又は市町村が行う。
県は、災害時の相互応援に関する協定に伴い、応援を受ける場合及び他県を支援する場合を考慮して、岡山県災害対策本部規程の各部（課）の所管事項を整備する。
- イ 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。
警察…広域緊急援助隊
消防…緊急消防援助隊等
- ウ 自衛隊の受入れは、基本的には被災市町村とするが、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリポートについて総合的に調整する。

(4) 応援活動の相互調整

- ア 警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとり合い災害情報等の共有に努めるものとする。
- イ 人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行うものとする。

◎ 広域的な相互応援体制の確立

- (1) 災害の発生により、被災県独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他の県と広域の相互応援に関する協定の促進を図る。
- (2) 「災害時の相互応援に関する協定」については、中国地方5県と平成23年1月11日（平成7年7月13日に締結した協定の見直し）に、中国・四国地方9県と平成7年12月5日に、全国都道府県と平成19年7月12日（平成8年7月18日に締結した協定の見直し）に、それぞれ協定を締結しており、その概要は次のとおりである。
 - ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
 - ウ 救援、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
 - エ 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
 - オ 被災者を一時収容するための施設の提供

その他、香川県と昭和48年5月10日に、兵庫県と平成8年5月31日に「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

また、ヘリコプターに関しては、中国地方5県と平成23年3月1日に、香川県と平成23年8月30日に「消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

- (3) 中国地方5県及び中国・四国地方9県では、災害時の相互応援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日から導入しており、平素から、カウンターパート県等との交流を深め、有事の際における応援体制の確立を図る。
- (4) 中国地方5県、中国・四国地方9県、全国都道府県等との連携・調整を図りながら、大規模広域的災害時における実効性をより高めるため、相互応援体制の不断の見直しを行う。
- (5) 消防広域応援体制の充実については、他県から緊急消防援助隊が派遣された場合に設置する消防応援活動調整本部を防災・危機管理センターに併設し、災害対策本部等とのより緊密な連携を確保するとともに、消防救急無線のデジタル化に伴い通信システムを整備することで、防災対策力のさらなる強化を図る。
- (6) 東海・東南海・南海地震による大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、県南と県北の連携を考えた防災対策について検討を進める必要がある。

第11項 外国からの支援受入体制整備計画

1 現状と課題

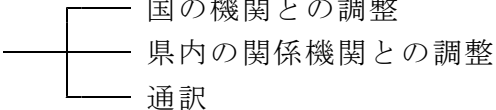
外国からの支援については、外交ルートを通じて行われるもののほか、姉妹都市や日系人団体からの自発的支援が考えられる。

ことば等の課題もあり、被災地への案内や応急活動について防災機関との連携、受入体制を整備する必要がある。

2 基本方針

外国からの支援については、国の防災基本計画に従い、外務省ほか関係省庁と協議し、対応する。

3 対策

- ◎ 救助隊等の人的支援 

(1) 国の機関との調整

次の事項については外務省ほか国の関係省庁の指示又は連絡により対応する。

- ア 外国からの支援対応、外国人の入国及び捜査犬の動物検疫等
- イ 通訳
- ウ 被災地までの移動方法等

(2) 県内の関係機関との調整

- ア 支援活動の範囲、現場案内等については、国の指示等に基づき必要に応じて県内の関係機関で協議するものとする。
- イ 通訳については、必要に応じて県内の留学生の協力を得る。

◎ 救援物資等

救援物資等は、県外又は県内の送達が考えられ、いずれかの到着地から被災地までの搬送等については国の方針に従い対応する。

- (ア) 到着地（空港、港）における防疫等の措置
- (イ) 航空・通関業者等の費用の無料化
- (ウ) 到着地から被災地までの輸送手段、運送費の扱い

第12項 行政機関防災訓練計画

1 現状と課題

災害を最小限度に止めるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、必ずしも全ての市町村では実施されてはいない状況にある。

このため、県は市町村をはじめとする防災関係機関との連携による災害対策はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや、年1回以上各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

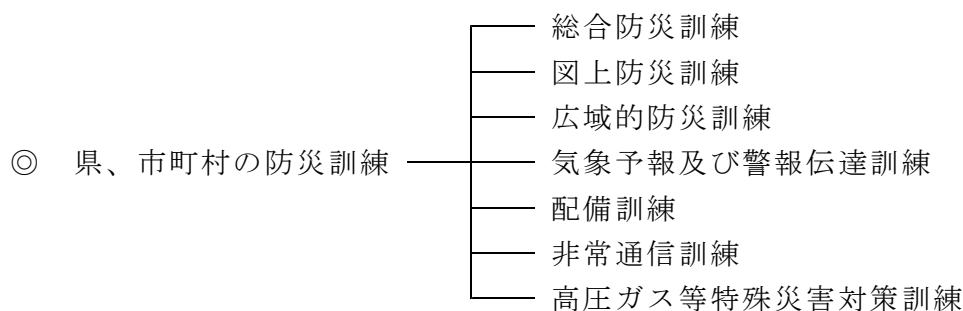
2 基本方針

地震・津波災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、県及び市町村は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及びボランティア団体等の参加を得て、緊密な連携の基に各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、県民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、県及び市町村等の防災体制等の改善を行う。

3 対策



(1) 総合防災訓練

大規模な地震・津波災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア 訓練参加機関

- ・ 県、警察、市町村、消防機関、自衛隊
- ・ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- ・ 医療、看護等の関係団体
- ・ 町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ 訓練項目

- ・ 防災意識の高揚

- ・住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
- ・防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
- ・防災関係機関による応急対策訓練
- ・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
- ・ライフライン等の確保訓練
- ・避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
- ・災害対策本部訓練
- ・広域応援要請訓練

ウ 訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 図上防災訓練

大規模な地震・津波災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

- ・災害情報収集及び伝達訓練
- ・ヘリコプターテレビシステムの映像等の情報伝達訓練
- ・災害ボランティア対応訓練

(3) 広域的防災訓練

災害時の相互応援協定に基づき隣県と、又は広域的に、次の防災訓練を実施する。

- ・応援要請訓練
- ・情報連絡訓練
- ・応援隊の受入訓練
- ・支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(4) 気象予報及び警報伝達訓練

気象予報及び警報を県（出先機関を含む。）及び全市町村に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

(5) 配備訓練

ア 県は、緊急初動班員の配備及び情報収集・伝達等の訓練を行う。

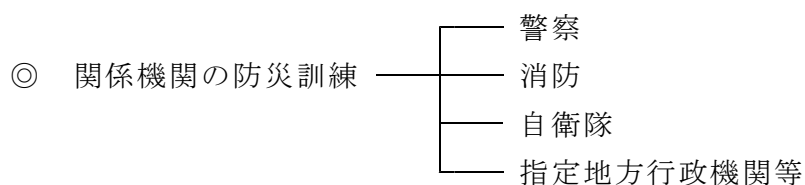
イ 市町村は、職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(6) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。

(7) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

県・市町村は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。



(1) 県警察

ア 災害警備計画に基づく一般部隊（救出・救助部隊等）の実践的な訓練を実施する。

イ 広域緊急援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。

(2) 消防

ア 岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。

イ 緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。

ウ 消防職員の非常招集訓練等を実施する。

(3) 自衛隊

派遣要請があった場合に救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、総合防災訓練に参加するほか、部隊での訓練を実施する。

(4) 指定地方行政機関等

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第13項 津波避難計画

第1 避難及び避難情報等の伝達

東日本大震災では、15,000人以上にも及ぶ尊い命が犠牲となったが、その内の90%以上が溺死であり、津波による被害がいかに甚大なものであったことが分かる。津波に対しては、住民の命を守ることを最優先に避難を中心とした対策に取り組む必要がある。

本県の場合、想定されている南海トラフの震源から距離があり、地震発生後津波到達までに約2時間程度の時間があるという特徴を踏まえ、自分はどこにどう避難するか等、各県民が避難に関する基本的なことを把握しておく必要がある。

迅速・的確な避難のため、市町は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるとともに、県をはじめ防災関係機関等の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

さらに、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、津波警報、避難勧告等の伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとし、その際には高齢者や障害のある人等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮するものとする。

第2 津波避難誘導計画の策定

津波被害の可能性がある市町は、津波発生時において住民が迅速・的確に避難できるよう、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難誘導計画の策定等を行うとともに、その内容を住民等へ周知徹底を図るものとする。なお、徒歩による避難を原則とするが、津波到達時間、避難所までの距離、災害時要援護者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、あらかじめ警察と十分調整を図った上で、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

第3 避難所、津波避難ビルの指定等

市町は津波災害に対する避難所を指定するに当たっては、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所にある施設を指定し、併せて住民への周知徹底に努めるものとする。やむを得ず津波による被害のおそれのある施設を避難所に指定する場合は、建築物の対浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など住民の安全のために必要な対策を図るものとする。また、津波到達時間や地形的条件等から、避難が困難と想定される地域等においては、緊急的・一時的な避難施設として津波避難ビル等の指定に努めるものとする。津波避難ビル等の指定に当たっては、迅速に避難できるよう施設管理者と調整するとともに、外部階段の設置等、設備の整備に努めるものとする。併せて、津波から迅速・的確に避難できるよう避難路・避難階段等の整備も図っていくものとする。

第3節 地震・津波に強いまちづくり

第1項 建物、まちの不燃化・耐震化計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、住宅・建築物等の安全の確保という大原則が再認識された。昭和56年6月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、県内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上に対し、都市計画区域を指定している市町村においては、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要であることも認識した。

さらに、大地震の際には、落下物、ブロック塀等の倒壊による被害も想定され、これらの対策が重要であることについても再認識した。

2 基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されていると言える。

しかし、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくく、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定レベルに食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要である。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素がかかわり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

また、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。また、都市計画区域外の地域においても建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、避難地の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図りさらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難地として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり積極的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画

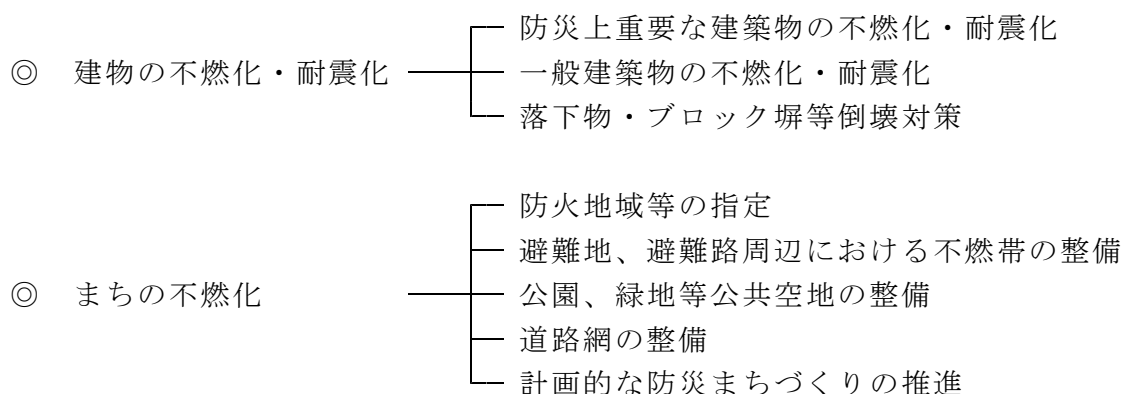
整理事業、市街地再開発事業など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくりの方針を市町村都市計画マスタープランに位置付けることが望ましい。

また、県、市町村は地震防災緊急事業五カ年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性向上に努める。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

3 対策



第1 建物の不燃化・耐震化

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

[国、県（関係各部等）、市町村、施設管理者]

国、県、市町村及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災上重要な建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和56年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

（資料編 1006 建築物の耐震対策（(1)～(2)））

(2) 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

[特定行政庁]

特定行政庁は、一般の住宅・建築物について、建築基準法に基づき不燃化が図られるよう指導及び助言を行う。

[所管行政庁]

所管行政庁は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123

号)に定められている劇場、百貨店等多数の者が集まる特定建築物については、その所有者に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

[県、市町村]

県、市町村は、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(3) 落下物・ブロック塀等倒壊対策

[特定行政庁]

特定行政庁は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、崩落のおそれのある大規模な吊り天井を有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。

さらに、ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民に対し啓発するとともに、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。

第2 まちの不燃化

(1) 防火地域等の指定

[市町村]

都市計画区域内において指定されている防火地域は、火災が起きた場合にその火災を極力他の建築物に及ぼさないように、地域によって集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定されたものであり、建築物の密集した火災危険度の高い市街地の区域について指定することとされ、平成22年3月末現在で、岡山市、倉敷市、玉野市、総社市の4市で382.4haが指定されている。また、都市計画区域内の防火地域に準じ火災防止上必要な地区は、準防火地域に指定することとされ、先述の4市に、津山市、高梁市、新見市を加えた7市で1,796.3haが指定されている。

都市計画区域内の市町村は、今後も必要に応じて、防火地域、準防火地域を拡大するとともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。また、都市計画区域外の市町村においても、この考え方で建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。

(2) 避難地、避難路周辺における不燃帯の整備

[市町村]

避難地や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、避難地、避難路だけではなく避難地の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要である。

市町村は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

[市町村]

公園、緑地等都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時には、避難地、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、都市計画区域内の市町村は、公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図ることとし、その他の市町村も同様の整備、促進に努める。

(4) 道路網の整備

[国、県（農林水産部、土木部）、市町村]

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

(5) 計画的な防災まちづくりの推進

[市町村]

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、都市計画区域を指定している市町村は、市町村都市計画マスタープランの中に防災まちづくりの方針を盛り込むことが望ましい。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難地、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、都市計画マスタープランに当面の整備目標として位置付けるとともに、その整備に努める。

総点検は、次の視点から実施する。

道路 … 避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。

また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

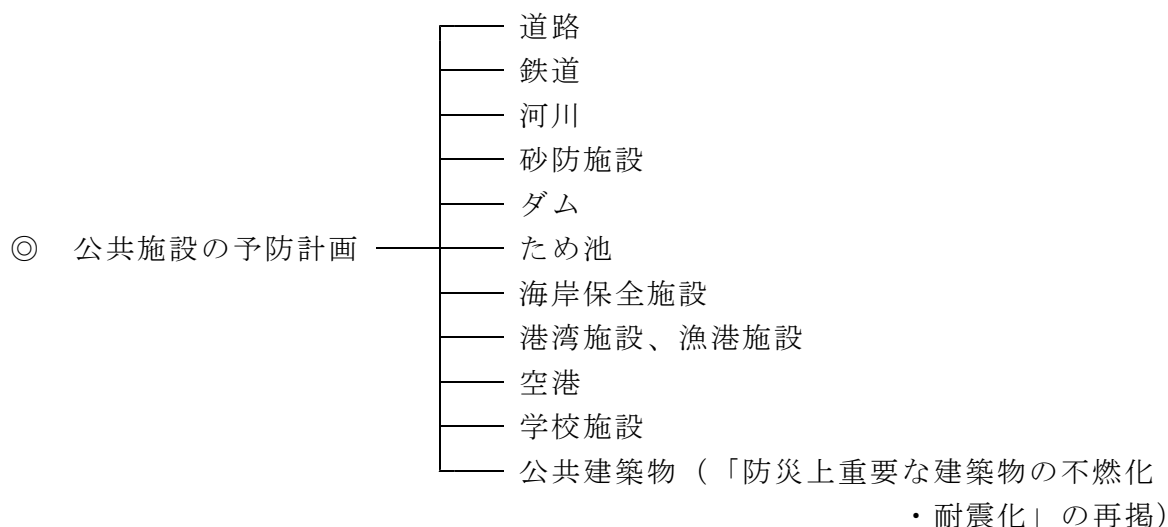
公園、緑地 … 避難地、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

延焼遮断帯 … 道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第2項 公共施設等災害予防計画

道路、鉄道等の交通施設及び交通信号機等の交通安全施設をはじめ、河川、砂防施設等の公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものである。

したがって、これら公共施設について事前に予防措置を講じ、被害を最小限にとどめる必要がある。



第1 道路

(1) 現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

(2) 基本方針

災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋梁等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋梁等道路構造物についても、阪神・淡路大震災クラスの地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

また、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限に止めるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

(3) 対策

[国、県（農林水産部、土木部）、市町村、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)]

被災時において、救援物資の集積地点（空港、港湾等）とのアクセスが確保でき、道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。

橋梁等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋梁から順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋梁については、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し整備を行う。

落石危険箇所については、危険度の高い箇所や緊急輸送道路などを優先して防災対策を行い、地震に強い道づくりを推進する。

[県警察]

交通信号機の倒壊を防止するため鋼管柱への仕様変更を推進するほか、主要交差点の交通信号機について非常用の電源を確保するなどの対策を講じる。

第2 鉄道

[JR西日本岡山支社]

(1) 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業にかかわる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

(2) 現状と課題

西日本旅客鉄道株式会社の岡山県内における線名、線路構造物の概要は、次のとおりである。

(ア) 線名及び線路延長

線名	線路延長(km)	記事
山陽新幹線	90.8	昭和47年3月(岡山以東)開通 昭和50年3月(岡山以西)開通
山陽本線	93.7	明治24年7月開通
宇野線	32.8	明治43年6月開通
本四備讃線	13.8	昭和63年3月開通
伯備線	85.7	昭和3年10月開通
赤穂線	40.7	昭和37年9月開通
吉備線	20.4	明治37年11月開通
津山線	58.7	明治31年12月開通
因美線	25.6	昭和7年7月開通
姫新線	102.6	昭和11年4月開通
芸備線	15.6	昭和5年11月開通

(イ) 線路構造物の概要

線名	橋梁 (箇所)	高架橋 (箇所)	トンネル (箇所)	切取・盛土 (km)	記事
山陽新幹線	565	115	27	6.3	
山陽本線	895	3	4	83.3	
宇野線	148	2	1	31.1	
本四備讃線	62	34	3	0.5	
伯備線	507		36	82.2	
赤穂線	251		14	33.1	
吉備線	143	4		19.3	
津山線	181		3	56.1	
因美線	71		4	24.1	
姫新線	380		16	96.4	
芸備線	80		2	14.4	

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震では、神戸市周辺の構造物に多大な被害を受け、その後順次対策を実施してきた。今後も、構造物の耐震性を考慮した保守・管理を行っていく必要がある。

(3) 対策

兵庫県南部地震以降、同程度以上の地震においても耐えられるように基準の見直しを行い、耐震補強が必要な既設の鉄道構造物の耐震補強工事を順次進めている。

第3 河川

(1) 現状と課題

河川敷地は洪水を安全に流下させるための治水上のスペースとして確保されており、普段は水と緑のオープンスペースとして人々の余暇活動などに利用されている。

河川堤防は計画高水位以下の流水の通常的作用に対して安全な構造とすることとしており、特別な場合を除き地震を考慮していない。しかし、地震により堤防の被災が生じた際に、大きな浸水被害をもたらすおそれがある場合、特に堤防の耐震性を考慮する必要がある。

(2) 基本方針

河川管理施設については、通常の河川水位に比べ堤内地盤高が低いところでは、地震により堤防が被災した場合大きな浸水被害をもたらすおそれがあるため、このような地域の河川管理施設の耐震化を図る。

(3) 対策

[国、県（土木部）、岡山市]

堤防、水門、樋門等の河川管理施設で耐震性の劣るものについては、地震に対してその機能が保持できるよう改良し整備を図る。

第4 砂防関係施設

(1) 現状と課題

砂防関係施設については、近年の地震による砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設等の被害はクラック等の軽微なものであることから、現行の設計基準で特に問題はないと考えられる。しかし、県内には石積ダム等老朽化したものもある。

(2) 基本方針

砂防関係施設が老朽化等により機能低下をきたしている箇所について、補修、補強等を行い、地震による土砂災害を防止する。

(3) 対策

[県（農林水産部、土木部）]

砂防関係施設は、砂防堰堤と流路工などの砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設であるが、地震によりこれらの施設が完全に破壊されるようなことはないものと予想される。

砂防関係施設管理者は、既設構造物について常時点検を行い、施設の機能の維持に努め、老朽化した砂防関係施設は地震に対してその機能が保持できるよう補強対策を進める。

第5 ダム

(1) 現状と課題

ダムは、国が示した構造令等の設計基準に基づき設計し、ダム位置の選定についても入念な地形・地質調査を実施し対応しており、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても、それぞれの被災地にあるダムの安全性に直ちに影響を及ぼす被害は発生していない状況であり、安全性は高いとされている。

(2) 基本方針

現在の安全性の維持に努める。

(3) 対策

[国、県（農林水産部、土木部）、中国電力株式会社]

現在の安全性が維持できるよう適切な維持管理を行うとともに、東海・東南海・南海地震が連動して発生した場合の対応については、今後の国の動向を踏まえた上で、必要に応じて検討する。

第6 ため池

(1) 現状と課題

県下には約1万箇所のため池があり、このうち約8割が藩政時代以前の築造で、かなり老朽化している。県内のため池については、阪神・淡路大震災の際ほとんど被害は発生していないが、東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けたことから、より一層改修の促進を図る必要がある。

(2) 基本方針

ため池のうち、老朽化の著しいものや耐震性が劣っているもので緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握した上で、補修、補強、耐震性の向上等改修整備を優先的に行い、地震によるため池の被災を防止する。

(3) 対策

[県（農林水産部）、市町村等]

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、防災の観点から重要なため池を対象として危険度等の基礎的調査を実施する。調査結果に基づき、管理者である市町村や土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、危険なものについては早期改修に努める。

また、市町村等の管理者に対し、日常の維持管理の徹底や監視体制の強化を指導するとともに、地域住民に対し、防災意識の啓発に努める。

さらに、震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

第7 海岸保全施設

(1) 現状と課題

台風等に伴う高潮被害から背後地の人命、財産を保護するため、海岸保全施設の整備を進めている。なお、過去に整備した施設については、現状での耐震機能を満足していない施設もある。

(2) 基本方針

対象とする地震規模に対し、所要の耐震性能を満足する施設の整備を行う。

(3) 対策

[県（農林水産部、土木部）]

対象とする地震規模に対応する海岸保全施設の整備や補強を図る。

第8 港湾施設、漁港施設

(1) 現状と課題

港湾施設は、災害時の住民の避難、大量の緊急物資の輸送及び震災後の最低限の経済・物流活動の維持に際し海上交通の拠点として、また、離島においてはラ

イフラインの拠点として重要な役割を果たさなければならない。

(2) 基本方針

港湾施設については、大規模地震災害時において住民の避難や緊急物資の輸送を円滑に進めるとともに、震災に伴う地域経済活動への影響を低減させ、また、離島におけるライフラインの確保のため、震災に強い港湾施設の整備を促進する。

(3) 対策

[県（農林水産部、土木部）、市]

大規模地震対策の拠点港湾として宇野港、その補完港として水島港、岡山港、東備港、笠岡港を位置づけ、順次、耐震強化岸壁の整備の促進を図る。

大規模地震対策施設は緊急時において船舶が円滑に利用できるように、沈没物や流出物により航路が塞がれたり、泊地が埋没することのないよう、施設配置を十分検討する。

さらに、耐震強化岸壁の背後用地については、地盤の液状化対策を考慮するとともに、緊急時における住民の避難や緊急物資の輸送に利用できる広場や緑地を確保し、避難地や防災拠点としての機能強化を図る。また、市街地と結ぶ道路・鉄道と連携した交通機能の確保にも配慮が必要である。

第9 空港

(1) 現状と課題

空港施設についても、震災時には物資・人員等輸送の交通拠点として重要な役割を果たすこととなる。

(2) 基本方針

空港施設は、震災時には重要な役割を果たすことから、災害時においても十分その機能が発揮できるよう整備、補強を行う必要がある。

(3) 対策

[県（県民生活部）]

今後整備を行う空港施設については、耐震性の向上に留意することとし、既存施設についても十分な点検・管理を行うとともに必要に応じ、補強対策等を講じる。

第10 学校施設

(1) 現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の応急避難場所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し安全性を確保するとともに、防災機能を強化することも求められている。

(2) 基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また応急避難場所として防災機能の充実を図る。

(3) 対策

[県、市町村]

ア 学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ 学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。

また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

ウ 危険物等の災害予防

学校等にあっては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの関係法令に従い適切に取り扱うよう講じる。

エ その他

私立学校においては、様々な制度を活用し、校舎の耐震化等の対策を促進する。

第11 公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

（1）基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

（2）対策

[国、県、市町村、施設管理者]

国、県、市町村及び施設管理者は、災害時に応急対策、救援・救急活動の拠点となるこれらの防災上重要な建築物の耐震性を向上させる。

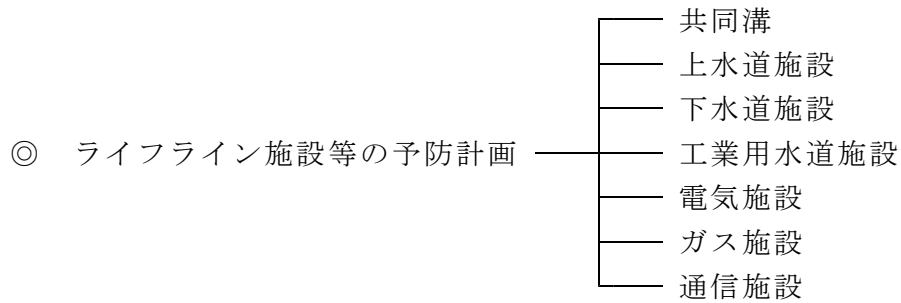
防災計画に基づき適切な場所に免震構造等耐震性能に優れた建築物を建設する。

また、旧耐震基準により建設された建築物について、耐震診断の実施に努め、必要があれば耐震改修を行う。

第3項 ライフライン(電気、ガス、水道等)施設予防計画

電気、ガス、水道等ライフラインは、住民の暮らしに必要なものであり、平常時のみならず災害時にも、安定的な供給が求められる。このため、各施設の耐震化を図り、ライフラインの安全性、信頼性を高める必要がある。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフライン施設については重点的に耐震化を進めるものとする。



第1 共同溝

[国、県(土木部)、市町村]

(1) 現状と課題

電線等の地中化については、都市景観の向上、自転車・歩行者等の通行空間の確保及び都市防災機能の強化等の観点からその促進が図られてきており、県内では共同溝、キャブシステム等により109.37kmの地中化が行われている。今後も地中化の促進を図ることとするが、電線管理者等が相当の負担を負う必要があるため、施工箇所の協議を進める中で、その負担が支障となっている。

(2) 基本方針

共同溝をはじめとする電線等の地中化については、震災時の設備被害の低減、都市活動支障の低減、電柱倒壊等による避難支障の解消、消防活動支障の解消等の震災時の被害低減及びライフラインの確保のため、今後も電線共同溝等による地中化の促進を図る。

(3) 対策

電気、ガス、水道、電話等を収容する共同溝については、ライフラインの保護という観点から有効な施設であるため、建設の促進を図る。

また、電気、電話等の電線類は、架空線と比較すると地中化の場合は断線はほとんどなく、日常の維持管理の簡素化、災害時の復旧の迅速化が図られるため、電線共同溝をはじめとする地中化の促進を図る。

第2 上水道施設

[市町村]

(1) 現状と課題

住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存、生活の基本的な事項の一つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも住民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

緊急時のハード対策

- ① 災害によって被害を受けない水道づくり
- ② 被災する箇所が生じて、それによってシステム全体の機能が麻痺することがないように水道づくり
- ③ 被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業体としては、生活用水や生活に密接に関わる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備をはじめ、都市行政や防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することが必要である。

(2) 基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合いと地形・地質の状況を勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

(3) 対策

ア 基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じて、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋梁添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることも併せて推進する。

イ 老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用

する。

ウ 緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

このため、浄水施設や配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われているように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

エ 水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

第3 下水道施設

[県（土木部）、市町村等]

(1) 現状と課題

下水道は、重要なライフラインの一つであり、震災等により下水道の機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流失による公共衛生被害の発生が考えられる。下水道施設が被災すると住民活動や社会活動に大きな影響が生じる可能性があるが、県下下水道施設の耐震化の状況は非常に遅れているのが現状である。そのため、速やかに施設の耐震診断を行い、その結果を踏まえて、優先度の高い施設から耐震性能を確保していく必要がある。

(2) 基本方針

水道を始めとする他のライフラインの耐震性が高められる中で、下水道施設が地震に対してその機能を保持していくためには、耐震性の向上が必須の課題であり、関連する技術の開発等を早急かつ積極的に推進する。

(3) 対策

ア 下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、雨水滞水池、処理水質の改善や修景のための池を沈殿池、塩素混和池に転用することや可搬式処理施設を活用することにより、必要最小限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

イ 重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管若しくは汚泥圧送管等が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

ウ 下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、

下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

エ 下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難地、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

第4 工業用水道施設

[県企業局、工業用水道事業者]

(1) 現状と課題

工業用水道の各施設は、地震に対して強度、水密性を要求されるため、工業用水道事業法において地震等に備えて安全な構造とすることが定められており、これに従って施設を築造し、維持管理を実施している。また、信頼性の向上を図るため、工業用水道の改築事業として、設備の更新、管路の複線化等を進めている。

(2) 基本方針

工業用水は、産業の血液に例えられるように、市民生活に不可欠な生活物資や緊急時に必要な復興資材を生産している企業にとって欠かすことのできない重要な要素である。したがって、災害発生直後から他のライフラインと同様に的確に復旧しなければならず、そのためにも断水のない工業用水道の構築を目標に施設の耐震性の強化と緊急時の対応の充実に努める。

(3) 対策

ア 取水施設

河川水（原水）を取水するための重要な施設であり、地震時においても確実に取水できるよう強固な構造とする。また、万一取水できなくなったときにも的確に対応する対策を講じる。

イ 浄水施設

浄水施設は土木構造物に加えて、計装機器、化学施設等が錯綜しているため、地震時にはこれらの接合部が弱点となる。このため、単品、単体の耐震性の強化にとどまらず、特に接合部の強化に重点を置いた対策を講じる。

ウ 導水・送水・配水施設

地震による被害が最も大きいと思われるのが管路である。その原因として地盤の状況があげられるので、あらかじめ地盤状況を調査し、その確認を行うとともに、耐震性の高い管路とするなどの対策を講じる。

エ 電気施設

配電線が地震により被害を受けた場合に復旧するまでの間、電源を確保する

ため、主要施設に耐震構造の非常用発電機を整備するとともに、非常用発電機を運転するための燃料供給ルートの計画等を定め、各施設が迅速かつ円滑に対応できる体制づくりを図り、各施設の機能が確保できる対策を講じる。

第5 電気施設

[中国電力(株)岡山支社]

(1) 現状と課題

阪神・淡路大震災以降、電力設備、事業所建物等の耐震性を中心に調査・検討を行ってきた。その結果、各設備とも概ね阪神・淡路大震災クラスの地震に対して耐震性が確保されているが、一部耐震対策を必要とする設備について計画的に改修を進めている。

また、全国的に資源エネルギー庁・電気事業連合会などの各種検討会で耐震対策等が検討されている。これによると、現行の基準は概ね妥当であるが、一部基準の整備が必要なもの、また、他法令（消防法、建築基準法など）の改正への対応が必要なものがあるので、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ対策を講じる。

ア 配電設備

(ア) 架空設備

- a 支持物は風圧荷重に基づいて設備形成を行っており、通常地震動に対しては耐震性がある。
- b 道路沿いの柱上変圧器には変圧器固定金具を取り付けており、地震動による落下の恐れはない。
- c 市街地の直線路が連続している幹線道路などで連続的に折損する可能性のある支持物については、振留支線を施設する。

(イ) 地中設備

- a 電力中央研究所の耐震性評価（静的・動的解析）の結果から、通常地震動に対しては耐震性を有していると考えられる。
- b 軟弱地盤、液状化地区における耐震性は有している。
- c マンホールは阪神・淡路大震災でも被害の少なかったプレハブ型を採用している。

イ 送電設備

(ア) 架空設備

電気設備の技術基準に基づいて、地震荷重より大きな風圧荷重で設計しているため、阪神・淡路大震災程度の地震動に対しても耐震性を有している。

(イ) 地中設備

- a ケーブルの可とう性（マンホール部へ余張の確保）及び管路へ可撓性継手を採用していること等から、阪神・淡路大震災程度の地震動に対してもほぼ耐震性を有している。
- b 液状化の地区における耐震性は有している。

ウ 変電設備

- (ア) 宮城県沖地震（昭和53年 6月）を基に耐震基準（J E A G 5 0 0 3）を見直し（昭和55年 5月）ており、阪神・淡路大震災でも大きな問題はなかった。
- (イ) J E A G 制定以降に運転開始した変電所に設置している機器は、耐震基準を満足している。

(ウ) 基準制定以前の変電所機器については、一部耐震対策を必要とする設備について計画的に改修を進める。

(注)・J E A G 5 0 0 3：変電所等における電気設備の耐震設計指針（日本電気協会発変電専門部会）

エ 通信設備

(ア) 宮城県沖地震を基に耐震基準（J E A C 6 0 1 1）を見直し（昭和55年 9月）ており、阪神・淡路大震災でも大きな問題はなかった。

(イ) 基幹系ネットワークはJ E A Cの基準を満足している。

(ウ) 基幹系ネットワーク構成はすべて2ルート構成となっているので万一の場合も通信は確保できる見込みである。

(注)・J E A C 6 0 1 1：電力保安通信規程（日本電気協会電気技術基準調査委員会編）

オ 土木設備

(ア) 水力発電所

ダム … 耐震性を有している。

(イ) 火力発電所

敷地 … 耐震性を有している。

(ウ) 変電所

盛土 … 盛土が崩壊した場合、重大事故に至る可能性がある変電所について、耐震性を有している。

(エ) 建物

事務所・社宅 … 旧基準で設計された建物は、新基準に照らして耐震性を有している。

カ 電算機

設備については、経済産業省が定めた基準等に沿い、電源・空調設備の建物固定と同設備の二重化、予備機の設置等を実施している。また、制御用計算機は耐震又は免震架台を採用している。

キ 火力発電設備

(ア) 通常地震動に対しては耐震性を有していると考えられる。主要設備については、阪神・淡路大震災程度では部分的に損傷を受けるものもあるが、崩壊等に至るものはないと考えられる。

(イ) 消防法の改正（平成7年1月）に伴い、1,000キロリットル以上のタンクを対象に安全性の基準に不適合なものの対策を実施している。

(ウ) 阪神・淡路大震災の地震被害を参考に水平展開として対策を実施している。

a ボイラーチューブ振れ止め金具の補強改造

b 給水加熱器の横ズレ防止対策

c 主要配管付属の小口径配管の点検整備

d 変圧器アンカー一部のギャップ対策

(2) 基本方針（方向性）

- ア 電力設備等の耐震性調査の結果、阪神・淡路大震災クラスの地震に対して、耐震性が確保されていることが確認でき、基本的には現行基準がおおむね妥当であることが判明した。
- イ 現行基準の制定以前に設置されたものは現行基準レベルを満足するよう、補強・改修を計画している。また、耐震性基準が整備されていないものについては、基準の改訂等に合わせて設備対策を検討する。
- ウ 現在進められている全国規模における検討状況及び関連法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

第6 ガス施設

1 都市ガス

[岡山ガス㈱、水島ガス㈱、津山ガス㈱]

(1) 現状と課題

ア ガス製造施設

- (ア) ガス製造設備の設計は、ガス事業法、消防法及び建築基準法の諸法規並びに製造設備等耐震設計指針などの自主基準に準拠している。
- (イ) 危険物貯蔵・ガス製造設備等は、緊急遮断又は停止装置及び安全装置、危険物の流出防止設備・消防設備等の保安設備の整備に配慮している。

イ 供給施設

(ア) ガスホルダー

- a 製造施設と同様に、ガス事業法などの諸法規及び球形ガスホルダー指針などの自主基準に基づいて設計しているほか、安全装置や遮断装置の設置、離隔距離等について考慮している。
- b 耐震構造になっている。

(イ) ガス導管

- a ガス導管の設計はガス事業法、道路法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針、供給管・内管指針などの自主基準に準拠して設計、施工している。
- b 新設の導管材料にはダクタイル鋳鉄管、被覆鋼管及びポリエチレン管を使用している。
- c ダクタイル鋳鉄管の接合は抜け出し防止機構を有する機械的接合、被覆鋼管のうち本管の継手は溶接接合とし、支管などの小口径導管は溶接接合又は抜け出し防止機構を有する機械的接合としている。なお、最近ではポリエチレン管による融着接合の割合も増加している。

既設導管の一部には印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管があるため随時溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止機構を有する機械的接合の被覆鋼管及びダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管への入れ替え又は更正修理を進めている。

d ガス導管には、緊急遮断のため又は供給操作上の必要により遮断バルブを設置している。設置個所は、製造所及び供給所の送出導管、中圧導管の分岐箇所及びその他供給上必要な箇所などである。

また、各戸への供給管にはガス事業法及び自主基準により遮断バルブを取り付けており、さらに、ガスメーターの入側にはすべてメーターガス栓を取り付けている。

e ガス施設及びガス供給上の事故に対処するため、緊急要員及び緊急車両を待機させ、事故の処置及び消防・警察関係機関への連絡体制を整えている。

(ウ) マイコンメーター

地震やガス漏れ等の異常時に、一定の基準により自動的に各戸へのガスの供給を遮断するマイコンメーターの設置を進めている。

(エ) ガス整圧器

地区整圧器が各戸への供給圧力を制御する最下流の圧力調整器であり、その性能及び作動の良否は、直接、ガスの使用状態に反映する。整圧器の設計、施工、維持管理については、ガス事業法等の諸法規及びガス導管耐震設計指針、本支管指針などの自主基準に準拠して安全性の確保に努めている。

ウ 通信施設

(ア) 災害時有線電話、衛星携帯電話、MCA無線等、使用目的に応じた信頼性の高い通信設備を検討し、整備に努めている。

(イ) 自家発電設備や無停電電源装置、バッテリー等、通信施設に応じた停電対策を検討し、整備に努めている。

エ 巡視・点検

通常時におけるガス施設の点検は、ガス事業法の規定に基づいた定期検査及び保安規程による自主検査を実施している。また、地震が発生した場合は、地震等防災対策に関する各社制定の要領書に従ってガス施設を点検する。

オ 供給停止体制

災害発生時に被害の大きな地域の二次災害を防止するため、必要に応じて供給停止を実施する。これを迅速かつ最小範囲の供給停止とするため、供給区域内のブロック化と各ブロックへのS Iセンサー設置・遠隔監視体制を構築する。また、供給停止を想定した訓練を定期的実施する。

(2) 基本方針

(社) 日本ガス協会による過去の地震におけるガス施設の被害に関する事例研究及び対策指針などを参考とし、ガスの漏洩による二次災害の発生を防ぎ、ガスの安全な供給を確保することを目的として、以下の計画に基づいて耐震性の強化等の対策を実施する。

(3) 対策

ア ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施する。

(ア) 整圧所等に緊急遮断装置及び緊急放散設備等の保安設備を整備増強する。

(イ) 新設するガス導管については、今後も溶接接合の被覆鋼管、抜け出し防止

- 機構を有する機械的接合方法を用いた被覆鋼管及びダクタイル鋳鉄管及び、ポリエチレン管の普及に努め、導管の耐震性・安全性の向上を図る。
- (ウ) 既設導管のうち印ろう型・ガス型接合の鋳鉄管、ネジ接合の鋼管については、耐震性に優れた導管への入れ替え又は更正修理をさらに推進する。
- (エ) マイコンメーターの設置をさらに推進する。
- イ 総合防災システムを確立することにより災害防止に努める。
- (ア) 地震の強さを知り緊急時の判断資料とするため供給エリア内に地震計を設置する。
- (イ) 導管情報をマッピングシステム等によりさらに整備し、計画的な耐震対策を図る。
- (ウ) 供給停止地区の極小化のため、被害を受けた地区のみを導管網から選択的に切り離し、その他の地区にはガスを供給できるように単位ブロックの確立を進める。
- (エ) 供給区域内の液状化予測を行い、必要に応じた液状化対策を実施する。
- (オ) 通信施設の整備、補強を行う。

2 LPガス

[(社) 岡山県エルピーガス協会]

(1) 現状と課題

ア LPガス製造（充填）施設

LPガス製造事業者は、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- (ア) 製造施設は、高圧ガス保安法等の関係法令及びJLPA基準等の自主基準に基づき維持管理に努めている。
- (イ) 製造施設は緊急時に備え、緊急遮断装置、安全装置及び防消火設備等の保安用設備を配備している。
- (ウ) LPガス貯槽は、高圧ガス保安法の耐震基準に適合している。
- (エ) 危害予防規程において、防災隊の設置及び緊急時の措置基準を定め、従業員の教育・訓練に努めている。

しかし、現行の措置基準等は大規模地震を想定していないので、次の事項について検討・整備する必要がある。

(ア) 広域応援体制の整備

- (イ) 地域性を考慮した感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し
- (ウ) 防災訓練の公設消防機関等との合同実施

(資料編 4 1 2 危険物など (4))

イ LPガス消費設備

LPガス販売事業者は、一般家庭用等のLPガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

- (ア) 消費設備は液化石油ガス法等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査・点検し、維持管理に努めている。
- (イ) 地震時等におけるLPガス容器の容器の転倒、バルブの損傷等の防止装

置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努めている。
(ウ) 消費者に対し、地震発生時のガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図っている。

今後、過去に発生した震災の教訓を踏まえ、特に次の事項について、消費者の理解を得るなどして促進する必要がある。

- (ア) 高機能の安全機器の100%設置
感震機能を有するマイコンメータS型等を設置し、販売事業所等において24時間集中監視するシステムの普及
- (イ) 高齢者等災害時要援護者対策の強化
- (ウ) 避難所となる公共施設等へのLPガス消費設備の設置促進
地震災害時、リスク分散型のLPガス供給方式の採用促進

(2) 基本方針

LPガスは、家庭用（県下の約70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、安全の確保はLPガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

(3) 対策

ア LPガス製造（充填）施設関係

実施責任者と主要業務

(ア) LPガス製造事業者

LPガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

a 製造施設の耐震性の強化等

特に、配管・ポンプ廻りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

b 感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が軟弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

c 合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等との合同で実施し、防災力の強化に努める。

(イ) 岡山県LPガス防災協議会及び岡山県エルピーガススタンド協会（以下「協議会等」という。）

a 広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

b 緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

イ LPガス消費設備関係
実施責任者と主要業務

(ア) LPガス消費者

自らが保安の責任者であるとの認識のもとに、次の事項について各自がLPガスの事故防止に努める。

a LPガスの安全についての知識の修得

LPガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を修得し実践する。

b 消防等公共機関や協会支部等が実施する防災訓練等に参加する。

(イ) LPガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にLPガスと併せ安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

a LPガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

(a) 容器の転倒防止

(b) 容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

(c) 配管は可撓性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入

(d) 埋設配管はPE管等可撓性及び耐食性のある材料を使用

(e) 安全機器については、感震器を内蔵しているマイコンメータS型等による24時間集中監視システムの設置促進

b 防災体制の強化

(a) 過去に発生した震災の教訓を踏まえ、緊急措置マニュアルの見直し、従業員の教育・訓練に努める。

(b) 緊急出動を迅速に実施するため、次の対策を講じる。

・震度5弱以上の地震が発生したときの自主出動制度

(c) 岡山県エルピーガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

(ウ) 協会、支部及び協議会等

会員が実施する災害防災対策について指導するとともに、次の共通的事項の実施等について県、市町村及び中央関係団体等の指導・協力を受けて積極的に取り組む。

a 広域防災体制の確立

県内全域及び近県・中央団体との広域応援協定の締結及び合同防災訓練を実施する。

b 防災工具及び資機材の整備

消費設備の調査・点検及び応急修理に必要な防災工具、資機材等について定期的に実態把握するとともに、備蓄及び県外関係者からの応援体制について検討しておく。

- c LPガス消費者への保安啓発活動の実施
消費者の初期防災活動が被害の拡大と二次災害の防止上重要であることから、パンフレットの作成配布、防災訓練の実施等により安全についての周知徹底を図る。
- d 公共施設等へのLPガス消費設備等の設置促進
県、市町村等の公共機関に対して、地震災害発生時に避難所となる公共施設等に、災害時のリスク分散型の供給方式であるLPガス消費設備及び安全器具の設置を促進する。
- e その他必要な事項

第7 通信施設

[西日本電信電話(株)岡山支店・(株)NTTドコモ岡山支店]

(1) 現状と課題

平成7年阪神・淡路大震災の場合

ア ネットワーク系設備（交換所～交換所間を結ぶ設備）

長距離系設備については、これまでの各種信頼性向上施策が功を奏し、通信サービスの中断を免れた。また、交換所内通信設備は地震の被害を受けず、主要伝送路も予備伝送路に切り替わったことで通信上の影響は回避できた。

地域系設備については、地震の影響を受けやすいこと（停電等）からサービス中断を免れることはできず通信設備等が長期間機能停止し、ピーク時には被害が約28万5千加入に及んだ。

イ アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）

アクセス系設備は10万を超える家屋の倒壊や火災等により、架空ケーブル、電柱、引込線が被災し、約19万3千加入が被害を被った。

地中設備については振動により、ケーブル、管路、マンホール等に被災があったが、これらに起因する故障は少なかった。

ウ 建物・鉄塔設備

（ア）通信建物

新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大震災級の地震に耐えられる設計としており、耐震性を発揮した。

（イ）鉄塔設備

鉄塔設備については2基が被災したが、通信には影響を及ぼさなかった。

エ 電話輻輳の影響

大都市が被災したことから、過去に類を見ない電話輻輳が発生し、数日間継続した。

オ 公衆電話への影響

停電によりカードが使用できなくなったことから、硬貨の収納スペースが満杯（コイン詰まり）となり利用できない状態が多数発生した。

平成12年鳥取県西部地震の場合

鳥取県西部地区で市内のケーブルの被害があったものの、他の通信設備については被害がなかった。しかし、地震発生直後、安否確認等の通話が大量発生したため数時間電話の輻輳状態が継続したが、「災害用伝言ダイヤル（171）」の提供により当日夕方には緩和された。

平成23年東日本大震災

宮城県牡鹿半島沖を震源とするM9.0、最大震度7の大震災直後の大津波により、岩手県・宮城県・福島県において全壊・流出ビル41ビル及び広域停電による通信設備の機能停止した通信ビル344ビルで約152万回線の通信サービスが中断した。

沿岸部の通信設備被害は電柱流出・損壊6.5万本、ケーブル流出・損壊は約6,300kmであった。

なお、「公衆電話の無料化」、「災害用伝言ダイヤルサービス（171）」「災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供は震災当日から実施し、5ヶ月間で約380万件の利用があった。

(2) 基本方針

平成7年の阪神・淡路大震災は、規模、影響範囲が甚大であったことから、ここで得られた教訓と東日本大震災の津波による被災状況を加味し、検討・実施する。

ア アクセス系設備の地中化の推進

信頼性と美観等の観点から進めてきたケーブルの地中化により、地下設備の被害が少なかったことが立証されたので、自治体等と連携して、地中化を推進する。

イ 通信電源の確保

広域停電に対処するため交換所への予備発電装置の設置、蓄電池の容量増及び非常用移動電源車の配備の見直しを行う。

ウ 緊急通信確保のための衛星通信の利用

地上の設備状態とは関係なく通信ができる衛星通信の特性を生かし、重要通信の確保と、被災地と非被災地との情報交換のために、通信衛星（JCSAT-5A）による衛星回線システムを構築する。

エ 通信ビルの密閉性の強化

沿岸ビルの耐水対策（鉄鋼製窓塞ぎ等）を検討・実施する。

オ 中継伝送路の信頼性向上

交換所～交換所間を結ぶ中継伝送路の沿岸部を回避したルートへの変更検討・実施する。

第4項 危険物施設等災害予防計画

1 現状と課題

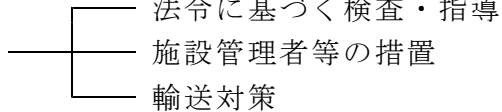
危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

2 基本方針

県、消防機関等は石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

3 対策

- ◎ 石油類施設災害予防対策 

(1) 法令に基づく検査・指導

[県（消防保安課）、消防機関]

県及び消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

ア 製造所等に対する保安検査・立入検査を実施する。

イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

ア それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

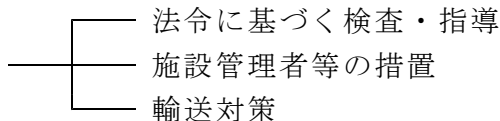
イ 施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

ウ 自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 輸送対策

[消防機関、県警察]

消防機関は、警察の協力を得て輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両を検査し、指導・取締の強化に努める。

- ◎ 高圧ガス施設災害予防対策 

(1) 法令に基づく検査・指導

[中国四国産業保安監督部、県（消防保安課）、消防機関]

中国四国産業保安監督部、県及び消防機関は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

- ア 高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

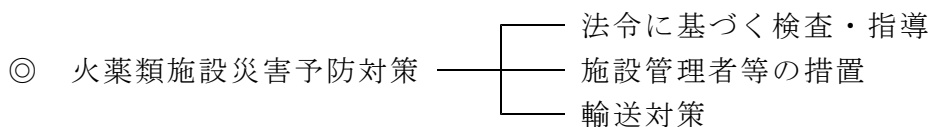
- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

[県（消防保安課）、県警察、消防機関]

県、県警察、消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

- ア 高圧ガス移動防災訓練
- イ 高圧ガス輸送車両合同取締



(1) 法令に基づく検査・指導

[中国四国産業保安監督部、県（消防保安課）]

中国四国産業保安監督部及び県は、火薬類取締法に基づき、次の事項を実施する。

- ア 火薬庫等の保安検査、立入検査を実施する。
- イ 各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。
- イ 定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

[県（消防保安課）、県警察、消防機関]

県、警察、消防機関は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。

第5項 有害ガス等災害予防計画

1 現状と課題

ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）の発生又は漏洩により、人体や環境に被害が及ばないように、予防措置が必要である。

2 基本方針

大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法並びに岡山県環境への負荷の低減に関する条例で定める有害ガス等の予防対策を推進する。

3 対策

- ◎ 保安管理体制の強化
 - 立入検査・指導
 - 施設管理者等の措置

(1) 立入検査・指導

[県（環境文化部）、市（岡山市、倉敷市、新見市）]

県、岡山市、倉敷市及び新見市は、法令に定めるところにより、有害ガス等に係る施設に対する検査を実施するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。

(2) 施設管理者等の措置

- ア 施設管理者等は、施設の点検及び保安体制の強化に努める。
- イ ガス検知器等による監視体制の強化を図る。
- ウ 災害発生時における付近住民への周知方法を確立する。
- エ 防災衣服及び中和剤等を整備する。

第6項 流出油等災害予防計画

1 現状と課題

地震によるオイルタンク等の損傷、異常潮位による接岸中のタンカー事故等によって石油等が海上に流出すると、漁業、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油等の回収には、非常な労力と時間を要することから、流出防止に万全を期す必要がある。

2 基本方針

陸上施設及び船舶からの流出予防対策を推進する。

3 対策

- ◎ 流出油等災害予防計画
- └── 陸上施設の流出防止
 - └── 海上施設の流出防止

(1) 陸上施設の流出防止

[施設管理者]

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。
- イ 流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。
- ウ 応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

(2) 海上施設の流出防止

[施設管理者]

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

- ア 接岸による送油時の異常事態等に対する操作マニュアルを作成する。
- イ 初期拡大防止のためのオイルフェンス、油処理剤、油回収装置等の緊急配備体制を確立する。

第7項 地盤災害予防計画

1 現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

2 基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

3 対策

- ◎ 地盤災害の予防計画
 - 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画
 - 液状化危険地域の予防計画
 - 造成地の予防計画
 - 土地利用の適正化

(1) 地すべり、急傾斜地等崩壊危険区域の予防計画

[県（農林水産部、土木部）]

ア 地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、市町村及び関係住民の同意の下に、地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所について、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

(資料編 405 土砂災害 (4)～(6))

イ 急傾斜地等崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地については「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地等崩壊危険区域では、崩壊を助長する行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県、市町村その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、がけ崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図るものとする。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

(資料編 405 土砂災害 (3))

(2) 液状化危険地域の予防計画

[県（関係各部等）、市町村]

ア 液状化危険地域の把握

県南部地域を中心とする緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地及び県北部の河川沿いの一部の地域等では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。特に、本県の特徴として、県南部では時代とともに干拓が進み、昭和21年（1946年）昭和南海地震など過去に発生した大規模地震で液状化した地域では、再び液状化が起こるということに留意する必要がある。

このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成する。

イ 液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。その際、本県南部で過去に液状化が起こった地域で住宅を建設する場合には、あらかじめ液状化判定を実施し、液状化対策が必要と判定された場合には、地盤改良やしっかりとした基礎杭の施工などの液状化対策を行うことが望ましい。

併せて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準の在り方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 造成地の予防計画

[県（土木部）、岡山市、倉敷市]

宅地の造成に関しては、都市計画法、宅地造成等規制法等に基づき指導、監督を行い災害の防止を図るとともに、巡視等を行い、無許可開発や危険箇所を発見した場合は、是正を指導し、災害発生の防止に努める。

（資料編 410 宅地造成）

(4) 土地利用の適正化

[県（県民生活部、土木部）、市町村]

ア 土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般県民に対して公開することにより、県民の意識を啓発し、県民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ 土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第8項 津波災害予防計画

1 現状と課題

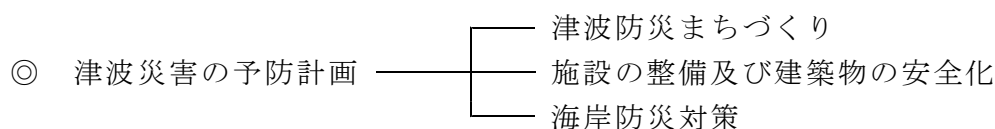
大規模地震に伴う津波は、想定される被害が甚大かつ深刻であり、特に平成23年（2011年）の東北地方太平洋沖地震では、東日本に未曾有の被害をもたらした。本県においても、宝永4年（1707年）、嘉永7年（1854年）など、津波災害の記録がある。

今後は、想定される地震に伴う津波の発生について、関係機関の研究に基づき、津波の規模、被害区域などを推測し、その対策について検討する必要がある。

2 基本方針

今後の津波に対する研究結果や南海トラフの大規模地震発生後津波到達までに約2時間程度の時間があるという本県の特性を踏まえながら、津波による被害が生じるおそれのある地域における住民の生命を守るため、津波防災の地域づくりを進めるとともに、海岸保全施設の整備を行うなど、ソフト対策及びハード対策を組み合わせた総合的な津波対策を実施する。

3 対策



第1 津波防災まちづくり

(1) 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。

(2) 津波災害警戒区域等の指定

県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査の結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。なお、海岸保全施設の海側（堤外地）も含めて津波浸水想定を行う。また、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。また、津波浸水想定を公表し、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。

沿岸市町は津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるとともに、津波災害警戒区域内の主として防災上の

配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

さらに、津波災害警戒区域をその区域に含む沿岸市町の長は、市町村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

沿岸市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

第2 施設の整備及び建築物の安全化

(1) 施設の整備

県及び沿岸市町は、行政関連施設、災害時要援護者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期するものとする。

(2) 避難関連施設の整備

沿岸市町は、避難場所の整備にあたり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された避難場所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

また、津波災害警戒区域内等において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

県及び沿岸市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

(3) 建築物の安全化

県、沿岸市町及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並

びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

第3 海岸防災対策

県及び沿岸市は、海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設について、津波に対する最新の知見を踏まえながら整備、補強を図る。

これらの整備には長期間を要するため、その目的、意味及び施設整備が地域の防災力や地域住民の安全の観点からどのような位置づけにあるかなどについて、地域住民とコミュニケーションを図る。

第 3 章

地震・津波応急対策計画

第3章 地震・津波応急対策計画

第1節 応急体制

第1項 応急活動体制

1 現状と課題

大規模地震においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、要員が自動的に体制につき、即応的に応急活動が執れる体制が必要である。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、初動体制の確立を図る必要がある。

2 基本方針

地震が発生した場合における初動体制として緊急初動班の配備、業務を定め、さらには、必要に応じ災害対策本部の設置へ円滑に移行できる措置を講じる。

3 対策

◎ 防災体制

[県（関係各部等）]

(1) 震度階に基づく防災体制及び職員の配備は次のとおりとする。

防 災 体 制	震 度 階	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外
警 戒 体 制	震度 4	・ 本庁 危機管理課、消防保安課、 総合政策局、総務部、県民 生活部、環境文化部、保健 福祉部、産業労働部、農林 水産部、土木部、出納局、 企業局及び教育庁の関係課 の防災担当職員 ・ 県民局 関係各部の防災担当職員	所属長等からあ らかじめ応急対 応を命ぜられた 職員
特 別 警 戒 体 制	震度 5 弱		
非 常 体 制 (県災害対策本部の設置)	震度 5 強 以上	県 職 員 全 員	県 職 員 全 員

(2) 津波警報・津波注意報における職員の配備は次のとおりとする。

県内沿岸に津波警報・津波注意報が発表されたときは、次により配備する。

① 配備担当課

ア 本 庁…危機管理課、消防保安課、保健福祉課、耕地課、水産課、道路整備課、河川課、防災砂防課、港湾課、企業局

(警報時には、公聴広報課、総務学事課、財産活用課、県民生活交通課、情報政策課、航空企画推進課、環境企画課、環境管理課、健康推進課、生活衛生課、医療推進課、医薬安全課、産業企画課、農政企画課、治山課、農産課、畜産課、監理課、道路建設課、都市計画課、建築指導課、住宅課、用度課、教育庁(総務課、財務課、学校振興課)、警備課が追加配備)

イ 出先機関…沿岸市を管轄する県民局・地域事務所、企業局工業用水道事務所

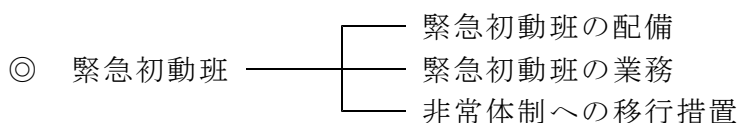
② 担当者の配備

担当者は、勤務時間外に次のいずれかにより津波情報を知った場合は、勤務課所に参集する。

ア 津波警報・津波注意報の発表をテレビ、ラジオ等で知ったとき。

イ 「災害関係非常連絡簿」(毎年度作成)による連絡を受けたとき。

なお、時間内については、配備担当課が所管の事務を行う。



(1) 緊急初動班の配備

班員は、勤務時間外に県内で震度4以上の地震発生情報を知った場合には勤務課所に自主参集する。

(2) 緊急初動班の業務

緊急初動班の総括責任者(危機管理課長又はその代位者)は、班員を指揮し、次の業務を行う。

ア 被災状況等の情報収集

イ 県幹部への情報連絡及び国への報告

ウ 非常体制へ移行する措置

エ 地震(震度4以上)に伴う津波情報への対応

(3) 非常体制への移行措置

ア 本庁

(ア) 緊急初動班総括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡し、又は登庁を求め、災害対策本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断を仰ぐ。

第1位 知事 第2位 副知事 第3位 危機管理監

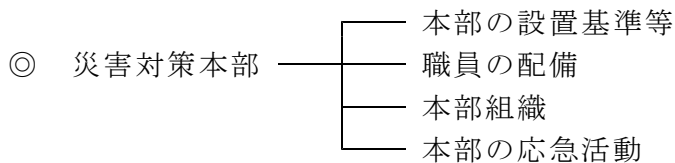
第4位 危機管理課長

(イ) 被害の状況により災害対策本部が設置されることになる場合は、各部長等に連絡する。

イ 県民局

(ア) 県民局の緊急初動班総括責任者は、被災状況等により局長・次長に連絡し、又は登庁を求め、地方災害対策本部の設置に備える。

(イ) 被害の状況により地方災害対策本部が設置されることになる場合は、県民局各部長等に連絡する。



(1) 本部の設置基準等

ア 災害対策本部は、次の場合に設置する。

- ・ 県下に震度5強以上の地震が発生したとき
- ・ その他知事が必要と認めるとき

イ 災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、消防庁等関係機関に報告する。

(2) 勤務時間外における職員の配備

ア 本庁及び出先機関の全職員は、震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務課所に出勤するものとする。

イ 勤務課所に出勤できない職員は、途中の情報をもって最寄りの県民局等へ仮配備し、所属長に報告、その指示を受ける。

ウ 各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じ、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3) 本部組織

ア 本部組織は、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地において本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

イ 本部には次の各機関から情報連絡員の派遣を受け、通信手段の確保を図る。
警察、消防、自衛隊、海上保安部、医療機関、電気、水道、ガス、その他必要な機関

(4) 本部の応急活動

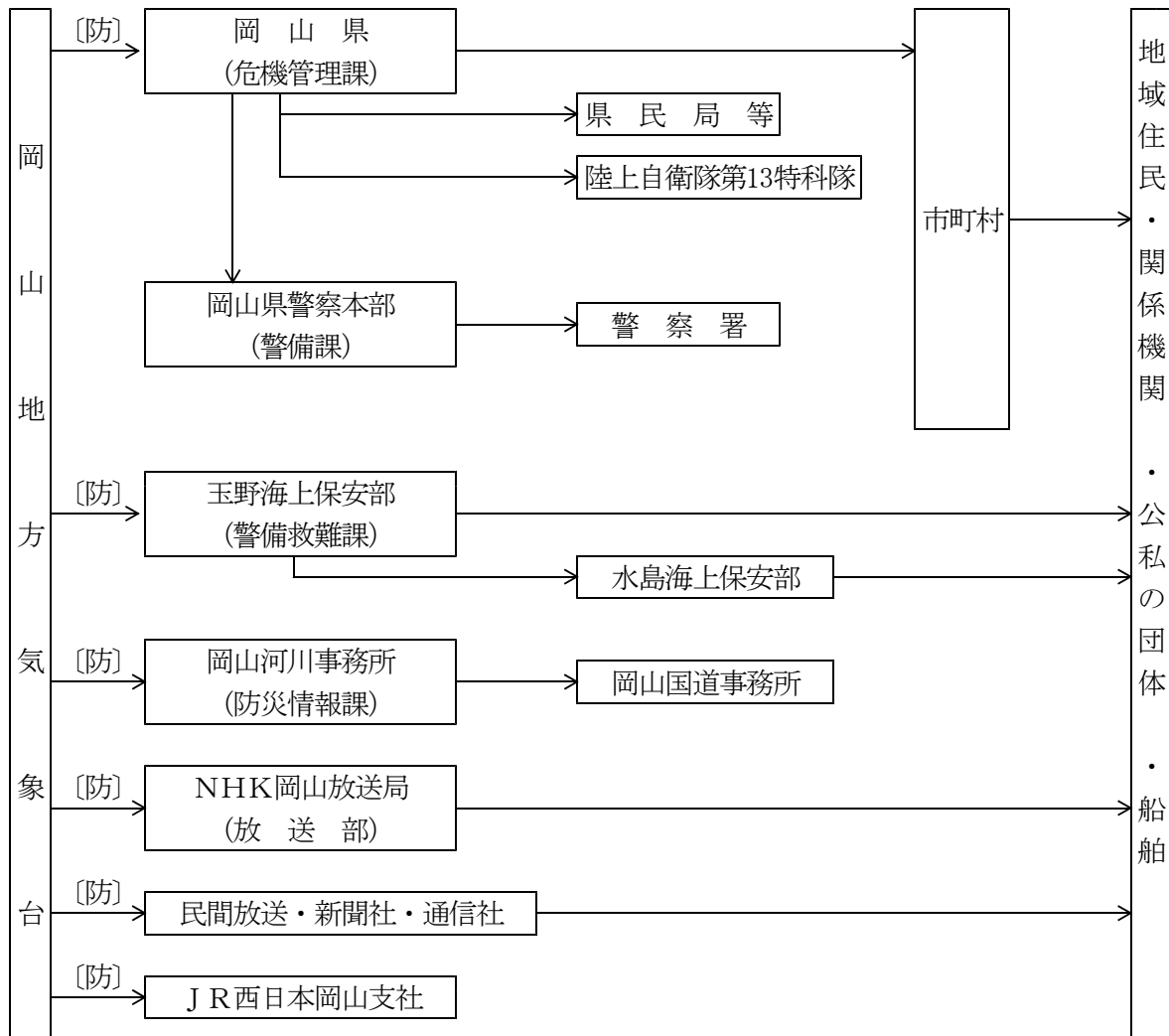
ア 災害対策本部が設置されたときは、各部・各課はあらかじめ定められた業務を所掌する。（岡山県災害対策本部規程の別表1～別表3）

イ 本部は、国の非常災害（又は緊急災害）現地対策本部と連絡調整をし、国が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

第2項 地震・津波情報の伝達計画

1 地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達



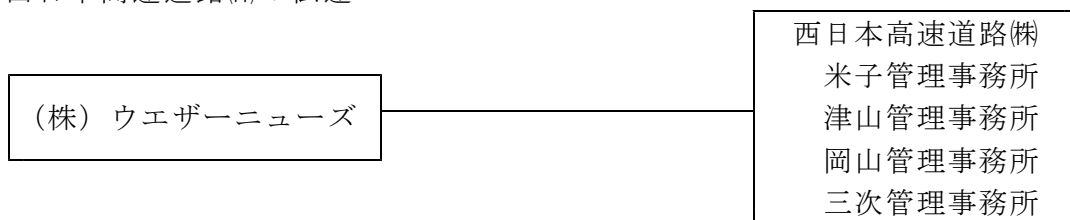
(注) ア [] 内は、通知方法を示す。

[防] : 防災情報提供システム

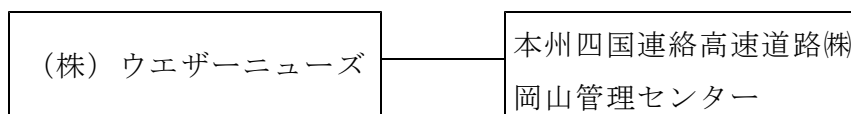
イ 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。

(2) その他機関の伝達 (参考)

ア 西日本高速道路(株)の伝達

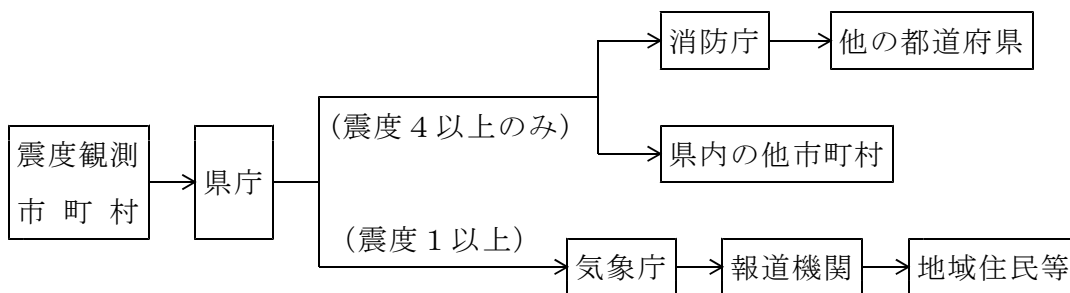


イ 本州四国連絡高速道路(株)の伝達

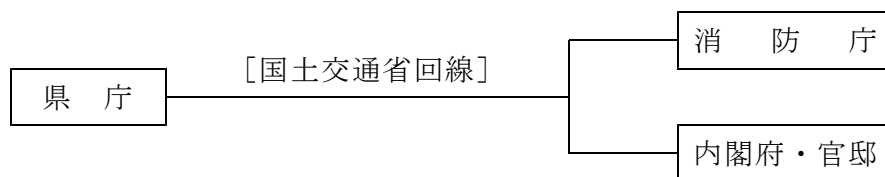


(3) 国への地震情報の伝達

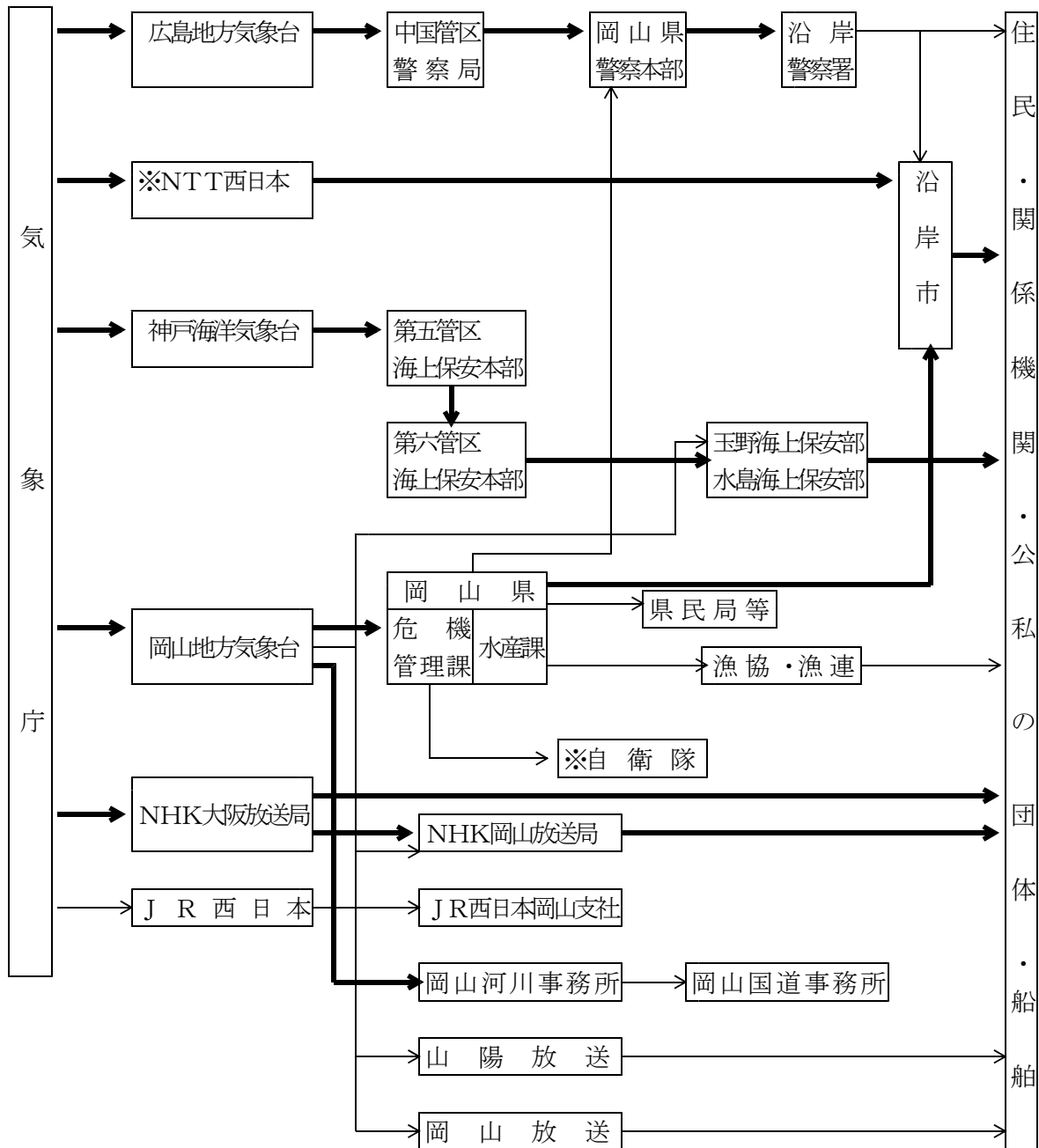
ア 震度情報ネットワーク



イ 消防防災無線



2 津波警報・津波注意報の伝達系統



- (注) ア ※印は、津波警報及び警報の解除のみ伝達する。
 イ 太線は法定等による伝達ルートを示す、細線はサブルート等を示す。
 ウ 県から漁協等に対する連絡ルートは、別途具体的に定める。
 (資料編 第12-3-(1) (2) 参照)

第3項 被害情報の収集伝達計画

1 現状と課題

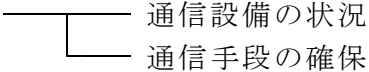
被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、県災害対策本部と関係機関とが相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

2 基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。

被害情報は、災害初期と引き続き応急対策時に区分して収集し、その情報を国の関係機関に伝達する。

3 対策

- ◎ 災害時の通信手段 

(1) 通信設備の状況

防災関係の無線通信設備の状況は、資料編第4-3-(1)のとおりである。

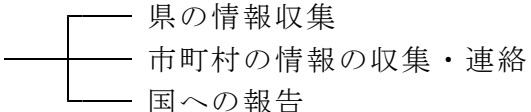
(2) 通信手段の確保

ア 災害発生直後は、直ちに災害情報を連絡するため、次の通信手段を確保する。

- (ア) 防災行政無線による地上系移動局
- (イ) 携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線
- (ウ) 民間等の通信設備の優先利用、優先使用(災害対策基本法第57条、第79条)
- (エ) 非常通信の活用
- (オ) 防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡の確保を図る。

イ 通信手段の確保に併せ、その機能維持等の要員を配置する。

- (ア) 通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員
- (イ) 通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

- ◎ 災害初期の被害情報の収集・連絡 

(1) 県の情報収集

ア 県は、自ら概括的な情報収集をするほか、市町村、警察、消防、自衛隊、医療機関、道路管理者、海上保安部、ライフライン事業者から被害情報を収集する。

イ 災害初期には、主に次の内容の被害情報を収集する。

- (ア) 人命に係る被害、医療機関等の被害状況
- (イ) 道路の被害状況
- (ウ) 生活関連(電気、水道、ガス)の被害状況

(2) 市町村の情報の収集・連絡

- ア 市町村は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。
- イ 市町村は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- ウ 市町村は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては消防庁に報告する。
- エ 市町村は、当該市町村内において「震度5強」以上の地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する。(被害の有無を問わない。) 第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

区分		平日(9:30~18:15)	左記以外
		※消防庁応急対策室	※消防庁宿直室
N T T回線	電 話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
	F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
消防防災無線	電 話	9 0 - 4 9 0 1 3	9 0 - 4 9 1 0 2
	F A X	9 0 - 4 9 0 3 3	9 0 - 4 9 0 3 6
地域衛星通信ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

*電話での第一報も可

(3) 国への報告

[県(関係各部等)]

県は、次に掲げる災害においては、被害状況等を消防庁に報告するとともに、必要に応じ、関係省庁に連絡する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が県域をまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害が生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (カ) 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの
- (キ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

[県警察]

県警察は、被害状況等を警察庁及び管区警察局に報告する。

- ◎ 応急対策時の被害情報の収集・報告
 - 収集・報告の内容
 - 収集・報告体制

(1) 収集・連絡の内容

ア 応急対策時において、救急活動及び防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況及び被害状況を県災害対策本部に随時報告する。

イ 活動状況については、次の事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

[市町村→県]

対策本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

[県→市町村]

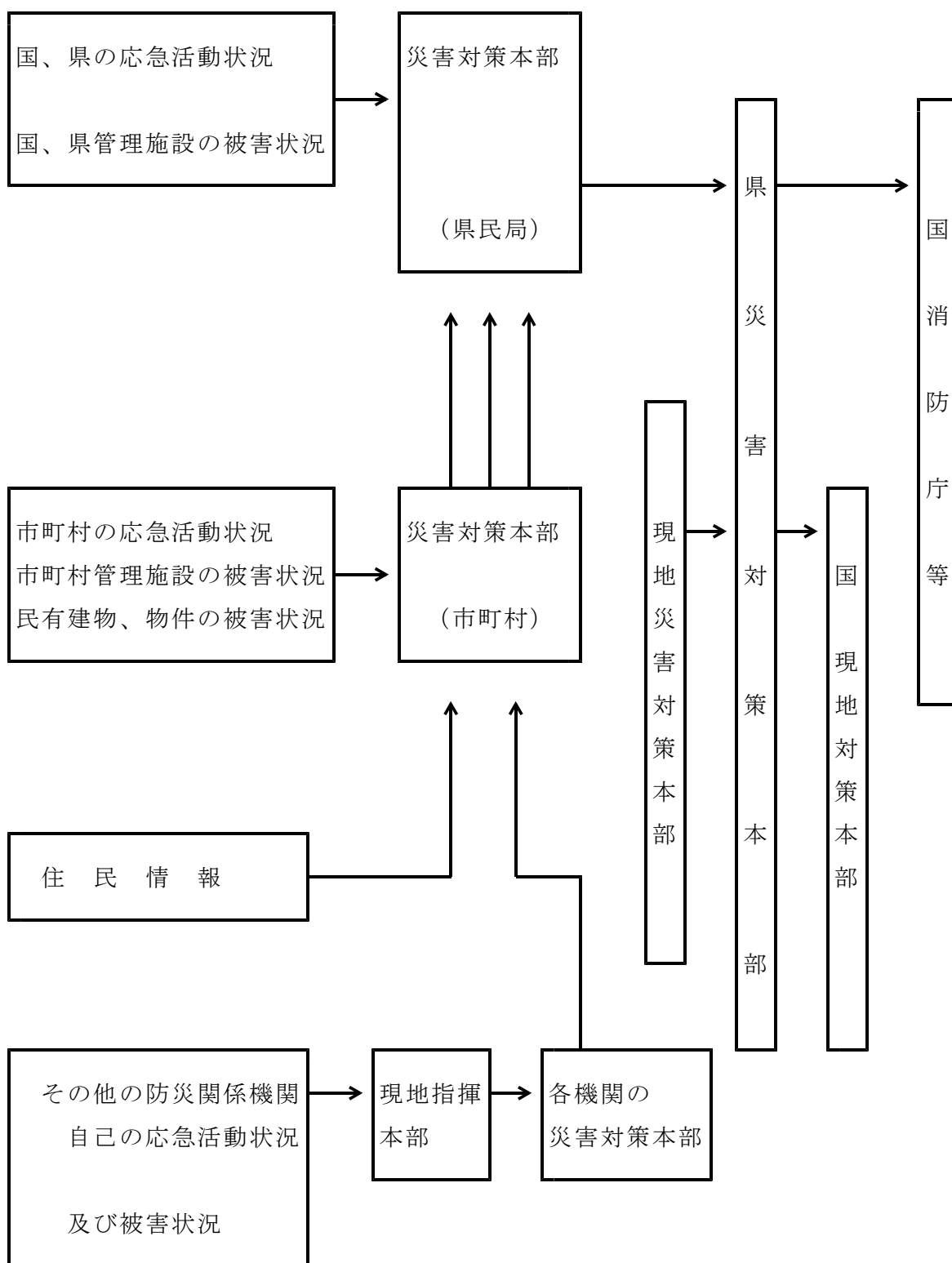
県が実施する応急対策の活動状況

[県→指定地方行政機関等]

対策本部等設置状況、応急活動状況

(2) 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県災害対策本部に連絡する。



第4項 災害救助法の適用

1 現状と課題

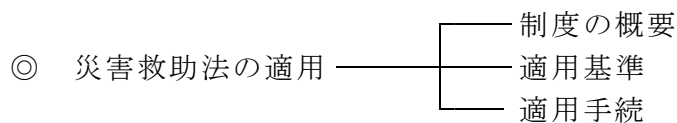
災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続を整理しておく必要がある。

2 基本方針

制度の概要並びに適用基準及び手続の概要を示す。

3 対策



(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るため、県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めており、県及び市町村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市町村は一時繰替支弁する必要があることがある。

（詳細は、資料編第10－3）

(2) 災害救助法による救助の種類

- ①避難所の設置
- ②応急仮設住宅の供与
- ③炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤医療及び助産
- ⑥災害にかかった者の救助
- ⑦災害にかかった住宅の応急修理
- ⑧学用品の給与
- ⑨埋葬
- ⑩死体の搜索
- ⑪死体の処理
- ⑫住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

(3) 適用基準

[県（保健福祉部）、市町村]

県及び市町村は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について

判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市 町 村 の 人 口		住 家 が 滅 失 し た 世 帯 数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

(注)半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照

イ 県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。

ウ その他(資料編 1002災害救助制度(1)~(2))

(4) 適用手続

[県(保健福祉部)]

- ① 市町村長からの情報提供に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助を実施する。
- ② 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長に救助の委任を行う。
この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町村長に通知するものとする。
- ③ 一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。
- ④ 災害救助法を適用した場合は、厚生労働省に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに、救助完了後は、決定情報の提供を行うものとする。

[市町村]

市町村長は、災害が発生した場合は、迅速かつ正確に管内の被災状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき、又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供をするものとする。

第5項 広域応援

1 現状と課題

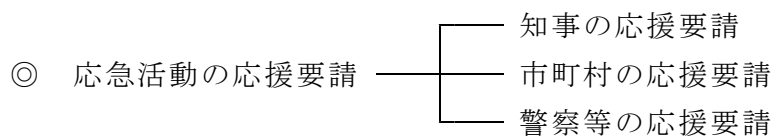
東海・東南海・南海の3連動地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

2 基本方針

中国地方5県及び中国・四国地方9県では、災害時の相互応援協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日から導入したところであり、引き続き、広域応援の要請措置について明確にするなど、速やかな応援職員の派遣や被災地のニーズに応じた物的支援などが可能となるよう、広域応援体制の強化を図る。

また、その他の相互応援協定についても、全国知事会等との連携・調整を図りながら、相互応援体制の実効性の向上を図る。

3 対策



(1) 知事の応援要請

ア 指定行政機関等に対する応援要請

(ア) 知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長等に対し応急措置の実施を要請する。(災害対策基本法第70条3項関係)

(イ) 要請事項

応急対策の内容と実施場所

イ 他の都道府県に対する広域応援要請

知事は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、次の要領により他の都道府県に対して応援を要請することができる。(災害対策基本法第74条関係)

(ア) 中国地方及び中国・四国地方の災害時の相互応援に関する協定に基づく要請をする。

a カウンターパート制による支援

予め支援相手を定めたカウンターパート制により、被災地のニーズに応じた迅速な支援を実施する。

- (a) 被災地ニーズを把握する連絡員を派遣し、情報収集を開始
- (b) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に開始

< 中国 5 県のカウンターパート >

被災県	支 援 担 当 県			
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位	第 4 順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

< 中国・四国のカウンターパート >

グループ 1	鳥取県・徳島県
グループ 2	岡山県・香川県
グループ 3	広島県・愛媛県
グループ 4	島根県・山口県・高知県

- b 中国 5 県広域支援本部の設置
 - 被災状況に応じて、よりの確な支援を行うため、「中国 5 県広域支援本部」が中国ブロック内各県及び全国知事会等と調整する。
 - (a) 被災状況に応じて、カウンターパート制による支援県以外の県に支援を割当
 - (b) 各県の物的・人的資源等の活用・配分等の調整
 - (c) 四国ブロックとの連携・調整
 - (d) 全国知事会との調整

(イ) 災害規模によっては、さらに他の都道府県に対して応援を要請する。

ウ 市町村に対する応援

(ア) 知事は、市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう配慮する。(災害対策基本法70条1項関係)

(イ) 知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行うことができる。(災害対策基本法第72条関係)

(2) 市町村長の応援要請

ア 知事に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。(災害対策基本法第68条関係)

イ 他の市町村長に対する応援要請

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求めることができる。(災害対策基本法第67条関係)

(3) 警察等の応援要請

ア 警察の応援要請

県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し警察法第60条の規定に基づく広域緊急援助隊等の援助の要求を行うことができる。

イ 消防の応援要請

(ア) 消防活動については、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき被災市町村から要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う消防業務を支援するほか、岡山県下消防相互応援協定により相互応援を行う。

(イ) 知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請することができる。

a 消防庁応急対策室(通常時)

電話 03-5253-7527 消防防災無線 49013
地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49013

b 消防庁宿直室(夜間・休日時)

電話 03-5253-7777 消防防災無線 49102
地域衛星通信ネットワーク TN-048-500-90-49102

ウ 自衛隊の災害派遣要請

(ア) 知事は、人命及び財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣を要請することができる。(自衛隊法83条)

(イ) 市町村長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊派遣の要請をするよう求めることができる。

なお、市町村長は、知事への要求ができない場合には、当該市町村の地

域に係る災害の状況を防衛大臣等に通知することができる。（災害対策基本法第68条の2関係）

- ◎ 職員の派遣 ———— 職員の派遣の要請
 └─── 職員の派遣のあっせん

(1) 職員の派遣の要請

ア 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定行政機関等の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる。

イ 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し当該機関の職員の派遣を要請する。

ウ 派遣要請事項

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあっせん

知事又は市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

第6項 自衛隊災害派遣要請

1 現状と課題

国の防災基本計画では、阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続きにとどまらず、自衛隊に関する一般的な認識を深めておく必要がある。

2 基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

3 対策

- ◎ 自衛隊災害派遣要請
 - 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者
 - 災害派遣部隊の活動範囲
 - 災害派遣の自衛官の権限
 - 災害派遣要請等手続き
 - 災害派遣部隊の受入れ
 - 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

ア 災害派遣要請権者

知事

第六管区海上保安本部長

大阪空港事務所長

イ 災害派遣要請先

陸上自衛隊第13特科隊長

海上自衛隊呉地方総監

航空自衛隊西部航空方面隊司令

(2) 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

ア 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

イ 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

ウ 避難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常、他の救助作業等に優先して搜索救助を行う。

- エ 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。
- オ 消火活動
大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。
- カ 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
- キ 診療、防疫の支援
被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常、地方公共団体の提供するものを使用する。
- ク 通信支援
災害派遣任務の達成に支障を来さない限度における通信を支援する。
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。
- コ 炊飯及び給水の支援
炊飯及び給水の支援を行う。
- サ 救援物資の無償貸付又は譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。
- シ 交通規制の支援
主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。
- ス 危険物の除去等
自衛隊の能力の範囲内における火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
- セ その他
その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

(3) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市町村長等に通知しなければならない。

	措 置 権 限	根拠条文	関連規定
災 害 対 策 基 本 法	ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令	第63条第3項	
	イ 他人の土地、建物等の一時使用等	第64条第8項	通常生ずべき損失の補償82条
	ウ 現場の被災工作物等の除去等	第64条第8項	除去した工作物等の保管64条9項
	エ 住民等を応急措置の業務に従事させること	第65条第3項	従事者に対する損害の補償84条
	オ 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第76条の3 第3項	
自 衛 隊 法	ア 警察官がその場にはいない場合の避難等の措置	第94条	警察官職務執行法 4条及び6条
	イ 警察官がその場にはいない場合に救助等のための立入		
	ウ 天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法 第16条

(4) 災害派遣要請等手続き

ア 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

(ア) 知事等は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊の派遣を要請する。

(イ) 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

- ①災害の情况及び派遣を要請する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④その他参考となるべき事項

イ 市町村長の派遣要請の要求

(ア) 市町村長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(イ) 市町村長は、(ア)によって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(ウ) 知事は、市町村長から前述の自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合又は要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

(エ) 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日
知 事 へ
市町村名
災害派遣に関する要請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
1 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舍の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿 舎
(3) 食 料
(4) 資 材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

ウ 撤収要請依頼

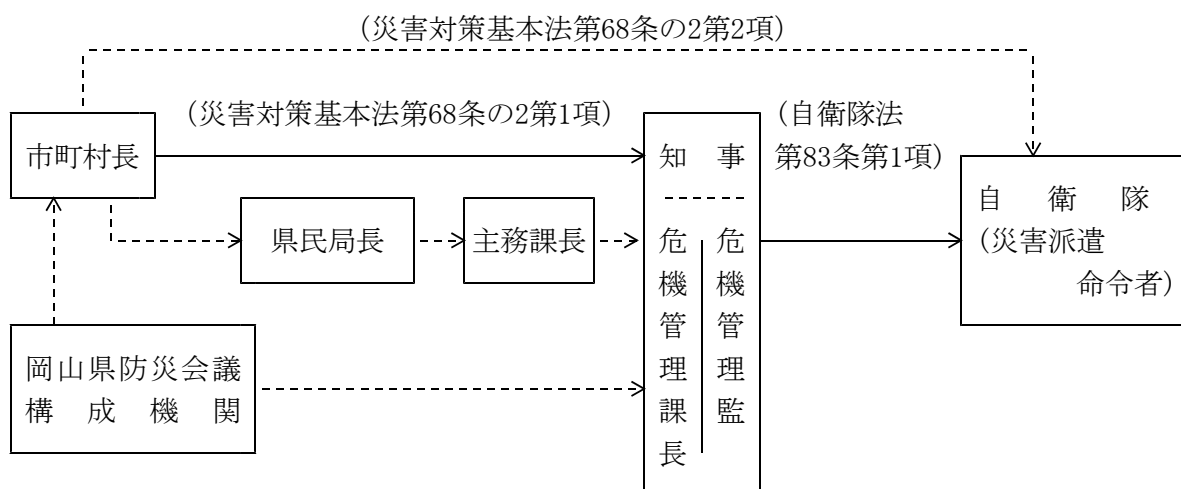
(ア) 市町村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して自衛隊の撤収要請を依頼する。

(イ) 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日
知 事 へ
市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

エ 災害派遣要請等手続系統



(- - - - - は情報の連絡系統)

オ 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- (ア) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (イ) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- (ウ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (エ) その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) 災害派遣部隊の受入れ

ア 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

イ 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- (ア) 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- (イ) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- (ウ) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。
- (エ) 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。
災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

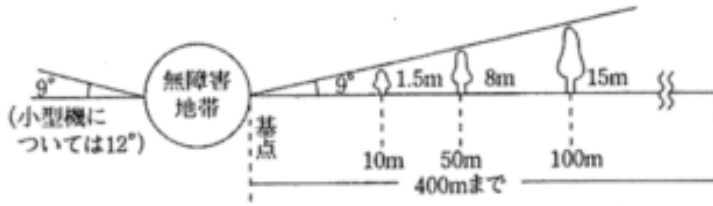
連隊規模 : 約 15,000 m²

師団等規模 : 約 140,000 m²

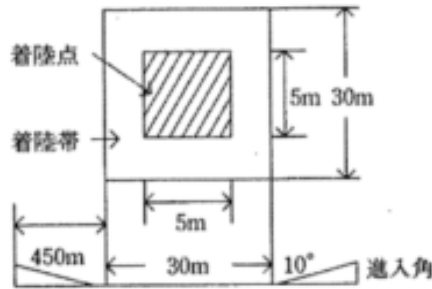
(オ) ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について準備する。

- ① 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

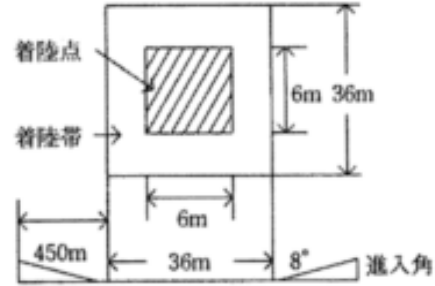
[着陸地点及び無障害地帯の基準]



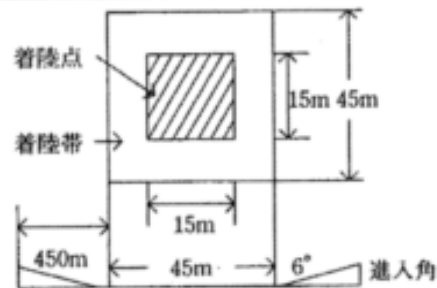
(a) 小型機(OH-6:観測用)の場合



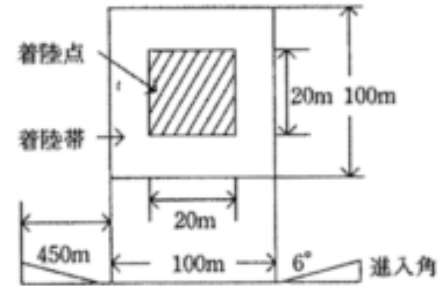
(b) 中型機(UH-1:多用途)の場合



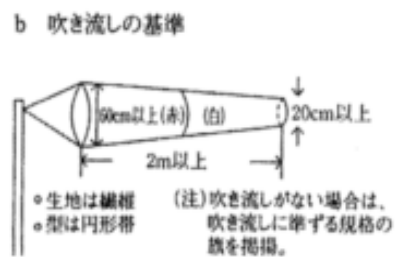
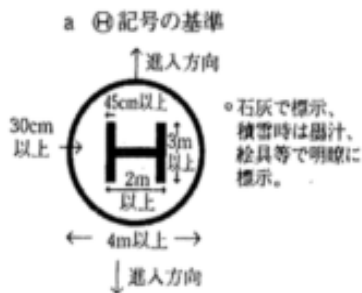
(c) 大型機(V-107:輸送用)の場合



(d) 大型機(CH-47:輸送用)の場合



- ②着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- ③ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ④砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- ⑤ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
- ⑥物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑦離着陸時のヘリポート内には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

(6) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。

(ア) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

(イ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

(ウ) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費

(エ) 県等が管理する有料道路の通行料

イ 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第7項 津波災害応急対策計画

第1 的確な津波からの避難指示等の伝達

沿岸市町は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行う。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合でも、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する。

第2 津波災害情報の連絡体制（あらゆる手段を活用した警報等の伝達）

県は、気象庁から連絡を受けた津波警報等を、直ちに市町村、関係機関等へ伝達する。

県及び沿岸市町は、津波警報、避難勧告等の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。

第3 消防職団員、警察官、市町村職員等の活動

県及び沿岸市町は、消防職団員、警察官、市町村職員など防災対応や避難誘導等に当たる者や、要援護者について把握している民生委員・児童委員の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮しつつ、水門・陸閘の閉鎖や災害時要援護者の避難支援などの緊急対策を行うものとする。

第2節 緊急活動

第1項 救助計画

1 現状と課題

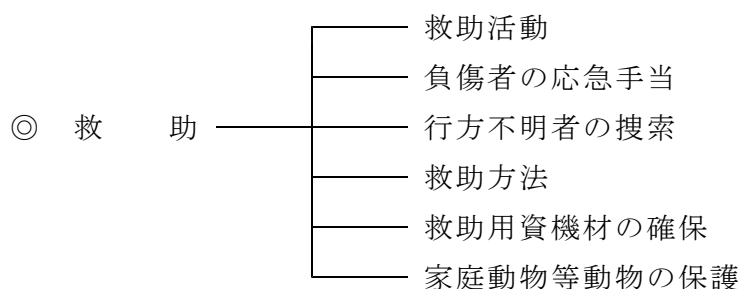
震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。

2 基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容することとする。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努めるものとする。

3 対策



(1) 救助活動

[県（危機管理課、消防保安課）]

県は、市町村の要請又は自らの判断により、国、自衛隊、他都道府県、他市町村に応援を要請するとともに、救出活動の全県的な調整を行う。

[市町村]

市町村は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町村は、県、被災市町村からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救助活動を行う。

[消防機関、県警察、海上保安部]

消防機関、県警察、海上保安部は、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救助活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

(2) 負傷者の応急手当

[消防機関、自衛隊]

消防機関及び自衛隊は、救助した傷病者に対して、専門的に修得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班または医療機関へ搬送する。

[救護班]

日本赤十字社岡山県支部及び医療機関の医療救護班は、迅速かつ的確な医療救護を行うとともに、緊急の治療を要する者について、後方医療機関への転送や消防機関等に対する搬送の要請を行う。

[住民]

住民は、講習、訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力する。

(3) 行方不明者の搜索

[市町村]

市町村は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、搜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の搜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な搜索活動が行われるよう総合調整を図る。

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、救助隊に対して行方不明者の情報提供を行うとともに、搜索活動に協力するものとする。

(4) 救助方法

[市町村、消防機関、県警察等防災機関]

救助に当たっては、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行うこととする。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレ

ントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努めることとする。

(5) 救助用資機材の確保

[県（危機管理課）]

県は、必要に応じて、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、市町村を支援するものとする。

[市町村]

市町村は、救助用資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借り上げ、調達することとする。

[消防機関、県警察等防災機関]

必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達することとするが、各機関相互に活用できる資機材については、貸出しなど協力するものとする。

(6) 家庭動物等動物の保護

[県（保健福祉部）]

県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、（社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら、対応することとする。

また、危険動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。

[市町村]

市町村は、県と連携を図りながら、家庭動物等動物の保護に努めることとする。

第2項 資機材調達計画

1 現状と課題

現行の地域防災計画においては、県の備蓄資機材と地震発生後の関係業界から調達する資機材により、初期の復旧活動を実施することとなっているが、県の備蓄資機材が水防活動を中心としており、さらに、関係業界からの調達についても、応援協定等の締結も行われておらず、任意の協力を前提としたものであることから、地震発生時における円滑な資機材の調達が確保されるよう措置する必要がある。

2 基本方針

市町村においては、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、県、市町村、中国地方整備局、西日本高速道路㈱などの関係機関が相互に補完しあう体制の整備についても検討を進める。

さらに、県、市町村においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

3 対策

[県（危機管理課、土木部）]

県においては、被災地域やその程度などを勘案し、県下の備蓄資機材の調達について、最も効果的な方法を検討するとともに、（社）岡山県建設業協会など関係団体との間で応援協定等の締結を行い、迅速かつ確実な資機材の動員を図る。また、県下の被害状況によっては、中国地方整備局、西日本高速道路㈱及び自衛隊などとの連携により、相互に資機材の動員を行い、早期の復旧を図る。

[市町村]

市町村については、市町村において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第3項 救急・医療計画

第1 医療体制

1 現状と課題

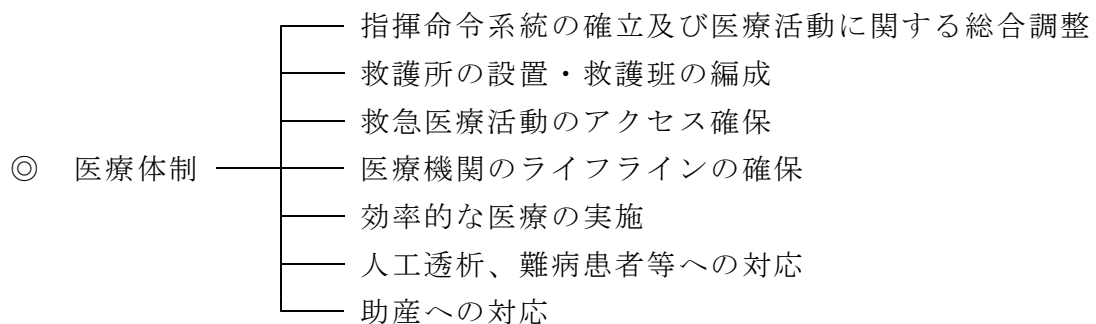
大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これらの体制の整備を図る必要がある。

2 基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施することとなるが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、指揮命令系統を確立し、早期の情報収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。

また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努めることとする。

3 対策



(1) 指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

[県（危機管理課、保健福祉部）]

県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、災害対策本部の下に、県災害医療本部をできるだけ速やかに設置し、医療活動に関する調整を行う。

(資料編 1105 県保健福祉部関係 (1)～(3))

県災害医療本部の役割は次のとおりとする。

ア 総合的な医療情報の収集・提供

- ・災害・救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握するとともに、必要に応じて県民等へ情報を提供する。

イ 傷病者の受入れの要請等

- ・ 県内及び県外の医療機関への傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整

ウ 医療従事者確保の総合調整

- ・ 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、県看護協会への医療従事者の派遣要請
- ・ 中国5県の相互応援協定書による医療従事者の派遣要請
- ・ 他都道府県及び国（厚生労働省）に対する医療従事者の派遣要請
- ・ 災害対策本部に対する医療従事者の派遣要請の連絡
- ・ 他都道府県、県内他地域からの派遣救護班の調整

エ 医療ボランティアの統括

- ・ 県災害対策本部内の総合ボランティア班との連携の下に、医療ボランティアの登録、活動場所、交代時期等の指示・調整

さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合等において、県災害医療本部の下に、DMAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT活動の調整を行う。

また、県地方災害対策本部の下に、地域災害医療本部を設置し、管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害医療本部の役割は次のとおりとする。

ア 総合的な医療情報の収集及び提供

- ・ 災害・救急医療情報システムの活用等により、医療機関の状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、県災害医療本部へ情報提供を行うとともに必要に応じて県民等へ情報を提供する。

イ 傷病者の受入れの要請等

- ・ 管内の医療機関への傷病者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整
- ・ 管内で対応できない場合の県災害医療本部への応援要請

ウ 医療従事者確保の総合調整

- ・ 関係災害拠点病院、地元医師会への医療従事者の派遣要請
- ・ 管内で対応できない場合の県災害医療本部への応援要請

[市町村及び消防機関]

市町村及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

ア 災害・救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供

イ 避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供

ウ 救護所の設置と救護班の派遣要請

(2) 救護所の設置・救護班の編成

[県（保健福祉部）]

県は、県災害医療本部において、市町村、消防機関からの派遣要請又は自らの

判断に基づき、次により救護班を速やかに派遣する。

また、避難所の設置が長期と見込まれる場合は、必要に応じて避難所救護センターを設置し、精神科、歯科を加える等避難者の状況に応じた医療活動を行う。

ア 県災害医療本部は、次により救護班の派遣を行う。

- ・日本赤十字社岡山県支部、岡山県医師会、災害拠点病院、岡山県看護協会への要請
- ・中四国8県、他都道府県、国（厚生労働省）、自衛隊への要請
- ・医療ボランティア

イ 地域災害医療本部は、県災害医療本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。

[市町村]

市町村は、傷病者の発生状況を把握し、避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害医療本部に対して救護班の派遣を要請する。

[消防機関]

消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害医療本部に対してDMATの出動を要請する。

[県医師会]

県医師会は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

[DMAT指定機関]

DMAT指定機関は、県との協定に基づくDMATの派遣等を行う。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、県との協定に基づく救護班の派遣等を行う。

[医療機関]

災害拠点病院は、救護班の派遣要請を受けた場合は、概ね次により救護班を編成し、医療活動を行う。

また、他の医療機関においても、可能な限り被災地における医療活動を行うものとする。

- ア 医師、看護師、連絡要員等
- イ 関係医療用資器材一式
- ウ 救急自動車
- エ 通信連絡手段の携行

(3) 救急医療活動のアクセスの確保

[県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）]

県は、県災害医療本部及び地域災害医療本部において、国・県・市町村の道路管理者及び県警察等と連携のうえ、道路啓開、緊急通行車両標章の交付等により、医療従事者の救急医療活動に伴うアクセスの確保を図るとともに、医療機関にお

いて救急車両の確保ができない場合や自ら医療従事者を被災地へ輸送する場合は、公用車等の手配を行う。

また、災害対策本部においては、道路の損壊等により交通機関が不通の場合や被災地まで長時間を要する場合等必要に応じて、ヘリコプターによる空輸については県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、自衛隊又は協定に基づく他府県等に、また海上輸送については海上保安部、海運事業者等へ協力要請する。

(4) 医療機関のライフラインの確保

[県（保健福祉部）]

県は、市町村からの要請に基づき、医療機関へのライフラインの優先的復旧を図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊に応援要請を行う。

[市町村]

市町村は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

[医療機関]

医療機関は、被害状況を確認後、自ら応急復旧を実施し、自家発電、貯水槽等の代替施設への切替を行う。

また、ライフライン事業者等に対し、優先的な応急復旧の要請を行うとともに、応急復旧までの間の水等の代替供給を要請する。

(5) 効率的な医療の実施

[DMAT指定機関]

DMAT指定機関は、災害急性期(概ね48時間以内)に次の活動を行うDMATを派遣する。

- ア 市町村、消防機関、警察等公共機関等と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等
- イ 災害拠点病院等における患者の治療等
- ウ 被災地内における患者搬送及び搬送中の治療
- エ 被災地内においては対応が困難な重症患者に対する根治的な治療を目的として当該被災地外に航空機等を用い患者を搬送する際の診療

[医療機関]

医療機関は、あらかじめ策定したマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

- ア 治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行うものとする。
- イ 重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

ウ 被災状況を地域災害医療本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力を努める。

エ 医療従事者が不足するときは、地域災害医療本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別毎の役割は、次のとおりとする。

ア 救護所

(ア) 患者の応急処置

(イ) 搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

イ 病院・診療所

(ア) 来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

(イ) 転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

(ウ) 被災地への救護班の出動

ウ 災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）

(ア) 上記イの病院の役割

(イ) 後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリコプター搬送を含む。）を行う。

(ウ) なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応するものとする。

(6) 人工透析・難病患者等への対応

[県（保健福祉部）及び市町村]

県及び市町村は、災害・救急医療情報システムの活用等により、患者団体への確かな医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

(7) 助産への対応

[県（保健福祉部）及び市町村]

県及び市町村は、災害・救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

第2 医薬品等の供給

1 現状と課題

現行の地域防災計画では、救急医薬品、医療用血液等については調達先を決め、それによって医薬品等の確保及び供給を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、交通・通信事情の支障から、医薬品等の供給にも困難をきたした。災害発生後においては、救急医薬品等の迅速かつ円滑な供給がより的確な対応につながるものと考えられ、医薬品等の供給体制に基づいて救急医薬

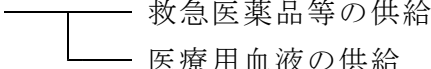
品等の円滑な供給に努める必要がある。

2 基本方針

対策の基本的な考え方は、救急医薬品等については確保体制に基づいて迅速に供給するものとする。

医療用血液については、現行の確保体制に基づいて円滑な血液の供給に努めるものとする。

3 対策

- ◎ 医薬品等の供給 

(1) 救急医薬品等の供給

[県（保健福祉部）]

県災害医療本部は、必要となる医薬品等の供給に支障を来たさないよう、県内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者、災害拠点病院及び薬剤師会備蓄センター等に医薬品等の輸送を要請し、供給する。

また、県災害医療本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに中国四県及び厚生労働省に支援要請する。他の都道府県等から輸送された医薬品等は、県薬剤師会・県病院薬剤師会の協力の下に、仕分け・管理を行い供給する。

地域災害医療本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害医療本部に医薬品等の調達を要請する。

[医薬品等備蓄施設]

医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者、災害医療拠点病院及び薬剤師会備蓄センター等）は、医療機関等の要請又は地域災害医療本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。

[医療機関等]

医療機関等は、医薬品等の不足が生じた場合は、医薬品等備蓄施設に連絡し、医薬品等の供給を要請する。

(2) 医療用血液の供給

[県赤十字血液センター]

県赤十字血液センターは、的確な情報収集に努め、県及び市町村等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。

また、県赤十字血液センターは、必要に応じ隣接県の血液センターと連絡を取り円滑な血液の確保・供給に努める。

[県（保健福祉部）]

県は、的確な情報収集に努め、市町村及び岡山県赤十字血液センター等と連携を密にし、円滑な血液の確保・供給に努める。

[医療機関]

医療機関は、県赤十字血液センター等に連絡し、血液の確保に努める。

第3 傷病者搬送

1 現状と課題

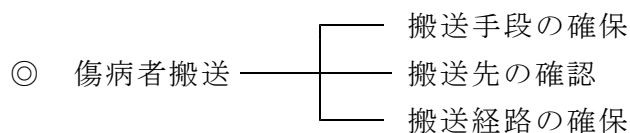
大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。

また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要性が生じることが考えられる。

2 基本方針

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行うこととする。

3 対策



(1) 搬送手段の確保

[県（消防保安課、保健福祉部）]

県災害医療本部又は地域災害医療本部は、災害・救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、県が所有する公用車

を手配するとともに、市町村、関係医療機関、他府県等に配車を要請することとする。

また、道路の損壊等により交通機関が不通の場合及び遠隔地への搬送などの場合は、必要に応じて、ヘリコプターによる輸送について、県消防防災ヘリコプターの効果的な運用を図るとともに、ドクターヘリの基地病院、岡山市消防局、自衛隊又は、協定に基づき他府県等に要請するものとする。

[市町村]

市町村は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害医療本部、地域災害医療本部又は消防機関から要請があった場合は、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第65条第1項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

[DMAT指定機関]

DMAT指定機関は、派遣したDMATが傷病者の搬送を行うときに、搬送手段を確保できない場合は、県災害医療本部等に調整を依頼する。

[日本赤十字社岡山県支部]

日赤岡山県支部は、所有の救急自動車により傷病者の搬送を行うとともに、必要に応じて、日本赤十字社本部等にヘリコプターの派遣を要請する。

[消防機関]

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配を要請することとする。

また、他の都道府県及び消防機関の保有するヘリコプターについて、消防庁長官を通じて応援派遣を要請する。

[医療機関]

医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域医療本部に調整を要請する。

(2) 搬送先の確認

[県（保健福祉部）]

県災害医療本部又は地域災害医療本部は、医療従事者、警察、自衛隊等からの要請に基づき、搬送先の広域的な調整を行う。

[消防機関]

消防機関は、災害・救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握し、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

(3) 搬送経路の確保

[国、県（土木部）、市町村等道路管理者]

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合は、国、県、市町村等は所管する道路の啓開を迅速に行う。

[県警察]

県警察は、主要な医療機関までの傷病者の搬送経路について、緊急車両の通行に障害を及ぼす車両等の排除を行う。

第4項 避難及び避難所の設置・運営計画

第1 避難方法

1 現状と課題

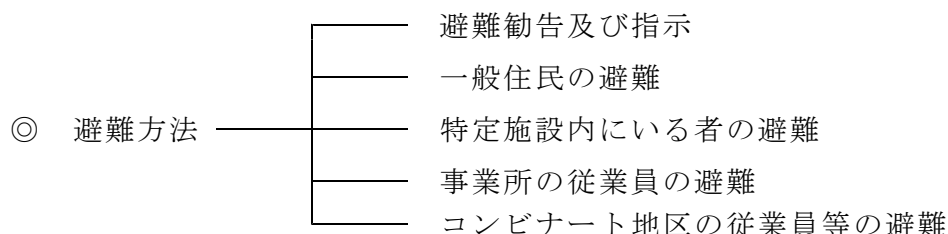
地震は、時間・場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。従って、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

2 基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は勧告や指示に基づいて行うものとするが、災害時要援護者にあつては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等により避難させることとする。

また、避難地においては、早急に避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

3 対策



(1) 避難勧告及び指示

[市町村]

ア 勧告・指示の基準

市町村長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは、避難の指示をする。

イ 勧告・指示の内容

避難の勧告・指示を行う場合は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ・ 避難勧告・指示の理由
- ・ 避難の勧告・指示が出された地域名
- ・ 避難経路及び避難先

- ・避難行動における注意事項

ウ 勧告・指示の伝達方法

避難の勧告又は指示をしたときは、市町村長は直ちに勧告・指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

[県（危機管理課）]

知事は、県内の災害発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって避難の勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を行う。

[県警察、海上保安部]

警察官又は海上保安官は、市町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町村長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

(2) 一般住民の避難

[市町村]

市町村職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとに集団避難を行い、災害時要援護者の避難を優先して行うこととする。

[地域住民]

地域住民は、避難時においては、できる限り、災害時要援護者に配慮しながら、町内会等ごとに集団で避難を行うよう努める。

また、行方不明者の把握に努めるとともに、行方不明者がある場合は、市町村職員、警察官、消防職員、海上保安庁（海上に限る）等に連絡する等必要な措置を講じる。

(3) デパート、駅、病院、学校、社会福祉施設等の施設内にいる者の避難

デパート等の管理者は、当該施設内にいる者について、避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者等の把握に努めるものとする。

また、行方不明者が出るおそれのある事故が発生した場合は、警察又は消防機関に連絡する。

(4) 事業所の従業員の避難

災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めるとともに、地域に発生した災害の拡大防止活動に協力する。

(5) コンビナート地区の従業員等の避難

石油コンビナート等災害防止法第2条第2号に規定する特別防災区域内の従業員等の避難は、事業所の防災規定の定めるところによるものとするが、区域内の避難所への避難が困難な場合は、「第2 避難所の設置」で規定する避難所に避難する。

第2 避難所の設置

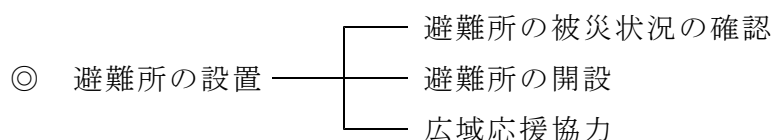
1 現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に避難所の設置状況を周知する必要がある。

2 基本方針

避難所の被災状況確認、避難所開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、当該市町村が自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請することとする。

3 対策



(1) 避難所の被災状況の確認

地震発生後の避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行うこととする。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 避難所の開設

市町村は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。

また、必要があればあらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の

同意を得て避難場所として開設する。さらに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

(3) 広域応援協力

市町村は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。

県は、避難所の開設について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

第3 避難所の運営体制

1 現状と課題

避難所運営マニュアルを定めても、責任者として予定した者が被災し必要な体制が確保できない、又は避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、精神面でのケアが必要となる。

さらに、災害発生後一定の時期が来れば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

2 基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、市町村は、避難所の運営は自治組織と連携して行うこととし、対外業務及び施設管理の外は、原則として自治組織をサポートする立場で活動することとする。

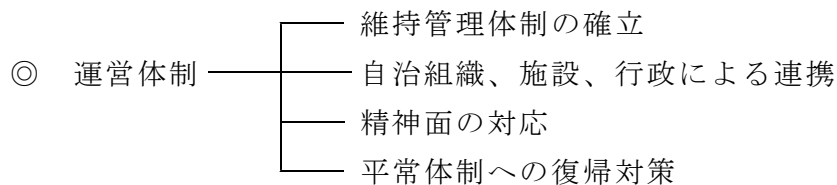
避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所管理者、避難者自治組織の3者で協議していく。

なお、県及び市町村は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅

及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

3 対策



(1) 維持管理体制の確立

[市町村]

市町村は、マニュアルに基づき避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

市町村職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築させる。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、各業務毎にリーダーと併せてそれをサポートする者を選任しておく。

また、避難所の運営にあたっては、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

(3) 精神面の対応

[市町村]

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

また、保健所を設置する市においては、保健所の医師、保健師等による各避難所の巡回健診・相談業務を行い、また、学校を避難所とする場合には、医師のもと養護教諭もカウンセリングをサポートする。

[県（保健福祉部）]

保健所、岡山県精神科医療センター、精神保健福祉センター等の医師、保健師等による各避難所を巡回しての健診・相談業務を市町村と協力して行う。

(4) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第5項 道路啓開

1 現状と課題

県内の道路網は、広域高速交通網として全線が供用されている中国縦貫自動車道、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道などがあり、また幹線ネットワークとしては、県南と県北、主要都市間を連絡する国道2号、30号、53号、180号、374号等の一般国道がある。

また、これら一般国道と有機的に接続し、県内各地域の主要拠点を連絡する主要地方道、さらに地域の生活を支える道路として一般県道、市町村道がある。

これら既存道路を活用しつつ、災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための幹線道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援する

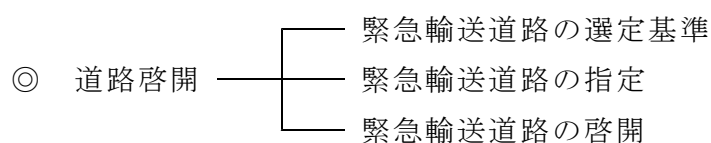
道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

2 基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上で、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

3 対策



(1) 緊急輸送道路の選定基準

[国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)]

ア 選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

(ア) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等であって、震災発生時に県内を広域的にネットワークする幹線道路であること。

(イ) 救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。

(ウ) 県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市町村役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。

(エ) 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること。

(オ) 主要公共施設（病院・血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。

(カ) 道路幅員は、原則として2車線以上であること。

イ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地域内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から次のとおり区分してネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路

(ウ) 第3次緊急輸送道路

第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

(2) 緊急輸送道路の指定

[国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)]

県及び市町村はあらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1)に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(3) 緊急輸送道路の啓開

[国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、県警察]

ア 各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

イ 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

ウ 道路管理者は、(社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

エ 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第6項 交通の確保計画

1 現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災は、車両の大洪水を巻きおこし、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向う車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと。そして、被災地における交通整理にあたる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。

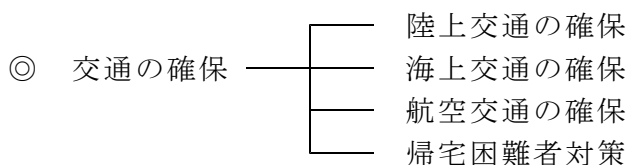
また、交通網の寸断により大量の帰宅困難者の発生が予想される。

2 基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保するとともに、交通整理要員及び必要資機材を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

3 対策



(1) 陸上交通の確保

[県（危機管理課）、県公安委員会]

緊急通行車両を確認し、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、緊急通行車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証を交付して、緊急通行車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

[県公安委員会、県警察]

ア 緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

(ア) 緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

(イ) 緊急交通路において通行を不能とする放置車両、道路上の障害物がある場合は、道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

(ウ) 広域緊急援助隊（交通部隊）の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

(エ) 被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ 緊急通行車両の届出確認

緊急通行車両等事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における緊急通行車両の確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ 交通広報

(ア) 交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、道路交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

- (イ) 規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。
- (ウ) 住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

[県（危機管理課）、県警察]

ア 交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

イ 県警察は、電源の切断等により交通信号機が使用できない場合に備え、県南主要交差点に交通信号機用非常電源装置を設置する。

[県（危機管理課）、市町村]

救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリポート基地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物車両により効果的な搬送を行う。

[道路管理者]

管理する道路等に被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

道路施設の破壊等により交通の危険が生じたときは、警察と協議し、区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

[自衛隊及び消防本部]

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

[鉄道事業者]

線路、橋梁等に被害が発生した場合は、列車の退避等を行うとともに、応急復旧に努める。

独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

[住民等]

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従う外、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 海上交通の確保

[海上保安部]

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、航路標識の破損、水路水深の異常等が発生した場合は、応急措置を講じるとともに、関係機関へ通報し、関係者への周知に努める。

また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要に応じ、船舶交通を規制又は禁止する。

[県（危機管理課、農林水産部、土木部）]

県は、海上保安部等の関係機関と連携をとり、県内の海上交通確保に必要な輸送路の選定等の調整を行う。

また、市町村又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路、航路の確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、自衛隊、海上保安部等に対し応援を要請する。

[港湾及び漁港の管理者]

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等の輸送確保のための応急措置を講じる。

(3) 航空交通の確保（ヘリポート基地の整備・確保）

[県（消防保安課、県民生活部）、市町村、防災関係機関等]

県、市町村、防災関係機関等は、相互に連携し、ヘリポート基地等の整備確保に努める。

[岡山空港管理事務所]

岡山空港管理事務所は、滑走路、誘導路、エプロン又は空港保安施設が被害を受け、航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちに使用を一時停止する措置をとるとともに、応急工事を実施する。

[大阪航空局岡山空港出張所]

大阪航空局岡山空港出張所は、施設の利用を一時停止する措置を講じた場合は、航空機（乗組員）に対し、必要な情報を提供する等により、航空交通の安全に努める。

(4) 帰宅困難者対策

[県（危機管理課）、市町村、防災関係機関等]

県、市町村、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する。また、地震等により交通機関が途絶した場合、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援を行うため、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し協力を要請する。なお、状況によっては「むやみに移動を開始しない」という考え方にも留意して対策に取り組む必要がある。

第7項 消火活動に関する計画

1 現状と課題

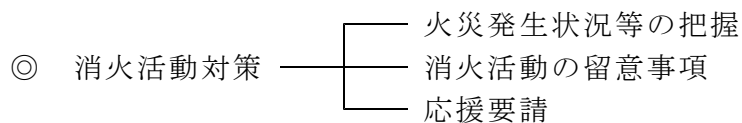
阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻まれた。

これらのことを踏まえて、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

2 基本方針

大規模地震により火災が広域的に同時多発し、応援を受けることを前提にした整備を図る。

3 対策



(1) 火災発生状況等の把握

市町村長又は消防長は、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

市町村長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消火活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。

カ 巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

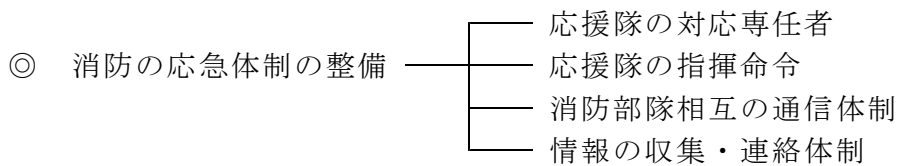
火災の状況又は災害の規模により、発災市町村の消防力によっては防御が著しく困難な場合は、次により応援要請を行う。

[市町村長等]

発災市町村長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第5条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

[知事（消防保安課）]

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合には、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請する。



(1) 応援隊の対応専任者

ア 応援隊の受入れについて、県災害対策本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ 専任者の任務は、おおむね次のとおりである。

(ア) 緊急消防援助隊等の対応

(イ) 応援ルート及び集結場所の選定

(ウ) 応援隊に関する各種連絡

(2) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、被災地の市町村長又はその市町村長から委任を受けた被災地の消防長がとる。

(3) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(4) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第8項 危険物施設等の応急対策計画

1 現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

2 基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講じる。

3 対策

- ◎ 石油類施設の応急対策
- 施設管理者の措置
 - 関係機関の措置

(1) 施設管理者の措置

- ア 施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。
- イ 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。
- ウ 県警察、市町村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

[県（消防保安課）]

- ア 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては自衛隊の派遣を要請する。
- イ 化学消火薬剤等の必要な資機材を確保する措置を講じる。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

[市町村]

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

- ◎ 高圧ガス施設の応急対策
- 施設管理者の措置
 - 関係機関の措置

(1) 施設管理者の措置

- ア 施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置を講じる。
- イ 県警察、市町村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

[県(消防保安課)]

- ア 施設管理者(コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者)に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命令する。
- イ 施設管理者(コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者)に対し、製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。
- ウ 他の市町村に対して応援の指示をし、場合によっては、自衛隊の派遣を要請する。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

[市町村]

- ア 施設管理者(コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く)に対し高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所の全部又は一部の使用の一部停止を命令する。
- イ 施設管理者(コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者を除く)に対し製造、移動等を一時禁止し制限する。
- ウ 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- エ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。
- オ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

- ◎ 火薬類施設の応急対策
- 施設管理者の措置
 - 関係機関の措置

(1) 施設管理者の措置

- ア 火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これに移し、かつ見張人をつける。
- イ 火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講じる。
- ウ 県警察、市町村等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

(2) 関係機関の措置

[県(消防保安課)]

- ア 施設管理者に対し製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命令する。
- イ 施設管理者に対し製造、移動等を一時禁止し、又は制限する。

[県警察]

- ア 被災者等の救出救助を行う。
- イ 施設周辺を警戒し、交通路の確保を行う。

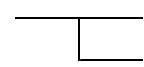
[市町村]

- ア 施設管理者に対し危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。
- イ 警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

ウ 消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

◎ ばい煙発生施設又は

特定施設等の応急対策



ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

関係機関の措置

(1) ばい煙発生施設又は特定施設等の設置者の措置

ア 施設が危険な状態になったとき又は事故発生時には、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。

イ 知事又は市町村長に通報するとともに、付近の住民等に避難するよう警告する。

(2) 関係機関の措置

[県（環境文化部、保健福祉部）、市（岡山市、倉敷市、新見市）]

有害ガス等に係る事故発生時には、関係法令等に基づき特定施設等（処理施設を含む。）の設置者に対し、拡大防止のために必要な措置を講じるよう指示する。

[市町村]

地域住民の健康に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、避難の勧告、指示等を行う。

第9項 災害警備活動に関する計画

1 現状と課題

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

2 基本方針

関係機関は災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講じる。

3 対策

◎ 社会秩序の維持

県	—
陸上防犯	—
海上防犯	—

(1) 県（関係各部等）

知事は、県民がとるべき措置等のよびかけを行う。

(2) 陸上防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

- ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
- イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ウ 被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する情報提供
- オ 必要な地域への臨時交番の設置
- カ 鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導
- キ その他治安維持に必要な措置

(3) 海上防犯

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、巡視船を配備し、不法行為を取り締まる。

第10項 緊急輸送計画

1 現状と課題

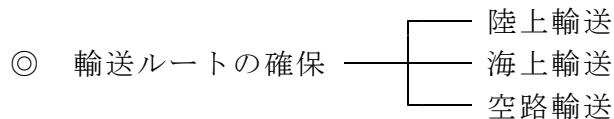
地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか物資の供給に支障が生ずることが想定される。

応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

2 基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルート確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

3 対策



(1) 陸上輸送

[道路管理者]

ア 各道路管理者は高速道路、国道、県・市町村道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能の確保を図る。

イ 道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て、応急に実施する。

[県警察]

ア 県警察は、被災地直近はもとより、広範囲な交通規制を行い、必要に応じ、隣県警察の協力を得る。

イ 緊急通行車両の確認

(ア) 知事及び県公安委員会は、緊急通行車両の確認事務の調整を図り、緊急通行車両の標章等を確保しておく。

(イ) 県公安委員会は、事前届出制により平常時から緊急通行車両の審査を行う。

(2) 海上輸送

陸上の状況によっては海上輸送が有効になる場合があり、適切な運航を図る必要がある。

[港湾等の管理者]

港湾等の管理者は、港湾及びフェリー港について早急に被害状況を把握し、必要に応じ、応急復旧等を行う。

[県（農林水産部、土木部、教育委員会）]

県有船舶を活用した輸送措置を講じる。

[市町村]

市町村は、旅客船事業者及び貨物船事業者の協力を得て輸送する措置を講じる。

(3) 空路輸送

自衛隊のほか関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。

[県（県民生活部）]

岡山空港及び岡南飛行場の利用に備え、航空管制等の必要な調整を図る。

[市町村]

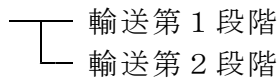
ヘリコプター基地の確保を図る。

◎ 災害対策本部の輸送ルート調整

(1) 県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断した上で、防災関係機関等に情報提供し、又は指示をする。

(2) 輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等に関連するので、その情報は報道機関を通じて、全国的に周知徹底を図る。

◎ 人員、物資の輸送順位



(1) 輸送第1段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第1段階では特に次の輸送に配慮するものとする。

- ア 人命の救助等に要する人員、物資
- イ 応急対策に必要な人員、資材

(2) 輸送第2段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案し、災害対応に必要な車両が通行できるよう措置を講じる。

- ア 救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）
- イ 応急復旧等に必要な人員、物資

第11項 救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画

1 現状と課題

大規模な震災が発生した場合は、全国各地から被災市町村に対して、大量の生活必需品等が救援物資として届けられることが予想されるため、これら救援物資を円滑に受け入れ、避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要があるが、被災市町村において救援物資の受入から配分までのすべてを行うことは、保管場所や要員の不足等により困難である。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

また、援助物資の搬送車両により交通が渋滞することや、必要以上の物資が届けられ、その保管、管理に後々まで影響を及ぼすこと等への対策も検討する必要がある。

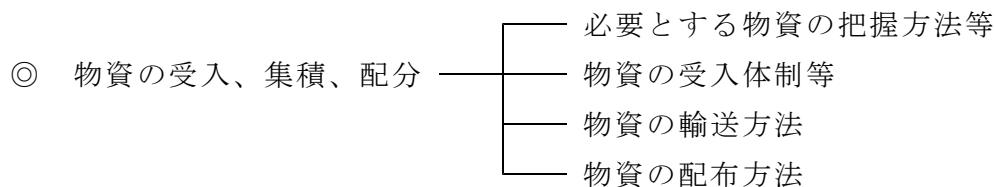
2 基本方針

被災地において必要となる物資は時間の経過とともに変化するため、時宜や季節に応じた物資が必要であることを踏まえ、不足又は過剰の物資について、全国に情報提供し、協力を求める。

援助物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて市町村内へ搬送することとし、受入地での受入・仕分等の作業及び受入地から市町村内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、被災市町村で対応する。

搬送には、陸海空のルートを検討することとし、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

3 対策



(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

[県（危機管理課、保健福祉部）]

被災地市町村の情報を速やかに把握し、県内で調達できない物資の種類及び数量並びに県内の受入地を国及び災害時における応援協定を締結している県に連絡し、応援を要請するとともに、報道機関の協力を受けて、全国に協力を要請する。

なお、その際、物資の梱包や送付方法の正確な広報に努めるものとする。

また、届いた物資の品目及び数量の把握に努め、過剰となっている物資を、国、協定県等に報告し、また全国に公表して、協力・理解を得ることにより、過剰な物資の流入を極力避ける。

[被災市町村]

避難所等に不足している物資を、各避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資又は自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。

また、避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰となっている物資の品目及び数量をとりまとめ、当該市町村内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

[地域]

避難所の責任者は、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、市町村に連絡する。

なお、市町村が指定している避難所以外に避難している被災者、あるいは自宅にいる被災者が必要とする物資については、平素から組織している地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて市町村に連絡する。

(2) 物資の受入体制等

[県（危機管理課、県民生活部、農林水産部、土木部）]

物資の受入地候補地は、当面、次のとおりとし、震災の状況に応じて県が指定する。なお、今後、全県を対象とする受入地の整備について検討する。

受入地候補地：岡南飛行場、岡山空港、笠岡市農道離着陸場、岡山港、宇野港、水島港、J R 西岡山駅コンテナヤード、流通センター 等

指定した受入地には、職員を配置し、援助物資の受入作業及び品目毎に数十人分単位での仕分け作業を行い、順次集積場所へ搬送する。搬送作業の円滑化のため、必要に応じて県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

なお、物資の仕分けには大量の人員を要するため、ボランティアに協力を求める等により対応する。

[市町村]

市町村は、あらかじめ集積場所候補地として指定していた公民館、小中学校体育館等の中から状況に応じて適当な集積場所を指定する。

なお、管内に集積場所が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、

集積場所を確保する。

指定された集積場所には職員を配置し、受入地から搬送された物資を保管し、避難所等からの要請により必要な物資を届ける。

[地域]

避難所等の住民は、物資の仕分け、避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3) 輸送方法

[県（危機管理課）]

受入地から集積場所への道路を緊急交通路として指定を受けられるよう事前に手続をしておき、災害発生時は迅速に緊急交通路の指定を受けて、一般車両の通行を規制する。輸送に当たっては、県トラック協会に協力を要請するとともに、必要な場合は、公用車によっても対応する。

陸上ルートが遮断された場合等にあつては、海上ルートやヘリコプターの利用等により輸送することとし、漁業関係者又は自衛隊への協力要請、民間航空事業者との協定等により輸送体制を確保する。

[市町村]

道路・橋梁等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い、安全面での支障がないようにする。

集積場所から避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

(4) 物資の配付方法

[市町村]

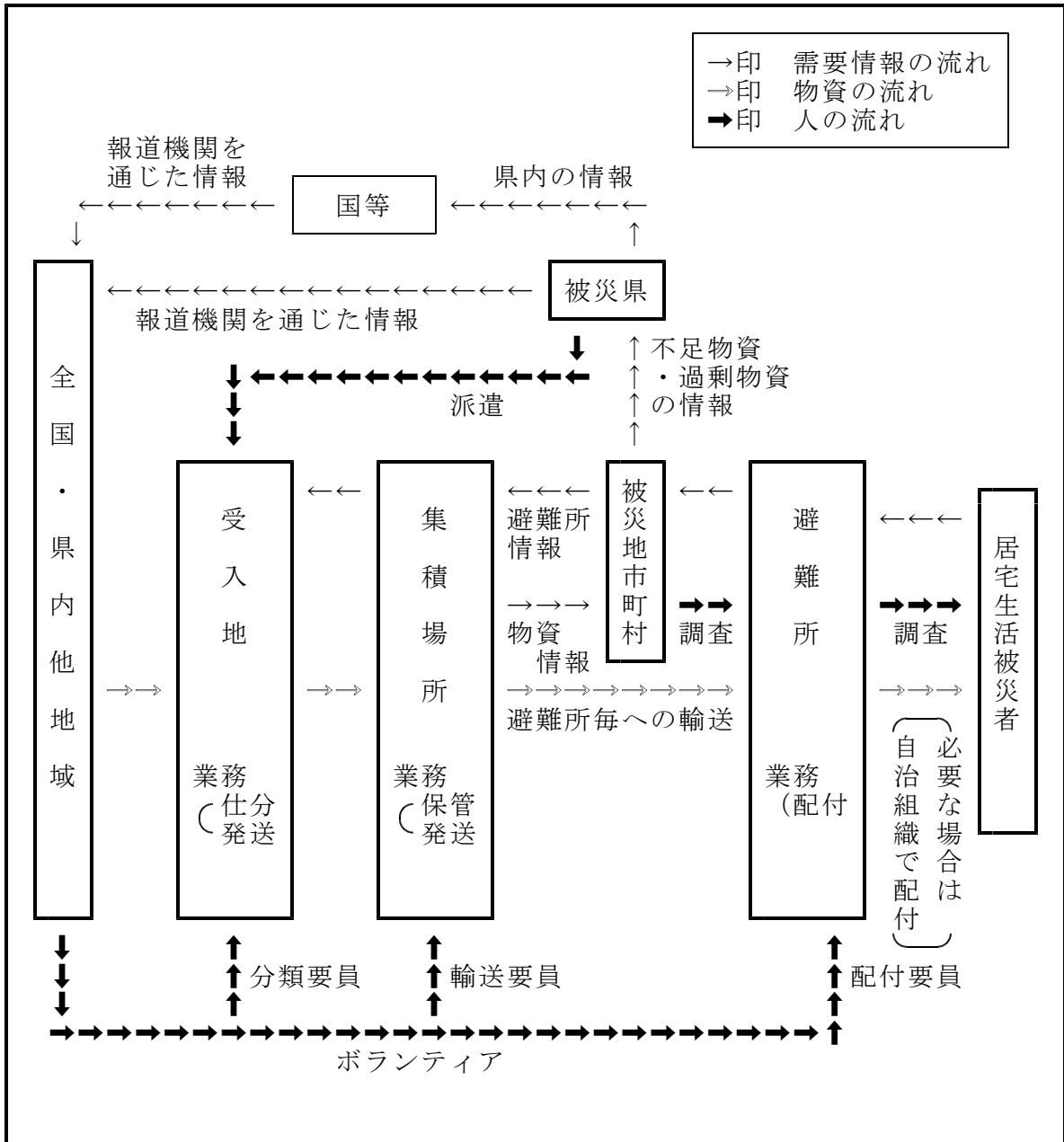
避難所へ搬送された物資は、各避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配付する。なお、配付に当たっては、災害時要援護者を優先する。

また、自宅等避難所以外で避難生活を送っている被災者に対しては、広報車や地域組織を通じる等により、援助物資を避難所に取りに来るように情報伝達し、配付するとともに、避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

[地域]

避難所以外で生活をする被災者に対して、援助物資等の情報を提供するとともに、特に援助を必要とする者に対して、援助物資を届ける等の支援を行う。

物資等のルート



第12項 ボランティアの受入、活用計画

1 現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、復興期には高齢者や障害のある人等の災害時要援護者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

2 基本方針

ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、市町村、日本赤十字社岡山県支部及び県・市町村社会福祉協議会等と連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

3 対策

◎ ボランティアの受入体制

[県（県民生活部）]

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

[市町村]

市町村災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

[日本赤十字社岡山県支部]

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行うものとする。

[社会福祉協議会]

県・市町村社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要援護者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

①県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- イ 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- エ 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整
- オ その他県災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

②被災市町村の社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握
- イ ボランティアの受付及び登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- カ ボランティア活動に必要な物資・活動拠点等の提供等
- キ ボランティア活動の拠点等の提供
- ク ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

③被災市町村の災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）が被災により機能を充分果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

[専門ボランティアの受入及び派遣の調整]

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

[ボランティアの健康に関する配慮]

- ①市町村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- ②市町村、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

第3節 民生安定活動

第1項 災害時要援護者支援計画

1 現状と課題

災害時要援護者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

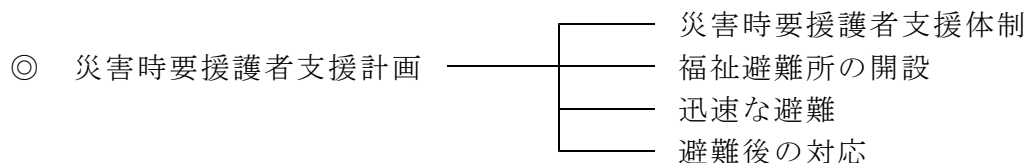
災害時要援護者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、災害時要援護者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

2 基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた災害時要援護者のための配慮を十分に行う。

県及び市町村は、災害時要援護者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことのできるような支援をすることとする。

3 支援



(1) 災害時要援護者支援体制

[県（危機管理課、保健福祉部）]

県は、災害応急対策を行うに当たっては、災害時要援護者支援班を組織し、市町村の応援要請に基づいて他市町村又は他県に応援を要請するとともに、災害時要援護者支援の総合的な調整を行う。

[市町村]

市町村は、災害応急対策を行うに当たっては、災害時要援護者支援を行うチームを組織するものとし、当該市町村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 福祉避難所の開設

[県（保健福祉部）]

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対し

て災害時要援護者の受入れを要請する。

また、災害時要援護者の受入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

[市町村]

市町村は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

その際、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせる。

また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、当該市町村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した災害時要援護者を受け入れるものとする。

(3) 迅速な避難

[県（危機管理課、保健福祉部）]

県は、被災市町村及び被災施設等の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や市町村、他府県等との連携の下に、迅速かつ円滑な避難が行われるよう、次の支援を行う。

ア 被災していない他市町村又は他施設への避難受入、要員派遣の依頼

イ 他府県への応援要請

[市町村]

市町村は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画及び避難支援プランに従って、地域住民が災害時要援護者とともに避難するよう配慮するものとする。

また、社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等について、災害時要援護者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携の下に、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

[社会福祉施設]

社会福祉施設の管理者及び職員は、消防計画等あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ近隣住民等の協力を求め、迅速な避難に努める。

[住民]

地域住民は、地域の災害時要援護者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するものとする。

(4) 避難後の対応

[県（危機管理課、保健福祉部）]

県は、市町村の要請に基づいて、災害時要援護者の生活に必要な物資の提供や人材の確保等について市町村を支援するとともに、必要に応じ、他市町村、県内他施設、関係団体及び他県に対し、応援の要請を行う。

また、社会福祉施設へのライフラインの優先的復旧が図られるよう、ライフライン事業者へ要請を行う。

[市町村]

市町村は、災害時要援護者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画及び避難支援プランに従い、次の措置をとる。

ア 地域社会の協力を得て、速やかに災害時要援護者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ 災害時要援護者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ 避難所・居宅等の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を避難所又は居宅等へ迅速に設置・提供する。

カ 避難所・居宅等へ相談員を巡回させ、災害時要援護者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ 避難所又は在宅等の災害時要援護者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設管理者への受入要請等、必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要援護者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

[社会福祉施設]

社会福祉施設は、不足する物資、マンパワーについて、他の社会福祉施設、市町村、県に応援を要請する。

[住民]

避難住民は、避難所又は地域で災害時要援護者を支援しながら、ともに協力して生活するものとする。

なお、避難所では、災害時要援護者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

第2項 被災者に対する情報伝達広報計画

第1 情報伝達体制

1 現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに住民からの問い合わせ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

2 基本方針

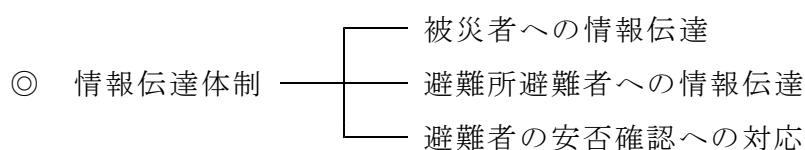
被災者への情報伝達については、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミを通じて、あるいは避難所への掲示、広報車、岡山情報ハイウェイを活用したインターネットホームページ等により行う。

その際、障害のある人や外国人等の災害時要援護者に配慮するものとする。

特に、避難所避難者への情報伝達等については、避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。

広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

3 対策



(1) 被災者への情報伝達

[県（危機管理課、総合政策局）]

県は、県の判断及び市町村からの要請により、報道機関の協力を得て、広報を行う。広報事項とその優先順位、広報案文及び情報の混乱を避けるための関係機関との調整方法等について事前に定めておき、適切かつ迅速な広報に努めるものとする。

なお、広報事項の主なものは、次のとおりである。

ア 災害の発生状況

- イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示
- ウ 地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ
- エ 災害応急対策の状況、復旧見込み
- オ 道路情報、医療情報その他の生活情報
- カ その他必要事項

[市町村]

広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行う。

また、必要により、県に広報の要請をすることとし、県の場合と同様に広報事項等について事前に定めておくものとする。

[ライフライン事業者]

関係事業者は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

なお、適宜、県・市町村にこれらの情報提供をするものとする。

(2) 避難所避難者への情報伝達

[市町村]

市町村は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

- ア 情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方
- イ 本部との連絡方法の確保
- ウ 本部等へ連絡すべき事項、連絡様式
- エ 収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式
- オ 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式
- カ その他必要事項

(3) 避難者の安否確認への対応

[市町村]

市町村は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、災害対策本部において一元的に管理して、専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

第2 報道機関への対応

1 現状と課題

震災時には様々な情報が錯綜して、社会的混乱が起こることが考えられるので、正確な情報を速やかに公表・伝達することが重要である。

また、救助活動に際して取材活動方法の調整を要する場合が考えられる。

2 基本方針

被災者等に正確な情報を速やかに伝達を行うために、報道機関の協力を得るものとする。

また、救助活動に当たりサイレントタイムを設定する必要がある場合の対応方法について、報道機関と事前に協議しておく。

3 対策

- ◎ 報道機関への対応
- 情報の提供及び報道の要請
 - サイレントタイムの設定

(1) 情報の提供及び報道の要請

[県（危機管理課、総合政策局）]

県災害対策本部は、次の情報を一元的に報道機関へ提供し、また必要な場合は報道することを要請する。

- ア 地震被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報
- イ 救助活動に関する情報
- ウ 交通施設等の復旧状況、医療情報などの生活関連情報
- エ 被災者の安否確認に関する情報
- オ その他関係情報

なお、情報提供・報道要請に当たっては、次の点に配慮する。

- ア 関係各部署は、関連する情報を収集整理して報道機関へ提供できるよう事前に、情報の種類、収集の方法、発表の様式等を定めておく。
- イ 報道機関からの照会に対応できる体制を整備する。
- ウ 報道機関へ情報を提供する場合に、市町村と連絡を取り合い、情報の錯綜を生じないようにする。

[市町村]

市町村は、報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請するため、県と同様に情報内容、体制について整備しておくこととする。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請に当たっては、県災害対策本部と調整を図るものとする。

[ライフライン事業者]

県に準じて、ライフラインや交通の復旧状況等について、適宜、情報提供・報道要請するものとする。なお、情報提供等に当たっては、県災害対策本部と調整を図るものとする。

(2) サイレントタイムの設定

[県（危機管理課、総合政策局）]

県は、生存者の発見を効率的に行うため、救助活動に直接関係ないヘリコプターの運行等を一定時間規制する、サイレントタイムの設定に関するマニュアルの作成指針及び報道機関等への協力要請方法等について、あらかじめ報道機関等と協議して策定する。

[市町村]

市町村は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

第3項 風評・パニック防止対策計画

1 現状と課題

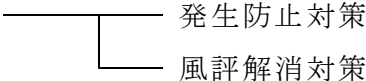
災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

2 基本方針

被災の市町村は風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

3 対策

- ◎ 風評・パニック防止対策 

(1) 発生防止対策

[市町村]

ア 市町村は、被災地及び避難所等への定時的な貼紙又は車両巡回による広報手段により、情報の均一化を図る。

イ 報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

[市町村]

風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第4項 食料供給、炊き出し計画

1 現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、県外や他市町村から食料を供給する必要がある。

また、学校が避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給のマニュアルを策定する必要がある。

- ①体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制
- ②被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化
- ③避難体制との連携
- ④他県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入れ体制の確保

2 基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めたマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。なお、その際には、災害時要援護者へ十分配慮するものとする。

また、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図るものとする。

3 対策

◎ 緊急食料等の調達

[国]

中国四国農政局(農林水産省)は、事前に策定しているマニュアル等に基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

ア 県の要請に基づく米穀の調達(農林水産省本省)

イ 県内で救援食料の供給が確保できない場合の供給対応

[県(危機管理課、保健福祉部、農林水産部、産業労働部)]

県は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により実施する。

ア 被災地への援助食料の受入集積地の決定

イ 市町村からの要請に基づく食品等の品目の決定と協定等に基づく供給等の要請

- ウ 食品販売業者等との協定等に基づく調達
- エ 国、他県、日赤等への協力要請（食料等の調達、輸送）
- オ 他の市町村の応援の調整
- カ 普通の食事ができない人の代替食の検討、特別食の調達など、栄養・食生活全般に対する支援の実施

[市町村]

市町村は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

- ア 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
- イ 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
- ウ 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
- エ 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
- オ 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
- カ 市町村援助食料集積地を指定し、責任者等受入れ体制を確立
- キ 供給ルート、運送体制の確立
- ク 避難所毎の被災者、自治組織等受入れ態勢の確立
- ケ 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
- コ ボランティアによる炊き出しの調整

第5項 飲料水の供給計画

1 現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。このため、県内市町村のタンク車及びタンク等の使用可能状況及び道路状況を早急に調査し、体制を整える必要がある。

2 基本方針

各市町村管内の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約3ℓ）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請するものとする。

3 対策

[県（保健福祉部）]

県は、市町村から飲料水及び応急給水用資機材等の調達について要請があったときは、近隣市町村、近隣県、自衛隊又は国に対し協力の要請をするとともに、これらの者による支援活動に係る調整を行う。

また、災害の程度及び救助活動の実施状況の把握に努め、適切な給水活動が行えるよう市町村に対し指示、指導を行う。

[市町村]

市町村等は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約8日を目途に仮設共用栓等を設置し、最低の生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は1人1日20ℓ程度を目標とする。

[住民]

住民は、地震発生後 3 日間程度は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は市町村等の応急給水により確保する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払う。

市町村等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第6項 生活必需品等調達供給計画

1 現状と課題

震災発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、県、市町村が供与する必要がある。

2 基本方針

県、市町村は特定の生活必需品について確保し、供与する。

3 対策

◎ 生活必需品の供与

[県（危機管理課、保健福祉部、産業労働部）]

県は、市町村から生活必需品の応援要請があったとき又は県が独自の判断により、次により物資を調達・斡旋する。

- ア 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
- イ 相互応援協定締結県への応援要請
- ウ 調達が困難な物資の国への斡旋の依頼

[市町村]

市町村は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めるときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

- ア 市町村の備蓄品の放出
- イ 生活必需品取扱業者等との協定等に基づく調達
- ウ 県への応援要請

[日本赤十字社岡山県支部]

被災者に対し毛布、日用品セット、バスタオル等を支給する。

[住民等]

住民等は、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合は、市町村に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努めるものとする。

第7項 遺体の捜索・処理・埋葬計画

1 現状と課題

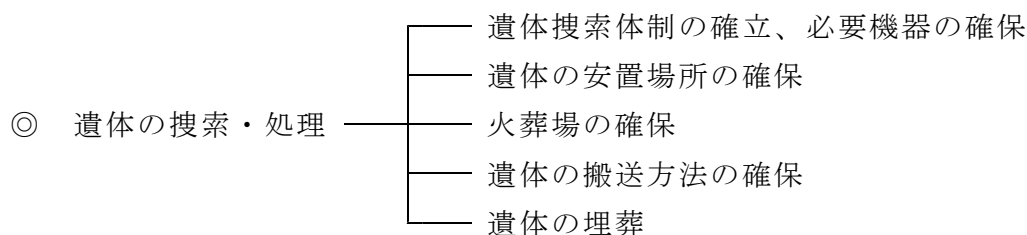
火葬場が損壊し使用できない場合や、使用可能であっても遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合の当該市町村（広域市町村を含む。以下「市町村等」という。）の体制について考慮しておく必要がある。

2 基本方針

実施主体である市町村において、次の事項について対応マニュアルを策定する。

- ① 遺体捜索体制の確立、必要機器の確保
- ② 遺体安置場所の確保体制
- ③ 他市町村等及び隣県の協力による埋葬（火葬）
- ④ 柩、骨壺、ドライアイス等の確保体制

3 対策



[県（環境文化部、保健福祉部）]

県は、市町村から要請があったときは、捜索、処理等に必要な要員・資機材、遺体安置場所、火葬場等の確保について、必要に応じ、他市町村に対し応援するよう指示し、又は他県や自衛隊に対して応援を要請するものとする。

また、県内の全火葬場の火葬能力（1日平均火葬数と火葬時間を延長した場合の最大火葬可能数）及び最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくとともに、必要資材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）について、緊急時の手配先と調達可能数量を調査しておく。

遺体の搬送等について市町村から要請を受けた時は、県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

また、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、全日本葬祭業協同組合連合会へ棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力を要請する。

[市町村]

ア 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保

市町村は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見した

ときは速やかに収容する。また、海上保安部の発見した遺体の引き渡しを受ける。

また、遺体について警察・医師に依頼して、検視（見分）及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

（ア）遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（イ）遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて埋葬等の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨壺、ドライアイスを含む。）の確保方法について、事前に計画をたてておく。

また、独力では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

（ア）遺体捜索、遺体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数

（イ）捜索地域

（ウ）埋葬施設の使用の可否

（エ）必要な輸送車両の数

（オ）遺体処理に必要な資機材の品目別数量

イ 検視・遺体安置場所の確保

市町村は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

ウ 火葬場の確保

市町村は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応策について、事前に計画を立てておくものとする。

エ 遺体の搬送方法の確保

市町村は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

市町村は、管内の全火葬場の最寄りのヘリポート予定場所について把握しておくものとする。

オ 遺体の埋葬

市町村は、実際に埋葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、警察・海上保安部の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

なお、埋葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (ア) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬に当たっては土葬とする。
- (イ) 被災地以外に漂着した遺体等の内身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。
- (ウ) 遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引き渡すものとする。

[海上保安部]

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、市町村、県警察と連携をとりながら、海上における遺体の捜索を行う。

捜索が困難な場合は、県又は他市町村に対し、必要な人員及び資機材の確保について応援を要請する。

第8項 ごみ・し尿処理計画

1 現状と課題

ごみ及びし尿処理施設の整備状況は、平成22年度末現在で、焼却処理施設が26施設で、処理能力は、2,907トン/日、し尿処理施設が22施設で、処理能力は2,099kl/日となっており、総体的には能力に若干の余裕がある。また、最終処分場については25か所あり、残余容量は平成21年度末で約111万 m^3 、残余年数は約16年であるが、市町村によっては施設整備が急務となっているケースもある。

これらの事業は、各市町村（一部事務組合）が個別に行っているため、震災の規模によっては、その処理に支障をきたすおそれがある。

このため、市町村（一部事務組合）間で、あらかじめ、ごみ、し尿等の収集・運搬・処分における応援協力体制を整えておく必要がある。

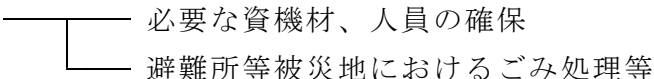
2 基本方針

震災時における適正処理体制の確保のため、市町村（一部事務組合）間でのごみ、し尿等の収集・運搬・処分における応援協力体制を整備しておく。

さらに被害状況によっては、近隣各県を通じて余力のある市町村へ協力を依頼する。

また、ごみ・し尿処理の関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界の協力を得て、迅速に収集・運搬・処分できる体制の整備に努める。

3 対策

- ◎ ごみ・し尿処理 

(1) 必要な資機材、人員の確保

[県（環境文化部）]

県は、市町村の要請に基づき、ごみ及びし尿の処理について全県的な調整を行うとともに、必要に応じて他の県へ応援を要請する。

[市町村]

市町村は、必要に応じて周辺市町村等へ人員及び機材の応援を求めるとともに県に対し、その調整を要請する。

また、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業界、仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界に対して、震災時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておく。

(2) 避難所等被災地におけるごみ処理等

[県（環境文化部）]

県は、市町村の要請に基づき、ごみ及びし尿の受入れ・処理について周辺市町村等への調整を行う。

[市町村]

市町村は、必要に応じて周辺市町村等へ受入れ・処理について、応援を求めるとともに県に対し、その調整を要請する。

市町村は、速やかに臨時のゴミステーション及び収集日時を定め、また、避難所内のごみの仮置場を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のゴミステーションや仮置場に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行うものとする。

また、避難者等の協力を得て、仮置場のごみの整理や飛散・流出の防止等の管理を行う。

トイレが災害により使用不能となった場合は、民間のリース業者等の協力を得て、共同の仮設トイレを設ける等の措置を講じるとともに、避難所等から排出されたし尿の収集・処理を優先的に行うものとする。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、災害時要援護者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を促進する。

[住民]

住民は、市町村が実施するごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、避難所生活に支障が生じないよう努めるものとする。

第9項 災害廃棄物処理計画

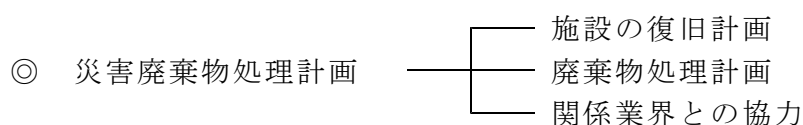
1 現状と課題

地震・津波災害時には、家屋、建築物の倒壊による混合廃棄物、道路等の公共施設の倒壊によるコンクリート殻を主体とした瓦礫が一時的にかつ大量に発生することが予想される。これらのことから、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理、リサイクル等による減量化、緊急時の仮置場、最終処分場の確保が重要である。

2 基本方針

迅速な廃棄物処理を行い、被災地の環境保全と早急な復旧活動に資するため、県及び市町村においては、①県内の受け入れ可能な廃棄物処理施設の拡大、②他県との受入れ支援体制の構築、③リサイクル施設の整備、④一時的仮置場の確保などに努める。

3 対策



(1) 施設の復旧計画

[県（環境文化部）・市町村]

市町村は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は、適正な維持管理が難しくなり、ひいては周囲の環境へも影響を及ぼすため、日常から施設の管理を十分に行うとともに、施設の計画的な整備、更新等を行う。

県はこれらの管理、整備、更新等が行われるよう必要な助言等を行う。

また、被害が生じた場合、市町村は迅速にその状況を把握し、応急復旧を図るとともに、被害状況を県に報告し、ごみ収集作業に影響を与える場合は、期間を定めて他の処理施設へ処理を依頼する等の方策をたて、効果的な処理を行う。

県は、市町村区域内での処理が不可能な場合は、近隣市町村等からの応援が得られるよう、連絡調整及び助言を行うとともに、さらに広域的な処理が必要な場合は、国と連携し支援の調整を行う。

(2) 廃棄物処理計画

[県（環境文化部）・市町村]

ア 被災建築物等の解体及び廃棄物の処理については、アスベスト等の飛散防止を図りながら、原則として、公共的施設については各施設管理者が、個人被災建築物については各所有者が行う。

ただし、個人被災建築物については、所有者が被災するなどにより自力での解体、処理が困難な場合を想定し、市町村においてその被災程度及び被災者の処理能力等を勘案した支援策を講じるよう努める。

イ 市町村においては、適切な分別、種類別の処理方法、仮置場、最終処分地の確保といった災害廃棄物処理に関する総合的な計画の策定に努める。

なお、処理の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、アスベスト等の有害な廃棄物は、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を行う。

ウ 県及び市町村においては、災害廃棄物についても対応可能となるよう各種廃棄物処分施設の建設の促進に努めるとともに、廃棄物の減量化、再生利用の推進を図るため、リサイクル施設の整備についても検討する。

（3）関係業界との協力

[県（環境文化部）・市町村]

災害廃棄物の処理、処分は災害復旧のために可及的速やかに行わなければならないことから、解体、収集、運搬、中間処理、最終処分の各段階において関係業者の協力が不可欠である。そのため、社団法人岡山県産業廃棄物協会や社団法人岡山県建設業協会等の団体と人員、資材等の確保に関し迅速かつ積極的な協力が得られるよう連携を強化するとともに、災害廃棄物のリサイクルなどの処理技術の向上を図る。

第10項 防疫及び保健衛生計画

第1 防疫

1 現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。

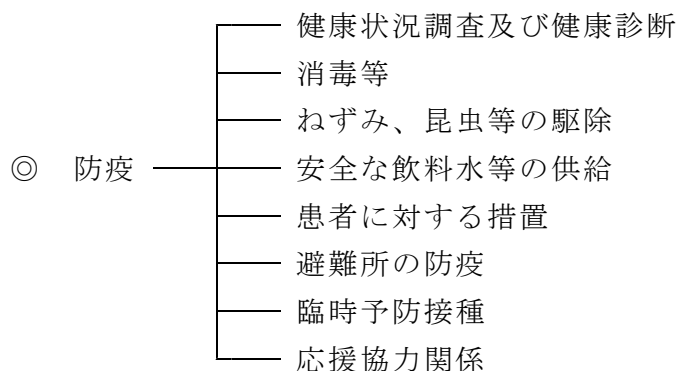
このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については「岡山県感染症対策マニュアル」を活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行うこととなる。

なお、災害発生の際により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

2 基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

3 対策



[県（保健福祉部）]

県は、市町村、地区衛生組織の協力を得て、被災者の健康状況調査、健康診断及び衛生指導に当たるとともに、市町村からの要請又は独自の判断により、市町村に代わって防疫活動を行い、又は他市町村に応援を指示する。

被災地域において感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

なお、県において防疫活動が行えない場合は、次の区分により対応する。

- ・臨時予防接種：中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会に応援を要請する。

- ・その他の防疫措置の実施：自衛隊に応援を要請する。
- ・防疫用資機材の確保：自衛隊に応援を要請する他、不足については卸売業者等から調達する。
- ・その他必要に応じ近県に人員、資機材の応援を要請する。

[市町村]

市町村は、次により防疫活動を行う。

- ア 防疫用資機材を確保し、衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。
- イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。
- ウ 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し、供給する。
- エ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。
- オ 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

- ア 臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合
- イ 自ら防疫活動を実施することが困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

第2 健康管理

1 現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症蔓延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大きすぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

2 基本方針

被災地の市町村の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、速やかに管轄保健所の機能強化を行い、心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、被災地の保健所や市町村スタッフだけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や、保健所及び市町村保健師等の応援を求める。

3 対策

[県（保健福祉部）]

災害の状況に応じて当該市町村のみの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。

ア 被災地の保健所等を拠点として市町村との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行なうための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。

イ 県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。

[市町村]

被災地の市町村は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、当該市町村独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。

第3 食品衛生

1 現状と課題

通常の流通・販売が行われないうえに、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなると考えられるため、食品の安定供給を図りながら、食品の安全性を確保することが重要となる。

2 基本方針

保健所において、救援食品の安全性確保を図るとともに、多数の被災者向けに食品を提供する給食施設、炊き出し施設の衛生確保を図る。また、被災した関係業者が早期に、かつ、衛生的に営業を再開できるよう指導する。

3 対策

[県（保健福祉部）・岡山市・倉敷市]

県又は岡山市、倉敷市は、被害の状況に応じて、被災地の食品衛生監視及び食品や飲料水の検査を行う。当該保健所のみでは対応できない場合は、県内他保健所、さらには他県へ応援を要請する。

具体的な活動内容としては、

- (ア) 救援食品の安全性を確保するために監視・指導する。
- (イ) 給食施設、炊き出し施設などを巡回し、調理及び食器等の衛生指導を行う。
- (ウ) 被災地内の食品関係営業施設の被災状況を把握するとともに、早期に、かつ衛生的に営業が再開できるよう指導する。
- (エ) 広報媒体を活用し、被災地住民に対し、食品の安全な取扱いについて啓発する。
- (オ) 保健所が必要と認めたとき又は住民から要望があったときは、食品や飲料水の検査を行う。

第11項 文教対策計画

1 現状と課題

大規模地震が発生した場合、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには他府県等に疎開する児童生徒等に対する転入学の手続き及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、疎開中の児童生徒等もあり、その連絡が困難な場合もある。

2 基本方針

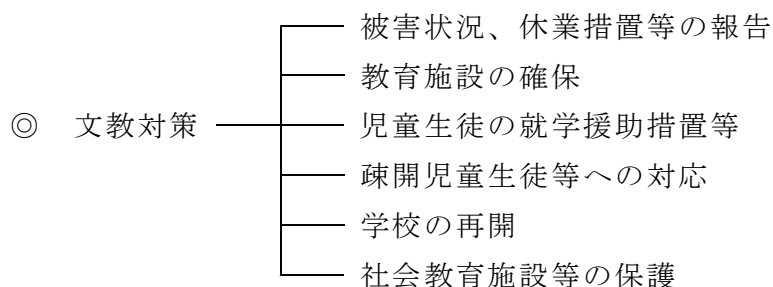
地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置する。

また、他府県等への児童生徒等の疎開については、疎開先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続き等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

なお、私立学校においては、本計画に準じ、それぞれ必要な対策を講じるものとする。

学校の再開は、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

3 対策



(1) 被害状況、休業措置等の報告

[校長等]

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第63条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

[校長等]

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の私有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

(ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の私有施設等を借り上げて行う。

(イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

(ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

[県（総務部、教育委員会）・市町村]

ア 授業料等の減免

(ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。

(イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。

(ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

(ア) 県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。

- (イ) 県は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ応援を要請する。
- (ウ) 県は、市町村の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (エ) 市町村は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (オ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、災害救助法施行規則に基づき、県保健福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。
また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び市町村は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。
また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 疎開児童生徒等への対応

[県（総合政策局、総務部、教育委員会）]

県は、国に対し、弾力的受入れの考え方を確認し、協力を依頼するとともに、他府県等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに、受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。

また、県は、災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに、疎開に伴う転入学等に関する窓口を設け、問い合わせに対応する。その場合は、里親制度との連携を図る。

[校長等]

校長は、避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

(5) 学校の再開

[県（総合政策局、総務部、教育委員会）・市町村]

県及び市町村は、施設の診断及び他施設との調整を行う。

災害時における避難所間の情報提供システムを有効に活用する等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

また、他府県等に疎開中の児童生徒への周知については、災害対策本部を通じてマスコミに依頼するとともに、教育情報の窓口を定め、問い合わせに対応する。

[校長等]

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

(6) 社会教育施設等の保護

[県（教育委員会）・市町村]

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市町村教育委員会及び県教育委員会を經由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

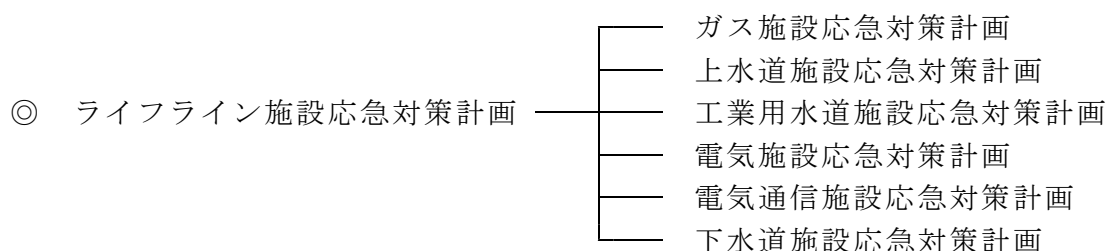
第4節 機能確保活動

第1項 ライフライン(電気、ガス、水道等)施設応急対策計画

1 基本方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動にも支障をきたすことにもなるため、各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努めることとし、特に①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

2 対策



第1 ガス施設応急対策計画

(1) 都市ガス

[岡山ガス㈱、水島ガス㈱、津山ガス㈱]

地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき、地震発生後直ちに総合対策本部を設置し、都市ガスによる二次災害を防止し、施設の早期復旧のため、次の措置をとる。

ア 応急対策

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から被災状況等の情報を収集する。
- (イ) 地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき製造所の製造及び送出の調整、停止を行う。
- (ウ) ガス施設又は需要家の被害状況により、ガス供給を地域的に停止する。
- (エ) 被災状況及び措置に関する関係各機関及び付近住民への広報を行う。
- (オ) 供給停止地域にある公益上重要な供給地点に対し、移動式ガス発生設備を設置し、ガス供給を早期に復旧させる。
- (カ) その他状況に応じた適切な措置を行う。

イ 復旧対策

- (ア) 緊急措置を講じた後、詳細な被害調査を行い、被害の全貌を把握する。
- (イ) ガス供給の早期再開を図るために必要な資機材、人員の確保、復旧作業法等の復旧計画を作成する。
- (ウ) 状況に応じて日本ガス協会へ復旧応援を要請する。
- (エ) 災害時復旧作業組織を編成し、災害対策本部の指示に基づき、有機的な連携を保ちつつ施設の復旧に当たる。
- (オ) ガス施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理を行う。

- (カ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。
- (キ) 復旧措置に関して、付近住民及び関係機関等への広報に努める。
- (ク) その他、現場の状況により適切な措置を行う。

ウ 災害復旧活動資機材の整備

(ア) 製造設備の資機材

製造所においては、配管及び電気設備等の部分的な被害に対して、必要な程度の復旧用鋼材、配管材料及び電力ケーブルなどを貯蔵品として常に備蓄している。また、ブロワー、ポンプ及び電動機器なども予備機がある。

(イ) 導管材料

各事業所、メーカー及び各工事会社等で日常相当数の各種導管材料を貯蔵しているため、緊急時の初期復旧対策用としては十分対応できる。

(ウ) 車両、工作機械、計器類

各事業所で保有するものに加え、非常時には工事会社から調達することが可能であり、対処できる。

(エ) その他

ガソリン、食料品及び寝具類等については、各事業所毎に相当数の備蓄が必要となるため、具体的な対策について検討を進める。

エ 防災訓練

地震災害時の対策は、各社で地震等防災対策に関する要領書をまとめており、この要領書に基づき防災訓練を以下の内容で行う。

(ア) 製造所

地震等防災対策に関する各社制定の要領書に基づき、ガス製造設備又はガス製造上の事故による二次災害の防止を目的として、製造緊急停止、二次災害防止措置、設備点検の要点及び通信連絡等について定期的実施する。

(イ) 供給、営業部門

a 各事業所は、ガス供給設備又はガス供給上の事故における二次災害の防止を目的として、緊急事故対策及び地震など非常時の措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、地方自治体等の公共機関が実施する大規模な地震を想定した総合的な訓練に参加し、ガス施設に対する災害予防措置及び災害応急対策措置の訓練を行う。

b 訓練は動員、出動、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡等について定期的実施する。

オ 災害時相互救援体制

(社)日本ガス協会が策定した「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」及び同協会中国部会が策定した「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」に基づき、(社)日本ガス協会等に対し救援要請を行うものとする。また要員が不足する場合は県への応援を要請する。

(2) LPガス

[LPガス事業者]

ア 応急対策

LPガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図

る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び2次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、エルピーガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）及びLPガス防災協議会、エルピーガススタンド協会（以下「協議会等」という。）は、災害対策要綱等に基づき、県、市町村等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に避難所となる公共施設や老人ホーム等の災害時要援護者の収容施設を最優先に実施する。

(ア) 実施責任者と主要業務

a LPガス製造（充填）事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため、自社防災隊により緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にLPガスの再供給体制の整備に努める。

- (a) 事業所内の火気制限及び危険区域の設定・立入禁止措置
- (b) 施設の被害状況調査
- (c) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
- (d) 必要に応じ、次の事項について地域住民への広報活動
 - ・火気制限
 - ・危険区域からの避難誘導
- (e) 県、市町村への被害状況等について通報
- (f) 応援隊の派遣要請は原則として協会長に行う。
- (g) その他必要な措置

b LPガス消費者

LPガスの使用中等に地震が発生した場合は、速やかに次の措置を行う。

- (a) ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。
- (b) 販売店に被害状況を連絡する。

c LPガス販売事業者

被害の拡大と二次災害の防止のため総力をあげて、緊急措置マニュアルに従って次の措置を行い、早期にLPガス消費設備が再使用可能な状態になるよう努める。

- (a) 被害状況の調査・報告
 - 顧客及び官公庁から被害状況を調査し、支部長又は会長に報告する。
- (b) 消費設備の調査・点検
 - 被害状況の調査結果を踏まえ、調査・点検計画を作成し、次のとおり実施する。
 - ・ガス漏れ検知器によるガス漏れ点検
 - ・マイコンメータ、調整器等の機能点検
 - ・調査・点検時に実施可能な応急修理等
- (c) 顧客先等への広報活動
 - 二次災害防止のため、火気使用禁止、容器・バルブ等の閉止の確認等必要な事項及び復旧計画等の広報を行う。

(d) 応援隊の派遣要請及び受入れ体制の整備

調査・点検及び復旧作業に応援隊の派遣を要請する場合は、協会長又は支部長に行うとともに、応援活動の円滑を期すために、顧客先被害リスト、地図等の受入れ体制を整備する。

(e) その他、必要な応急対策

d 協会・支部及び協議会等

協会・支部及び協議会等の役員は、自社の顧客先で被害が発生したときは、前記の緊急措置の実施と併せ、業界の総力をあげて被害の拡大と二次災害の防止対策を災害対策要綱等に基づき実施し、LPガスの早期安定供給に努める。

被災地以外の会員は積極的に協力する。

(a) 準備室

震度5弱以上の地震が発生したときは、協会及び支部の職員は自主的に出動し、対策本部及び現地本部の設置準備をする。

(b) 対策本部

協会長は県又は支部から要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、対策本部を設置し、次の職務を実施する。

- ・被害状況の収集、分析、伝達
- ・マスコミに対する広報活動
- ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣調整
- ・LPガス緊急支援物資等の応急調達
- ・関係官庁、関係団体及び協会支部等との連絡調整
- ・近県及び中央関係団体への応援隊の派遣要請
- ・その他必要な事項

(c) 現地本部

支部長は、対策本部長から指示があったとき又は自ら必要と認めるときは、現地本部を設置し、次の職務を実施する。

- ・販売事業者からの被害状況の収集、現地調査を実施し、本部へ報告
- ・被害状況に応じた応急措置
- ・二次災害防止のための広報活動及び電話相談室窓口を開設し、地域住民の相談への対応
- ・被災地域支部との連絡調整
- ・LPガス緊急支援物資等の支援要請
- ・他支部及び近県等から応援隊の派遣要請
- ・その他必要な事項

(d) 被災地以外の支部長等

支部長等は、対策本部及び現地本部と連絡を密にして、応援活動に備える。

イ 復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会・支部及び協議会等は、県、市町村と

連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

(ア) 復旧計画及び復旧作業

- a LPガス製造事業者は、地震発生後速やかに自社防災隊により、緊急措置マニュアルに従って次の復旧作業を行う。
 - (a) 被害状況の調査及び消火等の応急措置
 - (b) ガス漏れ防止及び消火等の応急措置
 - (c) 被害が甚大なため応援隊及び応急対策用の防災工具や資機材等を要請する場合は、協会長に連絡する。
- b LPガス販売事業者は、LPガス消費設備の調査・点検結果を踏まえ、復旧計画を作成し、復旧作業を実施する。被害が甚大なため、応援隊を要請する場合は、支部長に連絡するとともに、受入れ体制を整備する。復旧作業に当っては、特に次の施設を優先し、速やかに実施する。
 - (a) 避難所となる公共施設
 - (b) 老人ホーム等災害時要援護者を収容している施設
- c 現地本部長は、支部管内の復旧計画を作成し、災害対策要綱等に基づき販売業者が実施する復旧作業の支援及び応援隊の受入れ、作業指示等を行う。
- d 対策本部長は、現地本部長等と連携を密にし、応援隊の派遣要請及び受入れ体制等の整備並びに復旧作業に必要な資機材の調達等を行う。
- e 協会・支部及び協議会等は、復旧作業の円滑な実施ができるよう、あらかじめ、次の事項について検討し、整備しておく。
 - (a) 復旧作業に必要な緊急車両の手配及び緊急輸送車両の指定に係る公安委員会等との協議
 - (b) 仮設供給ガスについて自治体及びLPガス業界内での協議
 - (c) 仮設供給用容器及びカセットボンベの回収方法、場所等について行政機関等との協議
 - (d) 仮設住宅発注者、受注者に対し仮設住宅のLPガス消費設備についてのPR
- f 復旧工事を実施する者は、LPガス消費設備設置マニュアルに従って工事を行い、所定の検査により安全を確認後、顧客に引き継ぐ。

(イ) 一般消費者に対する情報提供等

- a LPガス販売事業者は、避難所及び仮設住宅等にLPガスを供給する場合は、被災前に都市ガスを使用していた者もいることから、LPガスの使用上の注意事項について周知徹底する。
- b 現地本部長及びLPガス販売事業者は、民生安定と安全の確保を図るため、一般消費者に対して、自治体、メディア等の協力を得て、二次災害防止や復旧状況等の情報を積極的に提供する。また、一般消費者からの相談に応じるため、電話相談窓口を設置して対応する。

第2 上水道施設応急対策計画

[市町村]

ア 応急給水の実施

水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車や給水タンクによる応急給水を実施する。

この場合、地震発生後は、避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、災害時要援護者に配慮した、よりきめ細かな給水を実施する。

(資料編 706 応急給水用資機材等)

イ 施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

(ア) 管施設の多くが道路などの地下に埋設されており、その復旧に当っては、施設台帳の果たす役割が重要であることから、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の複製の分散化を図る。

(イ) 資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、既に岡山市や倉敷市等で行われているように、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

(ウ) 施設の復旧に当っては、各地域毎の復旧予定時期などを地域住民に周知させるよう努める。

ウ 他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、相互応援対策要綱を策定して、県下市町村相互の支援体制を整備しており、これに基づいた実践的な訓練を毎年実施している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第3 工業用水道施設応急対策計画

[県企業局、工業用水道事業者]

地震発生後直ちに施設の緊急点検を実施し、迅速、的確な被害状況の把握に努め、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう、早期の機能回復を図る。

ア 土木施設

(ア) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。また、津波等により潮止堰から海水の遡上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講じる。

(イ) 浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講ずる。また、それで対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講じる。

(ウ) 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所の切分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

イ 電気施設

地震発生により、中国電力㈱の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水の確保に努める。

第4 電気施設応急対策計画

[中国電力㈱岡山支社]

ア 災害対策本部の設置

非常災害が発生したときは、非常災害対策本部を設け、防災体制を確立する。
なお、本部建物が被災した場合の仮設本部設置場所を倉敷制御所とする。

イ 応急対策人員

地震発生時に即応できるよう、次により対処する。

(ア) 応急対策人員

応急対策（工事）に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握する。

この場合、請負会社等も含めた総合的なものとする。

(イ) 人員の動員、連絡の徹底

a 非常災害時は、対策本部を設置し、動員体制を確立すると同時に、連絡方法も明確にする。

b 対策本部指揮者の通信手段、代行順位、従業員（家族を含む。）の安否確認、出社できる直近の事業場の設定等の体制を確立して、地震の発生が勤務時間内外を問わず、対応可能な動員体制とする。

c 社外者（請負会社等）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

d 他支社（社内）へ応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 災害時における情報の収集・伝達

地震による災害が発生した場合は、各対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに社内の対策本部へ伝達する。

(ア) 一般情報

a 気象・地象情報

b 一般被害情報

一般の家屋の損壊に係る情報や火災、人身被害の発生に関する情報、さらには電気施設等以外の水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設など当該担当地域内全般の被害情報

c 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、利用者等への対応状況）

d その他災害に関する情報（交通状況等）

(イ) 電気施設等の被害情報

a 電気施設等の被害状況及び復旧状況

b 停電による主な影響状況

c 復旧資材、応援隊等の把握状況

d 従業員の被災状況

e その他災害に関する情報

エ 災害時における広報宣伝

(ア) 感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し以下の事項を十分PRする。

a 垂れ下がった電線には、絶対さわらない。

b 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等再使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認したうえで使用する。

c 外へ避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

(イ) 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、電気施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。

(ウ) 上記の(ア)及び(イ)については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知させる。

オ 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動のために警察や消防機関等から送電停止の要請があった場合は、適切な予防措置を講じる。

カ 災害時における復旧資材の確保

(ア) 調達

現業機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫量を常に把握し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

a 現業機関相互の流用

b 現地調達

c 本社対策本部に対する応急資材の請求

支社外から調達を必要とする資材は、本社対策本部に応急資材を要請し、復旧工事の迅速化に努める。

(イ) 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している請負者の車両等により行うが、なお輸送力が不足する場合は、他の請負者からの車両を調達し、適宜配車を行い、輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況（橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他）については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支社対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

(ウ) 復旧資材置場の確保

災害時においては、復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ中国電力(株)岡山支社単独の交渉によってはこれが不可能である場合（他人の土地を使用する必要がある場合等）は、当該地域の地域防災会議に依頼して、置場の迅速な確保を図る。

キ 災害時における広域応援

電力協議会が策定した「非常時における復旧応援要綱」等に基づき、電力会社は相互応援体制の整備に努めるとともに、次により広域応援を行う。

(ア) 災害対策要員の派遣、受入れ

災害復旧要員の応援を必要とする場合又は必要と予想される場合は、他の電力会社に応援の要請を行う。

(イ) 災害復旧用資機材の広域応援

災害復旧用資機材等の整備に努めるとともに、他の電力会社及び電源開発(株)と災害復旧用資機材の相互融通を行う。

ク 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民生安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等、各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

ケ 災害時における応急工事

(ア) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。

(イ) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順、工法により実施する。

[県企業局]

電気施設については、地震発生後、緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、被害が認められた場合は応急復旧にあたる。

第5 電気通信施設応急対策計画

[NTT西日本岡山支店]

電気通信施設の応急対策については、県・市町村及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、被災状況等の情報連絡、通信の確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、現地の支店及び本社に災害対策本部を設置し、これに対処する。

イ 通信の確保と措置

(ア) 通信の確保

- a 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線の作成及び臨時公衆電話の設置
- b 応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置
- c 移動電源車又は携帯用発動発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

(イ) 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル(171)」の提供により、輻輳の緩和を図る。

(ウ) 非常通話、非常電報の優先

非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電話サービス契約約款・電報サービス契約約款の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(エ) 公衆電話の無料化

災害による停電時に、カードが使用できなくなり、コイン詰まりが発生し利用できなくなることから、広域災害時（災害救助法発動時）には公衆電話の無料化を行う。

ウ 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資材等を確保し、速やかに実施する。

エ 応急復旧等に関する広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、N T Tビル前等掲示、広報車又はマスコミ等を通じ、広報を行う。

オ 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引続き、県、市町村、指定行政機関及びライフライン関係機関と連携して、災害対策本部の指揮により実施する。

第6 下水道施設応急対策計画

[県（土木部）・市町村]

ア 県は、県管理の下水道施設について、次の措置を講じる。

(ア) 管渠施設

管渠施設については、その大部分が道路等の地下に埋設されており、施設の正確な被害状況の把握が必要である。

このため、日頃から下水道台帳の整備やテレビカメラなどの資機材の調達に努め、発災時における迅速な被害状況の把握に努める。

調査結果を分析し、できる限り暫定供用可能な形での応急復旧に努めるとともに、漏水等による二次災害の発生を防止する。

(イ) 下水処理場、ポンプ場施設

発災後直ちに施設の緊急点検を行い、被害の状況に応じてできる限り暫定供用が可能な措置を講じる。また、被害が甚大なため、短期での下水処理の回復が困難な場合には、仮設沈殿池での処理などにより、応急的な機能確保を図る。

イ 市町村は、市町村が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じることとするが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

また、県は、被害の状況によっては、市町村からの要請又は独自の判断により、人員や資機材の支援を行うとともに、他の市町村への相互支援の依頼を行う。

第2項 住宅応急対策計画

1 現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の余震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

2 基本方針

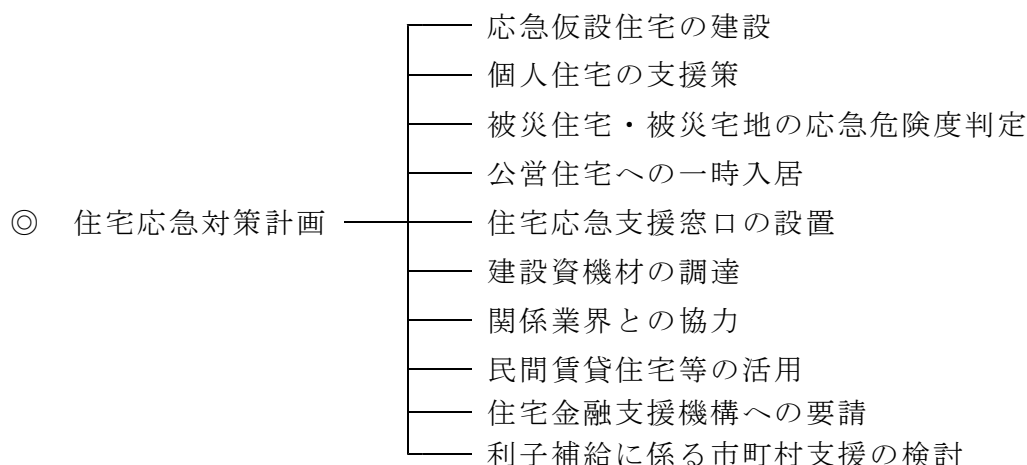
地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

については、地震により住宅が全壊、全焼又は流失して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給するほか公営住宅への一時入居や民間賃貸住宅等の活用を行う。

また、被災住宅を自力で応急修理し、又は障害物を除去することができない者に対しては、日常生活が可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、余震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

3 対策



(1) 応急仮設住宅の建設

[県（保健福祉部、土木部）・市町村]

ア 実施責任者

(ア) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市町村長が行う。

(イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行う。ただし、知事が市町村長に権限の一部を委任した場合又は知事の実施を待つことができない場合は、市町村長が行う。

イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

(ア) 建設基準

a 建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、県又は市町村の公有地とするが、私有地の場合は所有者と市町村の間で賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、市町村長は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めることとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

b 建物の規模等

1戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号）別表第1に定める基準とする。

なお、建設資材の県外調達により、限度額での施行が困難な場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で当該輸送費を別枠とする。

c 建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は、完成の日から2年以内とする。

(イ) 入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することのできない者であること。

(ウ) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が当該市町村の協力を得て行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任できる。

(エ) 管理

応急仮設住宅の管理は、当該市町村長の協力を得て県が行う。ただし、状況に応じ当該市町村長に委任できる。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住

宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

(オ) 協力要請

県は、応急仮設住宅の建設及び業者の選定に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、市町村が行う場合も同様とする。

(2) 個人住宅の支援策

[県（保健福祉部、土木部）・市町村]

ア 被災住宅の応急修理

(ア) 災害救助法が適用となった場合の被災住宅の応急修理については、居住のために必要な最小限度の部分について知事が行うが、迅速な実施をする必要がある場合は、知事は市町村長に委任することができる。

(イ) 応急修理の内容

- a 災害によって住家が半壊又は半焼したものであること。
- b 被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から1カ月以内に完成するものとする。
- c 応急修理の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

(ウ) 協力要請

県は、市町村の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理に当たっては、（社）岡山県建設業協会に対して協力を要請する。

イ 住宅等に流入した土石等障害物の除去

(ア) 災害救助法が適用となった場合の住宅等に流入した土石等障害物の除去については、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について知事が行うが、迅速な実施をする必要がある場合は、知事は市町村長に委任することができる。

(イ) 土石等障害物の除去の内容

- a 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から10日以内に完了するものとする。
- b 障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では除去することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の応急危険度判定

[県（土木部）・市町村等]

地震が発生した場合は、余震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を速やかに行う。

(4) 公営住宅への一時入居

[県（土木部）・市町村等]

県及び市町村は、地方自治法（昭和22年法律第 67号）第238号の 4 第 4 項に基づく目的外使用として公営住宅の空家に被災者を一時入居させることができる。

ア 公営住宅への入居の調整

(ア) 公営住宅の空家情報収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割当てや入居申込の調整業務を行う。

(イ) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊したり災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者。

(ウ) 使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第211条に定めるところにより、1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

(エ) 他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

イ 特例による入居者の取扱い

(ア) 特例入居

被災市街地復興特別措置法（平成 7年法律第14号）第21条に規定する公営住宅への特例入居資格を有する者には、特例入居で対応する。

(イ) 特例入居の調整と斡旋

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の特例入居での受け入れ可能戸数を取りまとめ、被災市町村に情報の提供を行い、統一窓口としての調整業務を行う。また、他の都道府県の公営住宅の空き家情報を把握して、被災市町村に斡旋する。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

[県（土木部）・市町村]

県は、市町村との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、相談業務を行う。

市町村は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

(6) 建設資機材の調達

[県(土木部)・市町村]

住宅応急対策に必要な建設資機材の調達は、被災市町村が行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、他県及び国に対して速やかに協力要請を行う。

(7) 関係業界との協力

[県(土木部)・市町村]

県は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

[県(土木部)・市町村]

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・あっせんに関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を市町村が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

(9) 住宅金融支援機構への要請

[県(土木部)]

平成16年10月に締結した協定に基づき、次のような応急対策及び復旧対策を要請する。

- ・住宅再建や住宅融資に関する相談に対応する臨時住宅相談窓口の設置(開設場所は県が協力する。)
- ・住宅復旧に資する情報提供
- ・被災した債務者に係る住宅ローンの支払猶予や返済期間の延長等の措置

(10) 利子補給に係る市町村支援の検討

[県(土木部)]

被災した住宅の復旧のための資金の融資を受けた被災者に対し市町村が利子補給を行う場合に、県がその費用の一部を補助する県単独の施策で、大きな自然災害が発生した際に、市町村が独自に行う被災者支援制度(利子補給補助)に対し、県が当該市町村の負担軽減を図るために行うもので、災害ごとに補助制度の創設について検討する。

第3項 公共施設等応急対策計画

1 現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

2 基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

3 対策

- ◎ 公共施設等応急復旧対策計画 ————

復旧体制の整備
各公共施設毎の応急復旧計画
交通施設の応急復旧計画

(1) 復旧体制の整備

[国・県・市町村・その他公共施設管理者]

- ア 県は、各公共施設の管理者から各々の施設の被害状況を収集し、施設復旧の緊急性、施設の重要度を勘案し、必要に応じて管理者相互の復旧支援を行うよう調整を図る。
- イ 県、市町村及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、(社)岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。
- ウ 各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設毎の応急復旧計画

[国・県(農林水産部、土木部)・市町村・その他公共施設管理者]

ア 河川・海岸施設の応急対策

- (ア) 県、市町村及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。
- (イ) 国及び県と気象台は、必要に応じて洪水予報の基準水位の引き下げを実施する。

(ウ) 国及び県は、必要に応じて水防警報、避難判断水位情報の基準水位の引き下げを実施する。

(資料編 401 河川)

イ 砂防関係施設等の応急対策

(ア) 県及び市町村は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

(イ) 関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土砂災害対策推進連絡会を積極的に活用する。

(ウ) 河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(エ) 県及び気象台は、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施する。

(オ) 気象台は、必要に応じて大雨警報（土砂災害）の発表基準の引き下げを実施する。

(資料編 405 土砂災害（(1)～(6)）)

(資料編 406 山地災害（(1)～(3)）)

ウ たため池施設の応急対策

県及び市町村は、地震発生後直ちにたため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のうなどによる応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

(資料編 409 たため池)

エ 公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設などとしての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施

し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

[国・県（県民生活部、土木部）・市町村・西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)・県警察・西日本旅客鉄道(株)岡山支社]

ア 道路施設の応急対策

(ア) 各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合は、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋梁については、必要に応じて仮設橋梁の設置を検討する。

(イ) 県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用する。

(ウ) 道路管理者は、(社)岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

(エ) 道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 港湾施設の応急対策

港湾管理者は、国（中国地方整備局）との連携の下、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況と利用可能なバースについて正確な情報収集に努めるとともに、市街における被災地域、輸送ルート of 状況、港湾施設の被害状況を勘案し、できるだけ暫定供用可能な復旧に努め、必要に応じて、仮栈橋の設置を検討し、海上輸送ルートの確保に資する。

また、港湾施設の全面的な復旧に当たっては、被災地において発生したコンクリート殻などの利用についても検討する。

ウ 空港施設の応急対策

県は地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、施設の被害状況を把握した上で、早期の施設復旧に努めるとともに、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先的に離発着させるよう国との相互連絡を密にするなど、国の航空管制業務と一体となった効果的な施設の供用に努める。

エ 鉄道施設の応急対策

(ア) 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社が管理運営する旅客鉄道事業に係わる車両、施設、設備の災害予防、災害応急対策、災害復旧等について、迅速適切に処理すべき業務体制を構築し、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関及び関係地方自治体との連携を図る。

(イ) 地震時の防災体制

- a 施設の耐震性を把握するため、定期検査を実施する。
- b 地震震度階による警備発令基準・非常招集計画及び線路巡回計画を定める。
- c 警報伝達・緊急連絡のため、地震計、緊急用電話、列車無線、自動車無線の整備を行う。

(ウ) 地震時の列車運転処置

a 在来線

地震計が地震加速度40 gal以上（震度4相当）を感知した場合は、警報を発し、信号機及び列車無線によって当該エリア内の列車に対し、列車徐行（40 gal以上）、列車停止（80 gal以上）の処置をとる。その後、保守担当者が線路点検を実施し、異常がないときは所定の運転を再開する。

b 新幹線

変電所に設置した地震計が地震加速度40 gal以上（震度4相当）を感知した場合、送電を停止するとともに、列車停止装置が作動する。その後、周辺地震計からの地震情報を総合判定し、徐行運転再開か線路点検後の運転再開かを決定する。

(エ) 災害発生時の体制

- a 災害の発生規模により招集範囲を決定し、緊急連絡体制図により、関係箇所に伝達・招集を行う。
- b 事故対策本部（支社）を設置し、災害状況の把握、復旧計画、代替輸送等の業務を統括する。
- c 状況に応じて現地対策本部を設置し、情報収集、救護、復旧等の指揮に当たる。

(オ) 人員・資機材の確保

- a 災害復旧に必要な人員・資機材の確保を図るため、非常招集計画の策定、災害予備貯蔵品の備蓄と定期点検、緊急時に使用する車両の指定を行う。
- b 災害復旧に必要な人員、資機材の確保のため、関係協力事業者と協議要領を定め、資材調達の把握をしておく。

(カ) 広報及び旅客案内

- a 駅等では、旅客の不安、混乱を防止するため、掲示、放送等により、災害状況、不通区間、開通見込み等適切な案内を行う。
- b 列車内では、旅客の動揺、混乱を防止するため、乗務員は輸送指令からの指示、情報により、放送案内を行う。

(キ) 旅客の待避誘導救護

- a 災害時の混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警備隊と密接な連携の下に旅客の適切な誘導に努める。
- b 各駅は、待避場所、通路等の待避誘導體制の確立と救護器具の整備を行う。
- c 列車内から避難する場合は、避難方向、方法等乗務員の指示に従った行動を案内する。
- d 火災が発生した場合は、消防隊が到着するまでの間、自衛消火活動を行い、災害の拡大防止に努める。
- e 負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、救急車が到着するまで負傷者の救助、安全な場所に移しての応急処置を講じる。

(ク) 代替輸送対策

- a 災害による運転不能区間の輸送は、折り返し運転、バス代行輸送を実施する。
- b 迂回線区に対しては、臨時列車の増強を行う。

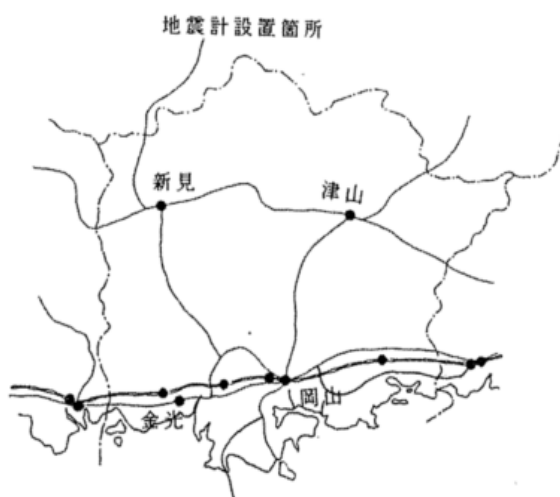
(ケ) 教育訓練

関係社員に対し、災害応急復旧に必要な次の訓練を定期的を実施する。また、防災機関の指導を受けるとともに、地方自治体等の合同訓練に積極的に参加する。

- a 非常招集訓練及び初動処置訓練
- b 消防（通報・消火・避難）訓練
- c 旅客誘導、救助、救護訓練
- d 総合脱線復旧訓練

(参考)

西日本旅客鉄道株式会社の岡山県周辺での地震計設置箇所は次のとおりである。在来線ではおおむね半径20kmの範囲をカバーできるように、また、新幹線では各変電所に設置している。



・新幹線地震計設置箇所

相生 新庄
伊里 鴨方
岡山 福山

・在来線地震計設置箇所

相生 新見
岡山 津山
金光 福山

第 4 章

東南海・南海地震防災対策推進計画

第4章 東南海・南海地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1項 東南海・南海地震防災対策推進計画の目的

1 計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「東南海・南海地震防災対策特別措置法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、東南海・南海地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 計画の性格

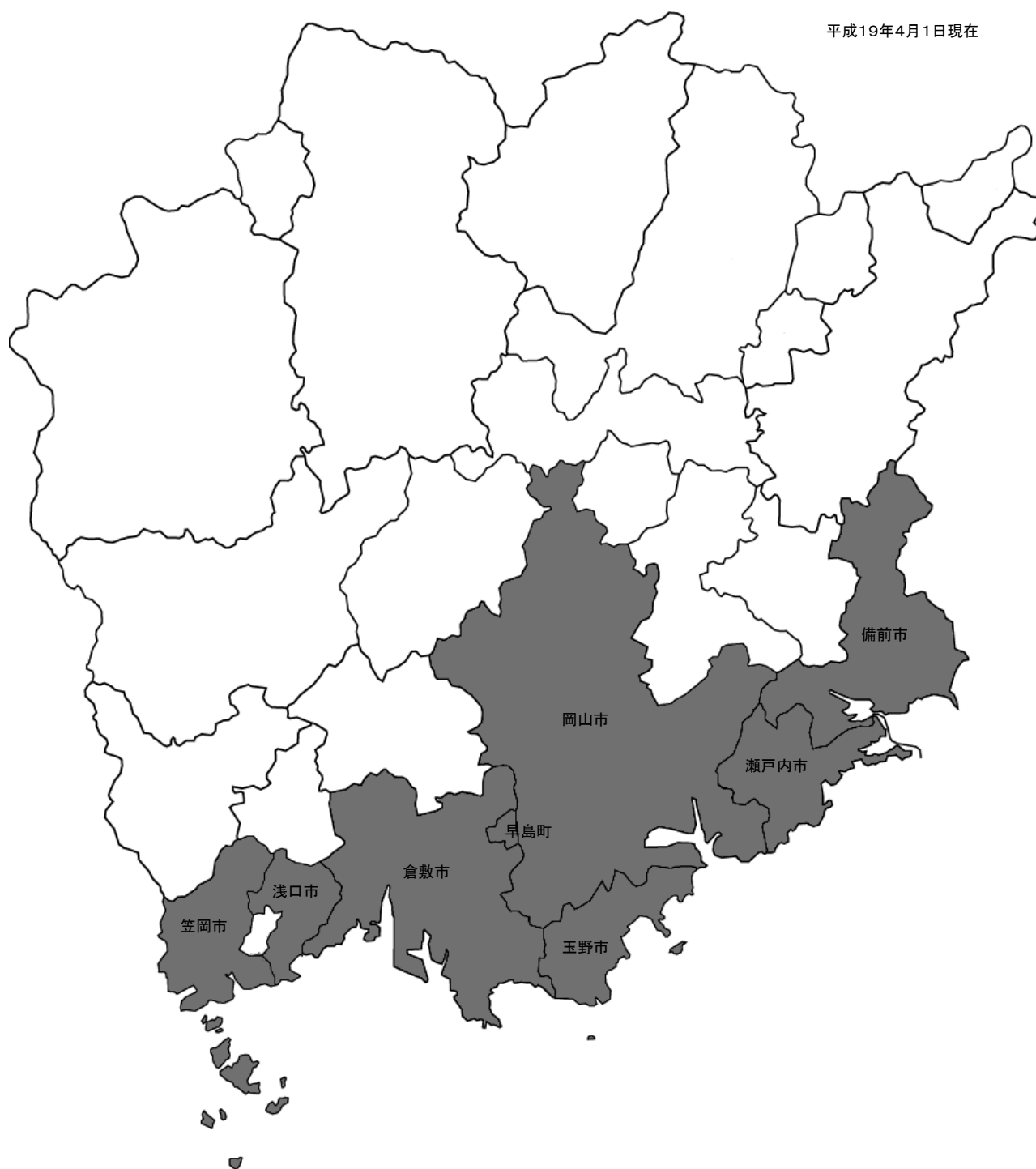
- (1) この計画は、岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の第4章として作成する。
- (2) この計画は、東南海・南海地震防災対策基本計画（平成16年3月31日、中央防災会議策定）等を踏まえて作成する。

第2項 東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震防災対策特別措置法第3条に基づき指定された本県の東南海・南海地震防災対策推進地域の区域は、次表のとおりである。

【平成19年4月2日内閣府告示第8号】

岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市、
都窪郡早島町



第3項 東南海・南海地震の被害の特徴

東南海・南海地震が発生した場合に想定される被害の特徴は、次のとおりである。

1 広域的な被害

東海から九州にかけて広い範囲で被害の発生が想定され、幅広く分布する相当数の被災地対応に、これまでの地震でとられた防災体制では十分対応できないおそれがある。また、広域に津波が来襲し、甚大な建物被害や人的被害が発生することが想定される。

本県でも中央防災会議の被害想定によれば、最大震度6弱、海岸部では2～3mの津波（東京湾平均海面(TP)からの高さ）が発生すると想定され、大規模な建物被害や人的被害が発生することが想定される。

2 揺れと津波による複合災害

強い揺れにより建物が倒壊したところへ津波が来襲するため、複合災害による人的被害の増大が想定される。

3 津波による被害

(1) 浸水被害

岡山県沿岸部の市において、津波による浸水被害が想定される。

(2) 船舶被害

流木・漂流船舶等の衝突が発生し、船舶被害が発生する危険性がある。

(3) 港湾・道路関係の被害

長時間にわたる津波の来襲や流失物の打ち上げ等により港湾施設や海岸線の道路で被害が懸念される。

4 長周期地震動(最大震度5強～6弱)による被害

(1) 建造物の被害

長周期、長時間（数分間）の横揺れにより、ビルなど建造物で相当の被害が懸念される。

(2) 堤防等津波防災施設の損壊

強い揺れや液状化による堤防等の津波防災施設の損壊等により、津波浸水被害が拡大するおそれがある。

(3) 危険物施設等の被害

県南部で危険物施設のタンク類の亀裂や配管の破断等の損傷が生じ、石油類等の流出や火災等を招くおそれがある。

第4項 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本県の地域に係る地震防災に関し、県、本県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、本県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び本県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村の実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく避難の勧告、指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のための職員の派遣要請を行う。
- (22) 県の管理する港湾区域、港湾施設の維持管理及び港湾区域内の清掃等を行う。
- (23) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

2 県警察

- (1) 災害警備計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等の交通対策に関する業務を行う。

- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

3 市町村

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (9) 被害の調査及び報告を行う。
- (10) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (11) 水防活動及び消防活動を行う。
- (12) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (14) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災及び災害復旧を行う。
- (17) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

4 指定地方行政機関（注）（ ）内には県内に所在する主な下部機関を記載した。

[中国管区警察局]

- (1) 管区内各警察の指導・調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。
- (6) 津波警報の伝達に関する業務を行う。

[中国財務局(岡山財務事務所)]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。

また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起す場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。

- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。
- (10) 災害発生の場合において、種子粃の調達について知事から依頼があったときは、早急に関係者と協議の上、調達の斡旋を行う。

[近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)]

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り、延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとと

- もに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
 - (5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局(岡山運輸支局、水島海事事務所)]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
- (5) 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
- (6) 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
- (7) 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- (8) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (9) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局(岡山空港出張所)]

- (1) 航空機による輸送の確保に関し必要な措置を講じる。
- (2) 関係機関へ必要な航空情報を提供を行う。

- (3) 管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
- (4) 空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
- (5) 必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

[第六管区海上保安本部(水島海上保安部、玉野海上保安部)]

- (1) 警報等の伝達及び情報の収集を行う。
- (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- (3) 海難の発生その他事情により、必要に応じて船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
- (5) 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
- (6) 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。
- (7) 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
- (8) 危険物積載船に対し、必要に応じて移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。

[大阪管区気象台(岡山地方気象台)]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象庁が発表した津波警報・津波注意報を関係機関に通知する。
- (4) 気象庁本庁が発表する緊急地震速報(警報)について、岡山地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (5) 市が「地域防災における津波対策強化の手引き」及び「津波災害予測マニュアル」を活用して行う津波浸水予測図の作成に関して、市からの要請により技術的な支援・協力を行う。
- (6) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 災害時に備えての電気通信施設(有線通信施設及び無線通信施設)整備のための指導並びに電気通信の監理を行う。
- (2) 非常通信協議会の育成指導を行う。
- (3) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理を行う。
- (4) 災害対策用移動通信機器等を貸与及び携帯電話事業者等に対し貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局]

(岡山河川事務所、岡山国道事務所)

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報指定河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (4) 一般国道2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

(宇野港湾事務所)

- (1) 港湾施設の災害に関する情報収集・伝達を行う。
- (2) 港湾・海岸保全施設の災害応急対策及び災害復旧事業の指導及び実施を行う。

(共通)

- (1) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

5 自衛隊(陸上自衛隊第13特科隊)

災害派遣要請者(知事、管区海上保安本部長、空港事務所長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の捜索、救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消火活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診療防疫への支援をする。
- (7) 通信支援をする。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水の支援を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (11) 交通整理の支援をする。
- (12) 危険物(火薬類)の除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

6 指定公共機関

[郵便事業株式会社(岡山支店)、郵便局株式会社(岡山中央郵便局)]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災者あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[西日本旅客鉄道株式会社(岡山支社)]

- (1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- (2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- (3) 死傷者の救護及び処置を行う。
- (4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社(岡山支店)]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。

- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策資機材、人員の配備を行う。
- (5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- (6) 地震情報、津波警報を市町村へ連絡する。

[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(岡山支店)]

- (1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- (2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- (3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- (4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本銀行(岡山支店)]

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

(4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。

- ① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ② 被災者に対して定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ③ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ④ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)および(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[日本赤十字社(岡山県支部)]

(1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救助を行う。

(2) 緊急救護に適する救助物資(毛布・日用品等)を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。

(3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。

(4) 血液(保存血液及び成分製剤)の確保供給を行う。

(5) 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会(岡山放送局)]

(1) 気象等の予警報及び被害状況等の報道を行う。

(2) 防災知識の普及に関する報道を行う。

(3) 緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達を行う。

(4) 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社(岡山支社)]

(1) 電力供給施設の災害予防措置を講じる。

(2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに、供給力の確保を図る。

(3) 都市ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

[日本通運株式会社(岡山支店)]

(1) 災害時における県知事の車両借上げ要請に対する即応体制の整備を図る。

(2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路(株)(中国支社)・本州四国連絡高速道路(株)(岡山管理センター)]

(1) 災害防止に関すること。

(2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。

(3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること。

(4) 災害復旧工事の施工に関すること。

[独立行政法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)]

原子力災害の防止及び応急対策を行う。

7 指定地方公共機関

[各民間放送会社(山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、岡山東エム放送(株))]

日本放送協会に準ずる。

[岡山ガス株式会社]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のための各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

[社団法人岡山県看護協会]

社団法人岡山県医師会に準ずる。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム(DMAT)等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

[水防管理団体]

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

[水道事業者]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[農業・経済団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等)]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化、厚生、社会団体(社会福祉協議会、日赤奉仕団、青年団、婦人会等)]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合は、防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合は、防災活動について協力する。

第2節 災害対策本部等の設置等

第1項 災害対策本部等の設置

知事は、東南海・南海地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに岡山県災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第2項 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程に定めるところによる。

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3項 災害応急対策要員の参集

- 1 知事は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第1項「災害応急体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第1項「応急活動体制」に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策等

第1項 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達における役割

第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震・津波情報の伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

(2) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達

被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮するものとする。

第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震・津波情報の伝達計画」及び第3項「被害情報の収集伝達計画」に準ずる。

2 施設の緊急点検・巡視

県は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 二次災害の防止

県は、地震・津波による危険物施設、魚介類の養殖施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒及び地盤の緩みに伴う土砂災害警戒等について、市町村へ指示するものとする。

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第4項「危険物施設等災害予防計画」、第5項「有害ガス等災害予防計画」、第6項「流出油等災害予防計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第8項「危険物施設等の応急対策計画」に準ずる。

4 救助活動

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第3項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第1項「救助計画」に準ずる。

5 救急・医療活動

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第3項「救助、救急、医療体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第3項「救急・医療計画」に準ずる。

6 消火活動

第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第7項「消火活動に関する計画」に準ずる。

7 物資調達

第2章「地震・津波予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第8項「食料、飲料水、生活必需品の確保計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第11項「救援物資等の受入、集積、搬送、配分計画」並びに第3章「地震・津波応急対策計画」第3節「民生安定活動」第4項「食料供給、炊き出し計画」、第5項「飲料水の供給計画」、第6項「生活必需品等調達供給計画」に準ずる。

8 輸送活動

第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第10項「緊急輸送計画」に準ずる。

9 保健衛生・防疫活動

第3章「地震・津波応急対策計画」第3節「民生安定活動」第10項「防疫及び保健衛生計画」に準ずる。

第2項 資機材、人員等の配備手配

1 資機材の調達手配

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第6項「災害救助用資機材の確保計画」及び第7項「建設用資機材の備蓄計画」並びに第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第2項「資機材調達計画」に準ずる。

2 人員の配備

県は、管内の市町村等における人員の配備状況を把握し、必要に応じて、市町村等への人員派遣等、広域的な措置をとるものとする。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、岡山県地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3項 他機関に対する応援要請

- 1 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第10項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第5項「広域応援」のとおりである。
- 2 県は、必要があるときは、1に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。
- 3 自衛隊の災害派遣に関しては、防衛省防災業務計画と整合を図り派遣要請等の計画を定めるものとする。

第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第6項「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。
- 4 県は、災害が発生し、他の都道府県からの医療救護班、緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊を受け入れることとなった場合に備え、厚生労働省、消防庁、代表消防機関等及び県警察との連絡体制を保持し、活動拠点等受入れ体制を確保するように努めるものとする。

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第10項「広域的応援体制整備計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第5項「広域応援」に準ずる。

第4節 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

第1項 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波のおそれがある場合、必要に応じて水門及び閘門の閉鎖を行うものとする。工事中であれば直ちに工事を中断する。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
 - (1) 堤防、水門等の点検方針・計画
 - (2) 堤防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (4) 港湾、漁港等の整備の方針及び計画第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」に準ずる。
- 3 県及び市町村は、津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 4 県及び市町村は、同報無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。
- 5 県及び市町村は、海岸保全施設整備について、海岸保全施設の耐震性の向上等について、計画的に推進することとする。第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」及び第8項「津波災害予防計画」に準ずる。

第2項 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第3節第1項（地震発生時の応急対策）のとおりとするほか、県は、次の事項に配慮する。

- 1 津波に関する情報が、管轄区域内の地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。
この際、障害のある人や外国人等の災害時要援護者に配慮するものとする。

- 2 地震が発生した場合、報道機関の協力を得て地域住民等に対し広報を行うこと。
- 3 船舶に対する津波警報等の伝達
第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第2項「地震・津波情報の伝達計画」に準ずる。
- 4 船舶の固定、港外退避など。
- 5 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

第3項 避難対策等

- 1 県は、市町村が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次の点について市町村に協力するものとする。なお、この場合、災害時要援護者に対する支援、誘導等について、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ適切な対応を実施する。
また、県は災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行うものとする。
 - (1) 第4章第4節第7項(県が自ら管理又は運営する施設に関する対策2(2))に定めるところにより、県の管理する施設を避難所として開設する際の協力
 - (2) 避難に当たり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置
第2章「地震・津波予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第7項「災害時要援護者の安全確保計画」、第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え(危機管理)」第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」、第3章「地震・津波応急対策計画」第1節「応急体制」第4項「災害救助法の適用」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第4項「避難及び避難所の設置・運営計画」並びに第3章「地震・津波応急対策計画」第3節「民生安定活動」第1項「災害時要援護者支援計画」に準ずる。
- 2 県は、市町村と協力して地域住民等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波に関する基本的な知識や避難方法等の啓発活動を実施する。
また、津波による浸水のおそれのある沿岸市町村に対し、浸水予測図や津波避難誘導計画策定指針を提供するなど津波避難対策の助言・支援を行う。
なお、県は、津波からの迅速かつ円滑な避難等について、報道機関の協力を得て地域住民等に対する広報を行う。

3 市町村は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

また、津波からの迅速な避難のため、津波避難誘導計画の策定等を進めるとともに、地形的条件等の理由により住民の津波からの避難が特に困難と想定される地域では、津波避難ビルの指定を行うものとする。

さらに、津波浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理）」第13項「津波避難計画」に準ずる。

第4項 消防機関等の活動

1 市町村は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 土嚢等による応急浸水対策
- (4) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (5) 救助・救急等
- (6) 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、次の措置をとるものとする。

地震が発生した場合、緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整、消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握

3 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のような措置をとるものとする。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第5項 水道、電気、ガス、通信関係

1 水道

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン（電気、ガス、水道等）等施設予防計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン（電気、ガス、

水道等) 施設応急対策計画」に準ずる。

2 電気

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン(電気、ガス、水道等)施設予防計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン(電気、ガス、水道等)施設応急対策計画」に準ずる。

3 ガス

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン(電気、ガス、水道等)施設予防計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン(電気、ガス、水道等)施設応急対策計画」に準ずる。

4 通信

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第3項「ライフライン(電気、ガス、水道等)施設予防計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第1項「ライフライン(電気、ガス、水道等)施設応急対策計画」に準ずる。

第6項 交通対策

1 道路

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区域及び避難路として使用が予定されている道路について、次に定める交通規制を行うとともに、事前に周知徹底しておくものとする。

(1) 危険区域及び避難路への通行禁止又は進入制限

(2) その他必要な交通規制

なお、必要に応じ、隣接公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保するものとする。

第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準じる。

2 海上及び航空

(1) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を講じることとし、その具体的な内容を定めることとする。

また、海難の発生等により船舶交通の危険が生じたときは、必要に応じ、船舶交通を規制し、又は禁止する。

(2) 港湾管理者は、可能な限り船舶や港湾施設の利用者へ津波情報を伝達するものとする。

(3) 空港管理者は、津波の来襲するおそれがある場合、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

3 鉄道

第3章「地震・津波応急対策計画」第2節「緊急活動」第6項「交通の確保計画」及び第3章「地震・津波応急対策計画」第4節「機能確保活動」第3項「公共施設等応急対策計画」に準ずる。

4 乗客等の避難誘導

駅、空港、港湾のターミナル等の施設管理者は、市町村が定める津波避難誘導計画との整合性を図りながら、津波避難計画を定めるものとする。

第7項 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

ア 津波警報等の入場者等への伝達

(ア) 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう、適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

なお、施設が海岸近くにある場合は、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても感じた揺れが長周期のときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する方法を明示すること。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

ク 県が管理する施設における具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 個別事項

ア 学校、研修所等にあつては、

(ア) 避難の安全に関する措置

(イ) 保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

イ 社会福祉施設にあつては、重度障害のある人、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又は現地対策本部等が置かれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア 非常用発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) 市町村推進計画に定める避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 施設整備の方針

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策の実施に関する数値目標を定めた地震災害を軽減する基本的な方向と当面の取り組み等、及び地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画により事業を推進する。

なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

また、施設整備の年次計画の策定に当たっては、東南海・南海地震その他の地震に対する防災効果を考慮するものとする。

2 実施内容

(1) 建築物、構造物等の耐震化

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第1項「建物、まちの不燃化・耐震化計画」に準ずる。

(2) 避難地の整備

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第4項「避難地及び避難路等整備計画」に準ずる。

(3) 避難路の整備

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第4項「避難地及び避難路等整備計画」に準ずる。

(4) 津波対策施設

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第8項「津波災害予防計画」に準ずる。

(5) 消防用施設の整備等

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第9項「消防等防災業務施設整備計画」に準ずる。

(6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾等の整備

第2章「地震・津波予防計画」第3節「地震・津波に強いまちづくり」第2項「公共施設等災害予防計画」に準ずる。

(7) 通信施設の整備

第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第2項「情報の収集連絡体制整備計画」に準ずる。

第6節 防災訓練計画

- 1 県及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る東南海・南海地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、年1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とする。
- 4 県は、市町村、防災関係機関及び地域住民等の参加を得て行う総合防災訓練に併せ、市町村、防災関係機関と連携して津波警報伝達訓練などより高度かつ実践的な訓練を実施するよう努める。
 - (1) 動員訓練及び本部運営訓練
 - (2) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (3) 災害警備及び交通規制訓練第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第12項「行政機関防災訓練計画」に準ずる。
- 5 県は、市町村が自主防災組織等の参加を得て実施する訓練に対し必要な指導を行うものとする。

第2章「地震・津波予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第5項「住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加」及び第2章「地震・津波予防計画」第2節「迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理）」第5項「避難及び避難所の設置・運営計画」に準ずる。
- 6 県及び市町村は、災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織等による防災訓練の実施を普及する。

第2章「地震・津波予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第5項「住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加」に準ずる。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

県は、市町村、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 県職員に対する教育

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

県は、市町村及び防災関係機関等と協力して地域住民等に対する教育を実施するとともに、市町村等が行う地域住民等に対する教育に関し必要な助言を行うものとする。

防災教育は、あらゆる機会を捉え、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。

この際、障害のある人や外国人等の災害時要援護者に配慮するものとする。

- (1) 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震、津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、土砂災害危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素地域住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第2章「地震・津波予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第1項「防災知識の普及啓発計画」に準ずる。

3 児童、生徒等に対する教育

県及び市町村は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震、津波に関する知識や避難の方法等の防災教育の推進を図る。

第2章「地震・津波予防計画」第1節「自立型の防災活動の促進」第2項「防災教育の推進計画」に準ずる。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、県、市町村が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

5 相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第 5 章

地震・津波復旧・復興計画

第5章 地震・津波復旧・復興計画

第1節 復旧・復興計画

第1項 被災者等の生活再建等の支援

県、市町村は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や被災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に被災証明を交付する。
- 3 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
- 4 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 5 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 6 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

市町村は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から罹災証明発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第2項 公共施設等の復旧・復興計画

1 基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

県警察は、県及び市町村と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握を努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業から暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 対策

- ◎ 公共施設等の復旧・復興計画
 - 基本方向の決定
 - 迅速な復旧事業計画の作成
 - さらに災害に強いまちづくり計画の作成
(復興計画)

(1) 基本方向の決定

[県（関係各部等）・市町村]

県及び市町村は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実状に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

[県・市町村]

県及び市町村は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

[県・市町村]

県及び市町村は、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する必要があると判断した場合には、次の点に留意し、可及的速やかに計画を作成する。

ア 関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ 土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

ウ 被災市街地復興特別措置法等の活用

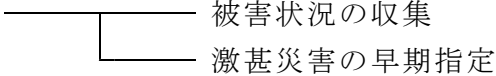
建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用するとともに、特定行政庁（県、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市）は、建築基準法による建築制限区域の設定や応急仮設物に対する適用除外区域の指定等を行い、復興計画のスムーズな実施に努める。

第3項 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、激甚法に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

2 対策

- ◎ 激甚災害の指定に関する計画 

(1) 被害情報の収集

[県（関係各部等）・市町村]

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び市町村においては、国の早期指定のためにも、各種施設毎の正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

ア 県

各部局はそれぞれが所管する公共施設等に関する被害状況の収集に努め、その被害の程度を速やかに知事に報告するとともに、その指示に従い、激甚法等において規定する事業種別に、被害額、復旧事業に要する負担額その他必要な事項について調査する。

イ 市町村

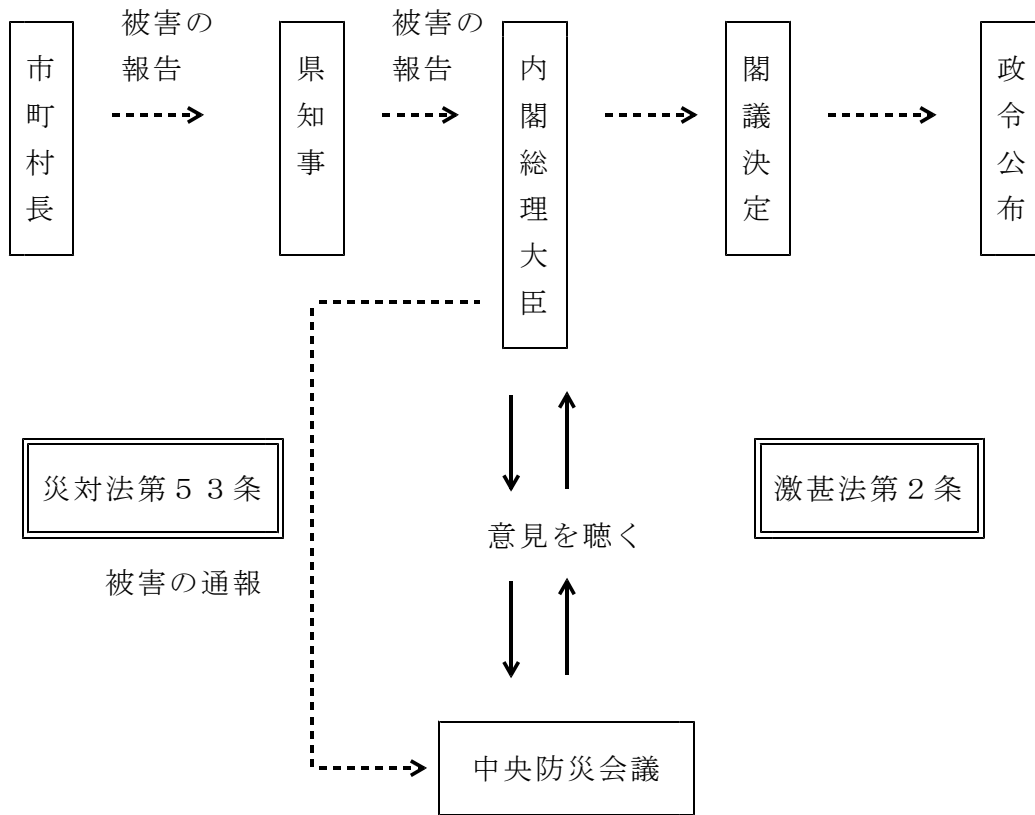
市町村においては、当該市町村区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(2) 激甚災害の早期指定

[県]

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図る。

(激甚災害指定のフロー)



第4項 津波災害からの復興計画

1 津波による被害を受けた被災地復興（防災まちづくり）

県及び市町村は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、以下の点に留意して住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階から住民との対話を十分行い、都市のあるべき姿を明確にし、住民との協働により将来に悔いのないまちづくりに取り組むものとする。

- ・高台移転も含めた総合的な市街地の再整備

津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行う。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

- ・浸水の危険性の低い地域の土地利用計画

必要に応じ、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を策定する。

- ・短時間で避難可能な避難場所等の計画的整備

短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル等、避難路・避難階段などの避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備等を行う。この際、都市公園等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るよう努める。

2 農林漁業の復興支援

県及び市町村は、津波災害が沿岸部の農林漁業者に対して、壊滅的な被害をもたらす場合があることから、農地の塩害対策、漁場及び水産業の一体的復旧等十分留意して行うこととする。

第2節 財政援助等

第1項 災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

1 基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

2 対策

- ◎ 災害復旧事業に伴う 財政援助・助成計画
- └── 法律等により一部負担又は補助するもの
└── 激甚災害における財政援助措置

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律等により国が全部又は一部を負担し、又は補助することになっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

ア 法律

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (イ) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (ウ) 公営住宅法
- (エ) 土地区画整理法
- (オ) 海岸法
- (カ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (キ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (ク) 予防接種法
- (ケ) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (コ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (サ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- (ア) 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- (イ) 都市災害復旧事業国庫補助
- (ウ) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下この項において「激甚法」という。）に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、県及び市町村は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅等災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- (ケ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (コ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (サ) 感染症予防事業
- (シ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- (ス) 湛水排除事業

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助

ウ 中小企業に対する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ その他の財政援助措置

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (エ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (オ) 水防資器材費の補助の特例
- (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第2項 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

1 基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、市町村、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

2 対策

- ◎ 災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画
 - 個人被災者への融資等
 - 被災中小企業への融資等
 - 農林漁業関係者への融資等
 - 住宅関連融資等

(1) 個人被災者への融資等

[県（危機管理課、保健福祉部）・市町村・社会福祉協議会]

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、市町村その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

ア 災害弔慰金の支給（市町村）

地震により死亡した者の遺族に対して市町村を通じて災害弔慰金を支給する。

イ 災害障害見舞金の支給（市町村）

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して市町村を通じて災害障害見舞金を支給する。

ウ 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

エ 災害援護資金の貸付（市町村）

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して市町村を通じて災害援護資金を貸付ける。

オ 生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会）

地震により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸付ける。

カ 母子福祉資金の貸付（県・市町村）

地震により被害を受けた母子世帯及び児童に対して、県及び市町村は母子福祉資金を貸付ける。

キ 公的負担の免除等

県及び市町村は、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収

猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

ク リ災証明の交付

市町村は、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者に対してり災証明を交付する。

ケ 被災者への広報

市町村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、可能な限り総合的な相談窓口等を設置する。

(2) 被災中小企業への融資等

[県（産業労働部）・市町村]

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県及び市町村は次の措置を実施する。

ア 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

イ 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

ウ 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

エ 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

オ 市町村及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

カ 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行う。

(3) 農林漁業関係者への融資等

[県・市町村]

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に県、市町村は次の措置を実施する。

ア 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

イ 政策金融公庫法に基づく災害復旧資金の融資あっせんを実施する。

ウ 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

(4) 住宅関連融資等

[県（土木部）・市町村]

県及び市町村は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による次の資金の融通が適用される場合は、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金のあっせんを行う。

- ア 災害復興住宅資金
- イ 地すべり等関連住宅資金
- ウ 宅地防災工事資金
- エ 産業労働者住宅資金
- オ マイホーム新築資金
- カ リフォームローン

第3項 義援金品等の配分計画

1 基本方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金品の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 対策

[県（保健福祉部）、義援金品募集团体]

(1) 義援金品の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

(2) 義援金品の受付

県及び関係団体は、義援金品の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

(3) 義援金品の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）作成・修正の経緯

平成8年5月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の作成
平成10年3月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成11年3月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成12年3月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成13年3月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成14年3月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成15年3月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成16年6月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正 東南海・南海地震防災対策推進計画の作成
平成17年6月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成18年6月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成19年6月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成20年7月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成21年7月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成23年3月	岡山県地域防災計画（震災対策編）の一部修正
平成24年3月	岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）の一部修正

岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）

— 平成23年度修正 —

発行 平成24年3月

編集 岡山県防災会議（岡山県防災会議事務局）

岡山県危機管理課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 086-226-7293

岡山県地域防災計画

(風水害等対策編)

平成24年3月

岡山県防災会議

岡山県地域防災計画風水害等対策編目次

第1編	総則	
第1章	総則	
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の性格	1
第3節	計画の構成	1
第4節	災害の想定	1
第5節	用語の意義	2
第2章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	
第1節	実施責任	3
第2節	処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3章	市町村地域防災計画の作成又は修正	15
第4章	岡山県の概要	
第1節	自然的条件	16
第2節	社会的条件	21
第2編	災害予防計画	
第1章	防災業務施設・設備等の整備	
第1節	気象等観測施設・設備等	22
第2節	消防施設・設備等	22
第3節	通信施設・設備等	23
第4節	水防施設・設備等	23
第5節	救助施設・設備等	24
第6節	医療救護用資機材等	24
第7節	その他の施設・設備等	24
第2章	防災業務体制の整備	
第1節	職員の体制	25
第2節	情報収集・連絡体制	25
第3節	防災関係機関相互の連携体制	25
第3章	自然災害予防対策	
第1節	治山対策	27
第2節	造林対策	29
第3節	砂防対策	30
第4節	河川防災対策	33
第5節	海岸防災対策	35
第6節	ため池等農地防災対策	36
第7節	都市防災対策	37

第8節	地盤沈下対策	39
第9節	文教対策	40
第10節	文化財保護対策	42
第11節	危険地域からの移転対策	43
第4章 事故災害予防対策		
第1節	道路災害予防対策	44
第2節	鉄道災害予防対策	46
第3節	海上災害予防対策	48
第4節	林野火災の防止対策	51
第5節	高層建築物・地下街等の保安対策	53
第6節	危険物等保安対策	55
第7節	高圧ガス保安対策	57
第8節	火薬類保安対策	59
第9節	有害ガス等災害予防対策	61
第10節	爆発・火災等労働災害予防対策	62
第5章 防災活動の環境整備		
第1節	防災訓練	63
第2節	防災意識の普及	66
第3節	自主防災組織の確立	69
第4節	企業防災の促進	70
第6章 災害時要援護者の安全確保計画		
第7章 防災対策の整備・推進		
第1節	防災に関する調査研究の推進	75
第2節	災害救助基金等の整備	76
第3編 災害応急対策計画		
第1章 防災組織		
第1節	防災会議	77
第2節	防災体制	77
第2章 防災活動		
第1節	予報及び警報等	80
第2節	通信連絡	84
第3節	情報の収集・伝達	89
第3章 災害広報及び報道		
第4章 被災者の救助保護		
第1節	災害救助法の適用	133
第2節	避難及び避難所の設置	135
第3節	救助	142
第4節	食料の供給	144

第5節	飲料水の供給	147
第6節	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	148
第7節	医療・助産	149
第8節	遺体の捜索・検視・処理・埋葬	151
第9節	防疫・保健衛生	153
第10節	清掃	155
第11節	住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去	157
第12節	文教災害対策	159
第5章	社会秩序の維持	162
第6章	交通規制	163
第7章	輸送	165
第8章	電気・ガス・水道の供給	168
第9章	防災営農	171
第10章	水防	174
第11章	流木の防止	176
第12章	雪害対策	178
第13章	事故災害応急対策	
第1節	道路災害対策	179
第2節	鉄道災害対策	181
第3節	海上災害対策	183
第4節	航空機事故災害対策	191
第5節	大規模な火災対策	195
第6節	林野火災対策	197
第7節	危険物等災害対策	199
第8節	高圧ガス災害対策	202
第9節	火薬類災害対策	205
第10節	有害ガス等災害対策	208
第11節	地下街等におけるガス災害対策	210
第14章	集団事故災害対策	213
第15章	自衛隊の災害派遣	217
第16章	応援・雇用	224
第17章	ボランティアの受入、活動支援計画	227
第18章	義援金品等の募集・受付・配分	229

第4編 災害復旧計画

第1節	被災者等の生活再建等の支援	230
第2節	公共施設等災害復旧事業	231
第3節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	232
第4節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	234

第 1 編

総

則

第1編 総 則

第1章 総 則

第1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、岡山県防災会議が岡山県の地域に係る国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えることとする。

第2 計画の性格

岡山県地域防災計画は、「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」及び「原子力災害等対策編」をもって構成するものとし、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「岡山県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「岡山県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図る。

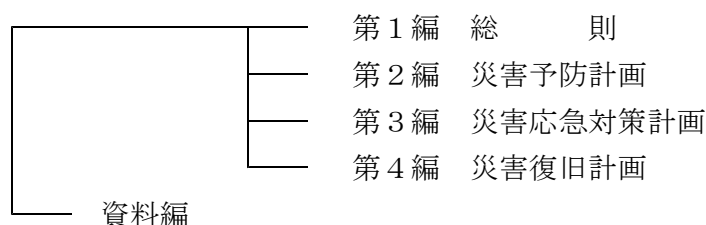
本計画は、「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第2条第1項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、更に関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果等において必要が生じたときは本計画に修正を加え、逐次完備を図っていく。

第3 計画の構成

本計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

（岡山県地域防災計画（風水害等対策編））



第4 災害の想定

本計画の作成に当たっては、本県における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、

都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案したうえで、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震・津波災害対策及び原子力災害等対策は別編とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害
- 3 高潮による災害
- 4 上記1～3のほか異常気象による災害
- 5 大規模な火災
- 6 危険物の爆発等による災害
- 7 可燃性ガスの漏洩・拡散等による災害
- 8 有害ガスの漏洩・拡散等による災害
- 9 道路構造物の被災等による道路災害
- 10 鉄道における災害
- 11 航空機事故による災害
- 12 海上における災害
- 13 その他の特殊災害

(資料編)

- 201 気象災害 202 風水害 203 地震・津波 204 火災
205 災害救助法適用災害

第5 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県本部・・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
- (2) 県現地本部・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部をいう。
- (3) 県地方本部・・・・・・・・岡山県地方災害対策本部をいう。
- (4) 市町村本部・・・・・・・・市町村災害対策本部をいう。
- (5) 県防災計画・・・・・・・・岡山県地域防災計画をいう。
- (6) 市町村防災計画・・・・・・・・市町村地域防災計画をいう。
- (7) 県本部長・・・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
- (8) 県現地本部長・・・・・・・・岡山県現地災害対策本部長をいう。
- (9) 県地方本部長・・・・・・・・岡山県地方災害対策本部長をいう。
- (10) 市町村本部長・・・・・・・・市町村災害対策本部長をいう。
- (11) 防災関係機関・・・・・・・・県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (12) 県水防計画・・・・・・・・水防法（昭和24年法律第193号）第7条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
- (13) 県水防本部・・・・・・・・県水防計画に定める岡山県水防本部をいう。
- (14) 県水防本部長・・・・・・・・県水防計画に定める岡山県水防本部長をいう。
- (15) 県警察・・・・・・・・岡山県警察をいう。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

2 市町村

市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(資料編)

第12章 災害時協定等 (1201～1241)

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 県

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害広報を行う。
- (5) 市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- (6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (7) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (8) 水防法、地すべり等防止法に基づく避難の勧告、指示を行う。
- (9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
- (11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
- (18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- (20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- (22) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- (23) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

2 県 警 察

- (1) 災害警備計画に関する業務を行う。
- (2) 災害警備用資機材の整備を行う。
- (3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
- (4) 救出救助及び避難誘導を行う。
- (5) 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視を行う。
- (6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- (7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- (8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

3 市 町 村

- (1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- (2) 自主防災組織の育成を行う。
- (3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
- (4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
- (5) 災害広報を行う。
- (6) 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令を行う。
- (7) 被災者の救助を行う。
- (8) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- (9) 被害の調査及び報告を行う。
- (10) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (11) 水防活動及び消防活動を行う。
- (12) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (13) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- (14) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- (16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- (17) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (18) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (19) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。

4 指定地方行政機関（注）（ ）内には、県内に所在する主な下部機関を記載した。

[中国管区警察局]

- (1) 管内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
- (2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
- (3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
- (4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
- (5) 警察通信の運用に関する業務を行う。
- (6) 津波警報の伝達に関する業務を行う。

[中国財務局(岡山財務事務所)]

- (1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立会わせる。
- (2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- (3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- (4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形

交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- (2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- (3) 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- (4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- (6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- (8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- (9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。
- (10) 災害発生の場合において、種子粃の調達につき知事から依頼があったときは、早急に関係者と協議のうえ、調達の斡旋を行う。

[近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)]

- (1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- (2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- (3) 国有林内河川流域及び貯木場における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- (4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- (5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- (3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正

価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。

- (4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- (1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- (3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局(岡山運輸支局、水島海事事務所)]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- (2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。
- (3) 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。
- (4) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。
- (5) 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。
- (6) 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。
- (7) 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。
- (8) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- (9) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- (10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

[大阪航空局(岡山空港出張所)]

- (1) 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。
- (2) 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。
- (3) 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。
- (4) 航空情報に関する業務を行う。
- (5) 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。
- (6) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。
- (7) 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

[第六管区海上保安本部(水島海上保安部、玉野海上保安部)]

- (1) 警報等の伝達及び情報の収集を行う。
- (2) 海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。
- (3) 海難の発生その他事情により、必要に応じて船舶交通の整理・指導及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- (4) 航路標識、海図及び水路書誌等水路図誌の整備を行う。
- (5) 緊急時の物資又は人員の海上輸送を行う。
- (6) 災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。
- (7) 大量流出した油等の防除及び航路障害物、危険物等に対する保安措置を行う。
- (8) 危険物積載船に対し、必要に応じて移動又は航行の制限若しくは禁止を命ずる。

[大阪管区気象台(岡山地方気象台)]

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- (2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- (3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- (4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
- (5) 気象庁が発表した津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- (6) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- (7) 知事からの要請により職員を派遣し、防災情報の解説等を行う。

[中国総合通信局]

- (1) 災害時に備えての電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための指導及び電気通信の監理を行う。
- (2) 非常通信協議会の育成指導を行う。
- (3) 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常通信の運用監理を行う。
- (4) 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対し、貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- (1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- (2) 被災者の医療対策のための必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。

- (3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
- (4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- (5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- (6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- (7) 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- (8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局]

(岡山河川事務所、岡山国道事務所)

- (1) 気象、水象について観測する。
- (2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。
- (3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方气象台と共同して洪水予報を行う。
- (4) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
- (5) 一般国道2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

(宇野港湾事務所)

- (1) 港湾施設の整備と防災管理を行う。
- (2) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害応急対策の指導及び実施を行う。
- (3) 海上の流出油等に対する防除措置を行う。
- (4) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧事業の指導及び実施を行う。

(共通)

- (1) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]

- (1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
- (2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- (1) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- (2) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

5 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待つとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動は、おおむね次のとおりである。

- (1) 避難の援護救助を行う。
- (2) 遭難者の捜索、救助を行う。
- (3) 水防活動を行う。
- (4) 消火活動を行う。
- (5) 道路又は水路の応急啓開を行う。
- (6) 診療防疫への支援を行う。
- (7) 通信支援を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 炊飯及び給水の支援を行う。
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- (11) 交通整理の支援を行う。
- (12) 危険物（火薬類）の除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で処理可能な防災活動を行う。

6 指定公共機関

[郵便事業株式会社(岡山支店)・郵便局株式会社(岡山中央郵便局)]

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- (4) 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[日本銀行(岡山支店)]

- (1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

- (2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。

- (3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

- (4) 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(5) 各種金融措置に関する広報

上記(3)及び(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[西日本旅客鉄道株式会社(岡山支社)]

(1) 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。

(2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。

(3) 死傷者の救護及び処置を行う。

(4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社(岡山支店)]

(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

(2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。

(3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。

(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

(5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

(6) 気象等の警報を市町村へ連絡する。

[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(岡山支店)]

(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。

(2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。

(3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。

(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社(岡山県支部)]

(1) 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出勤できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。

(2) 緊急救護に適する救助物資(毛布・日用品等)を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。

- (3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
- (4) 血液（保存血液及び成分製剤）の確保供給を行う。
- (5) 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会(岡山放送局)]

- (1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- (2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
- (3) 緊急警報放送、避難勧告等災害情報の伝達を行う。
- (4) 義援金品の募集及び配付についての協力を行う。

[中国電力株式会社(岡山支社)]

- (1) 電力供給施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の早期復旧を実施するとともに供給力の確保を図る。
- (3) 都市ガス事業者との応急復旧の調整を行う。

[日本通運株式会社(岡山支店)]

- (1) 災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- (2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社(中国支社)、本州四国連絡高速道路株式会社(岡山管理センター)]

- (1) 災害防止に関すること。
- (2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- (3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。
- (4) 災害復旧工事の施工に関すること。

[独立行政法人日本原子力研究開発機構(人形峠環境技術センター)]

原子力災害の防止及び応急対策を行う。

7 指定地方公共機関

[各民間放送会社(山陽放送(株)、岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、岡山エフエム放送(株))]

日本放送協会に準ずる。

[各ガス事業者(岡山ガス(株))]

- (1) ガス施設の災害予防措置を講じる。
- (2) 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開を図る。
- (3) 電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- (2) 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。

- (3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- (4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動に協力する。
- (2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- (3) 災害時における医療救護活動を実施する。
- (4) 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※ 日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT「ジェイマツ」）。

[社団法人岡山県看護協会]

社団法人岡山県医師会に準ずる。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[水防管理団体]

- (1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。
- (2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

[水道事業者]

- (1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。
- (2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

[農業・経済団体(農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等)]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡施について協力する。

[文化、厚生、社会団体(社会福祉協議会、日赤奉仕団、青年団、婦人会等)]

被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[危険物施設の管理者]

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[災害拠点病院]

- (1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- (2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- (4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※ 災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、域内搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第3章 市町村地域防災計画の作成又は修正

市町村防災会議は、災害対策基本法に基づき市町村地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

市町村地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、各市町村で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と、自発的協力を得ることが重要である。

また、市町村地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

第4章 岡山県の概要

第1 自然的条件

1 位置及び面積

岡山県は中国地方の東部に位置し、山陽道のほぼ中央にあたり、東は兵庫県、西は広島県、北は中国山地で鳥取県と接し、南は瀬戸内海の一部である備讃瀬戸を隔てて香川県と接している。

県土の面積は、7, 112. 72km²で、国土面積の1. 9%を占めている。

[岡山県の位置]

方 位	地 名	経 度 ・ 緯 度
東 端	美作市後山	東経 134度24分
西 端	新見市神郷油野	東経 133度16分
南 端	笠岡市六島	北緯 34度17分
北 端	苫田郡鏡野町上斎原	北緯 35度21分

2 地 勢

北部県境は、陰陽の分水嶺である中国山地が東西に走って岡山県の屋根を作り、海拔1,200mを超える後山、那岐山、三国山及び上蒜山がそびえ立っている。この山地を南下して津山から新見を東西に結ぶ盆地が形成され、再び隆起して中部高原を形成し、無数の溪谷丘陵をおりなし、緩く南に傾斜して岡山平野を展開しつつ瀬戸内海に至っている。

また、吉井川、旭川、高梁川の三大河川は、いずれも北部山間地帯にその源を発し、多くの支流を集めながら南流して瀬戸内海に注いでいる。

海岸線は曲折して、その総延長は約537km余に及び、大小の島々が点在して瀬戸内海の多島美を作っている。

県土の地形区分は、山地69.2%、丘陵地13.8%、台地0.6%、低地16.1%となっており、その概要は次のとおりである。

(1) 地形の概要

岡山県の地形は、北の中国山地から南の瀬戸内海まで階段状に低くなっており、五の地域に大別される。

① 中国脊梁山地

高度900～1,300mの山頂が東西に連なる中起伏・小起伏の山地で、早壮年期的な地形を示している。主なものとして、備北山地、蒜山山地、那岐山山地、後山山地がある。

② 吉備高原山地

岡山県の中央部を占め、300～600mの山陵が連なる台地上の山地で、西部でよく発達し、東部ではその特徴がうすれている。

吉備高原は隆起準平原と呼ばれ、幼年期の地形を示している。

この山地の西部石灰岩地域は、阿哲台、上房台と呼ばれ、石灰岩地帯特有のカルスト地形が発達している。

吉備高原と中国脊梁山地との間には、津山、新見などの盆地が東西に列んでいる。

③ 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

300m内外の小起伏山地と200m以下の丘陵地が断続し、間に岡山平野を中心とする平野が広がり、山地、丘陵、平野の交錯した地形となっている。主なものは、寄島山地、児島山地、笠岡丘陵地、御津丘陵地、邑久丘陵地などがある。

④ 瀬戸内海沿岸平野

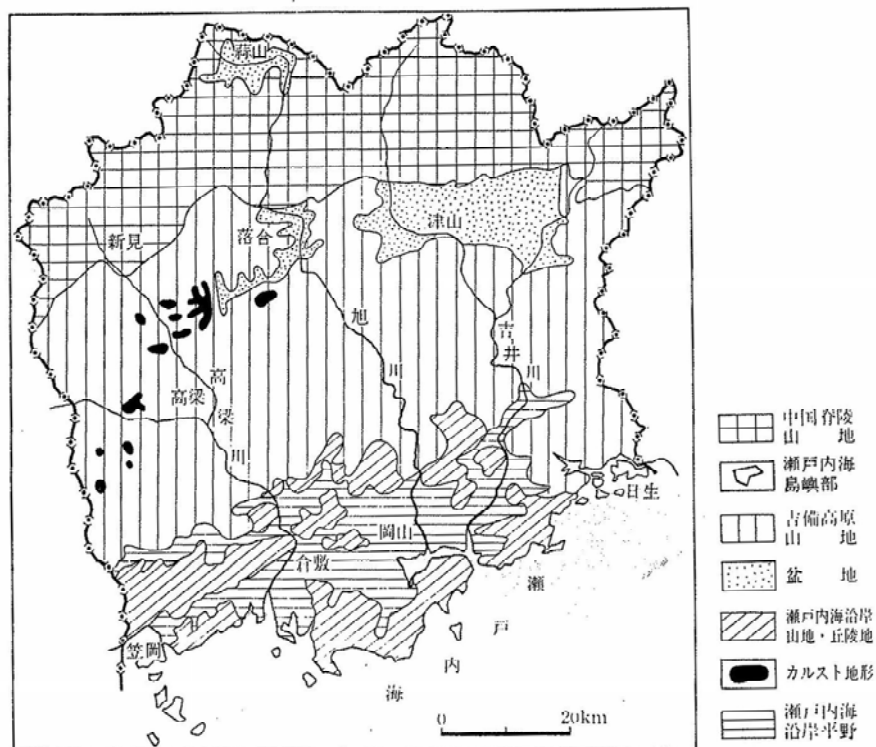
吉井川、旭川、高梁川の三大河川の沖積作用によって形成されたもので、岡山平野を中心として、鴨方低地、小田川低地、和気低地などがある。

⑤ 瀬戸内海島嶼部

海岸山地や丘陵地の一部が沈んでできたもので、特に、片上湾から日生諸島にかけては顕著な沈水地形を示している。島嶼部は、笠岡諸島、牛窓諸島、日生諸島がある。

[岡山県の地形地域区分]

[岡山県の地形地域区分]



(2) 地質の概要

岡山県の地質構造は、古生代、中生代、新生代の約3.5億年を経て形成されたものであり、全体の基盤を構成しているものは、古生層の粘板岩、石灰岩、砂岩、チャート、輝緑凝灰岩等である。中生層には花崗岩類、流紋岩、安山岩等の火山岩類の他に三疊紀層、ジュラ紀層、白亜紀層等が分布している。新生層は洪積層、沖積層、第三紀層等が分布している。

① 中国脊梁山地

中生代の花崗岩、火山岩類を主として中央部に結晶片岩、非石灰岩があり、洪積層、超塩基性岩が点在し、北西部にはジュラ紀層がみられる。

② 吉備高原山地

北部は、結晶片岩、非石灰岩が中生代の火山岩類を取り囲んであり、西部と南東部には、火山岩類が、中央には花崗岩と非石灰岩がみられ、その他に第三紀層、斑れい岩が東部に、石灰岩、白亜紀層が西部に点在し、玄武岩が西北部のカルスト地形の中にみられる。

③ 瀬戸内海沿岸山地及び丘陵地

大部分が花崗岩類で占められ、他に洪積層、火山岩類、非石灰岩類が点在する。

④ 瀬戸内海沿岸平野

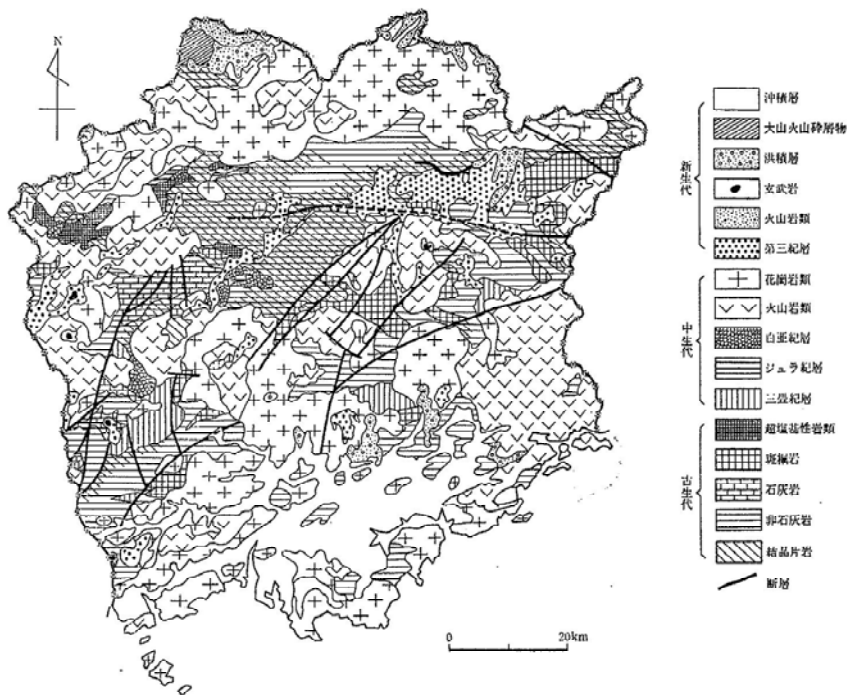
大部分が沖積層からなっている。

⑤ 瀬戸内海島嶼部

日生諸島は火山岩類であるが、他の島々は花崗岩類からなっている。

[岡山県の地質図]

[岡山県の地質図]



(3) 河川の概要

岡山県には、東から吉井川、旭川、高梁川の三大水系があり、その流域面積は、いずれも2,000km²前後であり、これら三大河川の流域面積を合わせると県全体の面積の約83%を占めており、一、二級水系521河川が県内を網の目のように流下している。

また、三大河川は、水源を北部の中国山地に発し、上流部盆地を経て、県中部丘陵地帯の狭小な溪谷を蛇行し、南部平野を緩勾配で貫流し、瀬戸内海に注いでいる。

① 吉井川

岡山県の東部を流れ、延長約133km（支派川を含む1,058.2km）、流域面積2,060km²で源は鳥取県境の苫田郡鏡野町上斎原三国山（標高1,252m）に発し、加茂川、吉野川等214の支派川を合わせ津山市、久米郡、赤磐市、和気郡、瀬戸内市等を経て、岡山市東区西大寺から児島湾へ注いでいる。

② 旭川

岡山県の中央部を流れ、延長約142km（支派川を含む825.9km）、流域面積1,800km²で、源は鳥取県境の真庭市蒜山朝鍋鷲ヶ山（標高1,081m）に発し、新庄川、備中川、宇甘川等146の支派川を合わせ、久米郡等を経て岡山市に至り児島湾へ注いでいる。

③ 高梁川

岡山県の西部を流れ、延長約111km（支派川を含む651.6km（広島県を含む889.7km））、流域面積1,980km²（広島県を含む2,670km²）で、源は新見市花見の花見山に発し、西川、小坂部川、成羽川、小田川等93（広島県を含む120）の支派川を合わせ新見市、高梁市、総社市等を経て、倉敷市水島から瀬戸内海へ注いでいる。

3 気 候

岡山県は、北部を東西に中国山地が走り、南部は瀬戸内海に面して、気温・降水量の面からみれば北部・中部・南部の3区域に分けられる。

瀬戸内海に面した南部は、温暖で降水量は年間を通じて少ないことが特徴である。これに反し、中国山地を主体とする北部は、山陰的な性格を帯びて気温は低く降水量は年間を通じて多い。吉備高原を主体とする中部は、一般に温暖で降水量は梅雨期・台風期を除き少ない。四季を通じての気候変化は次のとおりである。

<春>

3月は天気変化が激しく、移動性高気圧に覆われて非常に暖かい日があるかと思うと、日本海を通過する低気圧の影響により、強風が吹き荒れ、北部では雪やあられが降る日がある。4月になると冬の季節風も次第に衰え、大陸からの移動性高気圧に頻りに覆われるようになる。このため、4月下旬から5月下旬にかけての晴れた夜は冷え、晩霜の被害を受けることがある。瀬戸内海一帯は4月から梅雨期にかけて頻りに濃霧が発生する。

<夏>

6月上旬から7月下旬にかけては梅雨期で、梅雨末期には梅雨前線の活動が活発となり、集中豪雨がしばしば発生する。しかし、年によってはから梅雨となり、南部では干ばつを起こすことがある。梅雨明け後から9月上旬までは真夏の気候で、南部では夕風となり熱帯夜が続く。北部はにわか雨、雷雨が多発し、8月も終わりに近づくと本格的

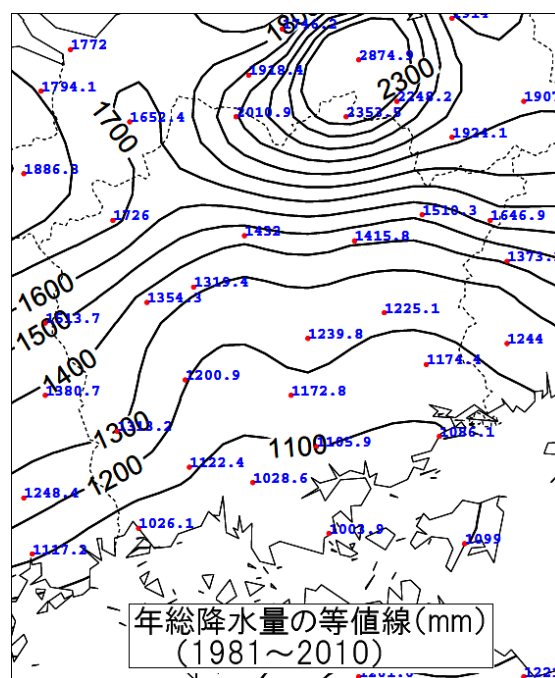
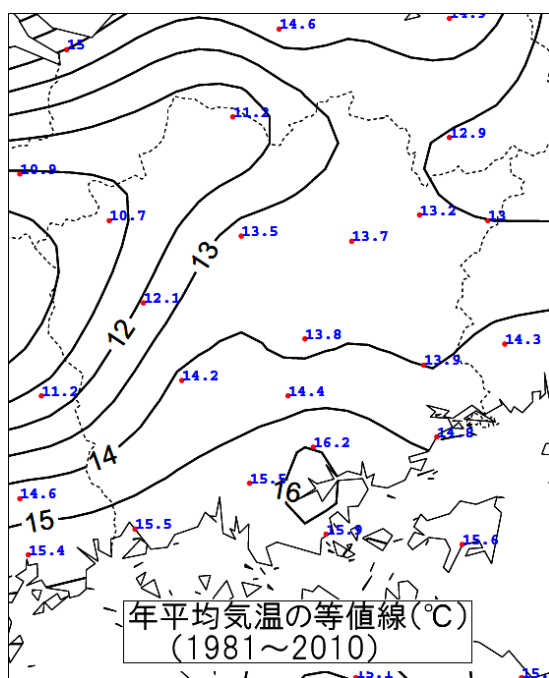
な台風シーズンが始まる。

<秋>

9月は台風の襲来が多く、これに伴って大雨、強風、高潮の被害を受けることがある。台風が岡山県の南東方を紀伊半島方面に北東進するときなどに、勝田郡の那岐山麓地方では広戸風が吹き荒れ局地的に大被害を及ぼすことがある。10月に入ると高気圧と低気圧とが交互に現われ、移動性高気圧に覆われた日の夜間は晴れて冷え込む。中・北部では濃霧が発生し、下旬には山間部で初霜がみられる。

<冬>

11月中旬を過ぎると大陸から寒波が押し寄せ、下旬には北部山間部で初雪が降る。12月に入ると冬型の気圧配置も顕著になり、北部は風雪が強まり、中・南部は強風が吹き空気が乾燥する。



第2 社会的条件

1 人口

岡山県の人口は、昭和40年を底に、増加を続けてきたが、平成22年10月1日には、1,945,276人となり、減少に転じた。全国人口に占める割合は、1.52%である。

一方、平成22年10月1日時点での人口密度は1平方キロ当たり273.5人で、市町村別でみると1,000人を超えるのは、倉敷市、早島町の2市町であり、県南圏域に人口が密集している。

2 都市化

都市周辺部における山地、丘陵等の開発や低地への住宅地の開発が進み、新たな市街地を形成してきており、都市部においてもビルの高層化が進み、瀬戸大橋を中心とし、山陽道、岡山道など高速道路網も整備されている。

また、高梁川の河口、倉敷市水島地区を中心にして、石油コンビナート等特別防災区域があり、石油精製、石油化学、電力、鉄鋼及び各種製造業等が立地し、高度に発展した工業地帯となっている。

(資料)

・岡山県の概要 (人口・気候)

(資料編第1)

第 2 編

災 害 予 防 計 画

第2編 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。

第1 気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

(資料編)

5 0 1 気象観測施設・設備等 ((1) ～ (3))

第2 消防施設・設備等

- 1 消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。
- 2 市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図るとともに、青年層、女性層の団員への参加促進等消防団の活性化に努める。
- 3 関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、有事の際の即応体制の確立に努める。

(資料編)

5 0 4 消防施設・設備等

第3 通信施設・設備等

1 災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である市町村防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

さらに、岡山県情報ハイウェイの非常用電源、接続拠点施設の浸水対策等を強化することにより、災害時においても安定した通信を確保し、ホームページ、電子メール等を通じた県民への各種防災情報の安定提供に努める。

なお、災害時の情報収集伝達等を迅速かつ確実に行うため、岡山県防災情報ネットワークの機能を高度化する。

2 医療情報

消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ災害・救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

3 防災情報

市町村、消防本部等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、水位情報、潮位情報などの観測情報や避難情報などの各種防災情報をホームページや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送を通じて県民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の充実を図る。

(資料編)

503 通信設備・施設等

第4 水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、麻袋、スコップ、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。

(資料編)

505 水防施設・設備等

第5 救助施設・設備等

- 1 人命救助に必要な救急車、救助工作車、照明車、船舶、救命ボート、ヘリコプター等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。
- 2 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。
- 3 避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 4 指定された避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 5 必要な物資の備蓄に当たっては、県民が最低限備蓄すべきものや県と市町村等の役割分担を明確にしたうえで、計画的な備蓄を進める。

(資料編)

6 0 1 備蓄計画

7 0 1 広域避難所

7 0 2 避難場所（施設）

第6 医療救護用資機材等

- 1 県、市町村及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。
- 2 県、市町村、医療関係機関、鉄道事業者、空港管理者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

(資料編)

1 1 0 5 県保健福祉部関係（(1)～(4)）

第7 その他の施設・設備等

災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施する。

(資料編)

9 0 1 建設機材の保有

第2章 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。
- 2 各機関は必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させるとともに訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- 3 県は、夜間、休日等の職員の緊急呼出については、岡山県防災・危機管理センターに入った情報を災害連絡要員に電話等によって連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 市町村、消防本部等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施できるようにするため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。
- 2 機動的な情報収集活動を行うため、航空機、車両、船舶など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム、沿岸ライブカメラをはじめとする監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。
- 3 衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 4 関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも配慮する。
- 5 災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。
- 6 災害時の情報通信手段の確保のため、その運用・管理・整備等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - (2) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (3) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、関係機関は応急活動及び復旧活動に関し、平素から連携を強化しておく。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

- 2 県警察は、緊急かつ広域な救助活動等を行うため、広域緊急援助隊の整備を図る。
- 3 県及び市町村は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難勧告等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備しておく。

- 4 関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- 5 県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平素から連携体制の強化を図る。

また、県は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。

(資料編)

1 2 3 8 岡山県下消防相互応援協定

第3章 自然災害予防対策

第1節 治山対策

1 方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

2 主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部）

市町村

3 実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。

(2) 水源地域整備事業

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設、森林の整備を行う。

(3) 防災林造成事業

なだれ、潮風、高潮、強風等による被害を防止するため、森林造成等の防災工事を行う。

(4) 地すべり防止事業

地すべりによる被害を防止、軽減するために排水工、杭打工等の防災工事を行う。

(5) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握し、これらの災害の未然防止に努める。

(6) 山地災害危険地区等の周知

山地災害危険地区等の市町村防災計画への掲載、情報の提供及び現地への標示板の設置等について、市町村を指導し、地域住民等への周知を行う。

(7) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの災害時要援護者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険溪流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進

する。

- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第3節砂防対策に定めるところによる。

(資 料)

4 0 5 土砂災害 ((4)～(5))

4 0 6 山地災害 ((1)～(3))

4 0 7 雪崩 ((1))

第2節 造林対策

1 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

2 主な実施機関

市町村

森林組合

森林所有者等

3 実施内容

- (1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。
- (2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

4 関連調整事項

県は、森林農地整備センター、おかやまの森整備公社等関係機関と連携を図り、効果的に普及啓発する。

第3節 砂防対策

1 方 針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を調査し、土砂災害警戒区域等の指定を行うことで警戒避難体制の整備等を行うとともに、危険箇所における災害防止策を講じる。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときは、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するために、適切に土砂災害警戒情報を発表する。

さらに、重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、緊急調査を行い、土砂災害緊急情報を発表する。

2 主な実施機関

中国地方整備局
岡山地方気象台
県（土木部）
市町村

3 実施内容

(1) 土砂災害危険箇所の点検

県は、市町村と連携して土砂災害危険箇所を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市町村は、上記危険箇所について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害危険箇所]

- ・土石流危険溪流
- ・地すべり危険箇所
- ・急傾斜地崩壊危険箇所

(2) 「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等

ア 基礎調査の実施

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行うとともに、その結果を市町村に通知する。

イ 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特

に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じるものとする。

- ① 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ② 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④ 勧告による移転者への融資、資金の確保

ウ 警戒避難体制の整備等

市町村防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、以下の項目について定めるものとする。

- ① 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- ② 土砂災害警戒情報の活用及び伝達
- ③ 土砂災害発生時の情報収集及び伝達

なお、区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう定めるものとする。

警戒区域の指定を受けた市町村は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。

(3) 警戒避難体制の支援

ア 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒呼びかけの必要性を協議のうえ、共同で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、市町村長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地滑り）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる災害時要援護者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、

緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

ア 砂防事業

土石流等土砂の流出を防止する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

エ 雪崩対策事業

豪雪地帯に指定された市町村において、積雪による雪崩災害に対処するため予防柵、防止柵等の雪崩防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、両者で所要の連絡調整を行い、事業執行の適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

土砂災害危険箇所の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効果的に推進するための連絡調整を図る。

(資料編)

4 0 5 土砂災害 ((1)～(3)、(6))

4 0 7 雪崩 ((2))

第4節 河川防災対策

1 方針

洪水、高潮等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。また、洪水予報河川及び水位周知河川については、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、洪水予報河川において、洪水のおそれがあると認められるときは、適切に洪水予報を行うとともに、水位周知河川において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

2 主な実施機関

中国地方整備局（岡山河川事務所）
岡山地方气象台
県（土木部）
市町村

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア 洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方气象台と共同して洪水予報を発表する。

イ 水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。

ウ 避難判断水位情報

県は、水位周知河川において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位に当該河川水位が達したときに、その旨を関係機関に通知する。

エ 浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、計画降雨（河川整備の基本となる洪水時の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深を明らかにして公表するとともに、関係市町村に通知する。

オ 円滑かつ迅速な避難の確保

市町村防災会議は、浸水想定区域の指定があった場合には、市町村防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

なお、浸水想定区域内に地下街等不特定かつ多数の者が利用する地下施設又は高齢者、乳幼児等の災害時要援護者が主に利用する施設がある場合には、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、これらの施設の名称、所在地を記載し、洪水予報等の伝

達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市町村は、地域防災計画に定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(2) 河川改修事業の実施

ア 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。

イ 河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施行するとともに、上流ダム群等の建設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

ウ 総合治水対策

近年、都市化の進展と流域の開発に伴い、治水安全度の低下が著しい河川については、治水施設の整備を積極的に進めるとともに、その流域の持つ保水・遊水機能を適正に確保するなどの総合的な治水対策を推進することにより、水害の防止又は軽減を図る。

4 関連調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(3) 他事業との調整

ア 砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ 総合排水的見地より、都市の下水道事業、農地排水など排水改良事業との調整を行うよう考慮する。

(4) 堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

(資料編)

201 気象災害

401 河川

505 水防施設・設備等

第5節 海岸防災対策

1 方針

海水による浸食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、浸食対策事業等を実施し、県土の保全を図る。

2 主な実施機関

県（土木部、農林水産部）

3 実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

県は、水防警報海岸について、高潮による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

(2) 海岸保全対策の実施

海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支障や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重点的に行う。

ア 高潮対策事業

高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設又は既存施設の補強改修等を実施する。

イ 浸食対策事業

浸食による被害が発生するおそれがある海岸に浸食防止対策を行い、背後地の保全を図る。

4 関連調整事項

海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省所管）、港湾海岸（国土交通省所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

（資料編）

201 気象災害

404 海岸保全区域（(1)～(4)）

第6節 ため池等農地防災対策

1 方針

農用地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。

2 主な実施機関

中国四国農政局
県（農林水産部）
市町村
土地改良区

3 実施内容

(1) ため池整備

ため池で老朽化による堤防の決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設又は改良を行う。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、樋門、排水路等の新設、改修を行う。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路等の新設、改修及び災害を防止するための土砂ダム堰堤等の新設、改修を行う。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダム堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

4 関連調整事項

- (1) ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。
- (2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。
- (3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、第3節砂防対策に定めるところによる。

(資料編)

405 土砂災害 ((4)～(5))

406 山地災害 ((1)～(3))

409 ため池

第7節 都市防災対策

1 方針

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した、都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

2 主な実施機関

県（土木部）

市町村

土地区画整理組合等

3 実施内容

都市計画の各種マスタープラン等において、都市づくりの方針に「災害に強い都市づくり」を掲げ、以下の施策を実施する。

(1) 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア 土地区画整理

市街化区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備し、計画的な市街化を図る。

イ 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

ウ 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心な町づくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

(3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市町村が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

ウ 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集団的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

エ 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、崖崩れや土砂の流出を生ずるおそれが著しい区域を国土交通大臣が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

オ 災害危険区域の指定及び対策

高潮、出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建替又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施行し、県民の人命及び財産の保全に努める。

(4) 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

ウ 市街地再開発事業

都市計画区域を指定している市町村で、かつ用途地域を設定して区域内において市街地再開発事業を施行する組合に対して補助を行い、防災に配慮した建築物の建設を促進する。

4 関連調整事項

(1) 都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

(2) 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

(資料編)

4 1 0 宅地造成

1 0 0 6 建築物の耐震対策 ((1)～(2))

第8節 地盤沈下対策

1 方針

地盤沈下の主要原因と考えられる地下水の採取を規制することを重点とし、地下水転換用の代替水の整備を図るとともに、既に沈下して被害の発生のおそれのある地域については、防災対策等必要な措置を講じる。

2 主な実施機関

中国地方整備局
県（環境文化部、土木部）

3 実施内容

(1) 地下水汲上げの規制

地下水の採取により、地盤が沈下し、若しくは沈下するおそれのある区域又は他の区域の地盤の沈下に影響を及ぼし、若しくは汲ぼすおそれがある区域を揚水規制区域として指定し、地下水汲上げの規制を実施する。

(2) 堤防のかさ上げ等

地盤沈下の起っている地域においては、河口ポンプの増強、河床掘削による高水位低下、河積の拡大を積極的に図り、緊急を要する箇所は暫定的に堤防のかさ上げ、漏水防止などの防災対策を推進する。

(3) 代替水の整備

地下水汲上げの代替措置として工業用を始めとする各用途に必要な施設の整備を図る。

4 関連調整事項

(1) 地盤沈下についての実態調査を積極的に推進するよう考慮する。

(2) 現に地盤沈下の起っている地域においては、暫定的に堤防のかさ上げ等の防災対策を進めるよう考慮する。

第9節 文教対策

1 方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

2 主な実施機関

県（総務部、教育委員会）

市町村

国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア 児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

県及び市町村は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配付、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ 防災意識の普及

県及び市町村は、PTA、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア 児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別および、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定

した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井、庇等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第10節 文化財保護対策

1 方針

文化財の保護のため県民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 主な実施機関

県（教育委員会）

市町村

3 実施内容

- (1) 文化財に対する県民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。
- (3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺環境整備を実施する。

第11節 危険地域からの移転対策

1 方針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

2 主な実施機関

県（土木部、危機管理課）

市町村

3 実施内容

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水、高潮等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適當な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限をしている区域に存する既存不適當危険住宅の移転の促進を図る。

第4章 事故災害予防対策

第1節 道路災害予防対策

1 方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

2 主な実施機関

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（土木部、農林水産部）
県公安委員会、県警察
市町村

3 実施内容

(1) 道路防災対策

- ア 実施機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。
- イ 国道、県道等幹線道路のネットワークの充実を含む交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の溢路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の整備と防災構造化を推進する。
- ウ 山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるため、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

(2) トンネル事故防止対策

トンネル事故災害に備え、非常用設備の整備、点検を行うとともに必要な措置を講じ、事故の未然防止を図る。

(3) 交通管理体制の整備

県、県警察、市町村等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努める。

(4) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(5) 広 報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 関連調整事項

- (1) 関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう考慮する。

(資料編)

4 0 2 道路防災総点検箇所対策状況

4 0 3 異常気象時通行規制箇所（国道・県道）

1 2 0 6 交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

第2節 鉄道災害予防対策

1 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

2 主な実施機関

西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）

鉄軌道事業者（水島臨海鉄道㈱、岡山電気軌道㈱、智頭急行㈱、井原鉄道㈱）

本州四国連絡高速道路株式会社

県（県民生活部、土木部）

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施

イ 異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施

ウ 防護無線その他の列車防護用具の整備

エ 建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実

オ 乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上

カ 乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施

キ トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検

ク 災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときの線路の監視

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア 新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上

イ 検査修繕担当者の教育訓練内容の充実

ウ 故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

(4) 鉄軌道交通環境の整備

ア 鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

(ア) 軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備

(イ) 列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の
運転保安設備の整備充実

イ 関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(5) 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。ア 事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ 事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ 施設、車両の構造図等の資料の整備

(8) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第3節 海上災害予防対策

1 方針

本県海域は、海上交通の要衝であり、また、臨海部には石油コンビナートが立地するなど、海上での各種災害（油等危険物等の大量流出、海上火災、船舶の遭難、海難事故等）の発生する危険性がある。これら災害を防止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設、設備の防災構造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。

2 主な実施機関

中国地方整備局（宇野港湾事務所）

第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）

海上災害防止センター

県（土木部、農林水産部、危機管理課、消防保安課）

市町村

船舶所有者等

石油事業者

石油事業者団体

漁業協同組合

3 実施内容

(1) 関係施設、設備の整備

ア 港湾施設

中国地方整備局、県は、船舶の大型化、高速化に伴い、大型泊地の確保、航路の拡幅・増深を図るとともに、災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設の整備を行う。また、台風、高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充を図る。

イ 漁港施設

県は、漁獲物の陸揚時に集中する漁船の交錯、荒天時の危険解消のため、県下一円に多数の静穏な泊地、けい留施設を整備し、災害を未然に防止する。

ウ その他船舶の収容施設

県は、ヨット、モーターボート等海上レジャースポーツ用舟艇については、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、県下に拠点地区を設け収容し、海難事故等を防止する。

エ 無線の整備・点検

関係機関は、無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

オ 航路標識の整備

航路標識事務所は、海上交通の安全の確保のため航路標識の整備を促進する。

(2) 安全運航の確保

ア 海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等を行う。

イ 海上保安部、県、船舶所有者等は、船舶の航行の安全のためその通信手段を確保する。

ウ 海上保安部は、危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。

エ 海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌の整備を行う。

(3) 関係資機材の整備

ア 関係機関は、船舶、ヘリコプター、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助救急用資機材の整備に努める。

イ 県及び市町村は、油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。

ウ 関係機関は、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

エ 海上災害防止センター、船舶所有者等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。

オ 石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量流出した場合に備えて、油等防除資機材の整備を図る。

カ 漁業協同組合は、油流出等の災害による漁業被害を防止するために必要な資機材を、県からの貸与を受けるなどして整備を促進する。

(4) 防災訓練

ア 海上保安部、消防機関及び警察機関等を始め、地方公共団体、海上災害防止センター、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、相互に連携し、油等危険物の大量流出、火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。

イ 県及び市町村は、油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

4 その他

県及び港湾・漁港管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 関連調整事項

(1) 協力支援体制の整備

海上保安部、県、市町村及び関係事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備する。

(2) 情報収集、伝達体制の強化

油流出等海難事故への対応を総合的かつ効果的に実施するため、海上保安部、中国地方整備局、市町村（消防機関）、県、県警察等関係機関は、早期の情報収集ができるよう連絡手段の充実及び伝達体制の確立に努める。

(3) 関係機関の連携強化

油等の大量流出事故の発生に備え、海上保安部、県、市町村、関係団体、事業所等官民一体となった「水島地区排出油等防除協議会」及び「岡山県東部大量排出油等災害対策協議会」及び「備讃海域排出油等防除協議会連合会」が設けられるなど広域的な排出油等防除体制が整備されているが、緊密な情報連絡や訓練等を通じて、一層の連携強化と防除機能の向上に努める。

(資料編)

5 0 4 消防施設・設備等

9 0 6 巡視船艇

第4節 林野火災の防止対策

1 方 針

県民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

2 主な実施機関

近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）

県（農林水産部、消防保安課）

市町村

森林組合等

3 実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア 山火事予防協議会等の開催

県及び市町村等は、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ 広報活動による啓発宣伝

県及び市町村等は、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、県民の林野火災予防意識の啓発に努める。

(2) 警報伝達の徹底

ア 市町村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、市町村火災予防条例で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ 県、市町村及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。

(3) 巡視、監視の強化

ア 市町村は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ 県は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。また、常に、市町村、消防機関等と緊密に連携をとり、火災予防に努める。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、市町村は、火入れに関する条例及び市町村火災予防条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア 森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ 県及び市町村は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

ア 県は、林野火災多発地域に対して予防・消防機材及び防火管理道等の整備を図る。

イ 市町村は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

ウ 県及び市町村は、防火線としての役割をもたせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道を整備する。

エ 公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア 県は、大規模な林野火災発生時に、市町村及び消防の一部事務組合からの支援要請があった場合は、消防防災ヘリコプターを出動させ、火災状況の偵察や空中消火を実施し、市町村等の消防活動を支援する。

イ 県及び市町村等は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

ウ 県は空中消火用資機材を整備するとともに、岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱の適切な運用を通じて空中消火体制の強化に努める。

4 関連調整事項

(1) 各機関が実施している各種の巡視を調整統合して、県下一円にわたる総合的な巡視計画を樹てられるよう考慮する。

(2) 諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し適切に配置できるよう考慮する。

(資料編)

204 火災

1101 県危機管理課 県消防保安課関係 ((13))

第5節 高層建築物・地下街等の保安対策

1 方針

高層建築物及び不特定多数の者が出入する百貨店等特定防火対象物の地階、並びに地下街（以下「高層建築物・地下街等」という。）における災害（火災、ガス事故、浸水被害等）の発生及び拡大を未然に防止するための対策を講じる。

2 主な実施機関

高層建築物・地下街等の所有者、管理者、占有者
ガス供給事業者
中国経済産業局
中国地方整備局（岡山河川事務所）
県（危機管理課、消防保安課、土木部）
市町村

3 実施内容

(1) 高層建築物・地下街等の実態把握

災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるための諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を行う。

(2) 関係機関等の対策

ア 高層建築物・地下街等所有者等

(ア) 防火避難施設・消防用設備等の整備及び点検等

- a 法令に適合した消防用設備の整備及び定期点検
- b 耐火構造、防火構造及び防火区画の整備及び改修促進
- c 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- d 避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の整備及び定期点検

(イ) 防火管理体制の強化充実

- a 防火管理者の適正な選任
- b 消防計画の整備充実
- c 自衛消防組織の整備充実
- d 防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- e 共同防火管理体制の確立
- f 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- g その他防災上必要な事項

(ウ) 浸水対策の実施（地下街等の所有者等）

- a 浸水防止施設設置の促進
- b 避難誘導計画の整備充実
- c 浸水想定区域内の避難確保計画の策定

地下街等の所有者又は管理者は、市町村防災計画に位置づけられる浸水想定区域内の地下施設について、次の事項等について避難確保計画を作成し、

市町村長に報告するとともに、公表を行う。

- ア 防災体制、避難誘導に関すること
- イ 避難確保対策施設の整備に関すること
- ウ 防災教育、訓練に関すること
- エ 避難確保計画の公表方法等に関すること

d その他防災上必要な事項

(エ) 非常用通信施設の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

(オ) 利用者に対する責任

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画等の周知徹底を図り、所用の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

イ 消防機関（市町村）

(ア) 消防法に基づく査察を強化し、災害予防のための措置の徹底を図る。

(イ) ガス供給事業者との連携強化

ガス供給事業者との連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等の申合せを平常時から実施する。

(ウ) 消防施設等の整備充実

高層建築物・地下街等の災害に対するため消防用設備・車両・資機材及び救急救助用車両・資機材等の整備充実に努める。

ウ ガス供給事業者

(ア) ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街に対しては次の事項を行う。

- a 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- b 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- c 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- d 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施し、ガス遮断装置の巡視点検をするほか、半年に1回安全使用の特別周知を行う。

エ 防災訓練等の実施

火災及びガス事故等を想定し、管理者、消防機関、警察等の連携のもとに、1年に1回以上防災訓練を実施する。

オ 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業等は、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるとともに、その成果による最新技術及び設備・資機材の普及を促進する。

4 関連調整事項

関係機関等は、災害時に消防・救助活動が制約される可能性のある高層建築物について、ヘリコプターの屋上緊急発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

第6節 危険物等保安対策

1 方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

中国経済産業局

県（消防保安課、保健福祉部）

県警察

市町村

3 実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ 自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ 漏洩、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ 石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

(2) 保安意識の高揚

県及び市町村は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

ア 県及び市町村は、関係法令の定めるところにより危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

イ 市町村は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

(4) 事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア 県及び市町村は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ 県及び市町村は、危険物等が大量に流出した場合に備えてオイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ 県及び市町村は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

(資料編)

4 1 2 危険物など ((1))

第7節 高圧ガス保安対策

1 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県（消防保安課）

市町村

3 実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

- ・従業者に対する保安教育の実施
- ・定期自主検査の実施と責任体制の確立
- ・地域防災協議会の育成

ウ 事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

(2) 保安意識の高揚

県及び市町村は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 高圧ガスの取扱指導

エ 高圧ガス保安活動促進週間の実施

(3) 保安指導の強化

県及び市町村は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ 製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

(資料編)

4 1 2 危険物など (3)

第8節 火薬類保安対策

1 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

2 主な実施機関

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者

火薬類輸送事業者

中国四国産業保安監督部

県（消防保安課）

県警察

市町村

3 実施内容

火薬類施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部・県・市町村は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア 事業者は、法令に定める技術基準を遵守し施設の安全性の確保に努める。

イ 事業者は、自主保安体制の整備に努める。

・従業員に対する保安教育の実施

・防災訓練等の実施

・定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

・火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

(2) 保安意識の高揚

県及び市町村は、事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

ア 火薬類取締法等関係法令の周知

イ 保安講習会、研修会の開催

ウ 火薬類の取扱指導

エ 危害予防週間の実施

(3) 保安指導の強化

県及び市町村は、関係法令の定めるところにより火薬類施設に対する効果的な立入検査

の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア 製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化

イ 製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ 関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

県・市町村及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

4 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

(資料編)

4 1 2 危険物など ((2))

第9節 有害ガス等災害予防対策

1 方 針

事業活動中の事故等により排出されたばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生することのないよう、予防措置を実施する。

2 主な実施機関

ばい煙発生施設又は特定施設（以下「特定施設等」という。）の設置者
県（環境文化部）

市（大気汚染防止法により委任を受けた市・・・岡山市、倉敷市）

（特例条例により大気汚染防止法に係る事務の委任を受けた市・・・新見市）

（特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた市
・・・岡山市、倉敷市、新見市）

（ダイオキシン類対策特別措置法により委任を受けた市・・・岡山市、倉敷市）

3 実施内容

(1) 保守管理体制の強化

特定施設等の設置者は、事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の点検及び保安体制の整備強化に努める。

(2) 立入検査

県又は市は、必要に応じ有害ガス等に係る施設（処理施設を含む。）の機能を検査するとともに、事故防止について維持、管理等の指導を行う。

4 関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、自主検査・立入検査を徹底するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努める。

（資料編）

1 1 0 4 県環境文化部関係

第10節 爆発・火災等労働災害予防対策

1 方針

大規模な爆発、火災等の労働災害の原因となる災害について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の定めるところにより、その防止を図る。

2 主な実施機関

岡山労働局
関係事業者

3 実施内容

(1) 関係設備の安全確保対策

ア 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、化学設備、特殊化学設備による製造取扱について監督指導する。

イ 岡山労働局は、労働安全衛生法に基づき、ボイラー及び圧力容器の取扱い等について、監督指導する。

ウ 関係事業者は、ボイラー及び圧力容器の安全確保に関する自主的な予防対策を実施する。

(2) 酸素欠乏等による災害予防対策

ア 岡山労働局は、タンク、船倉など酸素欠乏の危険がある場所、し尿処理槽、清掃工場の残灰ピットなど硫化水素発生場所における作業において、酸素欠乏症、硫化水素中毒による労働災害を防止するため「酸素欠乏症等防止規則」等による管理を指導する。

イ 関係事業者は、酸素欠乏症及び硫化水素中毒による災害を防止するため、自主的な防災対策を実施する。

4 関連調整事項

ボイラー及び圧力容器による災害の予防対策の実施に当たっては、日本ボイラ協会と関係事業者等が一体となって、自主的な安全確保対策を促進する。

第5章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

1 方針

災害を最小限度に止めるためには、県・市町村を始めとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

このため、県及び市町村は、防災関係機関、地域住民、水防協力団体、自主防災組織及びボランティア団体等の参加を得て、防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、県民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努めるものとする。

2 主な実施機関

県

市町村

防災関係機関

自主防災組織、民間協力団体、地域住民

3 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア 水防訓練

市町村（水防管理団体）は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

(ア) 実施事項

- a 観測
- b 通報
- c 作業工法
- d 輸送
- e 樋門・陸閘等の開閉操作

f 避難

(イ) 実施時期

- a 指定水防管理団体は、出水期までに実施する。
- b その他の水防管理団体は、指定水防管理団体に準じて実施する。

イ 消防訓練

市町村は、市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ 避難・救助訓練

市町村その他防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、急傾斜地崩壊危険地区等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ 情報収集伝達訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ 通信訓練

県、市町村及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ 非常招集訓練

県、市町村及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ実施する。

キ 交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ク 危険物等特殊災害訓練

県、市町村及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ケ 鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

コ 航空機事故災害訓練

県、航空運送事業者、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体、国の機関等は相互に連携した訓練を実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びボランティア団体等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期・・・防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所・・・災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ 実施の方法・・・県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害特別防災訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、市町村・防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練の実施を図る。

- ・被害情報収集および伝達訓練
- ・ヘリテレ映像等の情報伝達訓練
- ・避難勧告等の発令・伝達訓練

(4) 近県との防災訓練の実施

中国地方5県及び中国・四国地方9県では、災害時の相互応援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日から導入している。

県は、カウンターパート県をはじめ、近県と合同で防災訓練を実施することにより、災害時の協力体制の強化を図る。

<中国5県のカウンターパート>

被災県	支 援 担 当 県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

<中国・四国のカウンターパート>

グループ1	鳥取県・徳島県
グループ2	岡山県・香川県
グループ3	広島県・愛媛県
グループ4	島根県・山口県・高知県

第2節 防災意識の普及

1 方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う県民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

また、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある県民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

このため、県及び市町村等では、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

2 主な実施機関

県

市町村

防災関係機関

日本赤十字社岡山県支部

岡山県社会福祉協議会

自主防災組織等

3 実施内容

(1) 防災教育

ア 住民に対する防災教育

(ア) ハザードマップ、パンフレット等の作成配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を周知し、地域住民の防災意識の高揚を図る。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図るものである。

教育機関及び民間団体等は、生徒、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用してより魅力的な防災教育を行う。また、インターネット上のホームページ等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイ

ン化や多言語化を進める。

(イ) 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及を図る。

また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

(ウ) 防災意識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

なお、災害時要援護者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、把握や防災知識の普及に努めることとする。

(エ) 被害の防止、軽減の観点から早期自主避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努めるとともに、災害の種別に応じた適切な避難場所、避難路について周知徹底する。

イ 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、幼児、児童、生徒及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努めるものとする。

ウ 職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ 企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の業務継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え積極的な防災意識の高揚を図る。

(3) ボランティア活動のための環境整備

ア 県は、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、岡山県災害救援専門ボランティア登録制度要綱に基づき、災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）を平常時から登録し、把握するとともに、専門分野別研修の実施により登録ボランティアの技術向上等を図る。

また、県は、災害時に設置する県災害ボランティアセンターについて、平常時より市町村社会福祉協議会と連携し、設置に係る事前準備を行う。

イ 市町村は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より市町村社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

ウ 日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、県と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

エ 防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組を日常的に進めることの重要性を訴える。

オ 県、日本赤十字社岡山県支部及び岡山県社会福祉協議会は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時においてボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

県、市町村、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、県民に対する啓発活動を実施し、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ・ 春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・ 建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・ 山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・ 水防月間（5月1日～31日）
- ・ 山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・ がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・ 土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・ 危険物安全週間（6月第2週）
- ・ 火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・ 河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・ 道路防災週間（8月25日～31日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）
- ・ 救急の日（9月9日）
- ・ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・ 国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・ 高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・ 津波防災の日（11月5日）
- ・ 秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・ 雪崩防災週間（12月1日～7日）

第3節 自主防災組織の確立

1 方 針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この県民の隣保共同の精神に基づき、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 主な実施機関

県（危機管理課）

市町村

大規模な災害の危険性を有する施設の管理者

3 実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備
- (オ) 災害時要援護者の把握

イ 災害時の活動

- (ア) 災害情報の収集及び伝達
- (イ) 初期消火等の実施
- (ウ) 救助・救急の実施及び協力
- (エ) 避難誘導の実施
- (オ) 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
- (カ) 災害時要援護者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア 市町村は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、現在

何らかの形で日常的な地域活動を行っている人達が、防災の機能を新たに担うような仕組みを取り入れることも効果的である。

イ 市町村は、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促す。

ウ 市町村は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

エ 市町村は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

オ 県は、自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化のため、市町村等の推進活動を支援する。

カ 県は、市町村・県民等からの要望により地域へ出向き、自主防災組織の重要性及び必要性等に関する説明会等を行い、地域防災力の向上を図る。

第4節 企業防災の促進

ア 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める

ウ 県及び市町村は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

エ 県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

オ 県及び市町村は、企業防災への取組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

（資料編）

1001 自主防災組織

第6章 災害時要援護者の安全確保計画

1 方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、災害時要援護者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での災害時要援護者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、災害時要援護者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、災害時要援護者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、災害時要援護者に対する体制を整備するとともに、災害時要援護者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

2 実施責任者

県（危機管理課、保健福祉部、県民生活部）

市町村

社会福祉施設等関係機関

3 実施内容

(1) 災害時要援護者の把握

ア 市町村は、災害時要援護者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

(ア) 居住地、自宅の電話番号

(イ) 家族構成

(ウ) 保健福祉サービスの提供状況

(エ) 外国語による情報提供の必要性

(オ) 視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

(カ) 近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ 災害時要援護者及びその家族は、災害時に災害時要援護者の安否を連絡できるよう、居住地の市役所、町村役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、災害時要援護者の近隣の住民は、日頃から可能な限り災害時要援護者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

(2) 福祉避難所の確保

県は、市町村が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

市町村は、平時から福祉避難所の対象となる災害時要援護者の現況把握に努め、全ての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、市町村は、小・中学校や公民館等の避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、市町村は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など災害時要援護者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄に努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・ 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・ 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・ 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・ 介護用品、衛生用品
- ・ 飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・ 医薬品、薬剤
- ・ 洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・ 車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 災害時要援護者の避難誘導體制の整備

市町村は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の整備に努めるものとする。

(4) 防災知識の普及

ア 県は、市町村と協力して、災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。また、災害時要援護者に対して、市町村においては避難支援プランなどによる支援制度があることなどを周知するよう努める。

イ 市町村は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における災害時要援護者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や研修等を行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うな

ど、防災意識の普及に当たっては、外国人にも配慮することとする。

防災訓練に当たっては、地域住民が災害時要援護者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。

エ 災害時要援護者及びその家族は、災害時要援護者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

(5) 災害広報及び情報提供

県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県のホームページ等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

(6) 生活の支援等

ア 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、市町村等による災害時要援護者に関する生活支援策の確立について助言等を行う。

イ 市町村は、災害時において、災害時要援護者に対する福祉避難所等にかかる情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

(ア) 災害時要援護者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

(イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

(ウ) 災害時要援護者の特性等に応じた情報提供に関する事項

(エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

(オ) 柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

(カ) 避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

(キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

(ク) 避難所・在宅等の災害時要援護者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

ウ 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、災害時要援護者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等災害時要援護者の生活についての知識の修得に努める。

エ 社会福祉施設、災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

(7) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第7章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

第1 調査研究体制の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携にのみに、地域特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かす。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるように努める。

第2 重点を置くべき調査研究事項

1 危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

- (1) 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
- (2) 地すべり危険地域の把握
- (3) 急傾斜地崩壊危険地域の把握
- (4) 雪崩危険地域の把握
- (5) 火災危険地域の把握
- (6) その他災害危険地域の把握

2 危険地域の被害想定

災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう県内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険個所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

第3 防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、市町村等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第2節 災害救助基金等の整備

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）第37条の規定により、同法第36条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積み立てを行う。

（資料編）

1004 被災者への援護制度（県）（(1)～(2)）

第 3 編

災 害 応 急 対 策 計 画

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織

第1 防災会議

1 県防災会議

県の地域に係る防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない事務又は業務について総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき県の附属機関として設置されており、災害発生時の情報の収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及び実施の推進を図る。

2 市町村防災会議

市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村の業務を中心に、当該市町村区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき市町村の附属機関として設置されている。

(資料編)

1401 岡山県防災会議

第2 防災体制

防災関係機関は、災害の発生防禦及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

1 県の防災組織と防災体制

県の地域に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、知事が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、特別警戒体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

(1) 注意体制

地方気象台から気象業務法に基づく注意報が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるときは、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(2) 警戒体制

気象業務法に基づく警報が発表されたとき、又は重大な事故災害が発生したとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づいて設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況により更に上位の体制に迅速に移行しうる体制とする。

(3) 特別警戒体制

警戒体制時において、気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき、岡山県災害対策実施要綱等に基づき設置する体制で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替える体制とする。

(4) 非常体制

県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、岡山県災害対策本部条例及び岡山県災害対策本部規程等に基づいて、岡山県災害対策本部、岡山県現地災害対策本部及び地方災害対策本部を設置して対応する体制とする。

(ア) 県災害対策本部の設置

県災害対策本部は、次の状況下で、県下に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する。

ア) 県下に暴風、大雨、洪水、高潮又は津波の警報が発表されたとき。

イ) 警報発表の有無にかかわらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。

ウ) 豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。

エ) 県下に大規模な火災又は爆発が発生したとき。

オ) 県下に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他重大な事故が発生したとき。

(イ) 県現地災害対策本部の設置

県現地災害対策本部は、相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたときに設置する。

(ウ) 地方災害対策本部の設置

地方災害対策本部は、特定の区域に係る災害対策を実施するため、岡山県災害対策本部規程等に基づいて、当該地区を所管する県民局に設置する。

(エ) 県本部、県現地本部及び県地方本部の運営方法等

県本部、県現地本部及び県地方本部の運営方法、体制、勤務時間外における職員の動員方法は、岡山県災害対策本部条例、岡山県災害対策本部規程及び岡山県災害対策実施要綱等の定めるところによる。

(オ) 国との連絡調整

県本部は、国の非常災害（又は緊急災害）現地対策本部と連絡調整をし、国が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

(5) 非常時における職務代理者

(ア) 本庁の措置

知事に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 副知事 第2位 総務部長 第3位 危機管理監

(イ) 県民局の措置

局長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第1位 次長（地域防災監） 第2位 協働推進室長

2 市町村の防災組織

- (1) 市町村の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市町村長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により、市町村地域防災計画に定める災害対策本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、これを廃止する。
- (2) 市町村災害対策本部の運営方法、非常体制、勤務時間外等における職員の動員方法等については、防災活動に即応できるよう定める。
- (3) 災害対策本部の設置に至るまでの活動体制についても、市町村の実態に応じて非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう体制の整備について定める。

3 指定地方行政機関の防災組織

- (1) 関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、状況に応じた防災活動を実施するために、必要な災害対策本部等の防災組織を設置する。
- (2) 防災組織の運営方法、職員の非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等、防災活動に即応できるよう定める。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関の防災組織

3に準ずる

5 その他の機関

- (1) 防災関係機関は、自ら管理する施設に係る災害が発生したときは、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (2) その他、3に準ずる。

第2章 防災活動

第1 予報及び警報等

1 方 針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象官署等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定める。

2 実施責任者

大阪管区気象台長
岡山地方気象台長
岡山河川事務所長
知事（土木部、危機管理課）
市町村長

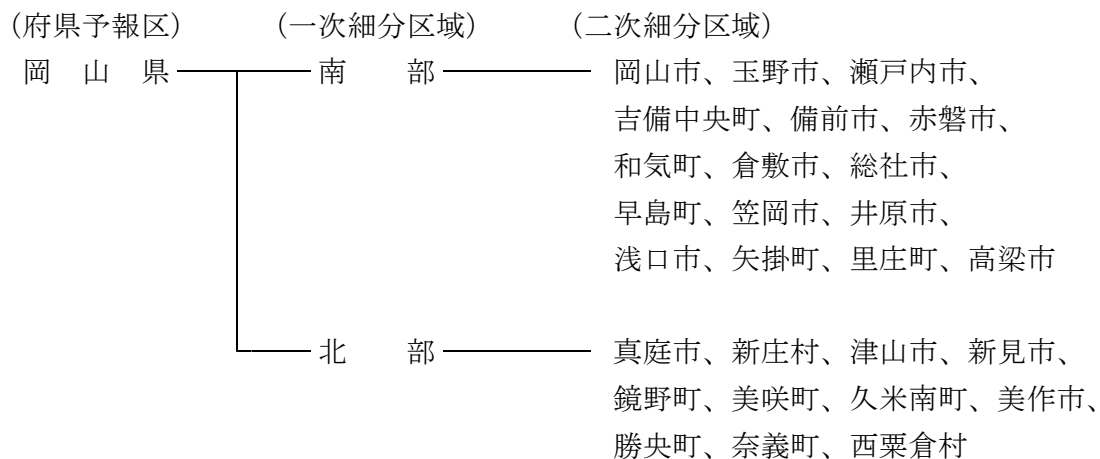
3 実施内容

(1) 予報及び警報等の対象区域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

ア 予報及び警報等の対象区域

(ア) 細分区域



(イ) 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

(ウ) 岡山県細分区域内に含まれる市町村



警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称			
岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
		東備地域	備前市、赤磐市、和気町
		高梁地域	高梁市
	北部	津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
		真庭地域	真庭市、新庄村
		新見地域	新見市
		勝英地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

イ 予報及び警報等の種別

(ア) 気象注意報等

強風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を促すため発表するものである。

(イ) 気象警報等

暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を促すため発表するものである。

(ウ) 緊急地震速報（警報）

地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合に、気象庁本庁が、強い揺れが予想される地域に対し発表するものである。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(エ) 津波警報、津波注意報

津波の有無及び程度について、気象庁が警戒又は注意を促すため発表するものである。

(オ) 気象等の情報

台風、大雨、竜巻等突風、その他の異常気象について、岡山地方気象台が刻々と変わる状況や、これらの推移を具体的に説明するため随時発表するものである。台風情報、大雨情報、竜巻注意情報、岡山県の記録的短時間大雨情報、その他の情報の種類がある。

(カ) 地震及び津波に関する情報

地震、地動、津波の観測成果及び状況の内容を用いて、気象庁本庁、大阪管区気象台又は岡山地方気象台が発表するものである。

(2) 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水のおそれがあると認めるときは、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。

(3) 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒呼びかけの必要性を協議のうえ、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。

(4) 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

(5) 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河

川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

(6) 避難判断水位情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき知事が定めた「水位周知河川」において、洪水による災害の発生を特に警戒すべき避難判断水位に、当該河川水位が達したときに、関係県民局長が関係機関にその旨通知するものである。

(7) 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

(8) 火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

(資料編)

3 0 1 気象予報の種類及び発表基準

3 0 2 火災気象通報

3 0 3 洪水予報及び水防警報

3 0 4 土砂災害警戒情報

3 0 5 火災警報

第2 通信連絡

1 方 針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

2 実施責任者

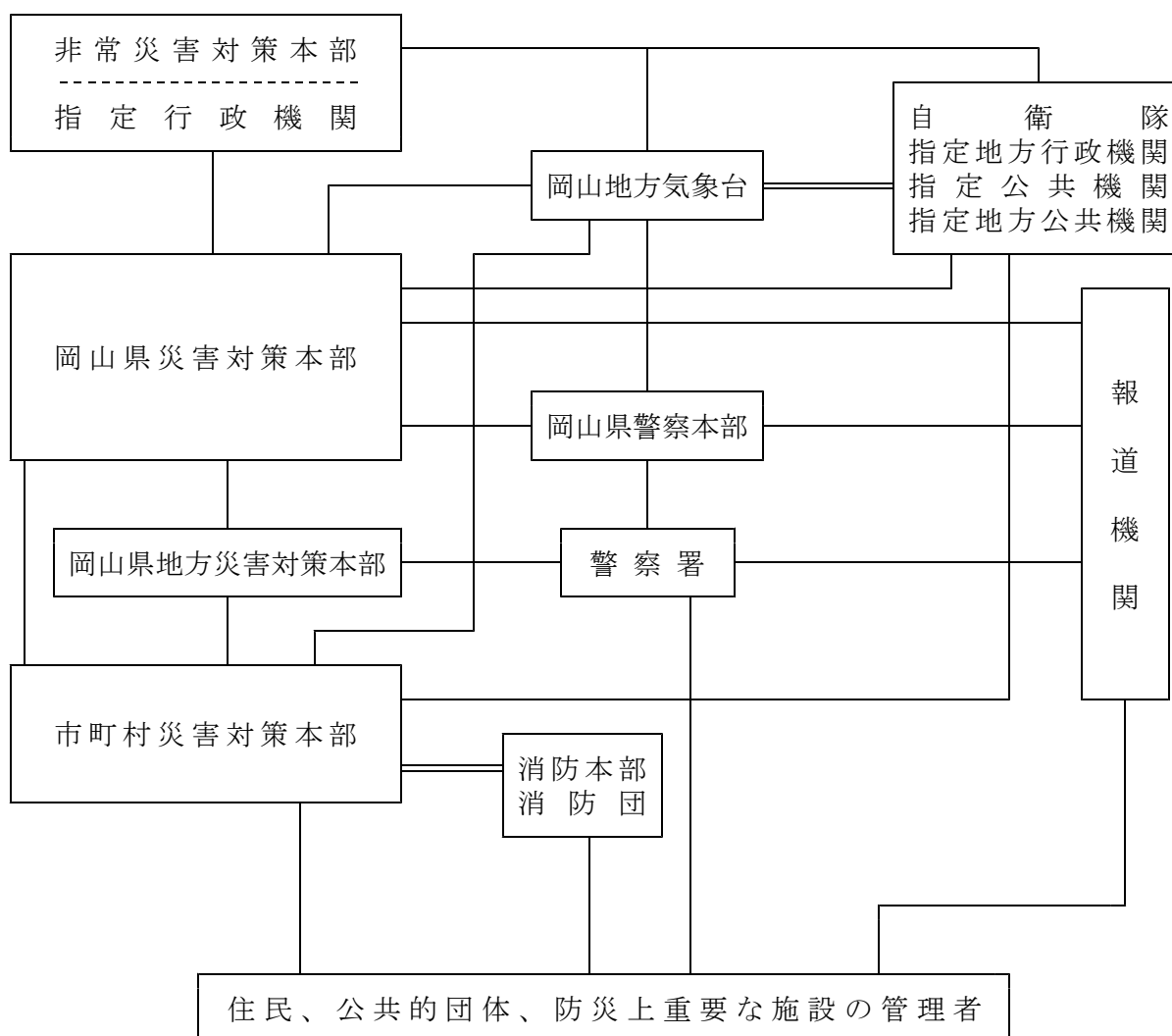
各機関

3 実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

[災害情報相互連絡関連図]



(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア 一般電話及び携帯電話

(ア) 災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

(イ) 扱者手動接続時の優先電話

利用申込みは、(ア)の災害時優先電話（一般電話のみ、携帯電話は不可）から市外局番なしの「102」をダイヤルする。

1) 非常通話

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話は、他の通話に優先して接続する。

2) 緊急通話

非常通話以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話は、非常通話の次に優先して接続する。

イ 電報

前項(ア)の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

1) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

2) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア 非常通信

(ア) 非常通信の通信内容

- a 人命の救助に関するもの。
- b 災害予警報(主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- d 電波法第74条実施の指令その他の指令
- e 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h 遭難者救護に関するもの。
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- j 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- k 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- l 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(イ) 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

(ウ) 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

(エ) 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(オ) 移動通信機器の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種 類	貸 与 条 件 等
移動無線機 (簡易無線局等)	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要

【連絡先】 総務省中国総合通信局無線通信部陸上課 082-222-3367

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種 類	貸 与 条 件 等
携帯電話	事業者等の判断による。 (基本的には、通話料等の経費は使用者が負担。)
MCA	同上

イ 放送の依頼

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、避難勧告、避難指示及び避難準備情報の発令・解除については岡山県避難勧告等情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。

(4) 通信施設の応急措置

ア 公衆通信施設

NTT西日本及びNTTドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

(ア) アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

(イ) 電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

(ウ) ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ 無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ 放送施設

- (ア) 放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送システムにより臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。
- (イ) 中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。
- (ウ) 演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

(資料編)

503 通信設備・施設等

1202 放送要請に関する協定（結合）

第3 情報の収集・伝達

1 方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱等について定める。

2 実施責任者

各機関

施設の管理者

3 実施内容

(1) 情報収集

ア 県及び市町村は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

イ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報を利用して被害規模の把握を行う。

(2) 関係機関への連絡

ア 発災直後において、市町村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市町村は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

また、県においては、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁及び関係地方公共団体に連絡する。なお、消防庁に報告するに当たっては、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲内で、その第一報を報告するものとする。

県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告するものとする。

イ 災害対策基本法第53条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。市町村が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

(ウ) (ア) 又は (イ) になるおそれのある災害

ウ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付 消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付 消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区 分		平日(9:30~18:15) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電 話	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 2 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 7 7 7
	F A X	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 3 7	0 3 - 5 2 5 3 - 7 5 5 3
消防防災無線	電 話	(6-72-90-) 4 9 0 1 3	(6-72-90-) 4 9 1 0 2
	F A X	(6-72-90-) 4 9 0 3 3	(6-72-90-) 4 9 0 3 6
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	F A X	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が県域をまたがるもので本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後（ア）～（エ）に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- (カ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

エ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

オ 応急対策活動状況について市町村は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村へ連絡する。

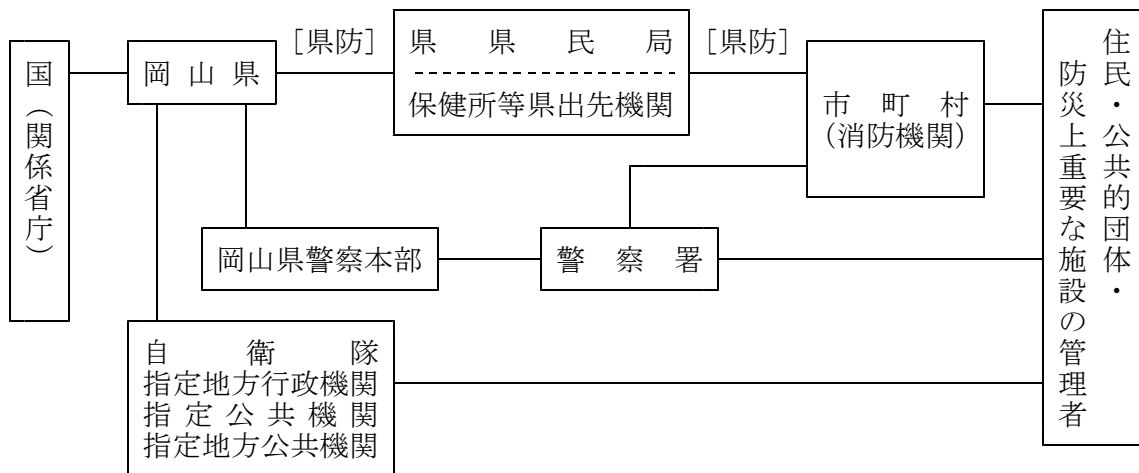
また、県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。

4 情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

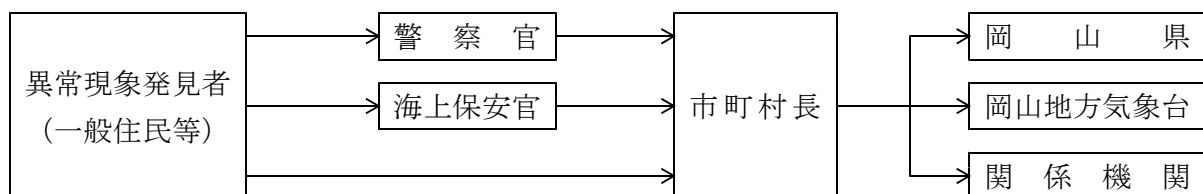


(注)：[県防]は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長、警察官若しくは海上保安官に通報する。

通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、直ちに関係機関に通報する。



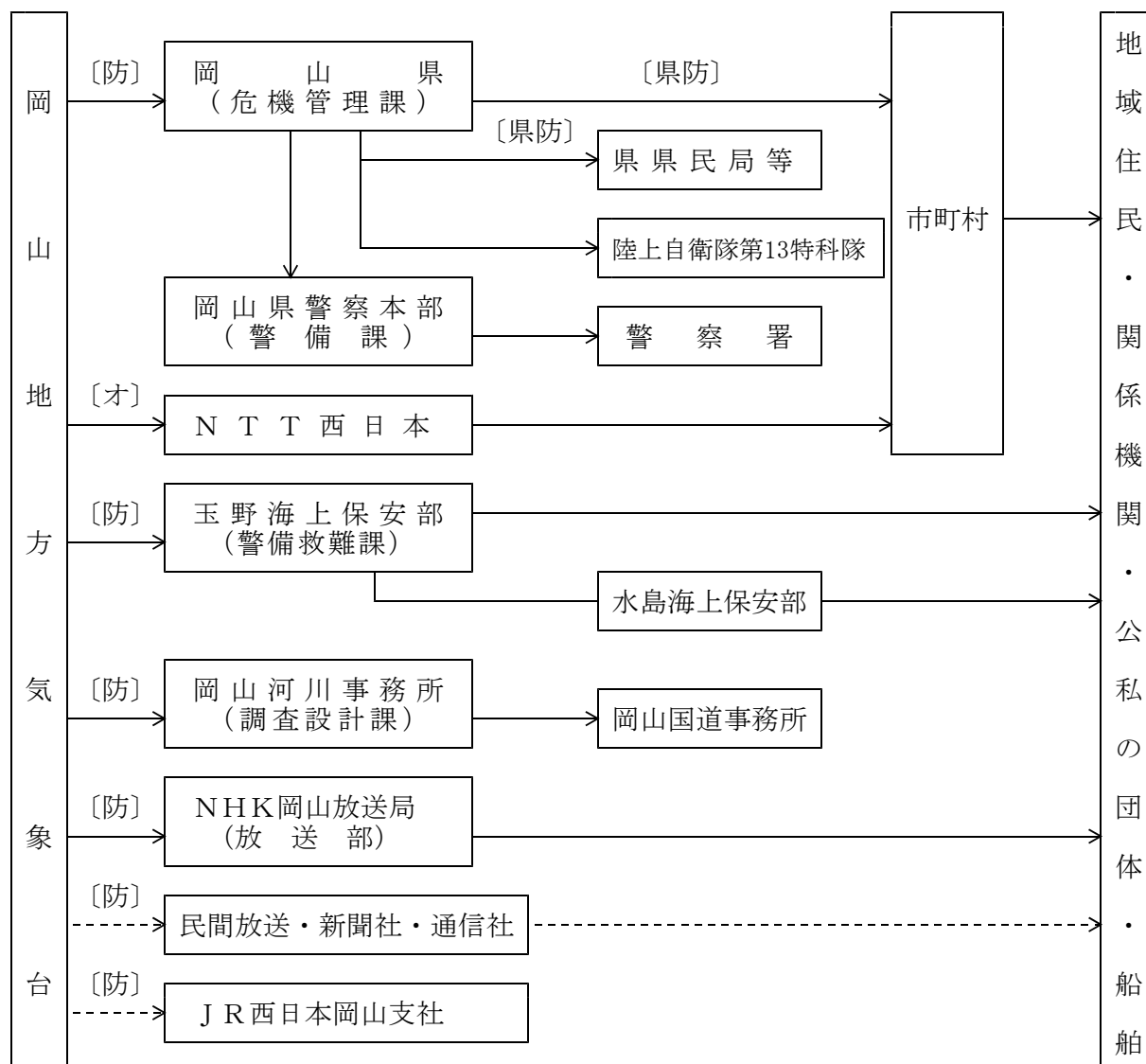
(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア 気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ 気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申合せ等による系統によっても行う。

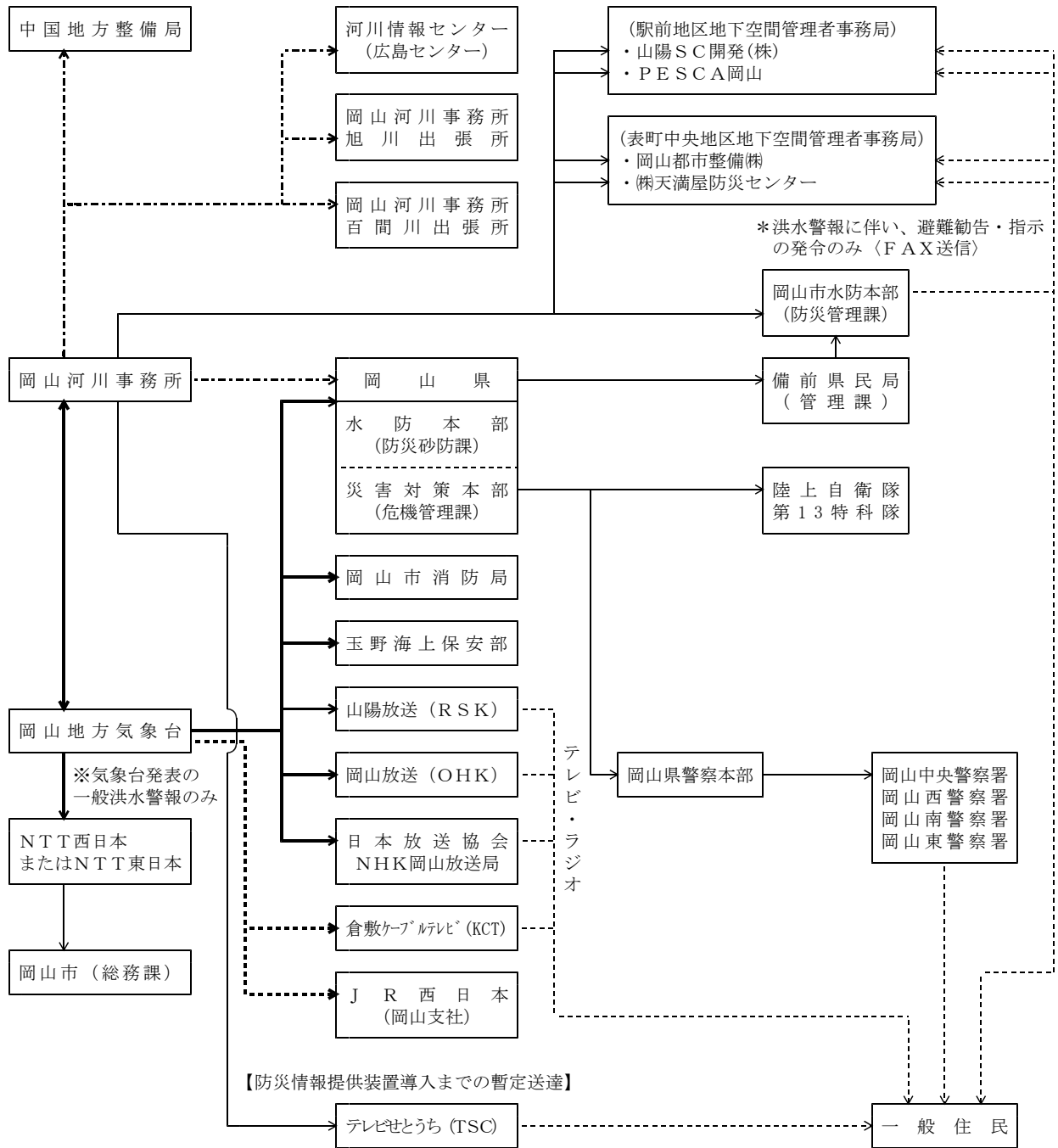
ウ 気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

(ア) 気象注意報・警報等の伝達系統



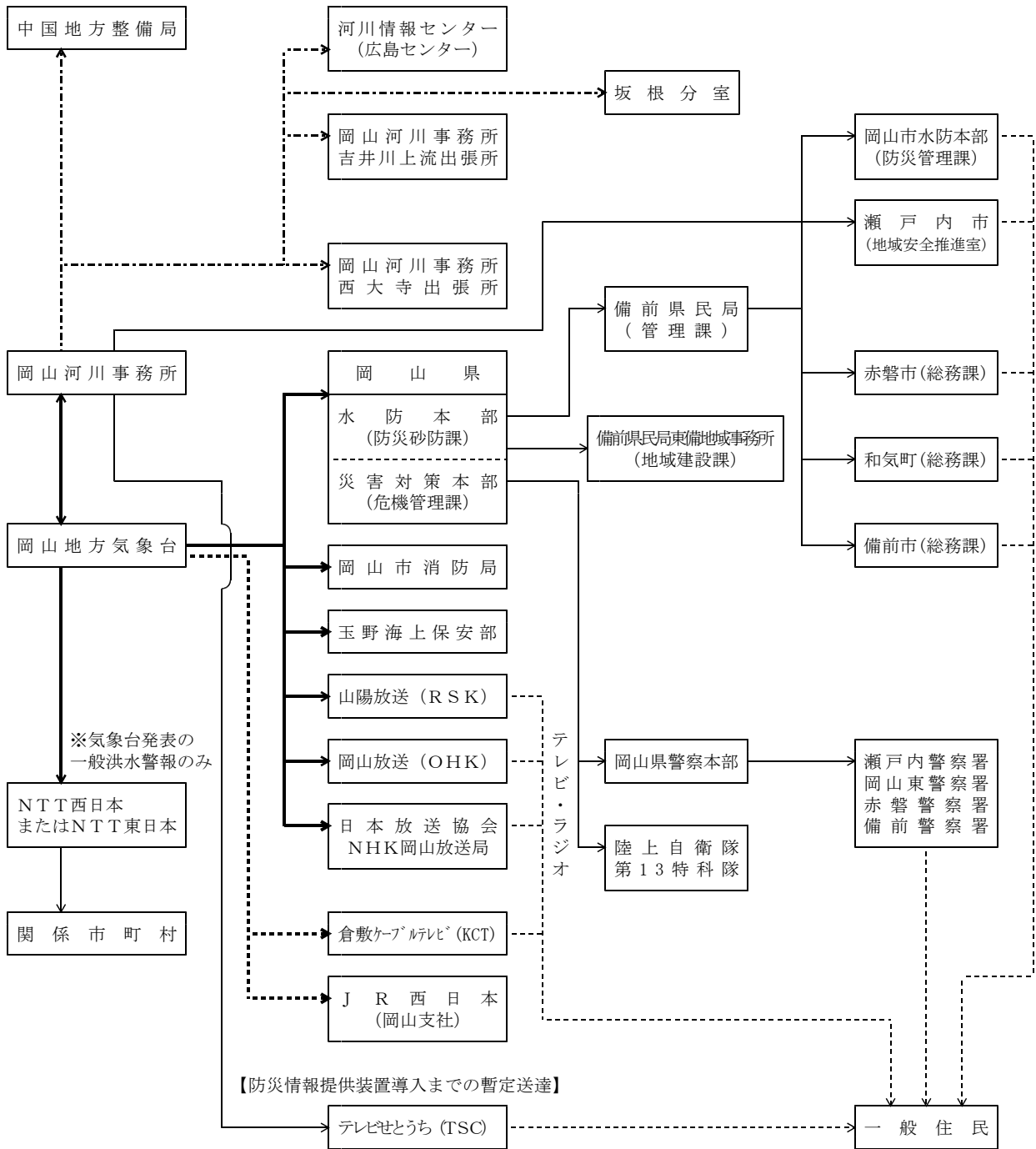
- (注) 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達系を示す。
 2 県が市町村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 3 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 4 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 5 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除(大雪警報及び波浪警報を除く。)のみを伝達する。
 6 [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム [オ] オンライン [県防] 岡山県防災情報ネットワーク

旭川及び百間川洪水予報伝達系統



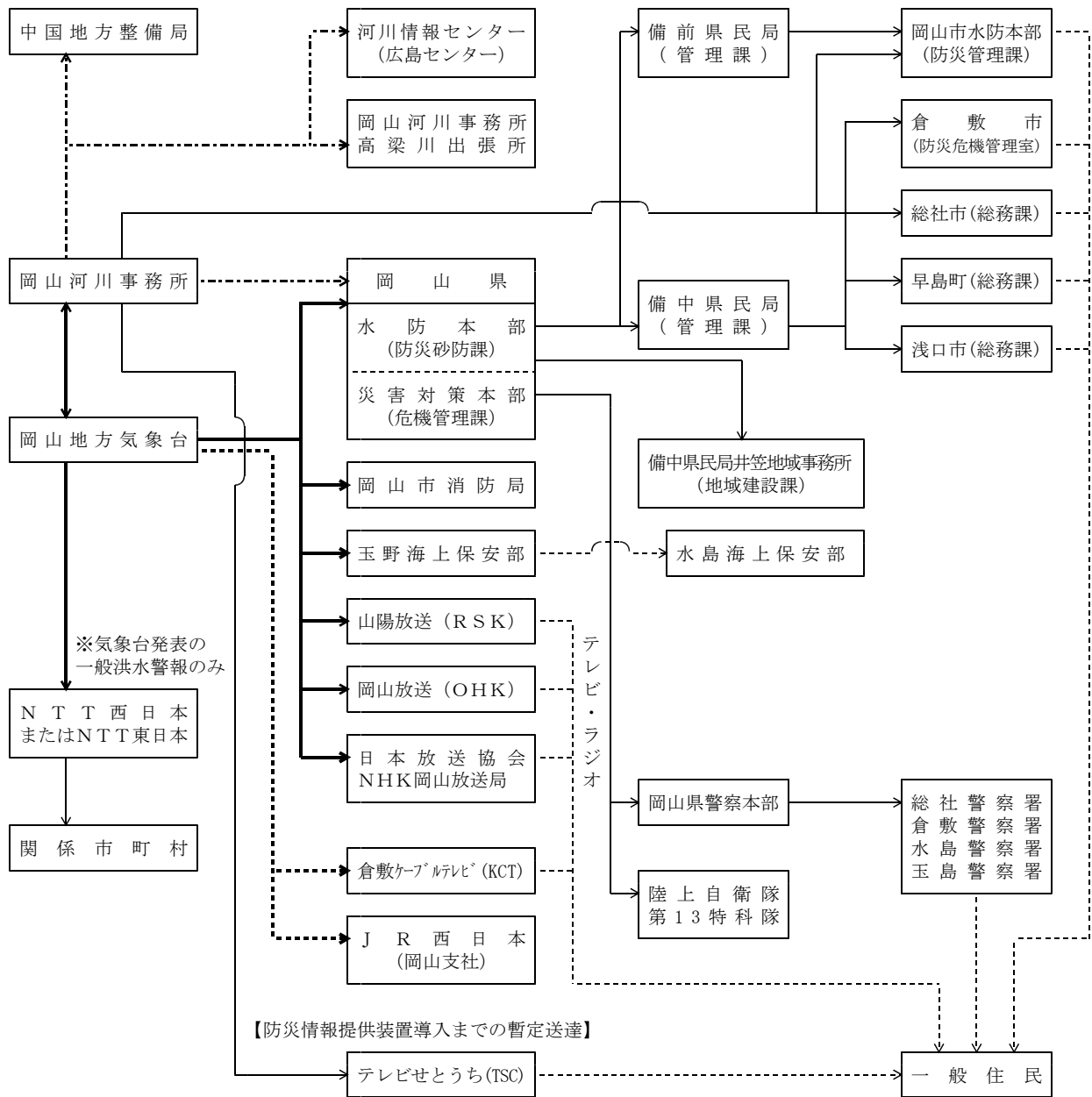
凡 例	
専用線	——
専用線以外
NTT一般回線	——
マイクロ回線
そ の 他

吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統



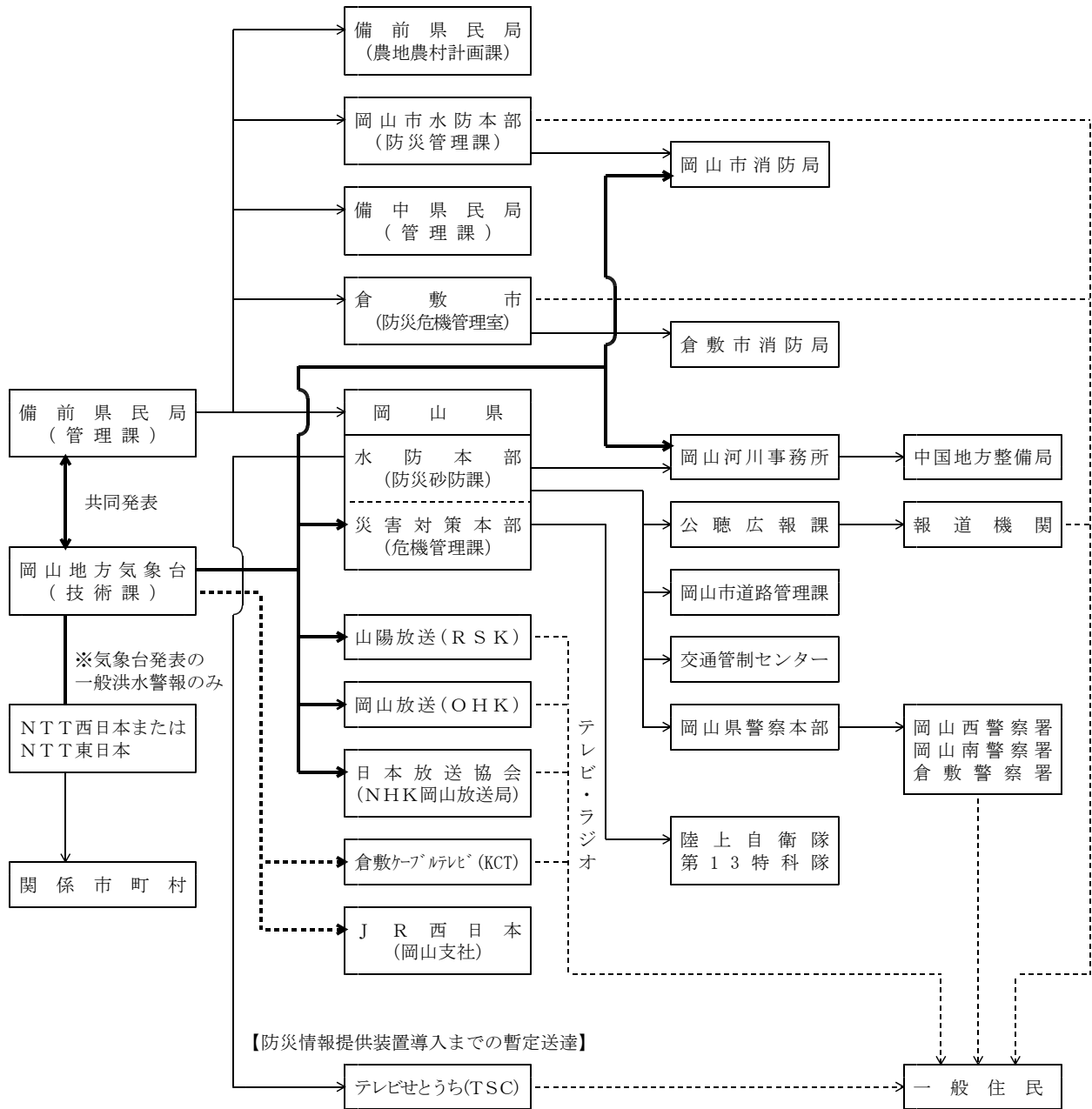
凡 例	
専用線	——
専用線以外	- - - -
NTT一般回線	——
マイクロ回線	- - - -
その他	- - - -

高梁川及び小田川洪水予報伝達系統



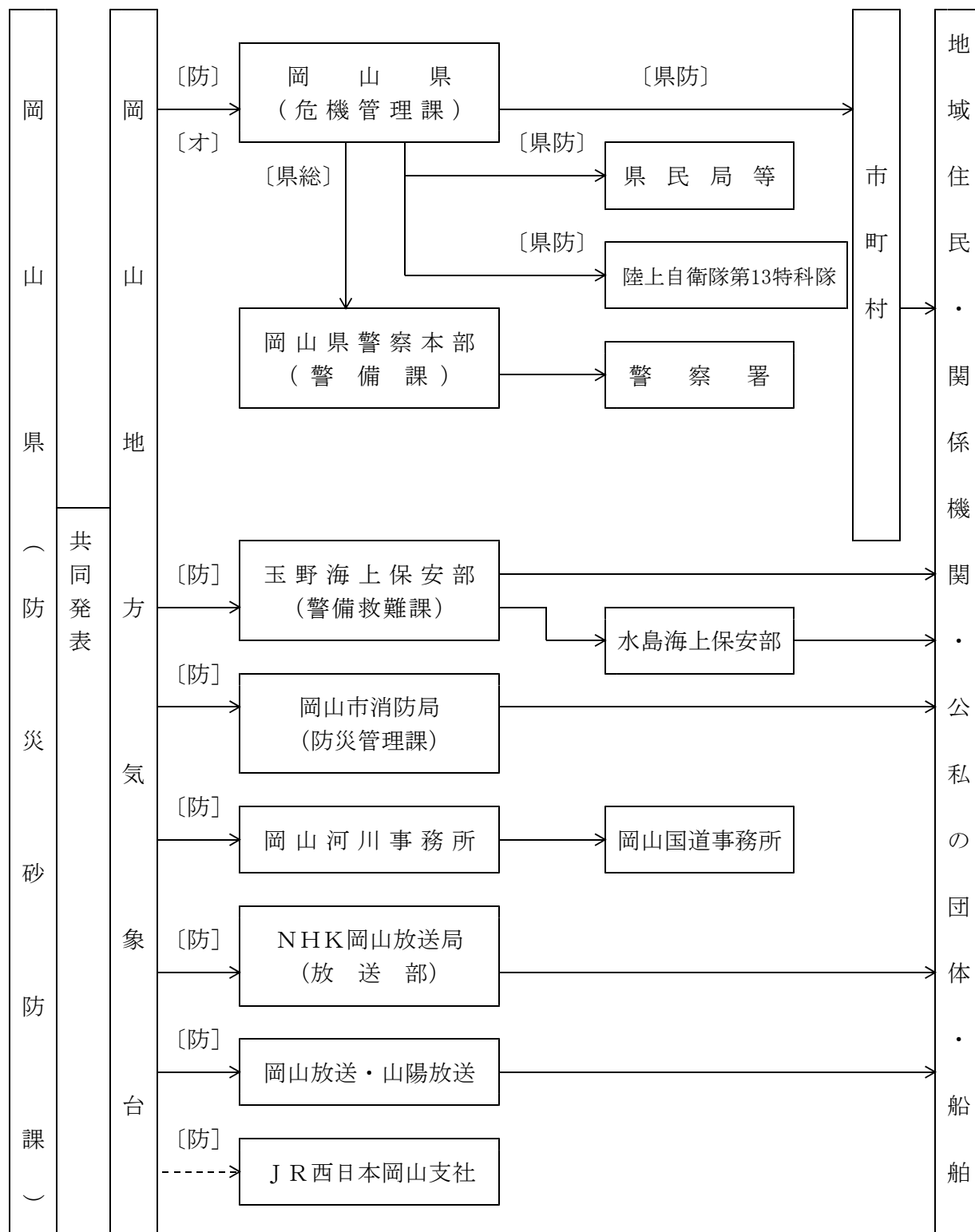
凡 例	
専用線	——
専用線以外	----
NTT一般回線	——
マイクロ回線	----
その他	----

笹ヶ瀬川・足守川洪水予報伝達系統



凡 例	
専用線	——
専用線以外	- - - -
NTT一般回線	——
その他	- - - -

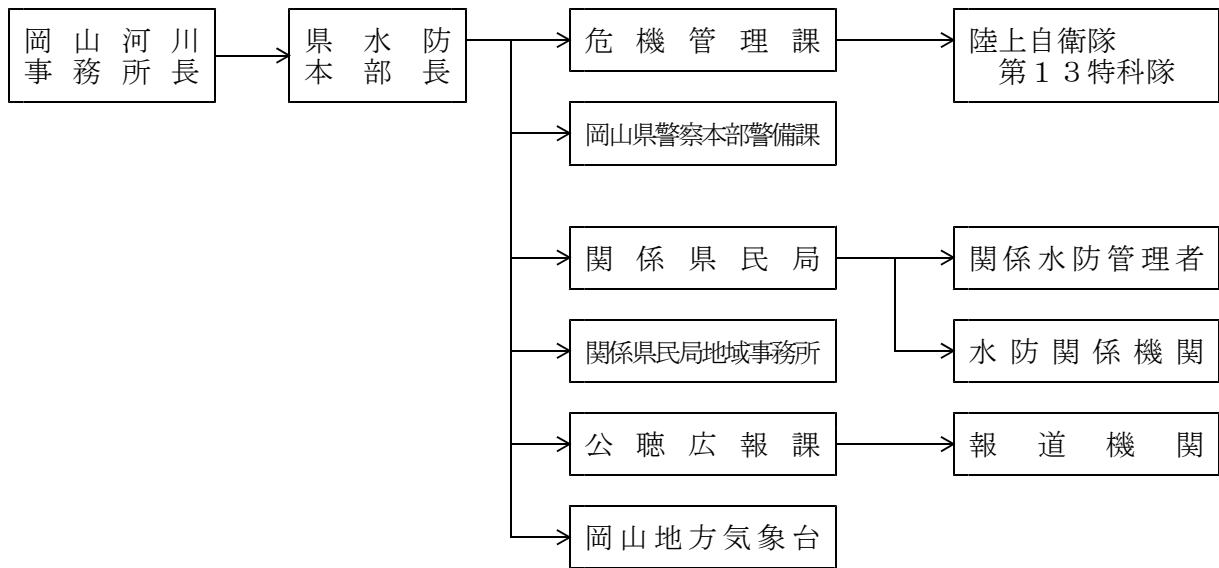
(ウ) 土砂災害警戒情報の伝達系統



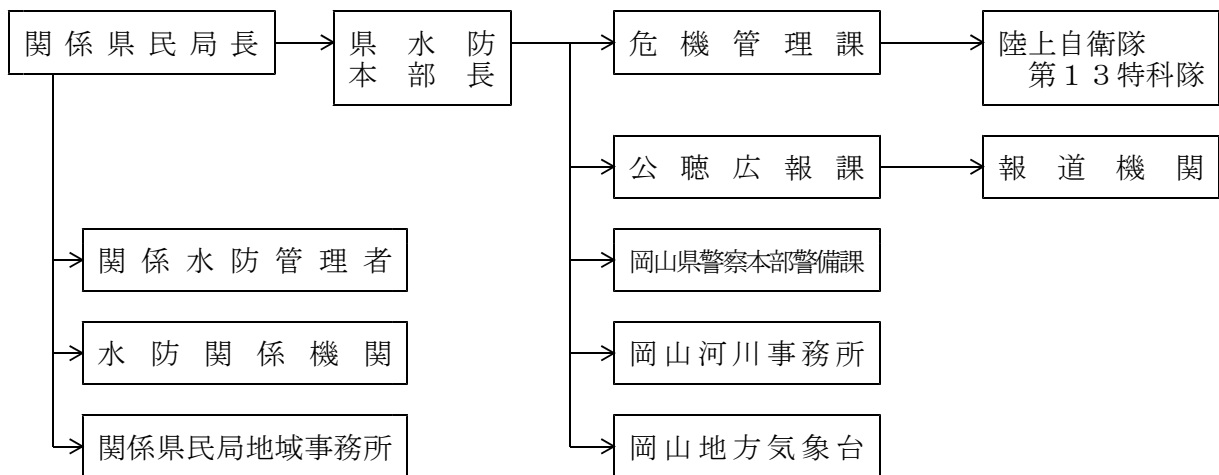
- (注) 1 点線の伝達系統については、申合せ等により実施するものとする。
 2 [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム、[オ] オンライン (アドレス)、[県防] 岡山県防災情報ネットワーク、[県総] 岡山県総合防災情報システム

(エ) 水防警報の伝達系統

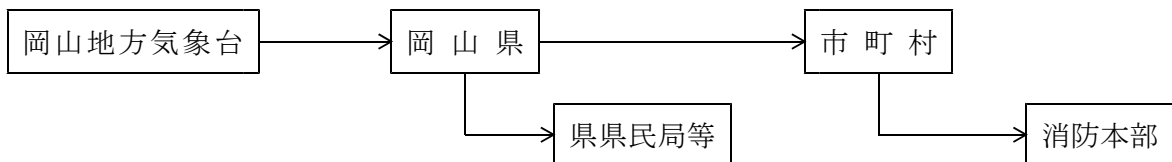
ア) 国土交通大臣の発する水防警報



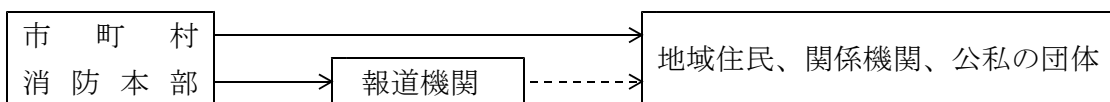
イ) 知事の発する水防警報



(エ) 火災気象通報の伝達系統



(オ) 火災警報の伝達系統



(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害		伝達内容等
(ア) 被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式1-1及び1-2によること。
(イ) 人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式2によること。 様式3によること。
公 共 施 設 被 害	(ウ) 河川被害 (エ) 海岸被害 (オ) 貯水池・ため池被害 (カ) 砂防被害 (キ) 治山被害 (ク) 港湾及び漁港施設被害 (ケ) 道路施設被害 (コ) 鉄軌道施設被害 (サ) 電信電話施設被害 (シ) 電力施設被害 (ス) ガス施設被害 (セ) 水道施設被害	様式4によること。
そ の 他	(ソ) 商工関係被害等 商工被害 観光被害	様式5によること。 様式6によること。
	(タ) 林野火災被害	様式7によること。

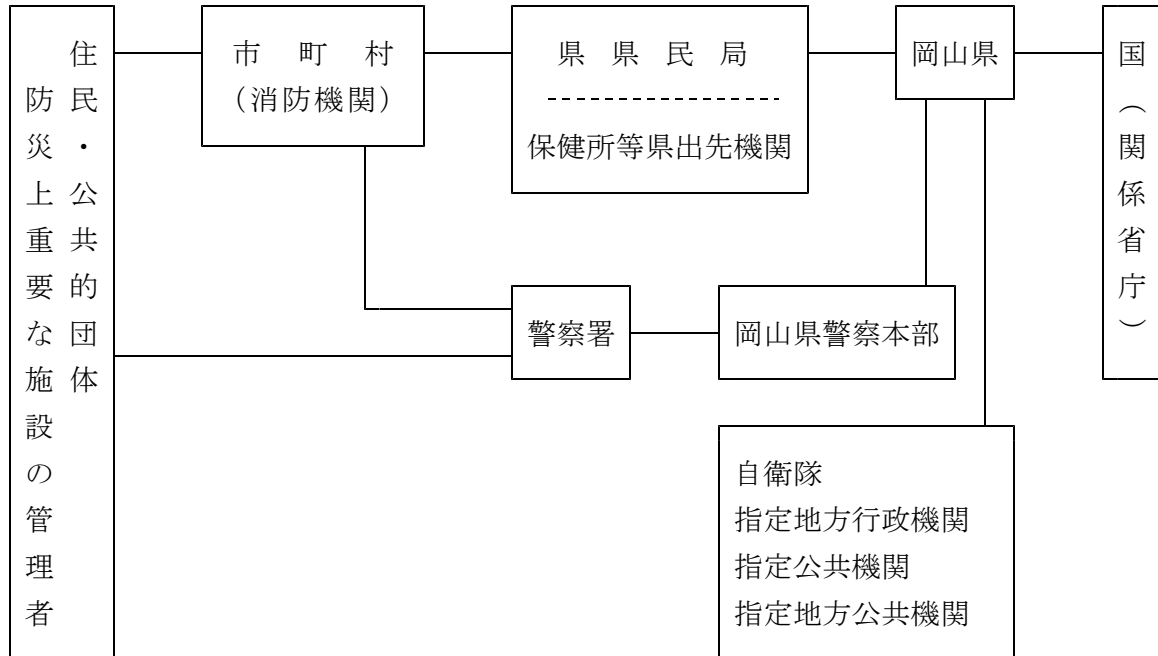
(注1) 様式1はp.117～p.118、記入要領はp.119～p.121、様式2はp.122、
様式3はp.123、様式4はp.124、様式5はp.125、様式6はp.126、
様式7はp.127

(注2) 確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。

(注3) 特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア 伝達系統

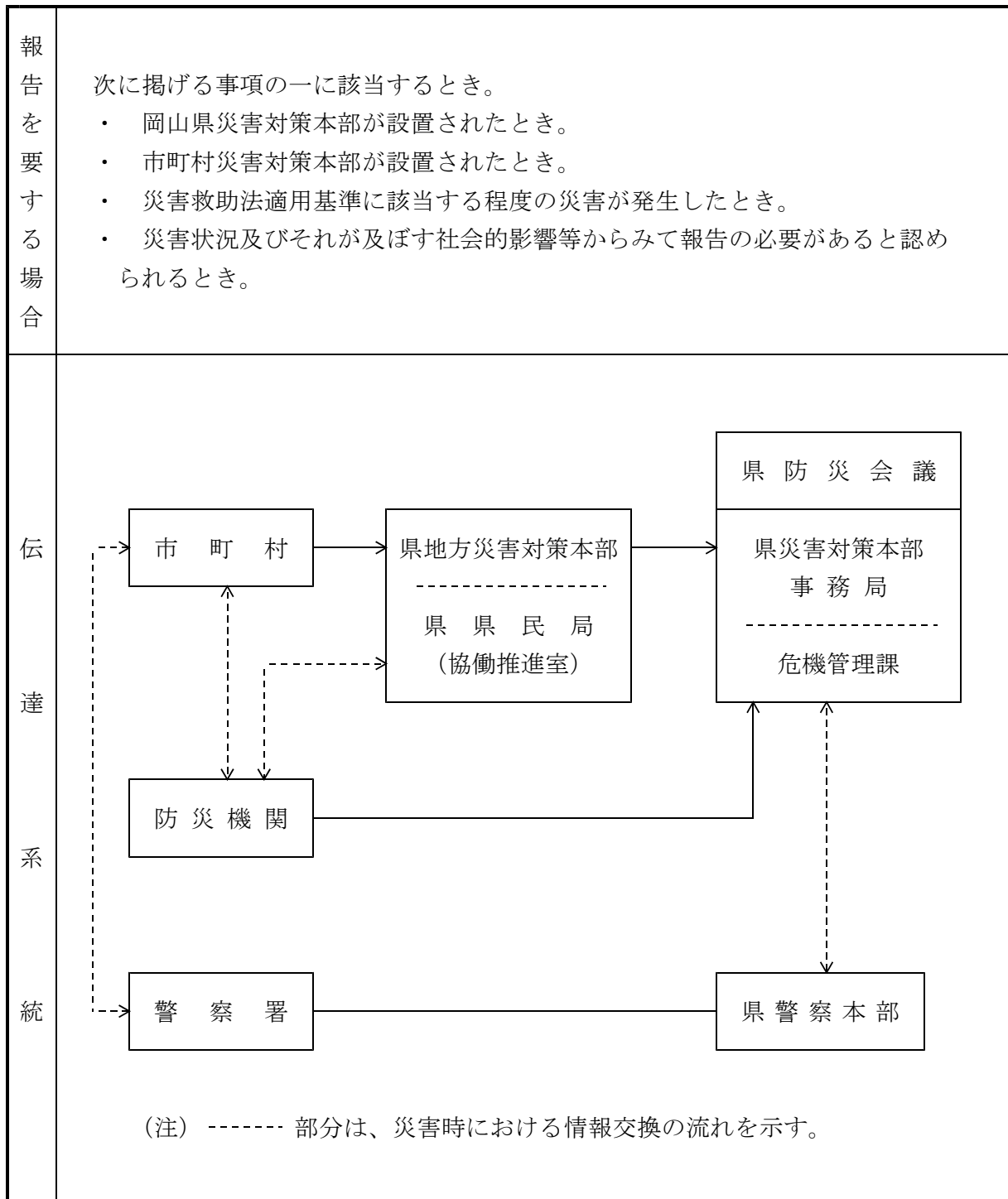
災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。



岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合については、次により行う。

なお、市町村から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

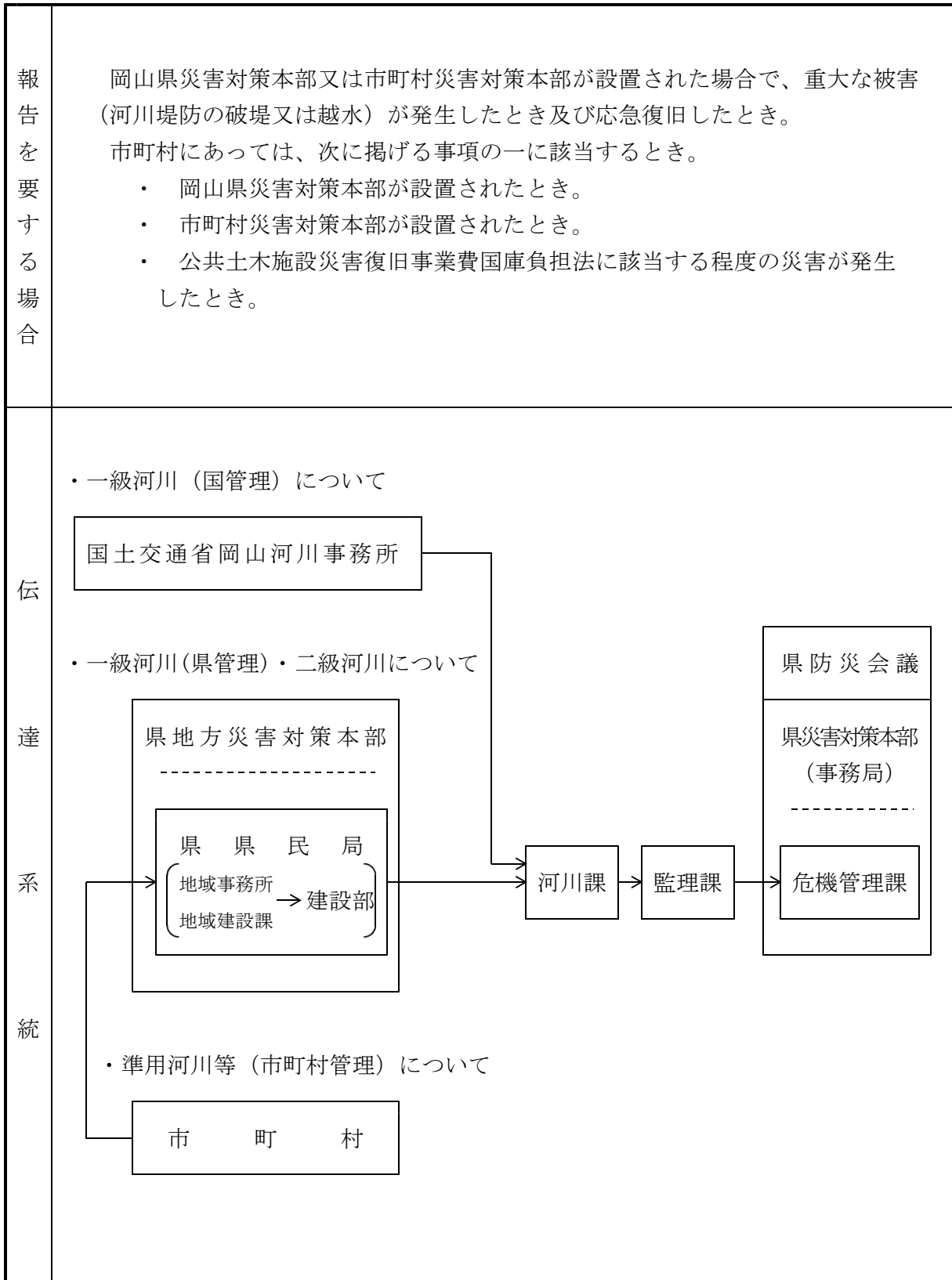
(ア) 災害発生状況報告等



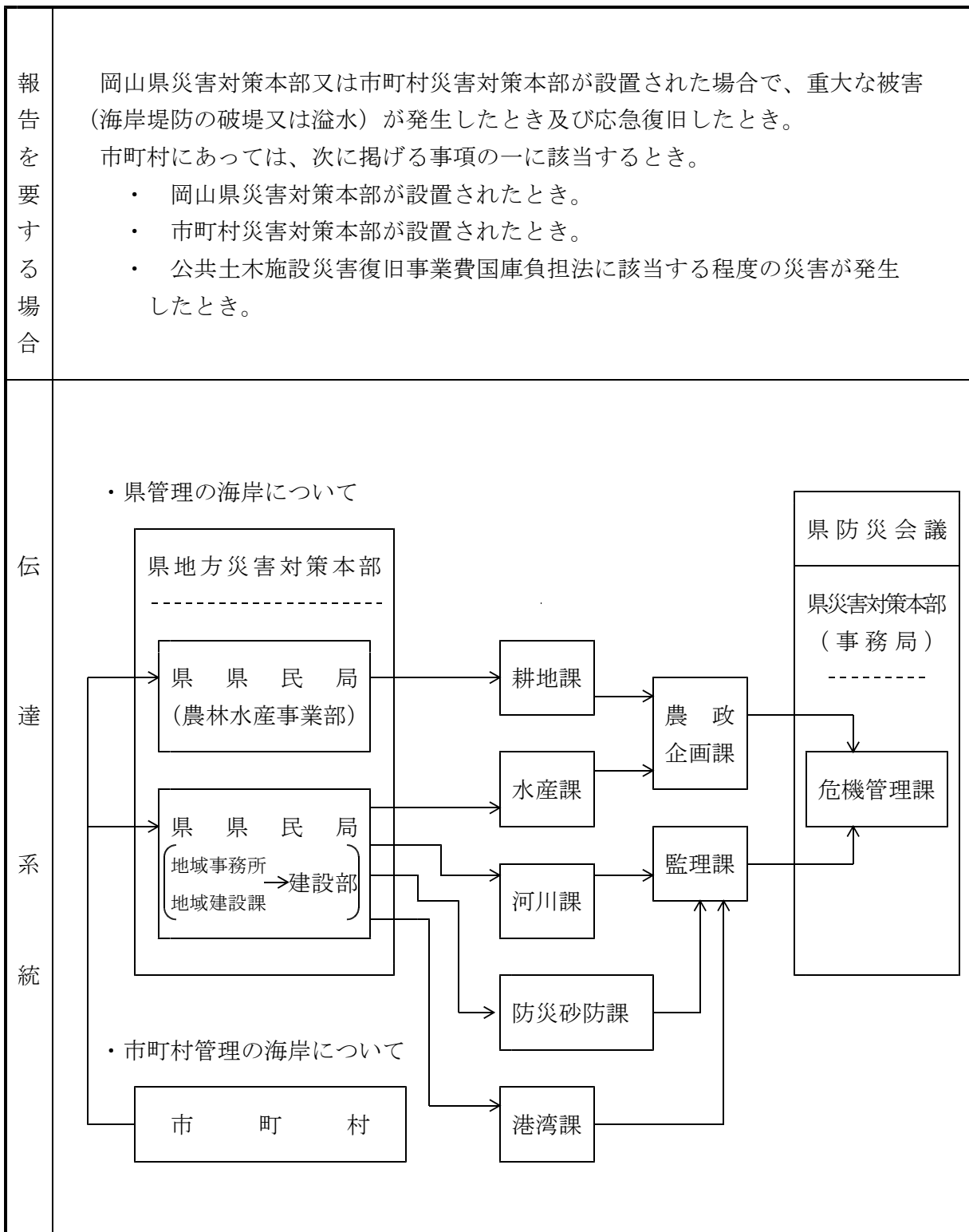
(イ) 人的被害、住家被害等

<p>報告を要する場合</p>	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・ 市町村災害対策本部が設置されたとき。 ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・ 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD subgraph "県 防 災 会 議" A["県 防 災 会 議"] B["県 災 害 対 策 本 部 (事 務 局)"] C["危 機 管 理 課"] end D["市 町 村"] E["県 地 方 災 害 対 策 本 部 ----- 県 県 民 局 (健 康 福 祉 部)"] F["保 健 福 祉 課"] G["警 察 署"] H["県 警 察 本 部"] D --> E E --> F F --> C C -.-> A C -.-> H G -.-> D G -.-> E G --- H H -.-> C </pre> <p>(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。</p>

(ウ) 河川被害



(エ) 海岸被害



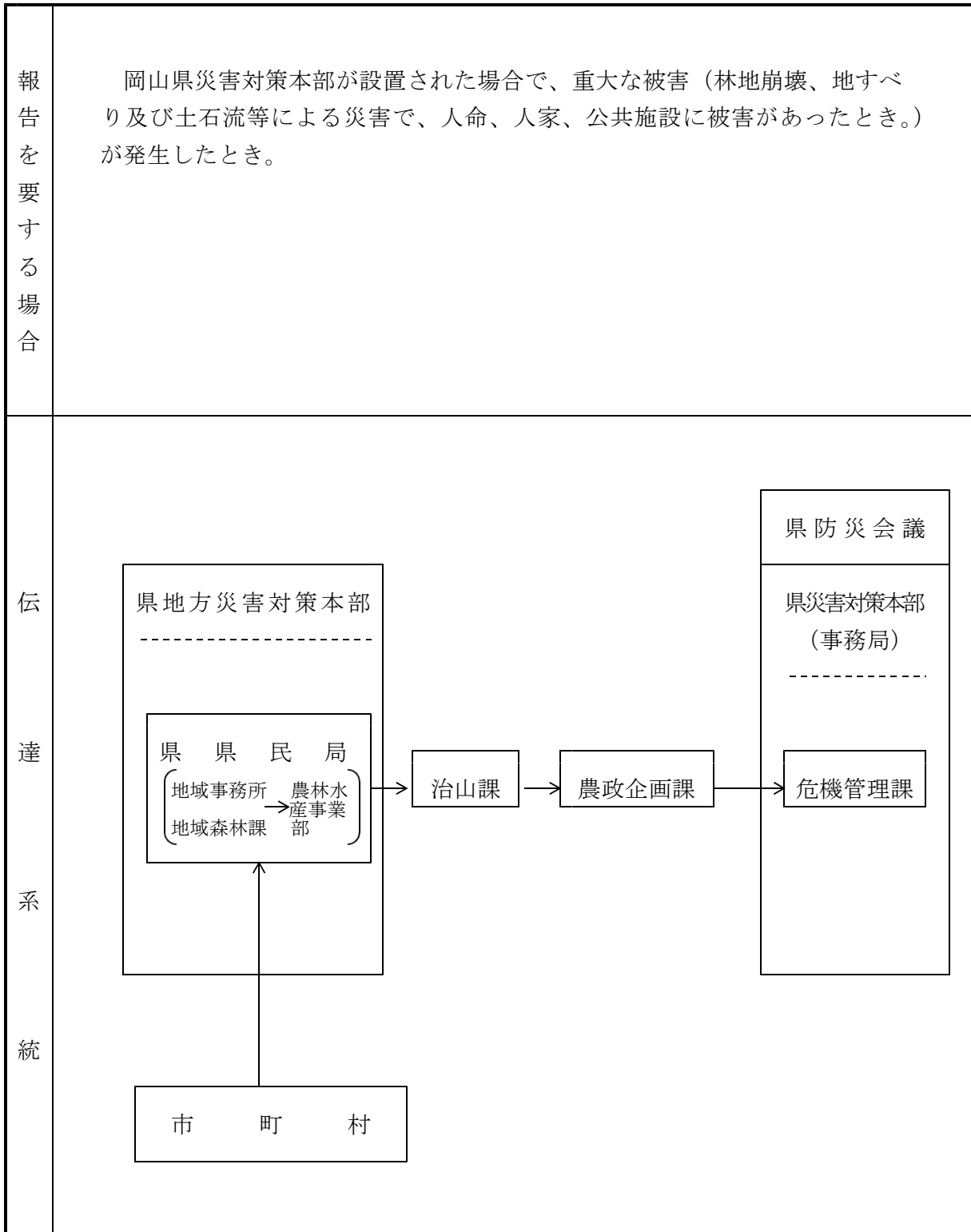
(オ) 貯水池・ため池被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（えん堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの決壊による家屋浸）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>市町村にあつては、次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・ 市町村災害対策本部が設置されたとき。 ・ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。
<p>伝達系統</p>	<p>・ 県管理の貯水池について</p> <pre> graph LR A[岡山県民局 (農林水産事業部)] --> B[県地方災害対策本部] B --> C[耕地課] C --> D[農政企画課] D --> E[危機管理課] E --> F[県災害対策本部 (事務局)] F --> G[県防災会議] </pre> <p>・ 市町村管理の貯水池・ため池について</p> <pre> graph LR H[市町村] --> E[危機管理課] </pre>

(カ) 砂防被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 急傾斜地の崩壊（崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD A[市町村] --> B[県地方災害対策本部] subgraph B [県地方災害対策本部] C[県民局] D[建設部] E["(地域事務所 → 地域建設課)"] C --- E E --- D end B --> F[防災砂防課] F --> G[監理課] G --> H[危機管理課] subgraph I [県災害対策本部(事務局)] H end I --- J[県防災会議] </pre>

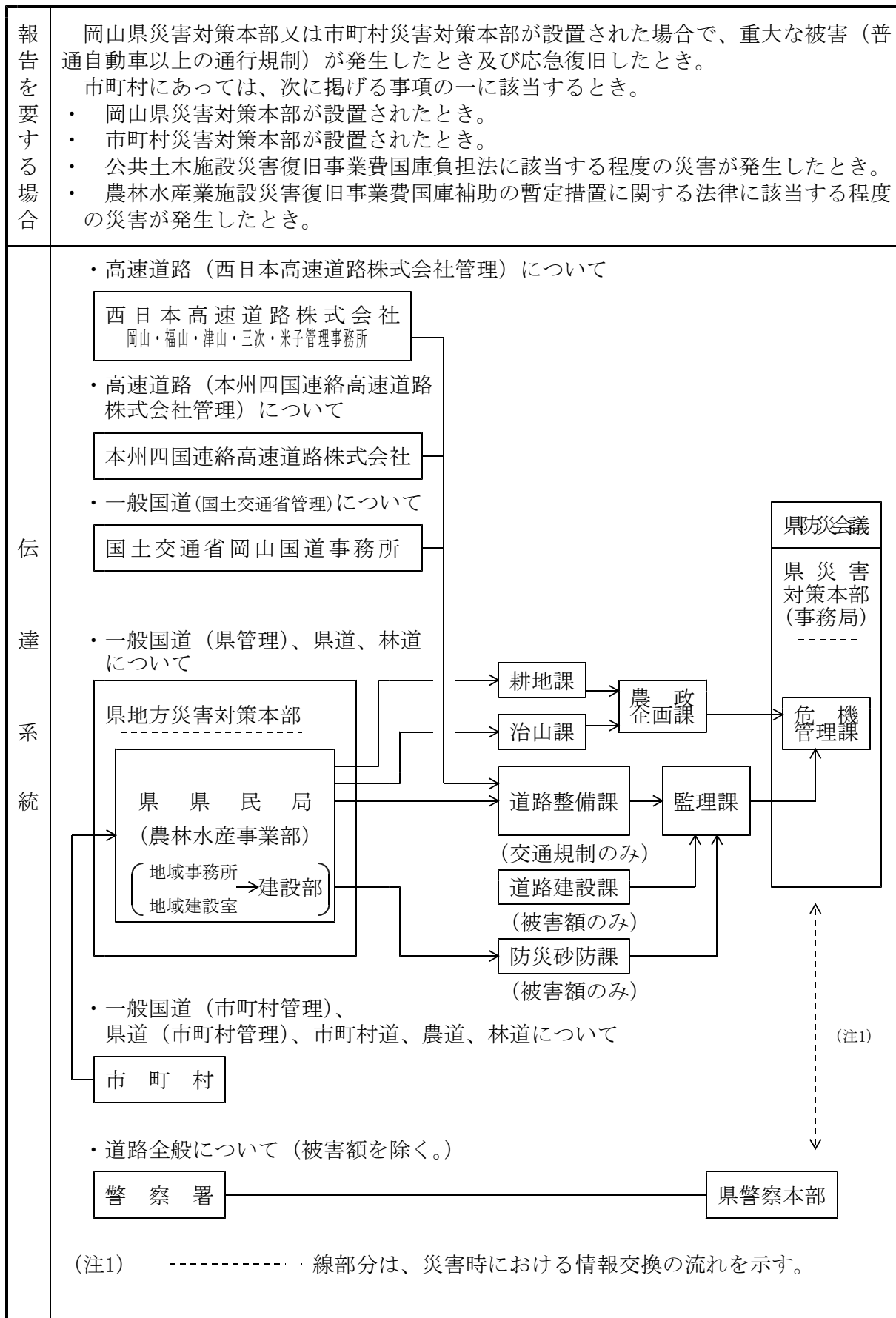
(キ) 治山被害



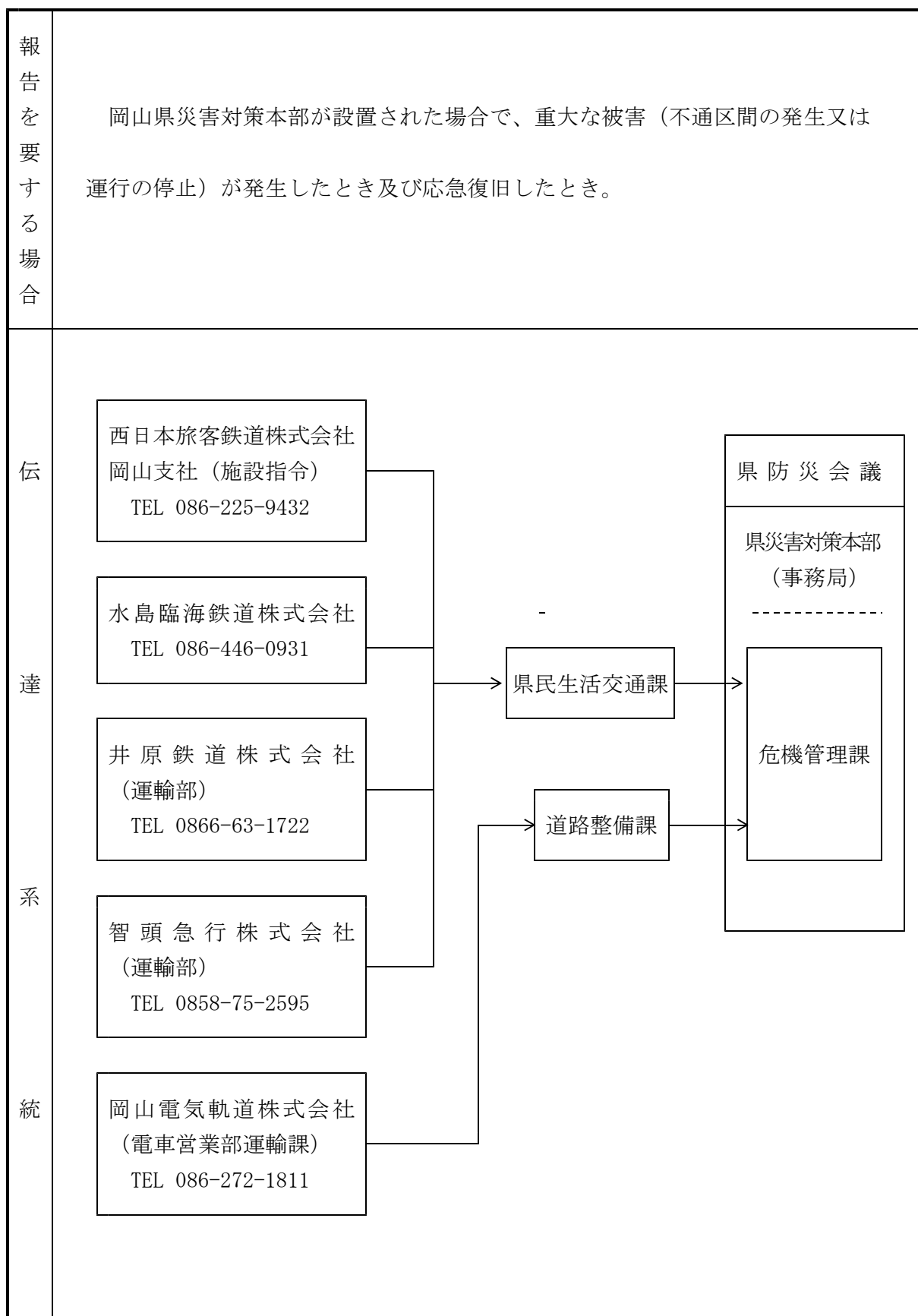
(ク) 港湾及び漁港施設被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（岸壁、泊地、航路、交通施設及び陸上施設の被害による船舶の航行、接岸及び物資の輸送の不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。</p> <p>市町村にあつては、次に掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山県災害対策本部が設置されたとき。 市町村災害対策本部が設置されたとき。 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。
<p>伝達系統</p>	<p>・ 県管理の港湾、漁港について</p> <pre> graph LR subgraph Prefecture_Management [県管理の港湾、漁港について] A[県地方災害対策本部] B[県民局] subgraph B_Box [] C[地域事務所] D[地域建設課] end E[建設部] F[水産課] G[港湾課] H[農政企画課] I[監理課] end A --- B B --- B_Box B_Box --- E B_Box --- G F --- H G --- I E --- J[危機管理課] H --- J I --- J subgraph Municipal_Management [市町村管理の港湾、漁港について] K[市町村] end K --- B </pre> <p>・ 市町村管理の港湾、漁港について</p> <p>市 町 村</p>

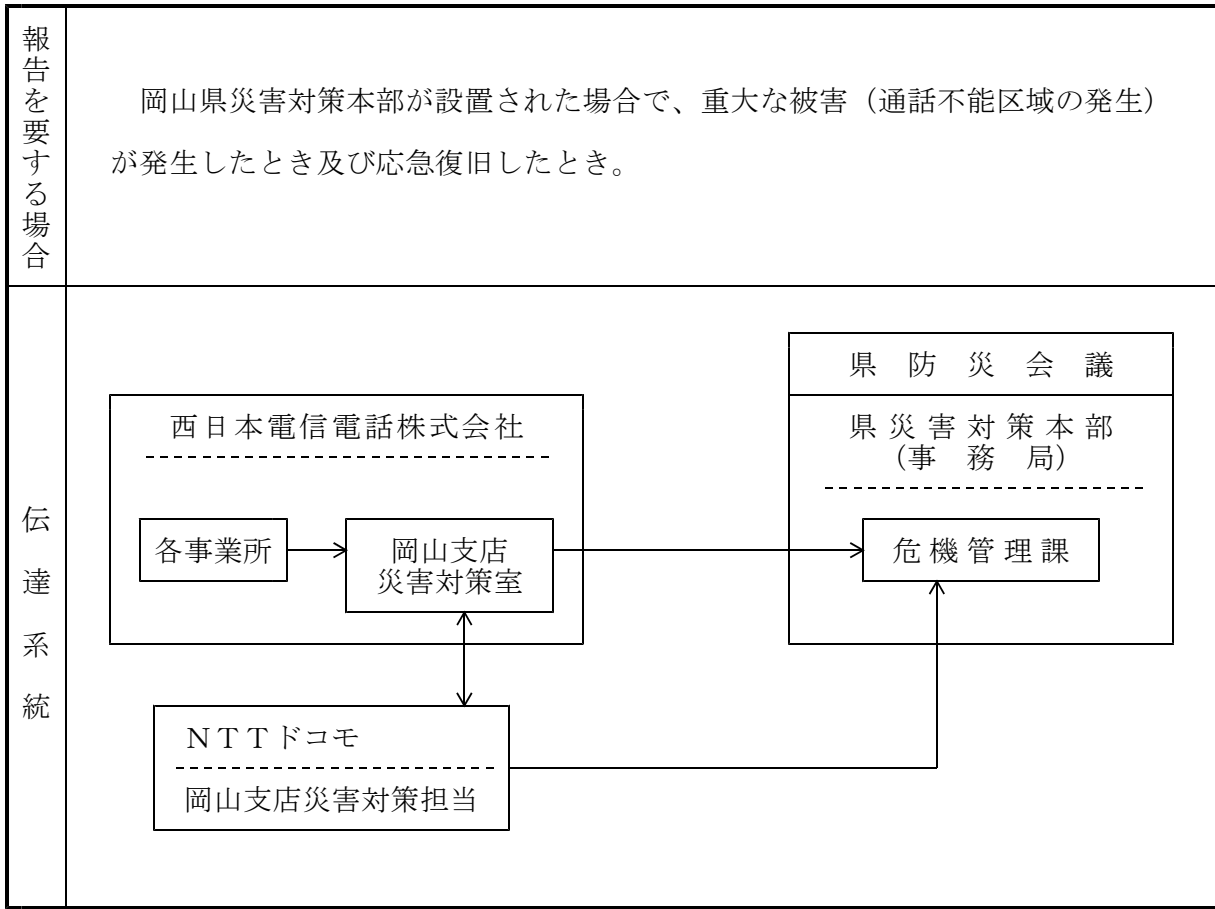
(ケ) 道路施設被害



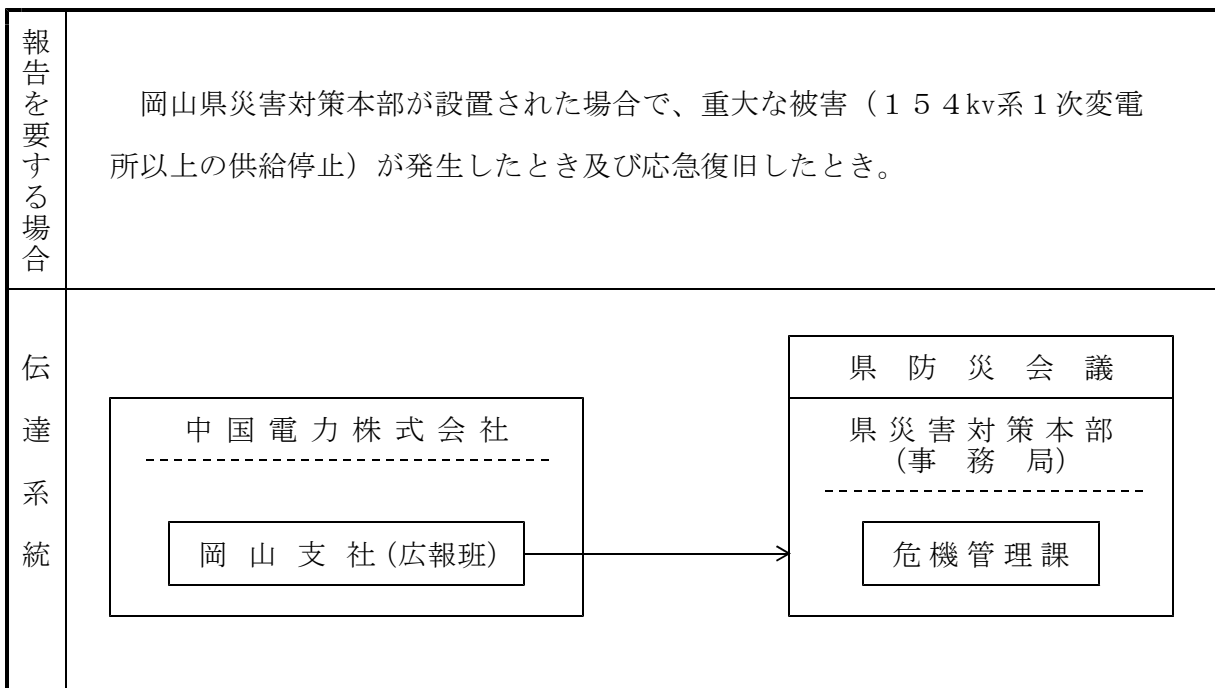
(コ) 鉄軌道施設被害



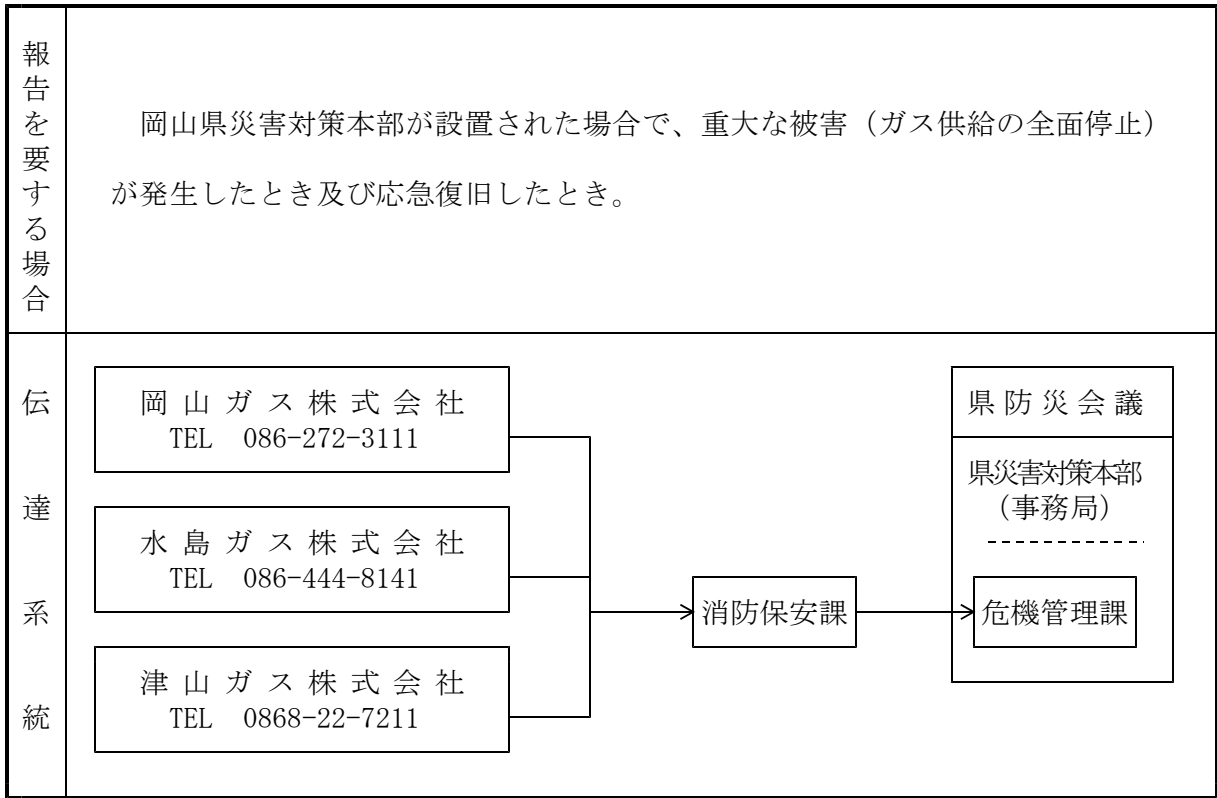
(サ) 電信電話施設被害



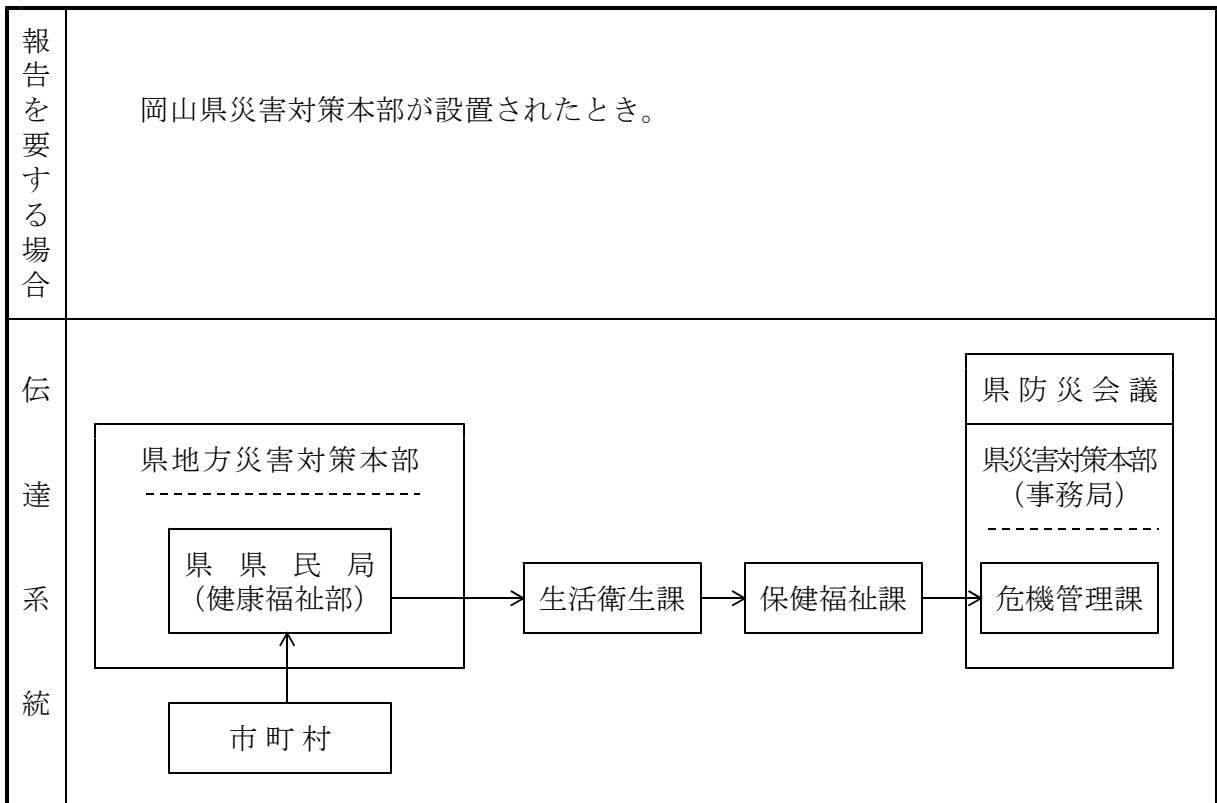
(シ) 電力施設被害



(ス) ガス施設被害



(セ) 水道施設被害



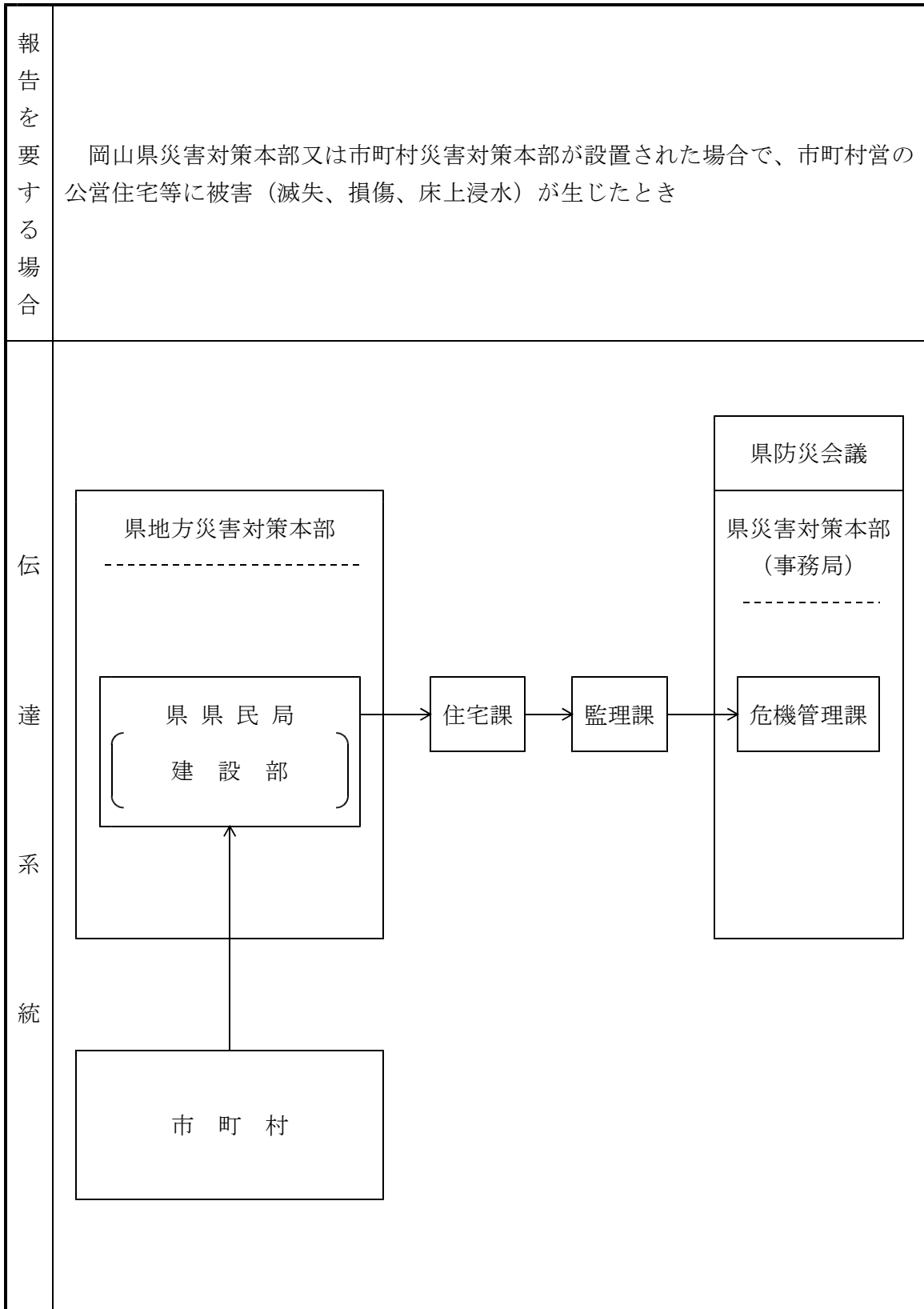
(ソ) 下水道施設被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害(処理場・管路の被害により下水処理が不能)が発生したとき及び応急復旧したとき市町村にあつては、次の掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市町村災害対策本部が設置されたとき。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD A[市町村] --> B[県民局] subgraph C [県地方災害対策本部] B end B --> D[都市計画課] D --> E[監理課] E --> F[危機管理課] subgraph G [県災害対策本部(事務局)] F end subgraph H [県防災会議] G end </pre>

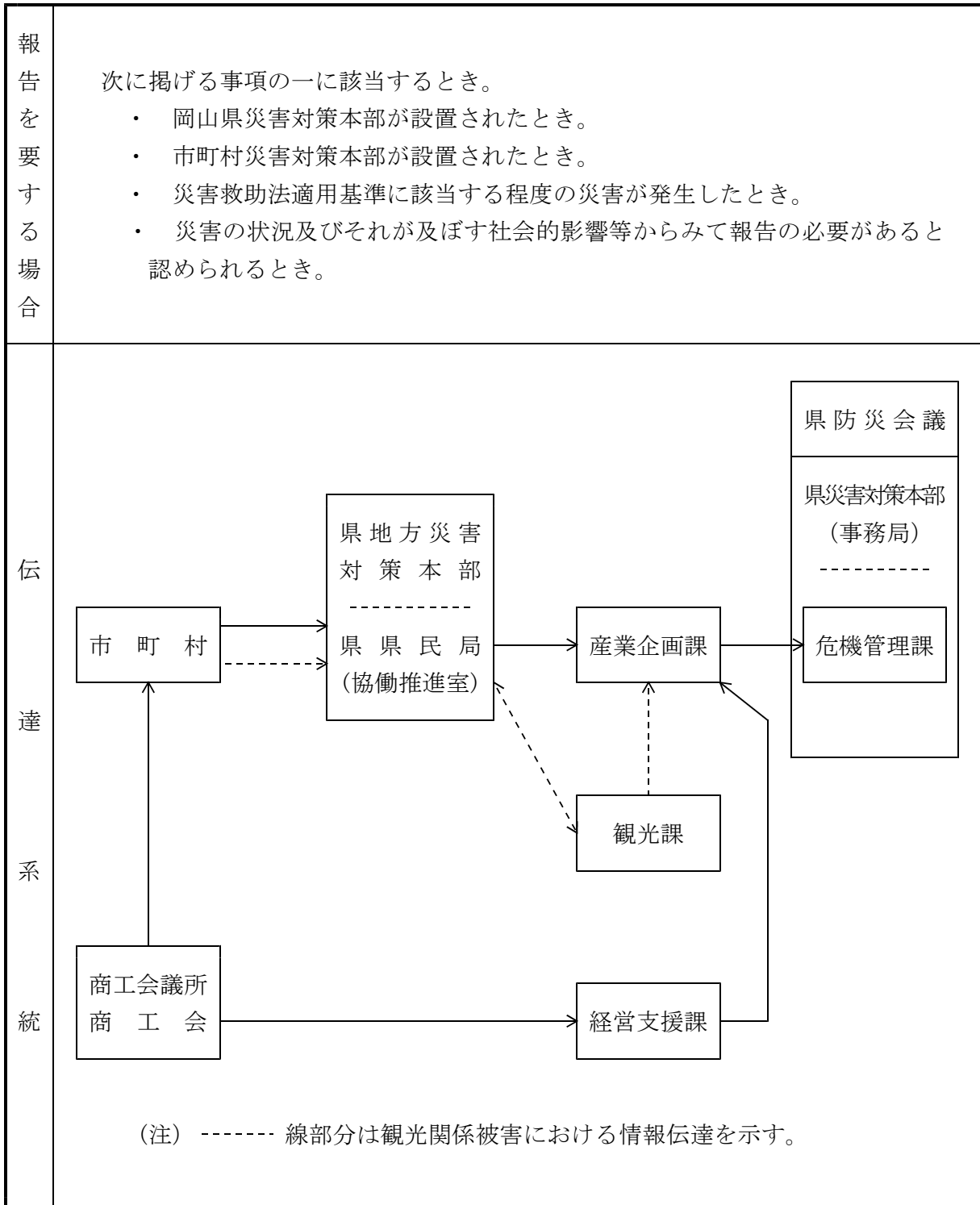
(タ) 都市公園等施設被害

<p>報告を要する場合</p>	<p>岡山県災害対策本部又は市町村災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき</p> <p>市町村にあつては、次の掲げる事項の一に該当するとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県災害対策本部が設置されたとき。 ・市町村災害対策本部が設置されたとき。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。
<p>伝達系統</p>	<pre> graph TD A[市町村] --> B[県民局 (地域事務所 → 建設部 地域建設課)] B --- C[県地方災害対策本部] B --> D[都市計画課] D --> E[監理課] E --> F[危機管理課] F --- G[県災害対策本部 (事務局)] G --- H[県防災会議] </pre>

(チ) 公営住宅等被害



(ツ) 商工関係被害等



様式 1 - 1 (災害発生時)

災 害 発 生 通 報

報告日時	平成 年 月 日	市町村名	電話番号
	時 分	報告者名	

災害名 _____ 第 報

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分					
被害状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		不明者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
							一部破損	棟	世帯			
						非住家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟		
							公共建物半壊	棟	その他半壊	棟		
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		設置	年 月 日 時 分								
			解散	年 月 日 時 分								
対策の状況	○避難の勧告・指示の状況											
	種 別 : 自主・勧告・指示											
	勧告等の日時 : 年 月 日 時 分											
対象地区等 :												
対象人員 : 世帯 人												
○避難所の設置状況												
開設避難所名 :												
○活動状況												
その他												

災害速報（即報・確定）

市町村名	災害名		区分		区分		被害
	報告番号	報告名	田	畑	流出・埋没冠水	ha	
報告者名	年月日時現在		文施設設		病院		箇所
人的被害	死者	人	道路		橋りょう		箇所
	行方不明者	人	河川		漁港		箇所
負傷者	重傷	人	砂防		下水道		箇所
	軽傷	人	都市公園等		清掃施設		箇所
全壊	棟	世帯	鉄道不通		崖崩れ		箇所
			被害船舶		鉄道不通		箇所
半壊	棟	世帯	水道		被害船舶		隻
			電話		水道		戸
一部損壊	棟	世帯	電気		電話		回線
			ガス		電気		戸
床上浸水	棟	世帯	プロック塀等		ガス		戸
			り災害世帯数		プロック塀等		箇所
床上浸水	棟	世帯	り災害世帯数		り災害世帯数		世帯
			り災害世帯数		り災害世帯数		人
公共建物	棟	棟	建物		建物		件
			危険物		危険物		件
その他	棟	棟	その他		その他		件

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、市町村から県に対して報告されたもの。当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

区分	被害		被害	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
	千円	千円					
公共施設被害市町村数	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
農林水産業施設	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
公共土木施設	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
その他の公共施設	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
小計	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
公共施設被害市町村数	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
農林被害	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
林業被害	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
畜産被害	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
水産被害	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
商工被害	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
その他	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
被害総額	千円	千円	千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
災害発生場所	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
災害発生年月日	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
災害の種類概況	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
応急対策の状況	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
消防、水防、救急・救助等の消防機関の活動状況	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
避難準備情報発令及び避難勧告・指示の状況	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
避難所の設置状況	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
[自主：日 時 分]	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
[勧告：日 時 分]	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
[指示：日 時 分]	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
他の地方公共団体への応援要請及び応援活動の状況	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
自衛隊の派遣要請及び出動状況	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
要請日 時 分	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
ボランティアセンター設置状況及びボランティア活動状況その他関連事項	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
設置：日 時 分	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
区分：コネクター、介護、手話通訳、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定、その他	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時
その他関連事項	千円		千円	設置日時	解散日時	設置日時	解散日時

※ 被害総額は省略することができるものとします。

(注) 記入要領(被害判定基準)

被害区分		判定基準	
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。	
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。	
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。	
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。)以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。	
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
	非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。		
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に漬かったものとする。	
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	

被害区分		判 定 基 準
そ の 他	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
	海 岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	下 水 道	下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道施設とする。
	都 市 公 園 等	都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第162号）第2条第2号に掲げる公園又は緑地とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖 崩 れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船 舶 被 害	る・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。	
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。	
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。	
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
り	災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
(注) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示の状況		避難判断基準及び災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第60条の規定により、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難準備情報の発令及び避難の勧告・指示を行った日時、地区、避難している人員等を記入すること。

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷			
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分				
発信機関		受信機関					
発信者名		受信者名					
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			勧告、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

公共施設被害

(第 報)

報告の時限		日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関		
発信者名		受信者名		
内 容				
被害区分		ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 治山 カ 港湾・漁港 キ 道路 ク 鉄軌道 ケ 電信電話 コ 電力 サ ガス シ 水道 ス 下水道 セ 都市公園等 ソ 公営住宅等 タ その他 ()		
発	日 時	日 時 分		
	場 所			
生	原 因			
状 況	被害区域 区 間			
	管 理 者	(電 話)		
	被害程度 (概 要)			
	応急対策 の 状 況			
	復旧見込			
	そ の 他 参 考 事 項			

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名 :)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		そ の 他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

①工業・鉱業等については、従業員300人以下又は資本金3億円以下の事業所

②卸売業については、従業員100人以下又は資本金1億円以下の事業所

③小売業については、従業員50人以下又は資本金5千万円以下の事業所

④サービス業については、従業員100人以下又は資本金5千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。(様式6に計上すること。)

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被 害 数	被 害 額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式 7

第1号様式(火災)

第 報

報告日時	平成 年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部)	
報告者	

消防庁受信者氏名

* 爆発を除く。

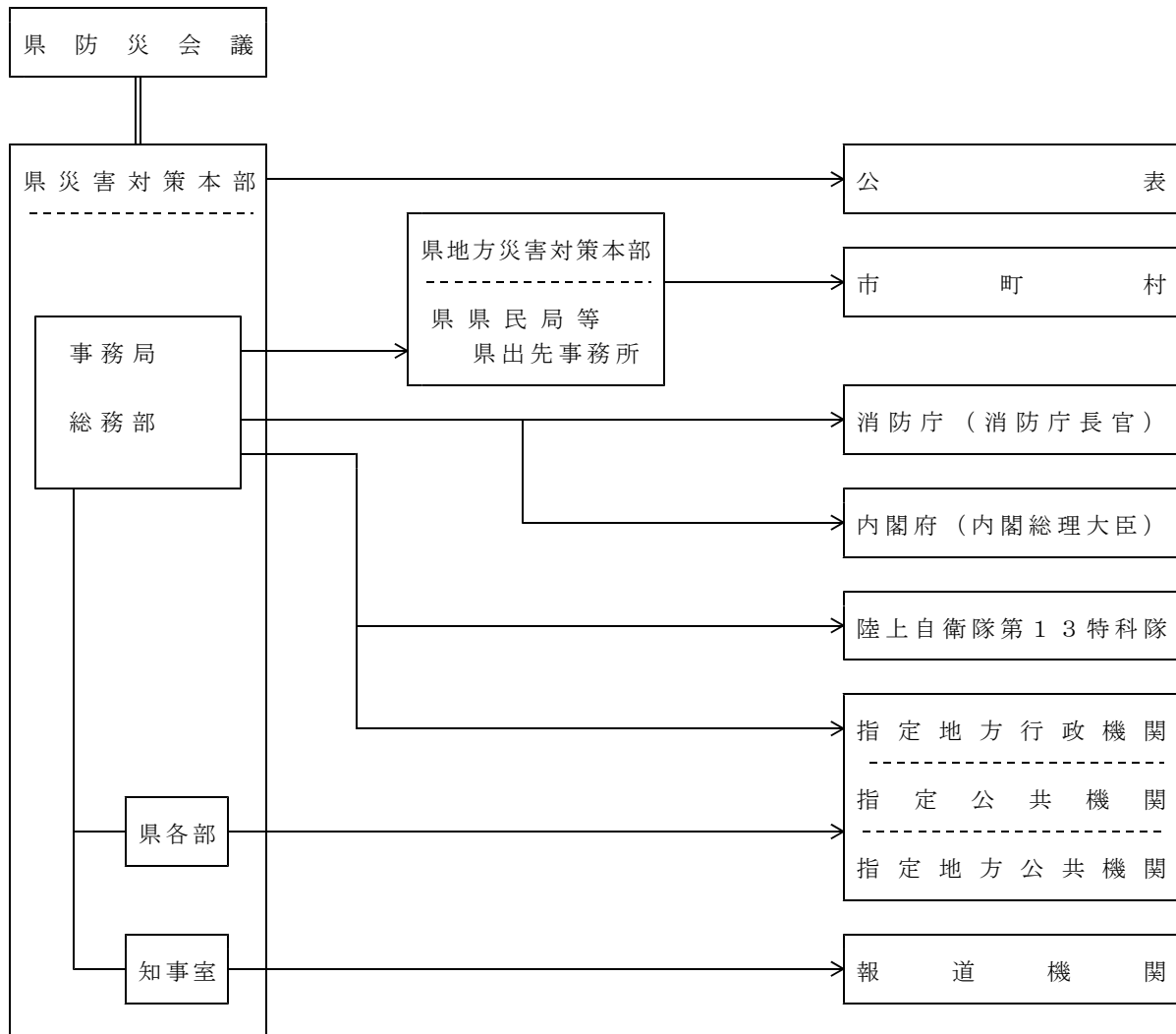
火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業署名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造	建築面積		m ²		
	階層 / 階建	延べ面積		m ²		
焼 損 程 度	全 焼	棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
	焼 損 半 焼	棟			建物焼損表面積	m ²
	棟 数 部分焼 ぼ や	棟			林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況	℃	m/s	%
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助						
活動状況						
災害対策本部等						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

イ 岡山県災害対策本部の設置又は廃止の通知

県は、岡山県災害対策本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。



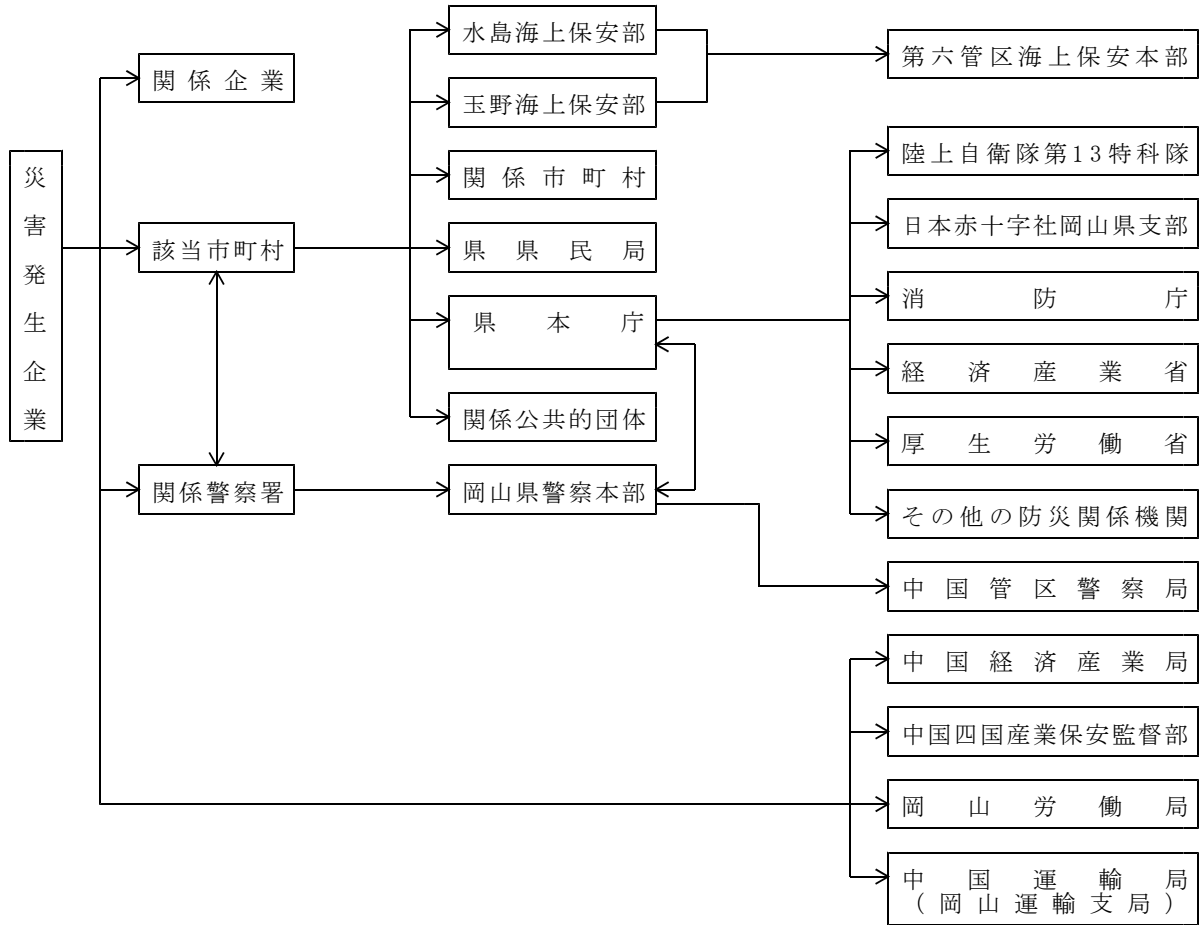
ウ 被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

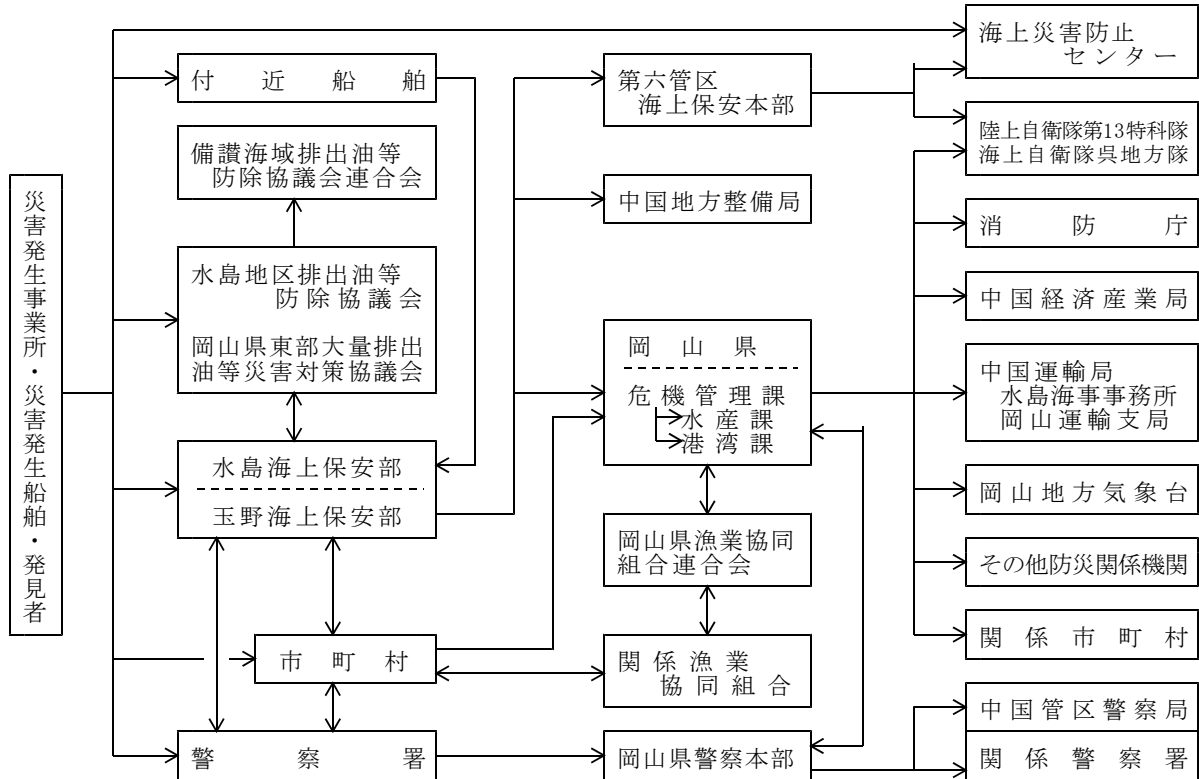
なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。(河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。)

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

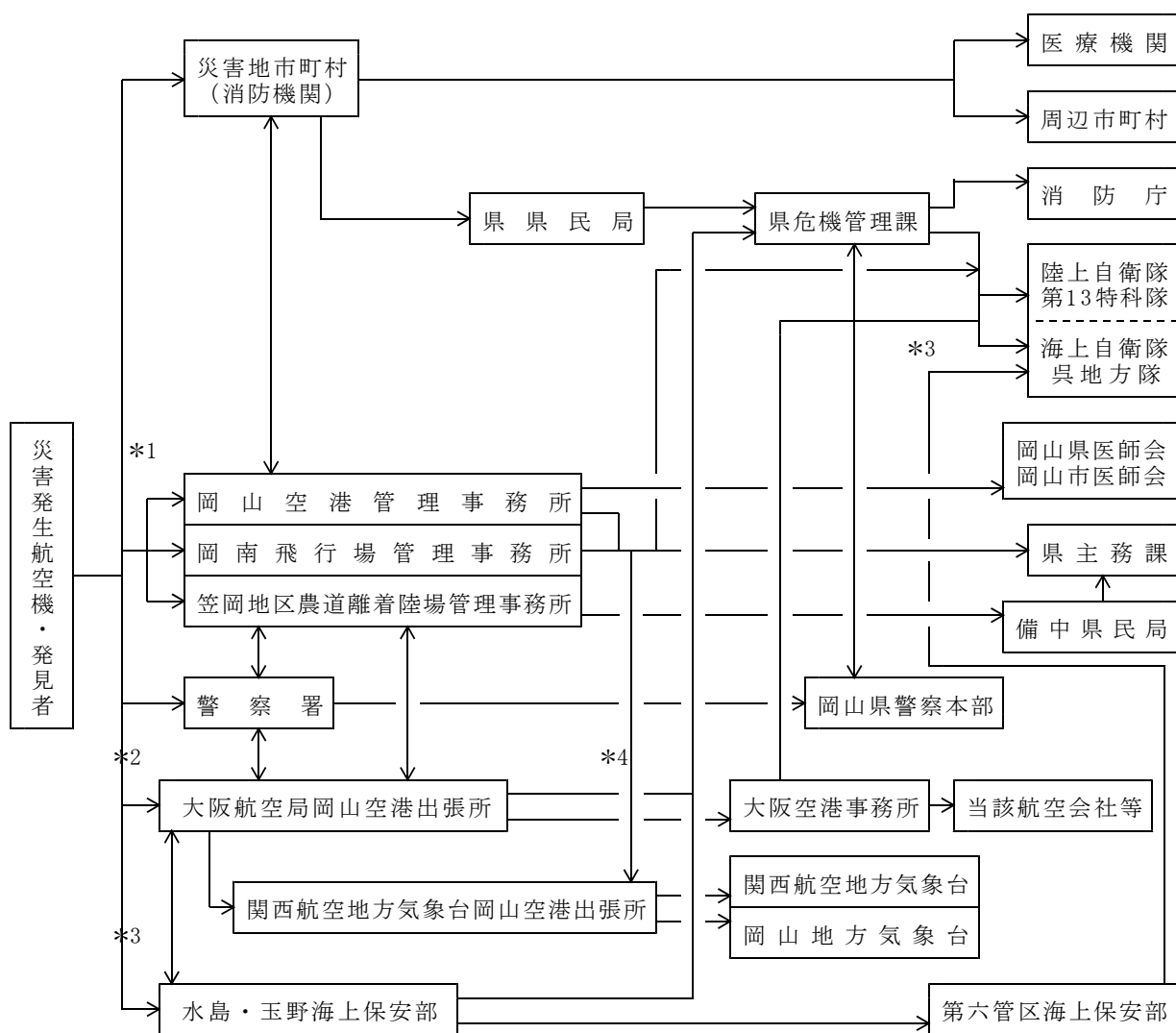
ア 陸上の災害



イ 海上の災害



ウ 航空機災害の場合



- *1 各空港又はその周辺で発生した場合
- *2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合
- *3 海上で発生した場合
- *4 岡山空港以外で発生した場合

(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

(資料編)

- 3 0 1 気象予報の種類及び発表基準
- 3 0 2 火災気象通報
- 3 0 3 洪水予報及び水防警報
- 3 0 4 土砂災害警戒情報
- 3 0 5 火災警報
- 1 4 0 1 岡山県防災会議
- 1 4 0 2 市町村連絡先一覧
- 1 4 0 3 消防本部（署）連絡先一覧

第3章 災害広報及び報道

1 方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

2 実施責任者

各機関

3 実施内容

(1) 災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

- ア 災害の発生状況
- イ 安否情報
- ウ 地域住民のとるべき措置
- エ 避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令
- オ 災害応急対策の状況
- カ 道路情報
- キ 食料、生活必需物資等の供給状況
- ク ライフラインの復旧状況
- ケ 二次災害に関する情報
- コ その他必要事項

(2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

- ア 災害関連番組
- イ 災害関係の情報
- ウ 安否情報
- エ 災害対策のための解説
- オ 関係機関の告知事項
- カ 道路情報
- キ 被災地で不足してしている物資等の情報

(3) インターネットホームページ等

県は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、岡山情報ハイウェイを活用し、インターネットホームページによる情報を提供するよう努める。

また、県は防災情報システムや電子メールを活用し、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

県、市町村は、被災者のおかれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者に対しては、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

(5) 問い合わせ窓口の設置

県、市町村は、必要に応じ発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用ブロードバンド伝言板（Web171）」の提供を行う。

(7) 外国人向けの情報提供

県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県のホームページ等を通じて広報するとともに、市町村へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

4 応援協力団体

(1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

(2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(3) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の発令・解除については、岡山県避難勧告等情報伝達連絡会がその規約に基づき迅速かつ適切な伝達に努める。

(資料編)

503 通信設備・施設等

1202 放送要請に関する協定（結合）

1205 報道要請に関する協定

第4章 り災者の救助保護

第1節 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることとする。

災害発生時における迅速・的確な法の運用を図るための手続について定める。

2 実施責任者

知事（保健福祉部）

市町村長

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が厚生労働大臣の定める基準に従って定めており、県及び市町村が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市町村は一時繰替支弁する必要があることがある。

（詳細は、資料編 1002 災害救助法）

(2) 災害救助法による救助の種類

- ①避難所の設置
- ②応急仮設住宅の供与
- ③炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤医療及び助産
- ⑥災害にかかった者の救助
- ⑦災害にかかった住宅の応急修理
- ⑧学用品の給与
- ⑨埋葬
- ⑩死体の搜索
- ⑪死体の処理
- ⑫住居又はその周辺の土砂等の障害物の除去

(3) 適用基準

県及び市町村は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

ア 市町村の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市 町 村 の 人 口		住家が滅失した世帯数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第1条第2項等参照。

イ 県下の滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数がアに定める数の2分の1以上である場合。

ウ その他（資料編 1002 災害救助法）

(4) 適用手続

ア 県の措置

- ① 市町村長からの情報提供に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに災害救助法に基づく救助を実施する。
- ② 救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長に救助の委任を行う。この場合、知事は、市町村長に委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を当該市町村長に通知するものとする。
- ③ 一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。
- ④ 災害救助法を適用した場合は、厚生労働省に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行うものとする。

イ 市町村の措置

市町村長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が(3)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受けるものとする。

災害救助法に基づく救助の実施にあたっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供をするものとする。

第2節 避難及び避難所の設置

1 方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを勧告・指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるので、避難の方法及び避難所の設置について定める。

2 実施責任者等

(1) 避難の勧告等

ア 実施責任者

市町村長

警察官

海上保安官

自衛官

水防管理者（水防法に係る災害の場合）

知事又は知事の命を受けた職員（水防法、地すべり等防止法に係る場合）

(2) 避難所の設置

ア 実施責任者

市町村長

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部）

3 実施内容

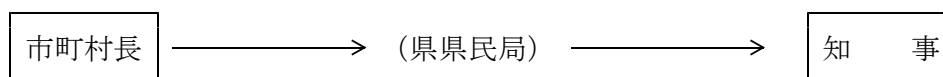
(1) 避難の勧告等及び報告・通知

ア 市町村長（災害対策基本法第60条第1項）

(ア) 勧告等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令を行う。

(イ) 報告



イ 知事（災害対策基本法第60条第5項）

(ア) 勧告等

災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村長が災害対策基本法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(イ) 公 示

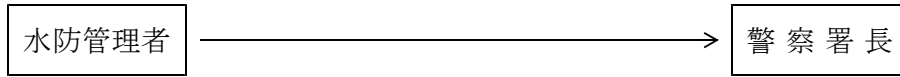
市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 水防管理者（水防法第29条）

(ア) 指 示

洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通 知

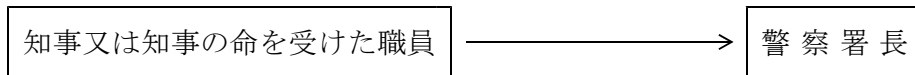


エ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(ア) 指 示

洪水又は高潮の氾濫、又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

(イ) 通 知



オ 警察官

(ア) 警察官職務執行法第4条による措置

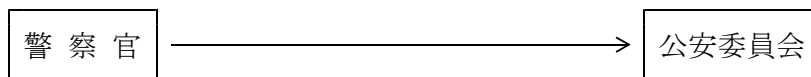
災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合せた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講じる。

(イ) 災害対策基本法第61条による措置

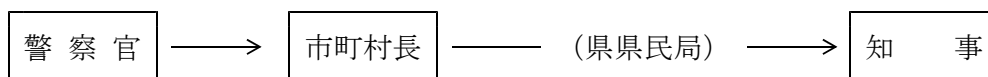
(1) の市町村長による避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

(ウ) 報告・通知

(ア) の場合の報告



(イ) の場合の通知

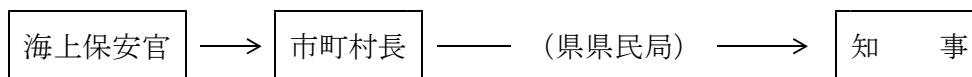


カ 海上保安官

(ア) 災害対策基本法第61条による指示

(1) の市町村長による避難指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。

(イ) 報告・通知

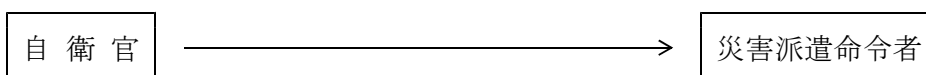


キ 自衛官（災害派遣時の権限）

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場がない場合に限り「エの（ア）警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を講じる。

(イ) 報告・通知



ク 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備

(ア) 市町村

「避難準備（災害時要援護者避難）情報」を位置づける他、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難勧告等を発令すべきかの客観的な判断基準等について定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備を行っておく。

(イ) 県

市町村が取り組む避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備について支援する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市町村長（災害対策基本法第63条第1項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

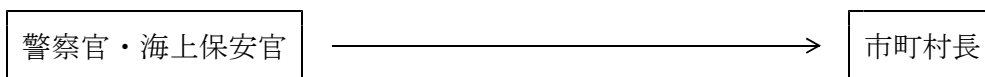
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官・海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市町村長若しくは市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第63条第1項に規定する市町村長の職権を行うことができる。

(イ) 通知



ウ 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

(ア) 立入りの制限・禁止、退去

市町村長（市町村の委任を受けてその職権を行う市町村の吏員を含む）、警察官又は海上保安官がその場にはない場合に限り、災害対策基本法第63条第1項に規定する市町村長の措置をとることができる。

(イ) 通知

自衛官

市町村長

(3) 指示・勧告の周知徹底

実施責任者は、避難指示・勧告の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。

(4) 避難誘導及び移送

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び市町村が誘導を行う。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会などの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

また、避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。避難所が危険等で不相当となった場合は別の避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、平時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。

(5) 避難所の設置

ア 避難所等の事前指定

市町村は、避難が可能な施設等を調査し、災害の種別に応じた適当な施設及び経路について事前に指定しておく。また、市町村は、あらかじめ、災害時要援護者等で避難場所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難することができる福祉避難所の指定に努めるものとする。避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、2－(1)に掲げる避難の勧告・指示の実施責任者（市町村長を除く。）に報告する。

避難所に指定された施設の管理者は、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市町村との間で、災害時における避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定するものとする。

(ア) 避難所の開設・管理責任者、体制

(イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

(ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

(エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立

(オ) その他開設責任者の業務

イ 避難所としての適当な施設

避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確

認しておく。

ウ 避難所の開設

市町村は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに県に報告する。避難所に指定された施設の管理者は、市町村と緊密な連絡をとる。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

さらに、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

エ 福祉避難所の開設

市町村は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。

その際、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営にあたらせる。

また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、市町村は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、当該市町村で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、被災市町村における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、被災市町村を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して災害時要援護者の受入れを要請する。

また、災害時要援護者の受入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市町村、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した災害時要援護者を受け入れるものとする。

オ 避難経路の表示

市町村は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

カ 避難施設の耐震診断

県は、市町村地域防災計画に定められた避難施設に係る耐震診断等の実施・計画の状況を把握する。市町村においては、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(6) 避難所の安全管理

市町村は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所に市町村の職員等を配置する。

ア 避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

- イ 常に市町村の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- ウ 避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。
- エ 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。
- オ 避難所内の災害時要援護者に対しては、避難支援プランに基づき適切な措置を講じる。
- カ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要援護者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。
- キ 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。
- ク 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- ケ 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。
- コ 県及び市町村は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及びや空家等利用可能な既存住宅のあわせん及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。
- サ 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進める等により、その改善に向けた体制の整備を図る。

(7) 避難体制の明確化

市町村長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市町村地域防災計画に記載する。

とりわけ、災害時要援護者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から災害時要援護者に係る避難誘導體制の整備に努めることとする。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの避難所と経路を明示する。

4 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市町村からの応援要請に応じることが困難な場合は、水島海上保安部、玉野海上

保安部、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

- (3) 市町村は、自ら避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難所の開設について応援を要請する。
- (4) 県は、市町村の実施する避難の誘導及び移送並びに避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和35年4月19日、岡山県規則第23号）による。

（資料編）

7 0 1 広域避難所

7 0 2 避難場所（施設）

1 0 0 2 災害救助法（(1)～(2)）

第3節 救 助

1 方 針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知 事（災害救助法が適用された場合）

県警察

水島海上保安部、玉野海上保安部

イ 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）

3 実施内容

実施機関は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を検討する。

(1) 陸上における救助

県、市町村及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

(2) 海上における救助

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、県、市町村及び県警察と連携して、海上漂流者等の救助を行い、負傷者については、県、市町村及び県警察と緊密な連携の下に医療機関等に搬送する。

4 応援協力関係

(1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市町村は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ市町村の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

(3) 県は、市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(4) 県は、市町村の実施する救出について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(5) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに広域緊急援助隊の出動を要請する。

(6) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、自ら救助することが困難な場合は、県、他市町村、自衛隊等への救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

- (7) 災害発生事業所等は、自衛消防隊その他の要員により救助活動を実施し、消防機関等救助を実施する機関の到着後はその指揮を受けて救助活動を実施する。
- (8) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

7 0 3 救急自動車

7 0 4 病院・救急診療・保健所 ((1)～(4))

7 0 5 感染症指定医療機関

1 0 0 2 災害救助法 ((1)～(2))

第4節 食料の供給

1 方 針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者等

(1) 食料の応急供給

ア 実施責任者

知事又は市町村長

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

(2) 炊出しその他による食料の給与

ア 実施責任者

市町村長

知 事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、農林水産部、産業労働部）

3 実施内容

(1) 食料の応急供給

ア 県は、被災者等へ食料の供給を行う必要があると認めるとき、又は市町村から食料の確保の要請があったときは、次により食料を確保する。

(ア) 米 穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、農林水産省本省に政府米の売却を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ 市町村は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

(ア) 米 穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

(イ) その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

ウ 市町村はア又はイによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、農林水産省本省に緊急売却の要請を行い、政府米を確保することができる。

(2) 炊出しその他による食料の給与

ア 市町村は応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

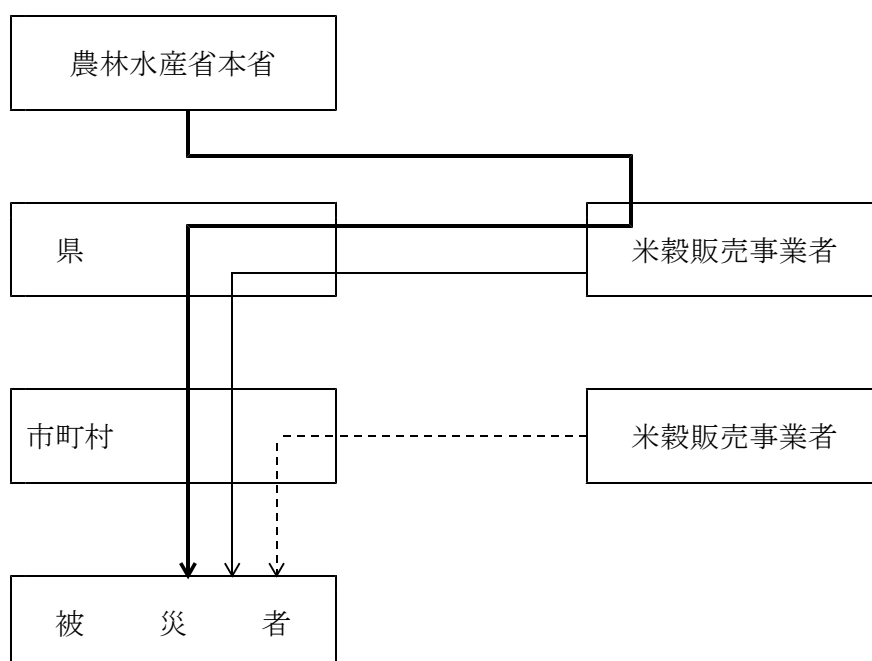
イ 炊出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市町村は、炊出し用米穀を必要に応じ米穀販売事業者から確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア 県・市町村調達

[応急用食料]



4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら炊出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

(2) 県は、自ら炊出しその他により食料を給与し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省または中国四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊に対しては、炊出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県は、市町村の実施する炊出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の炊出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

6 0 2 米穀の調達

1 0 0 2 災害救助法 ((1)～(2))

第5節 飲料水の供給

1 方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

厚生労働省（水道課）

国土交通省（岡山河川事務所）

県（保健福祉部）

3 実施内容

取水する水源については、最寄りの非被災市町村と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過機によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

4 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市町村からの応援要請事項を把握、調整し、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。
- (3) 県は、市町村等からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- (4) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

（資料編）

706 応急給水用資機材等

1002 災害救助法（(1)～(2)）

第6節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又は毀損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるため、その方法について定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（危機管理課、保健福祉部、産業労働部）

3 実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

- (1) 市町村は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。
- (2) 県は、生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

4 応援協力関係

- (1) 市町村は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。
- (2) 県は、自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施について応援を要請する。
- (3) 県は、市町村の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

603 生活必需品等

1002 災害救助法（(1)～(2)）

第7節 医療・助産

1 方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部）

日本赤十字社岡山県支部

災害拠点病院

岡山県医師会

3 実施内容

(1) 医療

ア 県は、災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害医療本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。

また、地方災害対策本部が設置され、かつ必要があると認めるときは、当該地方災害対策本部の下に地方災害医療本部を設置し、管内の災害医療に関する調整を行う。

さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合等において、県災害医療本部の下に、DMAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT活動の調整を行う。

イ 市町村長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

ウ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

エ 医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ搬送する。

オ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検案の体制が整うまでの間は、死体検案に協力する。

(2) 助産

医療に準ずる。

4 応援協力関係

- (1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。
- (2) 市町村は、当該市町村内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 県は、自らの救護班並びに県との協定に基づいて派遣される（社）岡山県医師会、日本赤十字社岡山県支部等、災害拠点病院等の医療救護班をもってしても必要な医療、助産を実施することが困難な場合は、厚生労働省、他都道府県又は自衛隊へ医療、助産（自衛隊については助産を除く。）の実施について応援を要請する。
- (4) 県は、市町村の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

704 病院・救急診療・保健所

1002 災害救助法（(1)～(2)）

1105 県保健福祉部関係（(1)～(3)）

1207 災害時にかかる医療救護活動に関する協定書

1208 災害時における救急医薬品の確保・供給等に関する協定

1209 災害時の救急医薬品の確保・供給等に関する協定

1210 災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定

第8節 遺体の捜索・検視・処理・埋葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情からすでに死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋葬を行う必要があるため、その方法について定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

知事（災害救助法が適用された場合）

県警察

水島海上保安部、玉野海上保安部

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、環境文化部）

日本赤十字社岡山県支部

3 実施内容

(1) 遺体の捜索

ア 陸上における捜索

市町村は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

イ 海上における捜索

水島海上保安部及び玉野海上保安部は、市町村、県警察と連携をとりながら遺体の捜索を行い、収容した遺体は、直ちに市町村に引き渡す。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

市町村は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア 県警察又は海上保安部は、県医師会、県歯科医師会の協力を得て、収容した遺体について検視（見分）を実施する。

イ 市町村は、県医師会、県歯科医師会の協力を得て、県警察協力医会、県警察歯科医会などからなる検視班を作り、身元確認に必要な所見の記録、試料の採取、災害の原因究明に結びつく所見の記録と証拠保全、死因の特定などを実施する。

ウ 市町村は、検視（見分）及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

（ア）遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（イ）遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋葬等

市町村は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬又は火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら遺体の搜索、処理、埋葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の搜索、処理、埋葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、市町村の実施する遺体の搜索、処理、埋葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 水島海上保安部及び玉野海上保安部は、遺体の搜索が困難な場合は、県、他市町村へ遺体の搜索に要する人員及び資機材の確保について応援を要請する。

(4) 県は、遺体の搬送等について市町村から要請を受けたときは、(社)岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。また、県は、災害救助法が適用された災害が発生した市町村から要請を受けたときは、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

1002 災害救助法 ((1)～(2))

第9節 防疫・保健衛生

1 方針

被災地においては、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるため、その方法について定める。

2 実施責任者

(1) 防疫

知事（保健福祉部）
市町村長

(2) 食品衛生監視、栄養指導

知事（保健福祉部）
岡山市長、倉敷市長

3 実施内容

(1) 防疫

ア 検病調査及び健康診断

県は市町村、地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ 消毒等

市町村は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ 仮設トイレの設置

市町村は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

エ ねずみ、昆虫等の駆除

市町村は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給

「第4節 飲料水の供給」に準じて実施する。

カ 患者等に対する措置

県は、被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告する等の措置を講じる。

キ 避難所の防疫

市町村は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク 臨時予防接種

県は、予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、市町村に命じて臨時予防接種を実施する。

ケ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定によ

り実施する。

(2) 食品衛生監視

県又は岡山市、倉敷市は、炊出しの施設等における食品の衛生的取扱いその他について、監視、指導を行う。

(3) 栄養・食生活支援

県又は岡山市、倉敷市は、避難所等における炊出しの実施に際し、栄養管理及び指導、巡回栄養相談などを行う。

(4) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(5) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(6) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

(2) 市町村は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

(3) 県は、市町村の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、市町村に代って実施する。

(4) 県は、防疫活動の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。

(5) 県は、市町村の実施する防疫活動について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(6) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

7 0 4 病院・救急診療・保健所 ((4))

7 0 5 感染症指定医療機関

7 0 7 防疫用資機材等 ((1)～(3))

1 1 0 5 県保健福祉部関係 ((4))

第10節 清 掃

1 方 針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

2 実施責任者等

ア 実施責任者

市町村長

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、環境文化部）

3 実施内容

(1) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市町村は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 市町村は、市町村内の組織・体制を整備する。

ウ 市町村は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ 市町村は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ 市町村は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

なお、がれきの処分にあたっては、アスベストの飛散防止に努める。

カ 市町村は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

(2) 死亡獣畜の処理

市町村は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。

(2) 市町村は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

(3) 県は、市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言、風水害発生時における市町村・国との連絡調整、広域的な支援活動の調整を行う。

(4) 県は、市町村から廃棄物の処理に関し (2)の要請を受けたときは、他の市町村、(社)

岡山県産業廃棄物協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援を要請する。

(5) 仮置場の確保

市町村がごみの仮置場を確保できない場合は、市町村からの要請により、県は、貸与可能な県有地を提供する等、仮置場の確保のための協力を行う。

(6) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

708 清掃施設・設備 (1)～(2)

第11節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

1 方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度に応急修理し、又は障害物を除去する必要があるので、その方法について定める。

2 実施責任者等

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 実施責任者

市町村長

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、土木部）

(2) 住宅の応急修理、障害物の除去

ア 実施責任者

市町村長

知事（災害救助法が適用された場合）

イ 主な関係機関

県（保健福祉部、土木部）

3 実施内容

(1) 応急仮設住宅の建設等

ア 応急仮設住宅の供給

(ア) 県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

(イ) 県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達のある場合は、必要に応じて資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

イ 建設場所の選定

(ア) 市町村は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議のうえ選定する。

(イ) 市町村は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

ウ 管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であ

ることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

エ 公営住宅等のあつせん

県及び市町村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあつせんできるように、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

(3) 災害時要援護者への配慮

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては災害時要援護者に十分配慮する。特に高齢者、障害のある人の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に当たっては、プレハブ建築協会との協定及び建設業関係団体との連携により、資機材の供給可能量を把握するなど、供給体制を整備しておく。これらに要する資機材の調達が困難な場合は、材木については岡山森林管理署、その他の資材については中国経済産業局へ調達の応援を要請する。また、障害物の除去については、自衛隊に応援を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。風水害の被害が大規模な場合は、「地震・津波災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

(資料編)

1002 災害救助法 ((1)～(2))

1204 応急仮設住宅の建設に関する協定

第12節 文教災害対策

1 方針

災害が発生し、又はそのおそれがある場合に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。

2 主な実施機関

県（総務部、教育委員会、保健福祉部）

市町村

国公立各学校管理者

3 実施内容

(1) 被害状況、休業措置等の報告

ア 臨時休業等の措置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ 被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第63条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

(ア) 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

(ウ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

(エ) 教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。
- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

ア 授業料等の減免

- (ア) 県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立高等学校授業料減免に関する規則（昭和51年岡山県規則第22号）により、減免の措置を講じる。
- (イ) 災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。
- (ウ) 私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ 教科書・学用品等の給与

- (ア) 県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないように適切な措置を講じる。
- (イ) 県は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、教科書については文部科学省へ応援を要請する。
- (ウ) 県は、市町村の実施する学用品等の給与につき、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (エ) 市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。
- (オ) 災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行細則に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び市町村は、教職員への研修、精神科医による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 社会教育施設等の保護

ア 社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。

イ 文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により市町村教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条により市町村教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

4 応援協力関係

教科書・学用品等の給与

ア 市町村は、自ら学用品等の給与を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達について応援を要請する。

イ 県は、自ら学用品等の給与を実施し、又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、教科書については文部科学省へ応援を要請する。

ウ 県は、市町村の実施する学用品等の給与について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

エ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

(資料編)

1002 災害救助法 ((1)～(2))

第5章 社会秩序の維持

1 方針

災害発生時には、陸上又は海上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

2 実施責任者

- (1) 陸上における防犯
県警察
- (2) 海上における防犯
水島海上保安部
玉野海上保安部
- (3) 物価の安定
県（県民生活部）

3 実施内容

- (1) 陸上における防犯
県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。
 - ア 避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒
 - イ 自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
 - ウ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
 - エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供
 - オ その他治安維持に必要な措置
- (2) 海上における防犯
水島海上保安部及び玉野海上保安部は、災害海域を巡視警戒し、各種事犯の実態把握に努め、関係法令違反の取締りを実施する。
- (3) 物価の安定
県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

4 応援協力関係

市町村は、県警察及び海上保安部の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

(資料編)

- 1 2 0 6 交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

第6章 交通規制

1 方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

2 実施責任者

道路管理者

県公安委員会、県警察

3 実施内容

(1) 交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

(ア) 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

(イ) 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 県警察は、被害の規模に応じて速やかに広域緊急援助隊の出動を要請する。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

(ア) 道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

(イ) 災害の発生するおそれがある場合又は災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(ウ) 道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

(エ) 復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

エ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

オ 広 報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

3 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。

県、市町村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、(社)日本自動車連盟に協力を要請する。

(資料編)

4 0 3 異常気象時道路通行規制箇所

8 0 2 災害時における交通規制

1 2 0 6 災害時における地域安全の確保等に係る業務に関する協定

第7章 輸 送

1 方 針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

2 実施責任者等

(1) 輸送力の確保

ア 実施責任者
各機関

イ 主な関係機関
中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）
社団法人岡山県トラック協会

(2) 緊急通行車両の確認

県（危機管理課）
県公安委員会（県警察）

3 実施内容

(1) 輸送力の確保

ア 輸送機関の措置

船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者、自動車運送事業者その他の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、船舶・列車・車両の特発、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

イ 中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）の措置

中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）は、災害輸送を行うため必要があると認めるときは、船舶運航事業者、港湾運送事業者、鉄軌道事業者及び自動車運送事業者に対して、輸送力の確保に関し、アに定める措置をとるよう指導するほか、次の措置を講じる。

(ア) 輸送の分担指導

被災地及び被害状況により、輸送の分担について必要な指導を行う。

(イ) 連絡輸送等の調整

通し乗車船券の発行等について、輸送機関間の調整を行う。

(ウ) 就航勧奨

被災地及び災害の状況により、船舶運航事業者に対して、特定航路への就航を勧奨する。

(エ) 航海命令

航海を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、船舶運航事業者に対し、航路、船舶又は運送すべき人若しくは物を指定して航海を命ずる。

(オ) 公益命令

港湾運送を行う者がいない場合又は著しく不足する場合は、港湾運送事業者に対し、国土交通大臣が指定した貨物の取扱い又は運送を命じ、貨物の取扱い又は運送の方法又は順位の変更を命ずる。

(カ) 運送命令

運送を行うものがいない場合又は著しく不足する場合は、自動車運送事業者に対し、運送すべき旅客若しくは貨物、運送すべき区間、これに使用する自動車及び運送条件を指定して運送を命じ、又は旅客若しくは貨物の運送の順序を定めて、これによるべきことを命ずるよう措置を講じる。

(2) 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(3) 輸送拠点の確保

ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じる。

4 応援協力関係

(1) 関係省庁は、必要に応じ、又は要請に基づき、救護班の緊急輸送について、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(2) 市町村は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。

(3) 県は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市町村からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車及び船舶の確保については中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

(4) 市町村及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(2)に準じ中国運輸局をはじめ（社）岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車、船舶等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて（社）岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（水島海上保安部・玉野海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

8 0 1 緊急輸送道路

8 0 2 災害時における交通規制

8 0 3 ヘリポート適地

8 0 4 空港

9 0 2 県有の車両

9 0 3 貨物自動車（営業用トラック）

9 0 4 バス（乗合・貸切）

9 0 5 船舶

9 0 6 巡視船艇

9 0 7 航空機

第8章 電気・ガス・水道の供給

1 方針

電気、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

2 電気

(1) 実施責任者

電気事業者等（中国電力㈱、岡山県企業局）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事等

電気事業者等は、災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備、送電・配電線路等に被害があったときは、応急工事を実施するとともに、中国電力㈱においては供給先の住民等への広報を速やかに実施する。

なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響を及ぼすことから優先復旧を図る。

イ 災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 中国電力(株)は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合は、他の電気事業者等に要請して電力の融通を受け、供給力の確保を図る。

イ 中国電力(株)は、特に必要があると認めるときは、他の電気事業者等が電気の融通を行うよう中国経済産業局に要請する。

ウ 電気事業者等は、応急工事が実施困難な場合は、他の電気事業者等の応援を要請する。

エ 電気事業者等は、ウによる応援を得ることが困難な場合は、資機材の確保について特に必要があると認めるときは、中国経済産業局へ、また、要員の確保については県へそれぞれ応援を要請する。

3 ガス

(1) 実施責任者

ガス事業者（岡山ガス㈱、水島ガス㈱、津山ガス㈱）

(2) 実施内容

ア 災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、

供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

イ 災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏洩の危険がある場合若しくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講じる。

(ア) ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

(イ) ガス導管の折損等によってガス漏洩の危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を講じる。

(ウ) 中国四国産業保安監督部、県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ 他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講じる。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合又は原料、資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震、洪水等非常事態における救援措置要領」((社)日本ガス協会)及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」(同協会中国部会)に基づき、(社)日本ガス協会に対し応援を要請する。

また、要員が不足する場合は県へ応援を要請する。

4 水 道

(1) 実施責任者

市町村

(2) 実施内容

ア 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、災害時要援護者に配慮した給水を行う。

イ 災害時における応急工事

(ア) 災害の発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

(イ) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ 災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア 市町村は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受渡し場所、期間を明示する。

イ 県は、市町村からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。

5 工業用水道

(1) 実施責任者

工業用水道事業者（岡山県企業局、市町）

(2) 実施内容

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

ア 土木施設

(ア) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。また、高潮等により潮止堰から海水の遡上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講じる。

(イ) 浄水施設

使用可能な設備の切り分け等の措置を講ずる。また、当該措置で対応できないときは、水を迂回させて原水供給を行うなどの対策を講じる。

(ウ) 導水・送水・配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、二次災害を極力少なくするため、管路の寸断等の発生している箇所での切り分け等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

イ 電気施設

災害の発生により、中国電力㈱の配電線が被害を受け、電気が送られてこなくなった場合、非常用発電機によりポンプ等の電源を確保し、保安用水確保に努める。

(資料編)

4 1 3 発電所、電気施設

4 1 4 ガス施設

4 1 5 水道施設

第9章 防災営農

1 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対してなすべき措置を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

県（農林水産部）

市町村

土地改良区

(2) 農作物に対する応急措置

県（農林水産部）

市町村

農業協同組合等農業団体

(3) 家畜に対する応急措置

県（農林水産部）

市町村

農業協同組合、畜産関係団体

(4) 林産物に対する技術指導

県（農林水産部）

市町村

森林組合

3 実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア 農地

市町村及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

また、県は、一方の実施する湛水排除作業が他方に影響を及ぼす場合は、両者間の調整を行う。

イ 排水機

市町村及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ ダム・ため池

県、市町村及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ 用排水路

市町村及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ 頭首工

市町村及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア 災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ 種子（稲）の確保

県は、岡山県穀物改良協会等において種子粃の供給が困難な場合は、中国四国農政局等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子粃を斡旋するよう依頼し、その確保に努める。

ウ 病虫害の防除

(ア) 防除指導等

県は、病虫害の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討したうえ、市町村、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

(イ) 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において、農家への農薬の供給が困難な場合は、全国農業協同組合連合会岡山県本部又は他の農業協同組合等農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

エ 凍霜害防除

市町村及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア 県は、市町村、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、市町村、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

(4) 林産物に対する技術指導

ア 災害対策技術指導

県は、市町村、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ 風倒木の処理指導

県は、風倒木の円滑な搬出等について、市町村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ 森林病虫害等の防除

県は、森林病虫害等を防除するため、市町村、森林組合の協力を得て、森林所有者に対しその防除活動について技術指導を行う。

エ 凍霜害防除

(2) 一エに準ずる。

4 応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア 市町村及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ 市町村は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ 応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

(資料編)

4 0 5 土砂災害 ((4)～(5))

4 0 6 山地災害 ((1)～(2))

4 0 9 ため池

第10章 水 防

1 方 針

洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2 実施責任者

(1) 水防活動

水防管理者（市町村長）

ダム、水門、こう門等の管理者

河川管理者（国土交通大臣（岡山河川事務所）、知事（土木部）、岡山市長）

海岸管理者

ため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）

(2) 湛水排除

市町村

土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防団体等の出動

水防管理者（市町村長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、県及び市町村の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

ため池管理者（市町村長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

エ 水防活動

河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておく危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

オ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する

方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

カ 避難のための立退き

洪水、津波又は高潮の氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示しなければならない。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(2) 湛水排除

市町村及び土地改良区は、河川、海岸堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、市町村は、排除ポンプにより排除を実施し、都市下水道施設が損壊した場合は、直ちにこれに応急措置を施す。

4 応援協力関係

(1) 水防活動

ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ 応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ 水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

エ 県は、水防管理団体からの派遣要請等に基づき、必要と認めるときは、自衛隊の派遣を要請する。

オ 国は、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

(2) 湛水排除

「第9章 防災営農」の4－(1)を参照すること。

(資料編)

407 ダム・貯水池

505 水防施設・設備等

第11章 流木の防止

1 方 針

貯木場に所在する木材は、洪水、高潮等により一旦流出するとその危害は極めて大きくなることも予想されるので、その安全を確保するための貯木場における措置及び流木に対する措置について定める。

2 実施責任者

(1) 貯木場における措置

公共貯木場管理者

貯木木材所有者、占有者

(2) 流木に対する措置

貯木木材所有者、占有者

水島海上保安部、玉野海上保安部

港湾管理者

河川管理者

市町村

3 実施内容

(1) 貯木場における措置

ア 公共管理者が管理する貯木場

公共管理者が管理する陸上及び海上の貯木場については、当該管理者が、貯木場の利用者に対し、木材、筏を整理、緊縛させ、木材、筏の混乱、流散の防止を図るほか、貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらせ、又は水門を閉鎖させ、木材、筏の場外流出を防止するよう勧告し、また港湾区域内に仮置中の木材については、貯木場内に引き入れるよう勧告する。

イ 民間貯木場

港湾区域の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が各水門を自ら又は荷役業者をして閉鎖し、又は貯木場によっては出入口にアバを張りめぐらせるとともに、貯木場内の木材、筏を整理、緊縛する等木材、筏の混乱、流散の防止を図る。

高潮により流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水、溢水により流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有者、占有者が木材を安全な位置に移動し、又は周囲に流出防止柵を設置する等流出防止に努める。

なお、市町村等関係機関は、必要があると認めるときは、所有者、占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置を講じることを警告、指導する。

(2) 流木に対する措置

ア 木材の所有者、占有者は、自己の木材が流木となった場合は、直ちにこれを安全な場所に除去する等被害の軽減に努める。

イ 港湾区域内に漂流する流木については、水島海上保安部、玉野海上保安部及び港湾管

理者が相互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合は当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除去できない場合は標識を設置して船舶運行の安全を図る。

ウ 河川流域内に漂流する流木及び湛水又は浸水地域に漂流する流木については、河川管理者及び市町村は、その所有者が判明している場合は当該所有者に除去させ、所有者が不明の場合はこれを安全な場所に除去する等被害の軽減を図る。

4 応援協力関係

水島海上保安部、玉野海上保安部、港湾管理者、河川管理者及び市町村は、流木の除去活動の実施が困難な場合は、自衛隊へ流木の除去活動の実施について応援を要請する。ただし、水島海上保安部、玉野海上保安部及び県以外の機関にあっては、県を通じて自衛隊へ応援を要請する。

(資料編)

4 1 1 木材整理場、貯木場

第12章 雪害対策

1 方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、雪害対策を中心に定める。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
県（土木部）
市町村

3 実施内容

(1) 雪崩災害の防止活動

ア 市町村は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

イ 市町村は、雪崩の発生するおそれのある危険個所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための勧告・指示を行う。

(2) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

(3) 雪崩災害発生後の活動

ア 雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を実施する。

イ 災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第13章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

1 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

2 実施責任者

中国地方整備局（岡山国道事務所）
西日本高速道路株式会社（中国支社）
本州四国連絡高速道路株式会社
県（土木部、農林水産部）
県公安委員会、県警察
市町村

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに報告するものとする。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ 県、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

(4) 道路、橋梁等の応急措置

ア 道路管理者は、道路、橋梁、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

エ 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を行う等必要な措置を講じる。

(5) その他

ア 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

4 応援協力関係

- (1) 市町村は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- (2) 県は、応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊に応急工事の実施について応援を要請する。
- (3) 県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請する。
- (4) 県、市町村及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、(社)日本自動車連盟に協力を要請する。
- (5) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

1206 交通及び地域安全の確保等に係る業務に関する協定

第2節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

2 実施責任者

西日本旅客鉄道株式会社岡山支社

鉄軌道事業者（水島臨海鉄道(株)、岡山電気軌道(株)、智頭急行(株)、井原鉄道(株)

本州四国連絡高速道路株式会社

県（県民生活部、土木部）

県警察

市町村

3 実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、「第2章、第3情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報及び自ら実施する応急対策の活動状況等を関係市町村、関係機関に連絡する。

エ 県及び公共機関は、関係省庁に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

オ 県警察は、被害情報を収集し、警察庁に報告する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。

(ア) 水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。

(イ) 工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

(ウ) 事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防

機関をはじめ各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ 地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

この場合、可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

4 応援協力関係

(1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保

について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

(資料編)

4 1 6 鉄道路線

第3節 海上災害対策

1 方針

海上への油等危険物等の大量流出、火災、爆発等の発生、船舶等による海難事故など大規模な災害が発生した場合における流出危険物の防除活動、災害拡大の防止活動、乗船客の救助活動等の応急対策を実施することにより被害の軽減を図る。

2 実施責任者

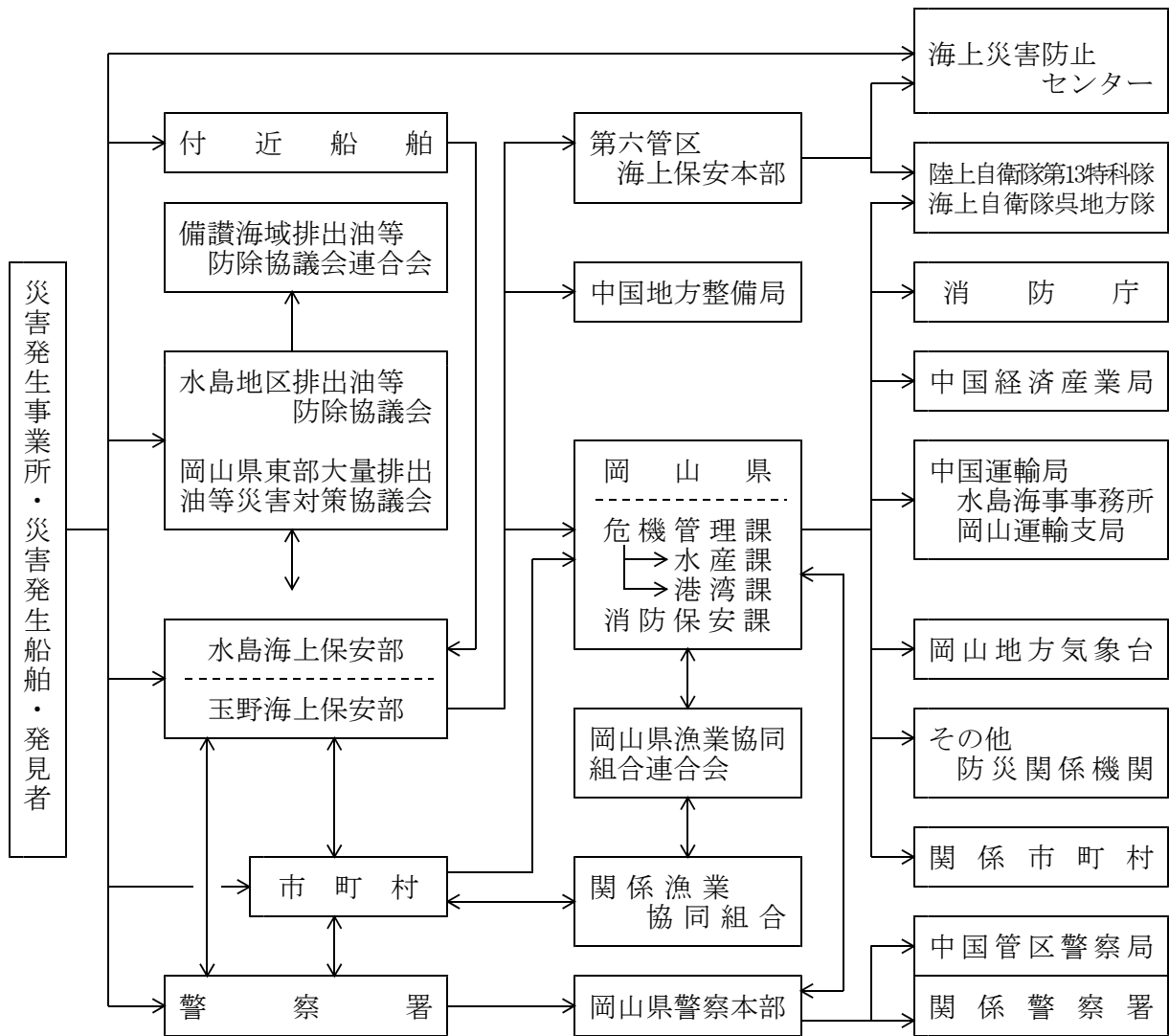
中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）
第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）
中国地方整備局（宇野港湾事務所）
岡山地方気象台
海上災害防止センター
沿岸市町村
県警察
県（危機管理課、消防保安課、農林水産部、土木部）
港湾、漁港管理者
石油事業者
石油事業団体
船舶等所有者

3 通報連絡

(1) 情報収集、伝達系統

海難事故、油等危険物の大量流出事故等の海上災害が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりとする。

なお、水島地区排出油等防除協議会及び岡山県東部大量流出油等災害対策協議会においては、それぞれ定める連絡系統により連絡するものとする。



(2) 応急対策活動情報の連絡

- ア 関係事業者等は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに最寄りの海上保安部に連絡する。
- イ 関係事業者は、海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。
- ウ 海上保安部は、大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、速やかに関連情報等の収集に努める。
- エ 関係市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、応援の必要性等についても連絡する。
- オ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。
- カ 県は、岡山運輸支局、水島海事事務所、海上保安部等関係機関へ応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、海運支局、海上保安部等関係機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を、必要に応じ県に連絡する。
- キ 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(3) 県の応急対策活動の実施体制

県は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、状況に応じて注意体制、警戒体制、特別警戒体制及び非常体制により災害対策を実施する。

ア 注意体制

(ア) 本県海域で油等危険物の流出事故の発生の情報を知ったとき、危機管理課は、庁内関係課の防災担当者に伝達し、注意体制を指示するとともに、関係機関との連絡を密にして情報の収集・伝達等の防災業務を開始する。

(イ) 注意体制下においては、特に次の事項に留意して業務を実施する。

- 1) 関係機関からの情報を収集し、市町村、県出先機関に必要な体制の整備と情報収集を指示する。
- 2) 関係漁業協同組合への情報収集体制の確立を要請する。
- 3) 防除等に必要な資機材の確認、点検及び調達を行う。
- 4) 状況に応じて速やかに警戒体制、特別警戒体制、非常体制に移行できる準備をする。

イ 警戒体制

(ア) 大量の油等危険物の流出事故が発生し、県の沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるときは、警戒体制を指示する。

(イ) 必要に応じて、関係機関との連絡調整のため、警戒本部を設置する。

(ウ) 警戒体制下においては、特に次の点に留意して業務を実施する。

- 1) 関係機関からの情報収集
- 2) 県所有の船舶による海域の警戒及び防除活動
- 3) 防除用資機材の現地への搬送及び保管場所、輸送手段の確保等
- 4) 協定に基づく他県への応援要請の検討及び自衛隊への派遣要請の検討

ウ 特別警戒体制

(ア) 大量の油等危険物の流出事故が発生し、県沿岸への到達が認められるときは、特別警戒体制を指示する。

(イ) 警戒体制下においては、特に次の点に留意して業務を実施する。

- 1) 関係機関からの情報収集
- 2) 県所有の船舶による海域の警戒及び防除活動
- 3) 協定に基づく他県への応援要請の検討及び自衛隊への派遣要請の検討
- 4) 状況に応じた速やかに非常体制に移行できる準備

エ 非常体制（災害対策本部の設置）

大量の油等危険物の漂着等が認められ、知事が必要と認めるときは、県災害対策本部条例に基づく災害対策本部を設置する。

(4) 国の応急対策活動の実施体制

油等汚染の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。

さらに、現地には管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置し、現地の状況把握及び応急対策の迅速かつ的確な実施に資する。

(5) 関係機関の応急対策活動の実施体制

関係機関は、油等危険物の流出等の海上災害が発生した場合は、組織の実状に即した活動の実施体制を整備する。

4 実施内容

(1) 風水害時等の応急措置

ア 船舶の避難

(ア) 海上保安部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾・漁港施設を破壊し、又は船舶が遭難するおそれがある場合は、これらの危害を防ぐため港湾・漁港管理者、県警察、漁業協同組合、海運業者と連絡を密にし、在港船舶に対し、安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。

(イ) 海上保安部は、船舶に対して、航行警報又は安全通報等により周知する。

イ 港湾・漁港・航路等施設の応急措置

(ア) 港湾・漁港管理者（県・市町村）は、被災した港湾・漁港施設を利用して、海上輸送を行わなければならない場合は、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・荷揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を実施する。

(イ) 海上保安部は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、関係機関に通報し、その他関係者に周知徹底するとともに、応急措置をとり、場合によっては応急標識を設置する。

(ウ) 海上保安部は、水路の水深に異常を生じた場合は、必要に応じて検測を行うとともに応急標識の設置等水路の安全の確保に努める。

(エ) 海上保安部及び港湾管理者は、相互に連絡を密にし、港湾内における流木等障害物について、その所有者が判明している場合は、当該所有者に直ちに除去させ、所有者が不明の場合は、標識を設置して危険防止の措置を講じる。

ウ 海上交通規制

海上保安部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じ船舶交通を制限し、又は禁止する。

(2) 海上流出油、危険物等の防除

ア 事業者の措置

(ア) 危険物等が大量に流出した場合は、海上保安部、消防機関及び市町村等関係機関に対して直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。

(イ) 付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊、その他の要員により消火活動、流出油等の防除活動を実施するとともに、必要に応じて、他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。

なお、消火活動を実施するに当たっては、陸上への拡大について十分留意する。

(エ) 回収した油等の処理を行う。

(オ) 必要に応じ、海上災害防止センターに海上防災のための措置を委託する。

イ 海上保安部の措置

(ア) 危険物等が大量に流出した場合は、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じる。

- (イ) 原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講じる。
- (ウ) 流出油等の応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- (エ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
- (オ) 船舶に対して航行警報又は安全通報等により周知させる。
- (カ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。
- (キ) 船舶並びに流出油等の非常処分を行う。
- (ク) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て流出危険物等の防除活動を行う。活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。
(船主等防除責任者に対する指示・命令)
- (ケ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。
- (コ) 排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずる。
(海上災害防止センターに対する指示)
- (サ) 必要に応じて管区海上保安本部長等を通じ、海上災害防止センターに対して防除措置を指示する。

ウ 中国地方整備局の措置

油回収船を出動させ、流出油の防除活動を実施する。

エ 海上災害防止センターの措置

- (ア) 管区海上保安本部長等の指示を受けて排出油等の防除のための措置を実施する。
- (イ) 船舶所有者等から委託を受けて海上防災のための措置を実施する。
- (ウ) 油回収船、オイルフェンス、その他の船舶、機械器具及び防除のための資材を保有し、これを船舶所有者の利用に供する。
- (エ) 海上防災訓練に関する業務を行う。
- (オ) 海上防災に関する調査研究を行う。

オ 沿岸市町村の措置

- (ア) 被害が及ぶおそれのある沿岸住民に対し、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (イ) 沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
- (ウ) 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する。

カ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助、復旧活動等に協力する。

キ 県の措置

(ア) 必要に応じ、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。

(イ) 消防防災ヘリコプターにより空からの情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(ウ) 海上保安部又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について、応援の要請等を受けたときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の場合に準じて必要な措置を講じる。

ク 港湾、漁港管理者の措置

港湾、漁港管理者は、港湾、漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講じる。

(3) 海上における火災

ア 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険物が陸上から海面に流出し、火災が発生した場合等海上において火災が発生した場合、海上保安部及び関係市町村並びに関係事業者等は、直ちに火災現場に出動し、相互に緊密な連絡を保ち、消火活動を実施する。

また、市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、協定等に基づく消火活動及び住民の避難誘導等を行う。

イ 次に掲げる船舶の消火活動は、主として市町村が担当し、海上保安部はこれに協力し、これ以外の船舶の消火活動は、主として海上保安部等が担当し、関係市町村等がこれに協力し、それぞれ消火活動を実施する。ただし、現地の実状に応じて、海上保安部及び関係市町村の両者の協議により、協定等特別の定めをしている場合は、これによる。

(ア) 埠頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(イ) 河川、湖沼における船舶

ウ 海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じるべきことを命じ、又は勧告する。

エ 市町村は、消防計画等により消防隊を出動させ、海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動等を実施する。

消火活動等を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ 市町村は、火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他防災関係機関に対して、応援を要請する。

(4) 海難救助等

ア 船舶の海難、人身事故が発生したときは、海上保安部、消防機関、県及び県警察等は、多様な手段を活用し、相互に連携して海難船舶等を捜索、人命救助、救急活動、消火活動を実施する。また、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請する。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

(5) 緊急輸送

海上保安部は、必要に応じ、傷病者、医師、避難者等又は救助物資等の緊急輸送を実施する。

(6) 海上交通の確保

ア 海上保安部の措置

(ア) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

(イ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ウ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。

(エ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要な情報について、無線等を通じ船舶への提供を行う。

(7) 治安の維持

海上保安部は、海上における治安を維持するため、災害発生地域の周辺海域における犯罪の予防・取締りを行う。

(8) 危険物の保安措置

ア 海上保安部の措置

(ア) 危険物積載船舶に対して、必要に応じて移動を命じ、又は航行を制限若しくは禁止する措置を講じる。

(イ) 危険物荷役中の船舶に対して、荷役の中止等事故防止のため必要な指導を行う。

(ウ) 危険物施設に対して、危険物流出等の事故を防止するため必要な指導を行う。

5 二次災害の防止

(1) 海上保安部は、航行制限、航泊制限等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。

(2) 岡山地方気象台は、海上風・海霧等気象の状況、波浪等水象の状況、地震・津波等の状況を観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を発表する。

6 災害復旧・復興対策

(1) 海洋環境の汚染防止

がれき等の処理に当たっては、海洋環境の汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置を講じる。

(2) 海上交通安全の確保

海上保安部は、災害復旧・復興に係る工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

7 応援協力関係

- (1) 県は、港湾・漁港施設について応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。
- (2) 市町村は、港湾施設について応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。
- (3) 海上保安部は、火災の消火について、必要に応じ、市町村等に対して応援を要請する。
- (4) 市町村は、流出油等防除活動について、必要に応じ、他市町村へ要員、資機材の確保について応援を要請する。
- (5) 海上保安部、中国地方整備局及び市町村は、流出油等防除活動を実施するに当たって、必要な資機材の確保が困難な場合は、必要に応じ、県及び港湾管理者等へその確保について応援を要請する。
- (6) 海上保安部（第六管区海上保安本部）又は県は、流出油等防除活動を実施するに当たって必要があると認めるときは、自衛隊へ応援を要請する。
- (7) 水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び備讃海域排出油等防除協議会連合会は、必要に応じ、関係機関に協力して効果的な防除活動を行う。
- (8) その他の防災関係機関及び関係企業は、海上保安部、市町村又は県からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

8 その他

コンビナート等特別防災区域からの危険物の流出については、本計画及び「岡山県石油コンビナート等防災計画」により対応する。

(資料編)

504 消防施設・設備等

906 巡視船艇

第4節 航空機事故災害対策

1 方針

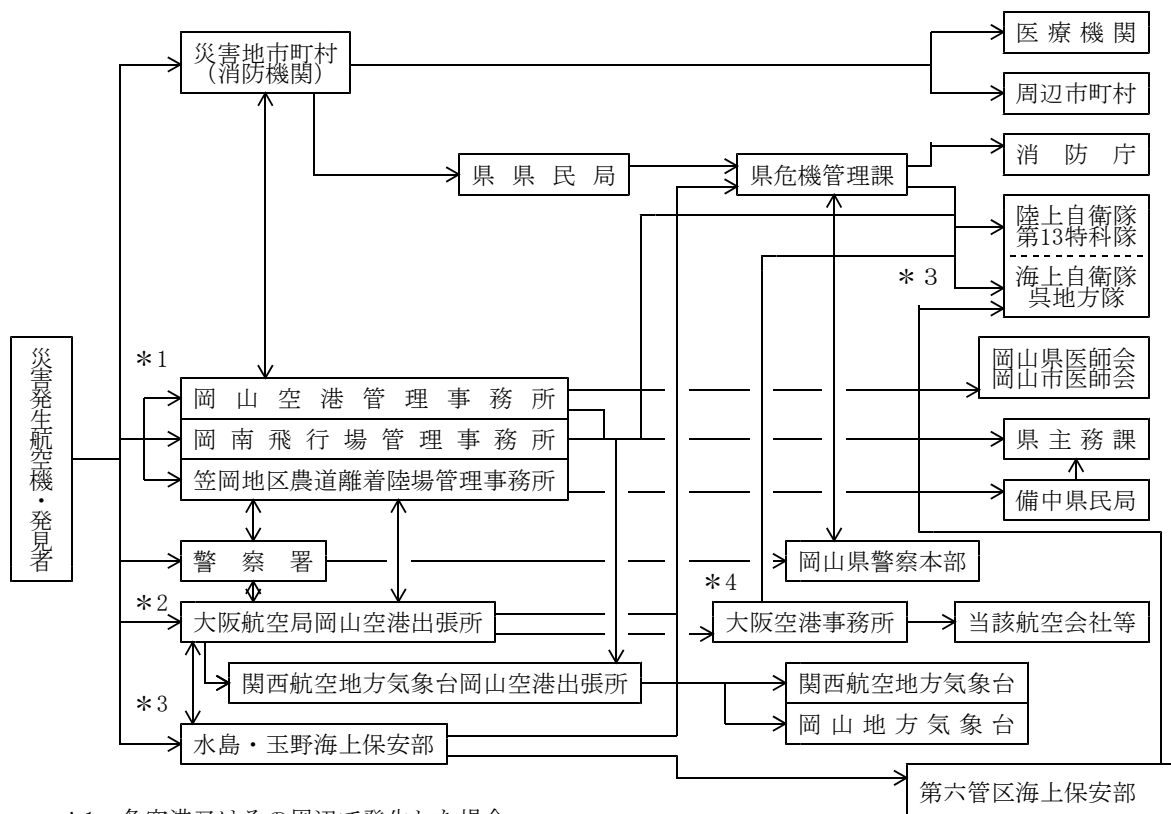
航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

大阪航空局（大阪空港事務所、岡山空港出張所）
 空港管理者
 市町村
 県警察
 県（危機管理課、県民生活部）
 水島海上保安部、玉野海上保安部
 航空運送事業者
 岡山県医師会、岡山市内六医師会

3 通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は次のとおりとする。



- *1 各空港又はその周辺で発生した場合
- *2 岡山空港又はその周辺（半径9km以内）で発生した場合
- *3 海上で発生した場合
- *4 岡山空港以外で発生した場合

4 実施内容

(1) 大阪航空局の措置

ア 岡山空港出張所は、岡山空港又はその周辺で航空機事故が発生したことを知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、直ちに岡山県空港管理事務所に通報し、所要の措置を講じることを求める。ただし、緊急を要する場合は、直接関係機関に通報する。

イ 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、情報の収集を行い、大阪航空局へ伝達することとする。

なお、岡山空港及びその周辺以外の地域において航空機事故が発生したことを知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、前記アの措置を講じるほか、大阪空港事務所へ通報する。

ウ 大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

エ 岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、必要な情報を関係機関へ提供するものとする。

(2) 空港管理者の措置

ア 事故発生時には、関係機関と連携し、消火、救助、救急活動を実施する。

イ 災害の状況に応じて必要と認めるときは陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 市町村の措置

ア 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ 必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ 死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ 災害の規模が大きく地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 県警察の措置

ア 墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になるなど航空災害発生のおそれがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察ヘリコプター、警察用船舶等を活用して捜索活動を実施する。

イ 航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行う。

また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象状況等の情報を迅速に収集する。

ウ 航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行う。

また、航空機の墜落現場の検索に当たっては、広範囲に実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

エ 航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速的確に実施する。

(5) 県の措置

ア 航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、地元市町村と協力して、災害を最小限に止めるよう努める。

イ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により、消防防災ヘリコプターを出勤させその活動を支援するほか、必要があれば他の市町村に当該市町村の応援を指示する。

ウ 岡山空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要があるときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。

エ 地元市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

オ 地元市町村から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。

また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

(6) 航空運送事業者の措置

ア 航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講じる。

イ 分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。

ウ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、直ちにその情報を国土交通省へ連絡する。

エ 自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合は、それによる被害状況を把握できたものから直ちに国土交通省へ連絡する。

オ 発災後速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。

(7) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

5 応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(資料編)

- 1 2 0 3 岡山空港医療救護活動に関する覚書
- 1 2 3 0 岡南飛行場及びその周辺における消火救難活動に関する協定
- 1 2 3 2 岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

第5節 大規模な火災対策

1 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

2 実施責任者

市町村

県（消防保安課）

県警察

3 実施内容

(1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、市町村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、市町村は、直接消防庁へも連絡する。

県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

(2) 消火・避難活動

ア 火災が発生した場合は、市町村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

イ 大規模な火災が発生した場合は、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

ウ 大規模な火災が発生した場合は、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(4) 救助・救急活動

ア 火災による人的被害が発生した場合は、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を発災市町村で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 県は、大規模な火災が発生した場合は、市町村の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市町村等に対する必要な措置を指示する。

ア 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて水島海上保安部、玉野海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。

イ 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

ウ 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

エ 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は水島海上保安部、玉野海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

オ 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣を必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

204 火災

1238 岡山県下消防相互応援協定

第6節 林野火災対策

1 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

2 実施責任者

市町村

県（消防保安課、農林水産部）

県警察

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア 大規模な林野火災が発生した場合は、市町村は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

イ 情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、市町村が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 市町村は、林野火災対応の中核として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。

イ 市町村災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市町村災害対策本部が行う。

(3) 消火・避難活動

ア 林野火災が発生した場合、市町村は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行う。

イ 市町村は、必要に応じて自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。

ウ 県警察は、必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

エ 林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア 林野火災による人的被害が発生した場合は、市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

(6) 消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア 市町村は、林野火災の拡大が予想される時、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ 消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時期を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ 消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ 消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

4 応援協力関係

(1) 市町村は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、市町村で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 市町村の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 県は、大規模な林野火災が発生した場合は、市町村の求めにより、消防防災ヘリコプターを出動させ消防、救助及び救急活動を支援するとともに、国、都道府県、その他関係機関等との法令、協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。

また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市町村等に対する必要な措置を指示する。

ア 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合は、必要に応じて水島海上保安部、玉野海上保安部へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。

イ 消防防災ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、岡山市消防ヘリコプターの応援を要請する。

ウ 火災の規模又は被害の状況等から県内の消防力では対応が困難な場合は、「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援」等を要請する。

エ 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は水島海上保安部、玉野海上保安部又は中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ輸送のための船舶の確保、陸上の場合は県トラック協会へ輸送のための車両の確保、県警察へ交通の規制及び輸送車両の先導等の協力を要請する。

オ 火災の規模、被害の状況等から、県警察の協力、自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料編)

204 火災

1101 県危機管理課 県消防保安課関係 ((13))

1238 岡山県下消防相互応援協定

第7節 危険物等災害対策

1 方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

危険物等施設の所有者、管理者、占有者

危険物等輸送事業者

県警察

県（消防保安課、保健福祉部）

市町村

3 実施内容

(1) 危険物等施設

ア 危険物等施設の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動するなど必要な応急措置を講じる。

(イ) 県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう勧告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(カ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講じる。

(キ) 事業者は、消防機関、県警察等と緊密な連携の確保に努める。

(ク) 事業者は、災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(ケ) 危険物等の大量流出に対する応急対策

大量の危険物等が事業所外に漏洩した場合は、現場の事業者等は、防除措置を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- (エ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 県の措置

- (ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（消防庁、厚生労働省）へ災害発生について、速やかに通報する。
- (イ) 市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。
- (ウ) 県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- (オ) 市町村から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対してその斡旋を行う。
また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ 市町村の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 市町村は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- (エ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。
なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (オ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (カ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。
(キ) 市町村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

(2) 危険物等積載車両

危険物等輸送事業者、県警察、県及び市町村は、それぞれ(1)ア、イ、ウ、エに準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(資料編)

4 1 2 危険物など ((1))

第8節 高圧ガス災害対策

1 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者

高圧ガス輸送事業者

県警察

県（消防保安課）

市町村

水島海上保安部、玉野海上保安部

中国四国産業保安監督部

3 実施内容

(1) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の応急措置を講じる。

(イ) 県、県警察及び市町村の指示する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。

(エ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。

(オ) 事業者は、災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。

(カ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

(ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

(イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

(ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等に協力する。

ウ 県の措置

(ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部、消防庁）へ災害発生について速やかに通報する。

(イ) コンビナート製造業者、液化石油ガス販売業者等に対し、高圧ガス製造施設、販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し等の一時禁止又は制限をする。

(ウ) 県は、災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(エ) 市町村から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村からの必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

(オ) 市町村から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

エ 中国四国産業保安監督部の措置

経済産業大臣が必要と認める場合は所要の命令等を発するよう措置を講じる。

オ 市町村の措置

(ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

(イ) 製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。

(ウ) 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

(エ) 高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(オ) 災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

(カ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(キ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

(ク) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び市町村は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。

(3) 高圧ガス積載船舶

ア 高圧ガス輸送事業者の措置

第3節海上災害対策の場合に準じた措置を講じるとともに、水島海上保安部及び玉野海上保安部へ災害発生について直ちに通報する。

イ 水島海上保安部及び玉野海上保安部の措置

第3節海上災害対策の場合に準じた措置を講じる。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(資料編)

4 1 2 危険物など ((3))

第9節 火薬類災害対策

1 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防止するための応急的保安措置を講じる。

2 実施責任者

火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者
火薬類輸送事業者
県警察
水島海上保安部、玉野海上保安部
県（消防保安課）
中国四国産業保安監督部
中国運輸局（岡山運輸支局）
市町村

3 実施内容

(1) 火薬類関係施設

ア 火薬類施設及び火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

- (ア) 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
- (イ) 火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これに移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。
- (ウ) 県・県警察及び市町村へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い、防災活動を実施する。
- (オ) 事業者は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- (カ) 事業者は、災害発生後速やかに災害の拡大の防止のための必要な措置を講じる。
- (キ) 事業者は、消防機関・県警察等との間において緊密な連携の確保に努める。

イ 県警察の措置

- (ア) 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。
- (イ) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。
- (ウ) 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

ウ 県の措置

- (ア) 国が定める即報基準等に基づき、国（中国四国産業保安監督部、消防庁）へ災害発生について速やかに通報する。
- (イ) 製造業者（知事権限に係るもの）、販売業者又は消費者等に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- (ウ) 火薬類の所有者・占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
- (エ) 上記（イ）、（ウ）の措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察（県公安委員会）へ通報する。

エ 中国四国産業保安監督部の措置

県の措置に準じた措置を講じる。

オ 市町村の措置

- (ア) 県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- (イ) 火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。
- (オ) さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 火薬類積載車両

ア 火薬類輸送事業者の措置

- (1) 一アに準じた措置を講じるほか、鉄軌道車両について災害が発生した場合は、中国運輸局（岡山運輸支局）へも通報する。

イ 県警察の措置

- (1) 一イに準じた措置を講じる。

ウ 中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が（1）一ウに準じた措置を講じる。

エ 市町村の措置

- (1) 一オに準じた措置を講じる。

(3) 火薬類積載船舶

ア 火薬類輸送事業者の措置

(1) 一ア一（ア）及び（イ）に準じた措置を講じるとともに、水島海上保安部、玉野海上保安部及び中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）へ災害発生について直ちに通報する。

イ 水島海上保安部、玉野海上保安部の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。

（イ）輸送機関に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

ウ 中国運輸局（岡山運輸支局）の措置

国土交通大臣が（1）一ウに準じた措置を講じる。

エ 県警察、県、中国四国産業保安監督部及び市町村の措置

必要に応じ（1）一イ、ウ、エ、オに準じた措置を講じる。

(4) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力体制

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、市町村又は、県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

市町村等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

(資料編)

4 1 2 危険物など ((2))

第10節 有害ガス等災害対策

1 方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

2 実施責任者

特定施設等の設置者

知事（環境文化部、保健福祉部）

大気汚染防止法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長

特例条例により大気汚染防止法に係る事務の委任を受けた新見市長

特例条例により岡山県環境への負荷の低減に関する条例に係る事務の委任を受けた岡山市長、倉敷市長及び新見市長

ダイオキシン類対策特別措置法により委任を受けた岡山市長及び倉敷市長
市町村長

3 実施内容

(1) 特定施設等の設置者の措置

ア 事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ 市町村長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ 市町村長又は知事の措置があった場合、これに従う。

(2) 県、市町村の措置

ア 市町村長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

イ 知事又は岡山市、倉敷市若しくは新見市の長は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう勧告又は命令する。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、市町村、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

(資料編)

1 1 0 4 県環境文化部関係

第11節 地下街等におけるガス災害対策

1 方針

地下街等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防止し被害の軽減を図る。

2 実施責任者

地下街等の所有者、管理者、占有者
ガス供給事業者
市町村
県警察
県（消防保安課）
中国経済産業局
中国四国産業保安監督部

3 実施内容

地下街等においてガス漏れが発生した場合又はガス漏れによる爆発、火災等の事故（以下「ガス事故」という。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、次によりそれぞれ応急措置を講じる。

(1) 地下街等の所有者、管理者、占有者の措置

ア ガス漏れを知ったときは、直ちにガス供給事業者へ通報するとともに、当該地下街等にある店舗等の元コックを閉止し、火気の使用の禁止、電気設備の使用規制等の安全措置を講じる。

なお、必要と認めるときは、市町村（消防機関）へ通報するものとする。

イ ガス事故が発生するおそれがある場合は、地下街等の居住者、店舗等の客及び付近の住民に対し適切な避難誘導を行い安全確保を講じる。

ウ 他の地下街等及びビル等との連絡口がある場合は、必要に応じてガス拡散を考慮しつつ、避難口に設けられているシャッターを閉鎖する。

エ 消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて地下街に通ずる階段付近一体をロープ等により立入規制を行うとともに、火災が発生した場合には、自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施し、二次爆発の防止に努める。

オ 地下街の所有者等はガス事故災害を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、ガス供給事業者との事前申し合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができる。

カ 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在及び品名、数量、施設の配置並びに災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

(2) ガス供給事業者の措置

ア 地下街等の所有者又は市町村（消防機関）からガス漏れの発生又はガス事故が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに必要な保安要員を現場に出動させる。

イ 地下街等の所有者からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づき、ガス事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに消防機関及び県警察に対し、通報連絡する。

ウ 現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及びガスの滞留している範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害発生のためのガスの供給停止等の措置を講じる。

エ 現場に消防機関が出動したときは、保安要員は、消防機関に前記ウの措置状況を報告する等緊密な連携を保つとともに、現場の状況に応じた適切な措置を講じる。

オ ガス事故発生防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、保安要員が行う。ただし、ガス事故災害の発生を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、地下街等の所有者等又は消防機関が、ガス遮断装置を操作してガス遮断を行うことができる。

なお、この場合の取扱いについて、あらかじめ協議し、確認書を交しておく。

カ 遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス供給事業者（保安要員）が行う。

(3) 市町村（消防機関）の措置

ア 地下街等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合は、直ちにガス供給事業者に対し、通報連絡する。

イ 地下街等の所有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

ウ 現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び車両の通行等を規制するとともに、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、併せて警戒区域内の住民の適切な避難誘導を行う。

エ 市町村消防計画等により消防隊を出動させ、当該地下街等の救助及び消火活動を実施する。この場合、必要に応じて当該地下街等に所有者等からの報告、助言を受け、又は他の消防機関及び自衛消防隊の協力を得て実施する。

オ ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、(2) ガス供給事業者の措置に準じた措置を講じる。

カ 県へ災害発生について、直ちに通報する。

キ 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

ク さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(4) 県警察の措置

ア 情報の収集、広報活動及び被害実態の把握を行う。

イ 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出救助を行う。

ウ 交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

(5) 県の措置

ア 市町村の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援するよう指示する。

イ 市町村から自衛隊の災害派遣要請を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市町村から化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。

ウ 市町村から指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求められたときは、関係地方指定行政機関に対して、その斡旋を行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してその斡旋を求めるとともに、他の府県に対して応援を要請する。

(6) 中国経済産業局

災害発生後におけるガスの供給の確保に必要な指導を行う。

(7) 中国四国産業保安監督部

ア ガス事故発生情報の収集及び伝達を行う。

イ ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。

(8) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか、第3編第14章集団事故災害対策により活動を実施する。

4 応援協力関係

その他の防災関係機関及び関係企業は、市町村、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して応援活動等を実施する。

(資料編)

4 1 4 ガス施設等

第14章 集団事故災害対策

1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

2 実施責任者等

(1) 実施責任者

市町村長

(2) 主な関係機関

県（危機管理課、消防保安課、保健福祉部）

県警察

日本赤十字社岡山県支部

岡山県医師会

災害拠点病院

施設管理者等

3 実施内容

(1) 総合救急対策本部の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市町村長は、総合救急対策本部を設置する。

ア 市町村長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して総合救急対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ 総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

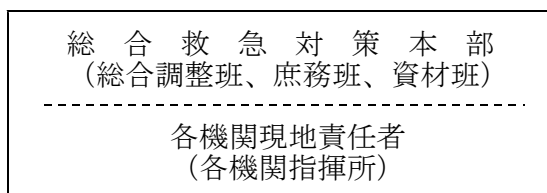
ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

(3) 総合的応急体制の組織



[活動組織の構成及び主な機能]

組 織	構 成 機 関 等	主 な 機 能
総合救急 対策本部	市町村長、消防長、消防団長 警察署長 海上保安部長 (海上災害の場合) 空港出張所長 (航空機事故の場合) 地元医療機関代表、保健所長 事故発生責任者 (企業体等) 代表 施設管理者、学識経験者	(1) 情報の収集 (2) 判断の統一 (3) 各機関の指揮の総合調整 (4) 地区外機関への応援要請の決定
・ 総合調整班		(1) 全般計画及び各機関の連絡調整 (2) 傷病者収容施設の確保
・ 庶 務 班		(1) 人員の把握 (2) 報道その他渉外事務
・ 資 材 班		(1) 各種資機材の補給

[実施機関]

関 係 機 関	活 動 区 分	主 な 業 務
消 防 警 察 事故関係者等	消 防 警 戒	(1) 警戒区域の設定と出入規制 (2) 現場の危険排除 (3) 災害の鎮圧
警 察 海上保安部 (海上災害の場合) 事故関係者等	警 備・ 交 通 規 制	(1) 現場の治安、秩序の維持 (2) 交通規制
消防、警察、事故関係者等	救 助	(1) 傷病者の救助
消 防 事故関係者等	救 急 搬 送	(1) 搬送車両の区分 (2) 救急車等による病院への搬送 (3) 搬送中の傷病者管理
日赤、医療機関 (救護班、医療班)	救 急 医 療	(1) 現場での救命医療 (2) 傷病者の応急措置 (3) 傷病者の分類 (4) 収容病院の指示
市町村 警 察	死 体 収 容	(1) 仮安置所の設置 (2) 死体の検視 (見分) 及び身元確認等

(4) 関係機関の措置

ア 事故発生責任者 (企業体等) の措置

(ア) 事故発生後直ちに市町村 (消防)、警察署及び状況に応じて海上保安部に通報する

とともに自力による応急対策を行う。なお、必要に応じてその他の関係機関に協力を要請する。

(イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

イ 市町村の措置

(ア) 市町村長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合救急対策本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の市町村立病院の救護班に出動を命じる。

(イ) 市町村長は、総合救急対策本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

(ウ) 市町村長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

ウ 市町村（消防）、警察署、海上保安部及び空港出張所の措置

(ア) 通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市町村長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。

(イ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

エ 日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

市町村長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

オ 県の措置

(ア) 傷病者の発生状況等により必要と判断したとき、又は消防機関からの要請があったとき、協定に基づいて関係機関にDMATの出動を要請する。

(イ) 市町村の救急体制のみでは適切な措置が困難と認めるとき、又は市町村長から要請があったときは、日本赤十字社岡山県支部、県医師会、災害拠点病院等に医療従事者の派遣要請をし、自衛隊その他関係機関に応援を要請する。

(ウ) 必要に応じて、他都道府県及び国（厚生労働省）に対して医療救護班の派遣要請を行うとともに、その受け入れ調整を行う。

(エ) 総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

4 応援協力関係

(1) 救急対策協議会の設置

ア 市町村長は、当該市町村の区域において、救急関係機関の代表をもって構成する救急対策協議会を設置する。

イ 協議会は、当該市町村の区域の実状に即した総合救急体制の組織及び運営要領を定めるとともに、関係機関相互の連絡調整を行い、総合救急訓練等を実施し、常に緊密な体制を維持する。

(2) 関係機関は、市町村の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

(資料編)

7 0 3 救急自動車

7 0 4 病院・救急診療・保健所

第15章 自衛隊の災害派遣

1 方 針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知 事（危機管理課）
第六管区海上保安本部長
大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長
海上自衛隊呉地方總監
航空自衛隊西部航空方面隊司令

3 災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難者の誘導、輸送支援

避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。

(3) 避難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消火活動

大規模火災に対しては、利用可能防火資機材等をもって、消防機関に協力して、消火に当たる。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 診療、防疫の支援

被災者の応急診療、防疫等の支援を行うが、薬剤等は、通常地方公共団体の提供するものを使用する。

(8) 通信支援

災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、通信を支援する。

(9) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(10) 炊飯及び給水の支援

炊飯及び給水の支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づいて救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

(12) 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が混雑する地点において、自衛隊車両を対象に交通規制の支援を行う。

(13) 危険物の除去等

自衛隊の能力の範囲内において、火薬物爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(14) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を講じる。

4 災害派遣要請等手続き

(1) 知事等（災害派遣要請権者）の派遣要請

ア 知事等は、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合は、自衛隊の派遣を要請する。

イ 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

(2) 市町村長の派遣要請の要求

ア 市町村長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ 市町村長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ 知事は、市町村長からア及びイの自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

なお、災害派遣を要請した場合及び要請が予想される場合で、特に自衛隊との連絡を

密にする必要があると認めるときは、あらかじめ自衛隊連絡幹部の派遣を依頼し、情報の交換、部隊の派遣等に関し、連絡調整を図る。

エ 派遣要請要求書の様式は次のとおりである。

年 月 日
知 事 へ
市町村名
災 害 派 遣 に 関 す る 要 請
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。
記
1 災害の状況及び派遣を要請する事由
2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）
(1) 連絡場所及び連絡職員
(2) 宿 舎
(3) 食 料
(4) 資 材
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。

注：用紙の大きさは、A4とする。

(3) 撤収要請依頼

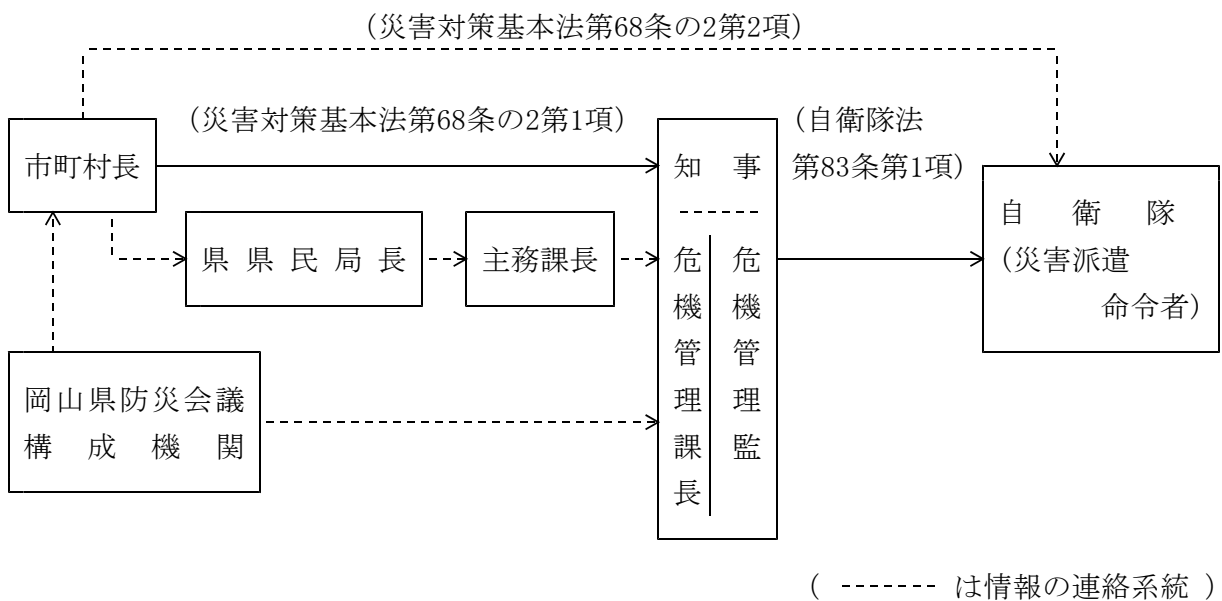
ア 市町村長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

年 月 日
知 事 へ
市町村名
自衛隊の撤収要請依頼について
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時 年 月 日
2 派遣要請依頼日時 年 月 日
3 撤収作業場所
4 撤収作業内容

注：用紙の大きさは、A4とする。

(4) 災害派遣要請等手続系統



- (5) 連絡方法 NTT電話 0868-36-5151 (内線237 夜間等は302)
FAX 0868-36-5151 (内線238)
防災行政無線 6440-031 (事務室)
6440-038 (宿直室)
6440-039 (3科・FAX併用)

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- エ その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

5 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入れ態勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

- ア 派遣部隊の移動が迅速に行われるための的確な道路情報を連絡する。
- イ 大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。

- (2) 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

- ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。
- イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。
- ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- エ 自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

[自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準]

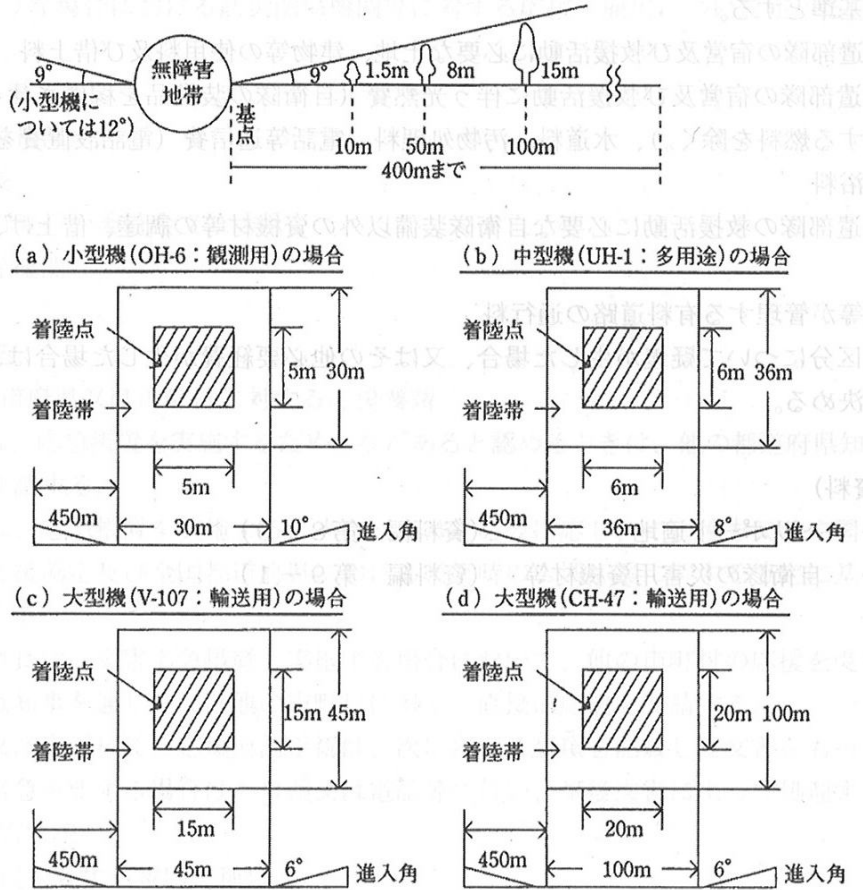
連隊規模 : 約15,000㎡

師団等規模 : 約140,000㎡

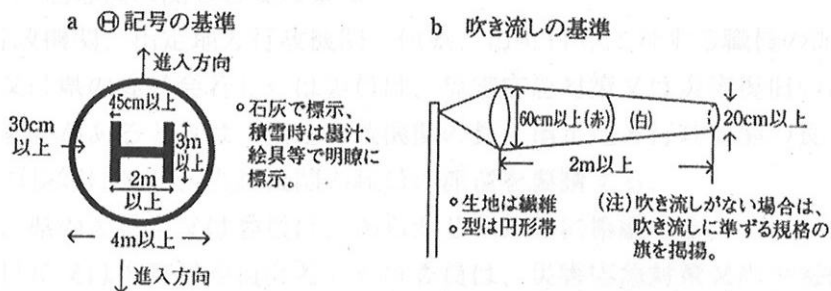
- オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

- (ア) 下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。
 なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



- (イ) 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。



- (ウ) ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 (エ) 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
 (オ) ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。
 (カ) 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
 (キ) 離着陸時のヘリポートには、関係者以外を立ち入らせないようにする。

6 災害派遣に伴う経費の負担区分

- (1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。
- ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

(資料編)

803 ヘリポート適地

909 陸上自衛隊の災害用資機材等

第16章 応援・雇用

1 方 針

大規模な災害が発生した場合、県・市町村等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。

2 実施責任者

知事（危機管理課、総務部、保健福祉部）

市町村長

県又は市町村の委員会又は委員

防災関係機関

3 実施内容

(1) 他の都道府県又は市町村に対する応援要請

ア 知事は、応急措置を実施するに当たっては、必要に応じ、中国地方、中国・四国地方及び全国都道府県等における災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。

なお、中国地方5県及び中国・四国地方9県では、災害時の相互応援に関する協定に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成23年11月21日から導入している。

<中国5県のカウンターパート>

被災県	支 援 担 当 県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

<中国・四国のカウンターパート>

グループ1	鳥取県・徳島県
グループ2	岡山県・香川県
グループ3	広島県・愛媛県
グループ4	島根県・山口県・高知県

イ 市町村長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

ウ 知事又は市町村長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

(ア) 被害状況

- (イ) 応援を要する救助の種類
 - (ウ) 応援を要する職種別人員
 - (エ) 応援を要する期間
 - (オ) 応援の場所
 - (カ) その他応援に関し必要な事項
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請
- ア 知事又は県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため専門の職員を確保する必要があるときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
なお、県の委員会又は委員は、あらかじめ知事に協議する。
 - イ 市町村長又は市町村委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
なお、市町村の委員会又は委員は、あらかじめ市町村長に協議する。
 - ウ 知事又は市町村長等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
 - (ア) 派遣を要請する理由
 - (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) その他職員の派遣について必要な事項
- (3) 医療機関に対する応援要請
- ア 県は、県医師会と締結した災害時の医療救護活動に関する協定に基づき、医療関係機関との連携体制を整備する。
 - イ 県は、DMATを保有する関係機関と締結したDMATの出動に関する協定等に基づき、災害急性期の救命医療体制を整備する。
- (4) 労務者等の雇用
- ア 労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。
 - イ 賃金の支給
労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。
 - ウ 労務者等の雇用の範囲
災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。
 - (ア) り災者の避難
 - (イ) 医療及び助産における移送
 - (ウ) り災者の救助
 - (エ) 飲料水の供給
 - (オ) 救助用物資の支給
 - (カ) 死体の捜索及び処理
- (5) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

- ア 赤十字奉仕団
- イ 青年団
- ウ 婦人会
- エ 自主防災組織、町内会、自治会
- オ 大学、高等学校（学生、生徒）
- カ 職業訓練校（訓練生）

(6) その他

中国 5 県災害時相互応援協定の運用は、実施要領及び実施細則（平成 16 年 3 月 1 日作成）により行う。

(資料編)

- 1 2 3 1 防災相互応援協定
- 1 2 3 3 中国地方の災害時の相互応援に関する協定
- 1 2 3 4 中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定
- 1 2 3 6 災害時の相互応援に関する協定
- 1 2 3 7 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定
- 1 2 3 8 岡山県下消防相互応援協定
- 1 1 0 1 県危機管理課 県消防保安課関係（(10)～(12)）
- 1 2 3 0 岡南飛行場及びその周辺における消火救難活動に関する協定
- 1 2 3 2 岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定
- 1 2 0 3 岡山空港医療救護活動に関する覚書
- 1 2 0 7 災害時の医療救護活動に関する協定

第17章 ボランティアの受入、活動支援計画

1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会等との連携を保ちながら、ボランティア申出者の調整ができる体制を整備する。

2 実施責任者

知事（県民生活部）

市町村長

日本赤十字社岡山県支部

県・市町村社会福祉協議会

3 実施内容

(1) 県の措置

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市町村、日本赤十字社岡山県支部、県・市町村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野毎のボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

(2) 市町村の措置

市町村災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、市町村社会福祉協議会が設置する市町村災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

(3) 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行うものとする。

(4) 社会福祉協議会の措置

県・市町村社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。

ア 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

(ア) ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

(イ) 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等

(ウ) 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡

調整

(エ) 県災害対策本部や市町村災害対策本部との連絡調整

(オ) その他市町村災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

イ 被災市町村の社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

(ア) 被災地のボランティアニーズの把握

(イ) ボランティアの受付及び登録

(ウ) ボランティアのコーディネート

(エ) ボランティアに対する具体的活動内容の指示

(オ) ボランティアリーダー及びボランティアの派遣

(カ) ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

(キ) ボランティア活動の拠点等の提供

(ク) ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請

(ケ) その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ 被災市町村の災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）が被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

(5) 専門ボランティアの受入及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入及び派遣に係る調整等を行う。

(6) ボランティアの健康に関する配慮

ア 市町村、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ 市町村、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

第18章 義援金品等の募集・受付・配分

1 方針

災害時には各方面から義援金品が寄託されるが、寄託された義援金品は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金品の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

2 実施機関

県（保健福祉部）
日本赤十字社岡山県支部
岡山県社会福祉協議会
岡山県共同募金会
郵便事業株式会社中国支社（岡山支店）
その他各種団体

3 実施内容

(1) 義援金品の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めるときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金品を募集する。

(2) 義援金品の受付

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金品を受け付ける。

(3) 義援金品の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

(4) 郵便葉書等の交付

郵便事業株式会社中国支社は、災害の状況により必要と認めるときは、被災者に対して郵便葉書、郵便書簡を交付する。

(5) お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分

郵便事業株式会社中国支社は、救援物資の調達の費用に充てるため、被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金を配分する。

4 連絡調整事項

義援金品の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第 4 編

災 害 復 旧 計 画

第4編 災害復旧計画

第1節 被災者等の生活再建等の支援

県、市町村は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

- 1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。
- 2 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に災証明を交付する。
- 3 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
- 4 被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- 5 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 6 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

市町村は、平常時から、住民の基本情報と住所の地理情報とを連携させた防災対策に活用できる住民情報の基盤を作るとともに、被災後の被害の調査から罹災証明発行後までの各種支援業務フローを整理するなどして、上記の生活再建支援策等を被災直後から迅速に実施できるよう体制整備に努める。

第2節 公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、更に関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

また、県警察は、県及び市町村と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努めるものとする。

[災害復旧事業の種類]

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 海岸災害復旧事業
 - (3) 砂防設備災害復旧事業
 - (4) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (5) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (6) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (7) 道路災害復旧事業
 - (8) 港湾災害復旧事業
 - (9) 漁港災害復旧事業
 - (10) 下水道災害復旧事業
 - (11) 公園災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 海岸法
- カ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ク 予防接種法
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- サ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 障害者支援施設等災害復旧事業
- ケ 婦人保護施設災害復旧事業
- コ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- サ 感染症予防事業
- シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- ス 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市町村は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

5 県税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、県税条例の規定等に基づき、県税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(資料編)

- 1 0 0 3 被災者への援護制度全般
- 1 0 0 4 被災者への援護制度（県）（(1)～(2)）
- 1 0 0 5 被災者生活再建支援制度（(1)～(2)）

岡山県地域防災計画作成・修正の経緯

- 昭和38年 5月 岡山県地域防災計画作成基本案決定
(第1回岡山県防災会議)
- 昭和38年 9月 岡山県地域防災計画作成承認
(第2回岡山県防災会議)
〔毎年度一部修正を実施〕
- 昭和45年 8月 岡山県地域防災計画全面修正の基本方針決定
(岡山県防災会議幹事会)
- 昭和45年10月 岡山県地域防災計画全面修正を承認
(第8回岡山県防災会議)
〔毎年度一部修正を実施〕
- 昭和61年 3月 岡山県地域防災計画全面修正の基本方針決定
(岡山県防災会議幹事会)
- 昭和62年 1月 岡山県地域防災計画の全面修正を承認
(岡山県防災会議)
- 平成5年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成7年 2月 岡山県地域防災計画の一部修正
〔毎年度一部修正を実施〕
- 平成10年 3月 岡山県地域防災計画の大幅修正を承認
(岡山県防災会議)
- 平成11年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成12年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成13年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成14年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成15年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成16年 6月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成17年 6月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成18年 6月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成19年 6月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成20年 7月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成21年 7月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成23年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正
- 平成24年 3月 岡山県地域防災計画の一部修正

岡山県地域防災計画

— 平成23年度修正 —

発行 平成24年3月
編集 岡山県防災会議(岡山県防災会議事務局)
岡山県危機管理課
〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号
電話 086-226-7293

岡山県地域防災計画

(原子力災害等対策編)

平成23年3月

岡山県防災会議

目 次

第1編 総 論

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 原子力災害対策等の基本となる計画	1
2 岡山県地域防災計画との関係	2
3 市町村地域防災計画との関係	2
4 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	3
第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	3
第5節 用語の意義	3
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	4

第2編 原子力災害対策

第1章 総 則	11
第1節 基本方針	11
第2節 原子力施設の概要	11
第3節 防災対策を重点的に充実すべき地域	11
第4節 周辺市等への情報伝達	11
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	12
1 火災、爆発等による核燃料物質の放出	12
2 臨界事故	12
第2章 災害予防対策	13
第1節 基本方針	13
第2節 人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保	13
第3節 人形峠環境技術センターとの防災業務計画に関する協議	13
第4節 報告の徴収と立入検査	13
第5節 原子力防災専門官との連携	13
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	13
1 情報の収集・連絡体制の整備	14
2 情報の分析整理	14
3 通信手段の確保	16
第7節 災害応急体制の整備	16
1 特定事象発生 of 通報を受けたときの体制等の整備	16
2 災害対策本部体制等の整備	17

3	オフサイトセンターにおける合同対策協議会等の体制	17
4	防災関係機関相互の連携体制	18
5	広域緊急援助隊等	18
6	消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	18
7	自衛隊派遣要請体制	18
8	緊急被ばく医療派遣チーム要請体制	18
9	広域的な応援体制等	18
10	オフサイトセンター	18
11	モニタリング体制等	19
12	専門家の派遣要請体制	20
第8節	避難収容活動体制の整備	20
1	避難計画の作成	20
2	避難所等の整備	20
3	災害時要援護者の避難誘導・搬送等安全確保体制の整備	21
4	住民等の避難状況の確認体制の整備	22
5	避難所・避難方法等の周知	22
6	ボランティア等の受入れ体制	22
第9節	緊急輸送活動体制の整備	22
1	専門家の移送体制の整備	22
2	交通管理体制等の整備	23
第10節	救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備	23
1	救助・救急活動用資機材の整備	23
2	医療活動用資機材及び緊急時被ばく医療活動体制等の整備	23
3	消火活動用資機材等の整備	24
4	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	24
第11節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	24
第12節	原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	25
第13節	防災関係機関の防災業務関係者に対する研修	25
第14節	防災訓練等の実施	26
1	訓練計画の策定	26
2	訓練の実施	26
3	実践的な訓練の工夫と事後評価	27
第15節	原子力施設周辺空域の飛行規制	27
第16節	災害復旧への備え	27
第3章	災害応急対策	28
第1節	基本方針	28
第2節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	28

1	特定事象発生情報等の連絡	28
2	応急対策活動情報の連絡	30
3	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	31
第3節	活動体制の確立	35
1	県の活動体制	35
2	合同対策協議会への出席等	38
3	専門家の派遣要請	38
4	応援要請及び職員の派遣要請等	38
5	自衛隊の派遣要請等	41
6	防災業務関係者の安全確保	42
第4節	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	43
1	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	43
2	災害時要援護者への配慮	43
3	避難の勧告・指示の実効をあげるための措置	43
4	飲食物、生活必需品等の供給	44
第5節	治安の確保	44
第6節	飲料水、飲食物の摂取制限等	44
1	飲料水、飲食物の摂取制限	44
2	農林畜水産物の採取及び出荷の制限	44
3	飲料水及び食料の供給	45
第7節	緊急輸送活動	46
1	緊急輸送活動	46
2	緊急輸送のための交通確保	47
第8節	救助・救急、消火及び医療活動	48
1	救助・救急及び消火活動	48
2	医療活動	50
第9節	住民等への的確な情報伝達活動	52
1	住民等への的確な情報伝達活動	52
2	住民等からの問い合わせに対する対応	54
第4章	災害復旧対策	55
第1節	基本方針	55
第2節	放射性物質による汚染の除去等	55
第3節	各種制限措置の解除	55
第4節	環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	55
第5節	原子力事業者の災害復旧対策	55
1	災害復旧計画の作成	55
2	損害賠償請求等への対応	55

3 県等の行う災害復旧対策への協力	56
第6節 災害地域住民に係る記録等の作成	56
1 災害地域住民の記録	56
2 影響調査の実施	56
3 災害対策措置状況の記録	56
第7節 風評被害等の影響の軽減	56
第8節 被災中小企業等に対する支援	56
第9節 心身の健康相談体制の整備	56
第10節 物価の監視	56

第3編 放射性物質事故対策

第1章 総 則	57
第1節 基本方針	57
第2節 本編の対象とする事象	57
1 放射性物質を取り扱う事業所に係る事故等	57
2 放射性物質の発見	57
第3節 計画における対応	57
第2章 事故の予防と体制の整備	57
第1節 基本方針	57
第2節 放射性物質に係る事故等の予防対策	58
1 放射性物質取扱事業者等が行う措置	58
2 防災関係機関が行う措置	58
第3節 放射性物質に係る事故時の体制整備	58
1 放射性物質取扱事業者等が行う措置	58
2 防災関係機関が行う措置	58
第3章 事故時の応急対策	59
第1節 基本方針	59
第2節 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置	59
1 連絡通報体制	59
2 被害の拡大防止	59
3 防災関係機関が行う措置への協力	60
第3節 国、県、県警察、市町村が行う措置	60
1 国が行う措置	60
2 県が行う措置	61

3	県警察が行う措置	61
4	市町村が行う措置	61
第4章	事故復旧対策	61

岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）

第1編 総論

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の加工施設及び使用施設の運転等及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることなどによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策を定めるとともに、その他の放射性物質事故災害から地域住民等を守るために県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき必要な措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 原子力災害対策等の基本となる計画

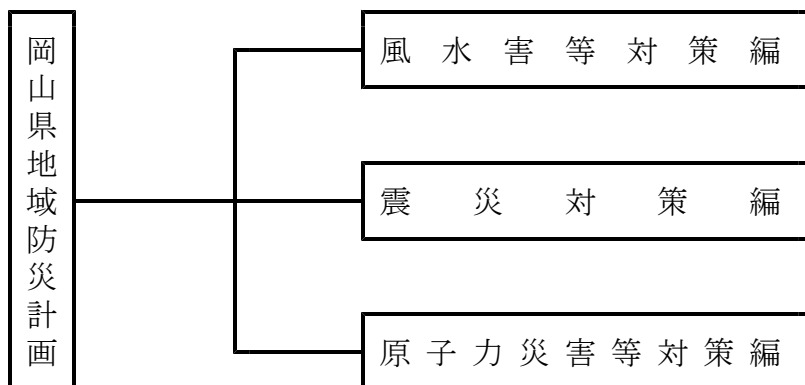
この計画は、県の原子力災害等対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じることとし、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう体制を整備するものとする。

2 岡山県地域防災計画との関係

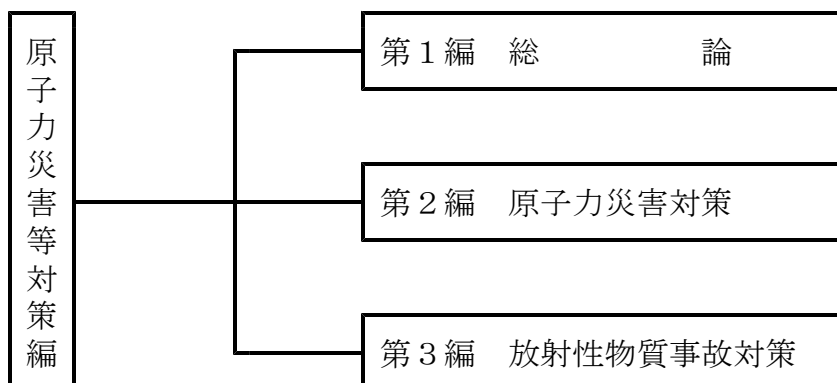
(1) 岡山県地域防災計画での位置づけ

この計画は、「岡山県地域防災計画」の「原子力災害等対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「岡山県地域防災計画（風水害等対策編）」に準ずるものとする。



(2) 原子力災害等対策編の構成

この計画の構成は、次の3編からなる。



3 市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画（原子力災害等対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないよう具体的な計画を定めておくものとする。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、鏡野町や周辺市である真庭市、津山市の住民等への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の内容の把握に努め、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

地域防災計画（原子力災害等対策編）は、中央防災会議の示す「防災基本計画」及び原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月改訂、以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

第5節 用語の意義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 県本部……………岡山県災害対策本部をいう。
- (2) 県現地本部……………岡山県現地災害対策本部をいう。
- (3) 町本部……………鏡野町災害対策本部をいう。
- (4) 県防災計画……………岡山県地域防災計画をいう。
- (5) 町防災計画……………鏡野町地域防災計画をいう。
- (6) 県本部長……………岡山県災害対策本部長をいう。
- (7) 町本部長……………鏡野町災害対策本部長をいう。
- (8) 防災関係機関……………県、県警察、県教委等、市町、津山圏域消防組合、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (9) 原子力事業者……………原災法第2条に該当する独立行政法人日本原子力研究開発機構をいう。
- (10) 人形峠環境技術センター……………独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターをいう。
- (11) 防災指針……………「原子力施設等の防災対策について」をいう。
- (12) 特定事象……………原災法第10条第1項に規定された異常事象をいう。
(人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は関係機関に通報することが義務付けられている。)
- (13) 現地事故対策連絡会議……………特定事象の通報を受けた後、オフサイトセンターにおいて国、県等関係機関で対策を協議するための連絡会議をいう。
- (14) 原子力緊急事態……………原災法第15条に規定された緊急事態をいう。
(内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を立ち上げる。)
- (15) オフサイトセンター……………原災法第12条に基づく緊急事態応急対策の拠点施設をいう。

- (16) 合同対策協議会……………原子力緊急事態宣言が発出されたとき、国、県、鏡野町、原子力事業者等が、それぞれに実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに組織する「原子力災害合同対策協議会」をいう。
- (17) SPEEDI
ネットワークシステム……………緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムをいう。
- (18) 周辺市……………津山市、真庭市をいう。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、県警察、県教委等、市町、津山圏域消防組合、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、岡山県地域防災計画（風水害等対策編）第2章に定める「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

1 県

- (1) 原子力防災に関する組織の整備に関すること。
 - (2) 原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
 - (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 原子力防災活動資機材等の整備に関すること。
 - (5) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。
 - (6) 平常時及び緊急時環境放射線モニタリングの実施に関すること。
 - (7) 国の専門家の派遣要請に関すること。
 - (8) 県本部の設置及び廃止に関すること。
 - (9) 住民等に関する広報及び指示伝達に関すること。
 - (10) 住民の避難及び立入制限等に関すること。
 - (11) 被災者の救助、救護及び支援等に関すること。
 - (12) 緊急時医療活動体制の整備に関すること。
 - (13) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
 - (14) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。
 - (15) 飲料水、食料、医薬品その他の物資の備蓄及び確保に関すること。
 - (16) 緊急輸送体制の整備に関すること。
 - (17) 災害復旧の実施に関すること。
 - (18) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
 - (19) 市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整に関すること。
 - (20) 国の災害対策本部等との災害応急対策の連絡調整に関すること。
-

- (21) その他原子力災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

2 県警察

- (1) 原子力災害警備計画に関する業務に関すること。
- (2) 原子力災害警備用資機材の整備に関すること。
- (3) 原子力災害情報の収集、伝達に関すること。
- (4) 屋内退避、避難誘導に関すること。
- (5) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策業務に関すること。
- (6) 治安の維持、その他災害時における必要な対策に関すること。
- (7) 関係機関による災害救助及び災害復旧活動への協力に関すること。

3 県教育委員会・私立各学校等管理者

- (1) 児童、生徒への原子力防災の知識の普及に関すること。
- (2) 原子力災害時における児童、生徒の退避等に関する体制の整備及び安全確保に関すること。
- (3) 退避、避難施設として学校施設の使用への協力に関すること。

4 市 町

[鏡野町]

- (1) 原子力防災に関する組織の整備に関すること。
- (2) 原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
- (3) 原子力防災訓練の実施に関すること。
- (4) 原子力防災資機材等の整備に関すること。
- (5) 原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。
- (6) 平常時及び緊急時環境放射線モニタリングへの協力に関すること。
- (7) 町本部の設置及び廃止に関すること。
- (8) 避難の勧告・指示及び避難所の開設に関すること。
- (9) 緊急時医療活動の実施及び協力に関すること。
- (10) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (11) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。
- (12) 飲料水、食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること。
- (13) 緊急輸送の確保に関すること。
- (14) 災害復旧の実施に関すること。
- (15) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

[周辺市（津山市、真庭市）]

- (1) 原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
- (2) 原子力災害に関する情報の収集、伝達に関すること。

5 津山圏域消防組合

- (1) 原子力防災知識の普及と啓発に関すること。
- (2) 原子力災害に関する情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 消火活動、救急活動及び救助活動に関すること。

6 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊）

- (1) 原子力災害派遣等におけるモニタリング支援に関すること。
- (2) 原子力災害派遣等における被害状況の把握に関すること。
- (3) 原子力災害派遣等における避難の援助、行方不明者等の捜索・救助に関すること。
- (4) 原子力災害派遣等における消防機関との共同による消防活動、応急医療・救護に関すること。
- (5) 原子力災害派遣等における人員及び物資の緊急輸送に関すること。
- (6) その他、炊飯、給水支援等に関すること。

7 指定地方行政機関

[中国管区警察局]

- (1) 管内各警察の指導、調整及び応援派遣に関すること。
- (2) 他管区警察局との連携に関すること。
- (3) 関係機関との協力に関すること。
- (4) 原子力災害に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (5) 警察通信の運用に関すること。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- (1) 原子力災害時における財政金融等の適切な措置に関すること。
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること。

[中国四国厚生局]

国立病院等における医療救護の実施に関すること。

[中国四国農政局]

- (1) 農林畜水産物等の安全確認のための調査への助言及び協力に関すること。
- (2) 原子力災害時における食料の供給に関すること。
- (3) 農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
- (4) 原子力防災に関する情報の収集及び報告に関すること。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- (1) 国有林の火災予防及び火災発生時の鎮圧、延焼の防止に関すること。
- (2) 林野・林産物の安全確認のための調査への助言及び協力に関すること。

[中国経済産業局]

- (1) 所掌事務に係る災害情報の収集、伝達に関すること。
- (2) 原子力災害時における災害対応物資の適正な価格による円滑な供給の確保のための指導に関すること。

[中国四国産業保安監督部]

所掌事務に係る原子力災害時の保安に関し必要な措置の指導に関すること。

[中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）]

- (1) 所掌事務に係る原子力災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 海上における物資・旅客の輸送確保のため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨に関すること。
- (3) 陸上における物資・旅客の輸送確保のため、自動車運送事業者に対する自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導に関すること。

[大阪航空局（岡山空港出張所）]

- (1) 航空機による原子力施設に対する災害の防止に関すること。
- (2) 航空情報に関すること。
- (3) 原子力災害時における人員、応急物資の確保に関すること。

[第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）]

所掌事務に係る災害情報の収集伝達に関すること。

[大阪管区气象台（岡山地方气象台）]

気象状況の把握及び通報連絡に関すること。

[中国総合通信局]

- (1) 原子力災害時に備えての電気通信施設整備のための調整、統制管理に関すること。
- (2) 原子力災害時における電気通信の応急対策、非常通信の運用管理に関すること。
- (3) 非常通信協議会を通じての地方公共団体、関係機関に対する非常通信の運用の指導協議に関すること。

[岡山労働局（県内各労働基準監督署）]

- (1) 原子力施設に対する災害対策の周知指導に関すること。
- (2) 原子力施設の被害状況の把握に関すること。
- (3) 労働者の被ばく管理・監督・指導に関すること。

[中国地方整備局]

(岡山河川事務所、岡山国道事務所)

- (1) 原子力災害時における河川に関する必要な措置の伝達に関すること。
- (2) 原子力災害時における一般国道に関する必要な措置の伝達に関すること。

(宇野港湾事務所)

港湾施設の整備と防災管理に関すること。

8 指定公共機関

[郵便事業株式会社（岡山支店）、郵便局株式会社（岡山中央郵便局）]

原子力災害時における郵便事業の運営の確保に関すること。

[日本銀行（岡山支店）]

- (1) 被災地の金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施の斡旋・指導に関すること。
- (2) 復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること。
- (3) 各種金融措置の広報に関すること。

[西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）]

原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

- (1) 原子力防災応急措置の実施に必要な通信設備の優先利用に関すること。
- (2) 原子力災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧に関すること。
- (3) 気象等警報の市町への連絡に関すること。

[株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（岡山支店）]

- (1) 原子力防災応急措置の実施に必要な通信設備の優先利用に関すること。
- (2) 原子力災害後に備えた災害応急対策用資機材、人員の確保に関すること。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

- (1) 原子力災害時における医療・助産その他救護に関すること。
- (2) 救助物資の備蓄及び被災者に対する給付に関すること。

[日本放送協会（岡山放送局）]

- (1) 原子力災害応急対策等の周知徹底に関する事。
- (2) 原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。
- (3) 義援金品の募集及び配布についての協力に関する事。

[中国電力株式会社（岡山支社）]

原子力災害時における、被災施設の早期復旧の実施及び供給量の確保に関する事。

[日本通運株式会社（岡山支店）]

- (1) 原子力災害時における県知事の車両借上要請に対する即応体制の整備に関する事。
- (2) 原子力災害時における物資の緊急輸送に関する事。

[西日本高速道路株式会社（中国支社）]

原子力災害時における中国自動車道、山陽自動車道、岡山自動車道及び米子自動車道の道路交通情報の伝達に関する事。

[独立行政法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）]

- (1) 原子力事業者防災業務計画の作成に関する事。
 - (2) 原子力施設の防災管理に関する事。
 - (3) 原子力防災に関する従業員等への教育及び訓練に関する事。
 - (4) 原子力災害時における状況の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関する事。
 - (5) 原子力施設における火災等への適切な対処のための自衛消防隊の整備に関する事。
 - (6) 原子力施設の火災時における消防機関への迅速な通報及び自発的な初期消火活動に関する事。
 - (7) 原子力災害時における施設内の応急対策に関する事。
 - (8) 原子力災害時における周辺住民等被災者の危険回避のため、情報伝達用の通信連絡設備及び通信連絡体制の整備に関する事。
 - (9) 環境モニタリング設備及び機器類の整備に関する事。
 - (10) 防護資機材の整備に関する事。
 - (11) 原子力防災対策資料の整備に関する事。
 - (12) 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施に関する事。
 - (13) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関する事。
 - (14) 原子力災害復旧に関する事。
 - (15) その他、国、県、鏡野町及び周辺市並びに関係機関等が行う原子力防災対策に関する全面的な協力に関する事。
-

9 指定地方公共機関

[各民間放送会社（山陽放送株、岡山放送株、テレビせとうち株）]

日本放送協会に準ずる。

[社団法人岡山県トラック協会]

- (1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備、備蓄に関する事。
- (2) 災害応急活動のため、各機関からの車両借上要請に対する配車の実施に関する事。

[岡山県貨物運送株式会社]

日本通運株式会社に準ずる。

[社団法人岡山県医師会]

- (1) 医療及び助産活動の協力に関する事。
- (2) その他保健衛生活動の協力に関する事。

10 公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関

[農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）]

被災調査、被災対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋についての協力に関する事。

[文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、日赤奉仕団、青年団、婦人会等）]

被災者の応急救助活動及び義えん金品の募集等についての協力に関する事。

[アマチュア無線の団体]

原子力災害時における非常無線通信の確保の協力に関する事。

[津山中央病院]

- (1) 救護所の設置への協力及び現地救護医療班への派遣に関する事。
- (2) 救護所（避難所）における被ばく者の除染に関する事。

[独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター]

- (1) 初期被ばく医療機関で処置できない患者の受入及び処置に関する事。
- (2) 三次医療機関との連携に関する事。

[広島大学病院 緊急被ばく医療推進センター]

- (1) 初期及び二次被ばく医療機関で対応が困難な患者の受入及び処置に関する事。
- (2) 国の三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所との連携に関する事。

第2編 原子力災害対策

第1章 総 則

第1節 基本方針

本編は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する、人形峠環境技術センターに係る原子力災害対策（事業所外運搬に係るものを含む。）を定めるものである。

第2節 原子力施設の概要

設 置 者	独立行政法人 日本原子力研究開発機構		
事 業 所 名	人形峠環境技術センター		
所 在 地	苫田郡鏡野町上齋原1550		
施 設 名	ウラン濃縮原型プラント	濃縮工学施設	製錬転換施設

〔資料1〕 人形峠環境技術センター施設配置図

第3節 防災対策を重点的に充実すべき地域

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準とし、各原子力施設ごとに行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。

この考え方を踏まえ、本県において、防災対策を重点的に充実すべき地域は次のとおりとする。

防災対策を重点的に充実すべ地域を含む市町村名	鏡 野 町
防災対策を重点的に充実すべき地域	池 河 地 区 （別図に示す範囲）

〔資料2〕 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲(EPZ)及び周辺地域図

〔資料3〕 各原子力施設の種類ごとのEPZのめやす

第4節 周辺市等への情報伝達

県は、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）」以外の地域で、人形峠環境技術センターが所在する鏡野町に隣接する等行政区画上密接な関係にある周辺市及び津山圏域消防組合と災害時の情報伝達を積極的に行うものとする。

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

人形峠環境技術センターからの核燃料物質（放射性物質）及び放射線の放出形態としては、ウランの漏えい等が想定されるが、施設外への影響は限られた範囲になると考えられる。

また、臨界事故については、臨界を意図した違反行為による発生の可能性は否定できないが、施設外への影響は限られた範囲になると考えられる。

1 火災、爆発等による核燃料物質の放出

火災、漏えい等によって施設からウラン（ UF_6 ）が漏えいした場合、大気中でエアロゾル（大気中に浮遊する微粒子）形態のフッ化ウラニル（ UO_2F_2 ）と気体としてのフッ化水素（ HF ）が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。

爆発等によりフィルターを通さずに放出されるものは、粗い粒子のものが多くみられるが、気体状の物質に比べ早く沈降する。

2 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が周囲に放出される。

施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線は、施設からの距離のほぼ2乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、人形峠環境技術センターに係る原子力災害の発生又は拡大を未然に防止するために必要な予防体制及び施設、防護資機材等の整備、防災訓練の実施等について定めるものである。

第2節 人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保

人形峠環境技術センターは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）等関係法令並びに県及び鏡野町との間で締結している「(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」（以下「県、鏡野町との協定」という。）を遵守し、安全確保及び公害の防止並びに環境の保全に万全の措置を講じ、人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに自然環境を確保し操業するものとする。

【資料4】人形峠環境技術センター周辺環境等に関する協定資料集

第3節 人形峠環境技術センターとの防災業務計画に関する協議

県は、人形峠環境技術センターが作成し、又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県防災計画と整合性を保つ等の観点から、人形峠環境技術センターが原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日の60日前までに、当該計画案を受理し協議を開始するものとする。

第4節 報告の徴収と立入検査

- 1 県は、必要に応じ、人形峠環境技術センターから報告を徴収し、適時適切な立入検査を実施すること等により、人形峠環境技術センターが行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。
- 2 立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第5節 原子力防災専門官との連携

県は、地域防災計画（原子力災害等対策編）の作成、人形峠環境技術センターの防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、鏡野町、人形峠環境技術センターその他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 職員の非常参集体制

- ① 県及び鏡野町等は、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保を図る。
- ② 県及び鏡野町等は必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを関係職員に周知させるとともに、訓練等により活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他の関係機関等との連携を図る。

(2) 情報収集・連絡体制

- ① 鏡野町、津山圏域消防組合等は、迅速、的確に総合的な防災対策を実施するため、気象情報等を提供する防災情報システムの活用を図る。
- ② 県及び鏡野町等は機動的な情報収集活動を行うため、航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、画像情報等の収集・連絡システムの整備を推進する。
- ③ 県及び鏡野町等は、インターネット、防災無線等の通信手段により、民間企業、報道機関、あるいは住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- ④ 関係機関は、相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

- ⑤ 関係機関は、災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線通信等による移動通信系の活用体制について整備する。
- ⑥ 関係機関は、災害時の情報通信手段を確保するため、運用・管理・整備等に当たっては、次の点を考慮する。
 - ア．無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保
 - イ．無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練の実施
 - ウ．災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用促進

県は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関が円滑に利用できるよう、国及び鏡野町等とともに情報のデータベース化やネットワーク化などについて、その推進に努めるものとする。

(3) 原子力防災対策関連の各種資料の収集及び整備

県は、鏡野町等と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するものとする。

【整備を行う資料】

① 原子力施設に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（人形峠環境技術センターとの距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の幼稚園、学校、診療所、病院、老人保健福祉施設、身体障害者援護施設等に関する資料（人形峠環境技術センターとの距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（位置、収容能力、対応能力、搬送ルート等）
- キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ 線量推定計算に関する資料
- ウ 平常時環境放射線モニタリング資料
- エ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- オ 農林畜水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

【資料5】原子力防災関連資料

3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、人形峠環境技術センターからの状況報告及び関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

国、県、鏡野町及びオフサイトセンターとの間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

① 県防災行政無線の2重ルート化

県は、県防災行政無線について、地上系と衛星系の2重ルート化に努めるとともに、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

② 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

③ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ伝送システムの構築と活用に努めるものとする。

④ 災害時優先電話等の活用

県は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

第7節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 特定事象発生の通報を受けたときの体制等の整備

(1) 特定事象発生の通報を受けたときの体制

県は、特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。

また、事故対策のための警戒体制を取るためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) オフサイトセンターにおける現地事故対策連絡会議の立上協力体制

県は、特定事象発生のお知らせを受けた場合は、オフサイトセンターにおける現地事故対策連絡会議の立上準備が円滑に行われるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置されている原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定しておくとともに、オフサイトセンターへの派遣手続き等を定めておくものとする。

【資料12】 4 原子力災害対策合同協議会等の構成員

2 災害対策本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする県本部を迅速・的確に設置・運営するため、県本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。県現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

3 オフサイトセンターにおける合同対策協議会等の体制

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言発出後は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、鏡野町とともに合同対策協議会を組織し、オフサイトセンターに設置する。

合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、県及び鏡野町の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者並びに原子力事業者の代表者から権限を委任された者をもって構成され、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、原子力緊急時支援・研修センター（日本原子力研究開発機構）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、県は合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法、現地における対応方針を定める少人数のグループ等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

また、県は、少人数のグループのメンバーとなる責任ある判断の行える者をあらかじめ定めておくものとする。

さらに、オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会の下に施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の機能別作業班を設け、国、県、鏡野町及び人形峠環境技術センター等の職員を配置することとされており、県は各作業班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

4 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、鳥取県、鏡野町、周辺市、県警察、津山圏域消防組合、緊急被ばく医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。

5 広域緊急援助隊等

県警察は、原子力災害時において警備活動を円滑に行うため、広域緊急援助隊等県外部隊の受入れ体制などの整備を図るものとする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について、県内外の市町村等による協定の締結促進や消防の相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入れ体制の整備に努めるものとする。

7 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

また、県と自衛隊は、各々の計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平素から連携体制の強化を図っておくものとする。

8 緊急被ばく医療派遣チーム要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線障害専門病院等のスタッフからなる緊急被ばく医療派遣チームの要請手続きについて、あらかじめ定めておくとともに、受入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

9 広域的な応援体制等

県は、原子力災害時における広域的な応援を受けるため、隣接県等との応援協定の締結及び県内の市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。

また、県は、人形峠環境技術センターとの緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておくものとする。

10 オフサイトセンター

- (1) 県は、原災法第12条の規定により、オフサイトセンターの指定又は変更について国から意見を求められた場合は、意見を国に提出するものとする。

- (2) 県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。
- (3) 県、国、鏡野町は、相互に連携して、オフサイトセンターの施設、設備、配備している防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

[オフサイトセンターの概要]

① 設置場所

上齋原振興センター敷地内

② 施設内容

オフサイトセンター

合同協議会室、現地対策本部長室、防災専門官室、システム機器室、仮眠室等

プレス対応会議室

2階プレスセンター（プレス発表場所）、1階執務室（プレス及び住民対応用）

11 モニタリング体制等

県は、緊急時における人形峠環境技術センターからの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

(1) 緊急時モニタリング計画の策定

県は、防災指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定するものとする。

また、県は、緊急時モニタリング計画を踏まえ、必要に応じ、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。

(2) モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時及び緊急時における周辺環境への放射性物質及び放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

(3) モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な人員を確保するとともに、その役割等をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリング本部とその指揮下のモニタリング班で構成するモニタリング実施組織及びモニタリング本部長、班の役割等を定めておくものとする。

(5) 関係機関との協力体制の整備

県は、国、人形峠環境技術センターその他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時から緊密な連携を図るものとする。

県は、国、指定公共機関及び人形峠環境技術センターから派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制を整備し、役割分担について定めておくものとする。

(6) SPEEDIネットワークシステムの整備・維持

国、県及び人形峠環境技術センターは連携し、必要に応じ、平常時からSPEEDIネットワークシステムと環境放射線テレメータシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

12 専門家の派遣要請体制

県は、人形峠環境技術センターから特定事象発生の通報を受けた場合は、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請することがあるため、その手続きをあらかじめ定めておくものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成

県は、鏡野町に対し、国及び人形峠環境技術センターの協力の下、屋内退避及び避難収容計画の作成について支援するものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

県は、鏡野町に対し、コミュニティセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、搬送用資機材・車両等の整備

県は、鏡野町に対し、住民等の避難誘導・搬送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

県は、鏡野町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。

3 災害時要援護者の避難誘導・搬送等安全確保体制の整備

県は、鏡野町に対し、乳幼児、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の災害時要援護者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、災害時要援護者及びその保護者等との連絡体制、安否の確認方法等を整備するよう助言するものとする。

また、鏡野町は、医療・福祉機関との連携の下での災害時要援護者への速やかな支援のための協力体制の確立を図り、屋内退避施設等を整備するとともに、災害時要援護者向けの避難先を確保するものとする。

なお、鏡野町は、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、災害時要援護者に対する体制を整備するとともに、災害時要援護者を助け合える地域づくりを進める。

(1) 防災知識の普及

ア 県は、鏡野町と協力して、災害時要援護者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ 鏡野町は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における災害時要援護者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障害者相談員、関係施設職員等に対し、防災知識の普及啓発等を行う。また、地域で生活する外国人に対しては、外国語のパンフレットの配布を行うなどの配慮を行うものとする。

ウ 災害時要援護者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者がいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図るものとする。

エ 災害時要援護者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくことに努めるものとする。

(2) 災害時要援護者の把握

ア 県は、鏡野町に対し、災害時要援護者の居住地、自宅の電話番号、家族構成、保健福祉サービスの提供状況、外国語による情報提供の必要性及び近隣の連絡先等の情報を日頃から把握しておくよう助言するものとする。

イ 災害時要援護者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努めるものとする。

(3) 生活の支援等

ア 県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、鏡野町による災害時要援護者に関する生活対策の確立を支援する。

イ 県は、鏡野町に対し、災害時において、災害時要援護者に対する避難所における情報提供等支援が迅速かつ適切に行われるよう、次の事項を含むマニュアルを作成するよう助言するものとする。

- ・災害時要援護者の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項
- ・障害の状況に応じた情報提供に関する事項
- ・特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保等に関する事項
- ・避難所、居宅へ必要な資機材の設置・配付に関する事項
- ・避難所、居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- ・老人保健福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への2次避難を要する者についての受入れ要請に関する事項
- ・外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

4 住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、鏡野町が避難のための立ち退き勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう鏡野町に対し助言するものとする。

5 避難所・避難方法等の周知

県は、鏡野町に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

6 ボランティア等の受入れ体制

県及び鏡野町は、専門的な知識を有するボランティア等の受入れ体制を整備するものとする。

第9節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港から現地までの先導体制等）について、あらかじめ定めておくものとする。

2 交通管理体制等の整備

- (1) 県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との間の交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。
- (2) 県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- (3) 県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。
- (4) 県は、国及び鏡野町の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い、道路管理の充実を図るものとする。

第10節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、鏡野町等と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努める。

鏡野町及び人形峠環境技術センターは、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 医療活動用資機材及び緊急時被ばく医療活動体制等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

また、県は、緊急時被ばく医療体制についての資料を収集、整理しておくものとする。

さらに、県は、国と協力し、緊急時被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備に努めるとともに、緊急時被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする。緊急時被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

(1) 緊急時医療資機材等の備蓄

県は、原子力災害時における緊急時医療に対応できるよう、平常時から緊急時医療資機材等を整備・維持管理するものとする。

(2) 安定ヨウ素剤の備蓄

県及び鏡野町は、原子力災害時における放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを予防するため、安定ヨウ素剤を備蓄する。

3 消火活動用資機材等の整備

県は、平常時から鏡野町及び人形峠環境技術センター等に対して、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制整備について助言するものとする。

人形峠環境技術センターは、原子力事業者の努めとして、平常時から原子力施設における火災等に適切に対処するための自衛消防隊を整備するものとする。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 県は、国及び鏡野町等と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとする。

(2) 県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、鏡野町等及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行うものとする。

第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 県は、国及び鏡野町等と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

2 県は、国及び鏡野町等と連携し、常に的確な情報を伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図るものとする。

3 県は、国及び鏡野町等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び鏡野町等と連携し、災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

5 県は、コミュニティー放送、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、有線放送、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第12節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 住民等への広報活動

県は、国、鏡野町及び人形峠環境技術センターと協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

また、鏡野町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥ コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
- ⑦ 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。

2 防災週間等における啓発事業の実施

県、鏡野町、防災関係機関等においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、原子力防災等に関する啓発活動を実施し、意識の高揚を図る。

(主な予防運動実施時期)

- ・ 防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・ 防災週間（8月30日～9月5日）
- ・ 防災の日（9月1日）
- ・ 救急の日（9月9日）
- ・ 救急医療週間（9月9日を含む1週間）
- ・ 原子力の日（10月26日）

第13節 防災関係機関の防災業務関係者に対する研修

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災関係機関の原子力防災担当者に対し、国が指定した機関等の実施する原子力防災に関する研修への積極的な参加を促すものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努めるものとする。

- ① 原子力防災体制及び組織に関すること。
- ② 原子力施設の概要に関すること。
- ③ 原子力災害とその特性に関すること。
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤ 平常時・緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- ⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
- ⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑨ 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること。
- ⑩ その他、緊急時対応に関すること。

第14節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

(1) 県は、国、人形峠環境技術センター等関係機関の支援の下に、

- ① 県本部等の設置運営訓練
- ② オフサイトセンターへの参集、現地事故対策連絡会議等立上げ、運営訓練
- ③ 緊急時通信連絡訓練
- ④ 緊急時モニタリング訓練
- ⑤ 緊急時被ばく医療訓練
- ⑥ 周辺住民等に対する情報伝達訓練
- ⑦ 周辺住民等避難訓練

等の防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

(2) 県は、国が原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時被ばく医療、緊急時モニタリング、住民等避難及び住民等に対する情報提供等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は、訓練計画に基づき、国、人形峠環境技術センター等関係機関の支援の下、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、人形峠環境技術センターが原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には、必要に応じて住民の協力を得て、国、鏡野町、人形峠環境技術センター等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

県は、訓練を実施するに当たり、国の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上や迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練の目的、チェックすべき項目を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後は第三者を活用した訓練の評価を実施し改善点を明らかにすることとする。

なお、明らかになった改善点はマニュアルの改定に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

さらに、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第15節 原子力施設周辺空域の飛行規制

原子力施設周辺空域の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりとする。

- (1) 県は、原子力施設周辺空域における訓練及び試験飛行等を行う者に対し、原子力施設の災害の発生を防止するため、同空域の飛行規制措置を遵守するよう要請する。
- (2) 原子力事業者及び鏡野町長は、飛行規制措置を遵守しない飛行の事実を知ったときは、県に通報するとともに大阪航空局（岡山空港出張所）に対し、必要な措置を講じるよう求めるものとする。

第16節 災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第10条に基づき原子力事業者から特定事象の通報があった場合の対応及び同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に定めるものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 特定事象発生情報等の連絡

(1) 人形峠環境技術センターから特定事象発生の通報があった場合

- ① 人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、特定事象を発見し、又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目途として、県をはじめ官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁（文部科学省、経済産業省）、文部科学省（※）、内閣府、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送信することとされている。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認することとされている。

※文部科学省が安全規制担当省庁に該当しない場合

- ② 安全規制担当省庁は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、文部科学省（※）、内閣府、原子力安全委員会、鏡野町及び関係県警察本部（岡山、鳥取）に連絡することとされている。

※文部科学省が安全規制担当省庁に該当しない場合

- ③ 県は、人形峠環境技術センター及び国（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、周辺市等及び関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。
- ④ 原子力検査官事務所に配置された国の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、鏡野町、鳥取県に連絡することとされている。

【資料6】 特定事象の通報基準

【資料7】 原子力緊急事態宣言発出の基準

(2) 県のモニタリングステーションで特定事象発生の通報を行うべき数値が検出された場合

- ① 県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングステーションにより、特定事象発生の通報を行うべき数値が検出された場合は、直ちに原子力防災専門官に連絡するとともに、人形峠環境技術センターに確認を行うものとする。
- ② 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力検査官事務所に配置された国の職員と連携を図りつつ、人形峠環境技術センターに施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について連絡を受けるものとする。

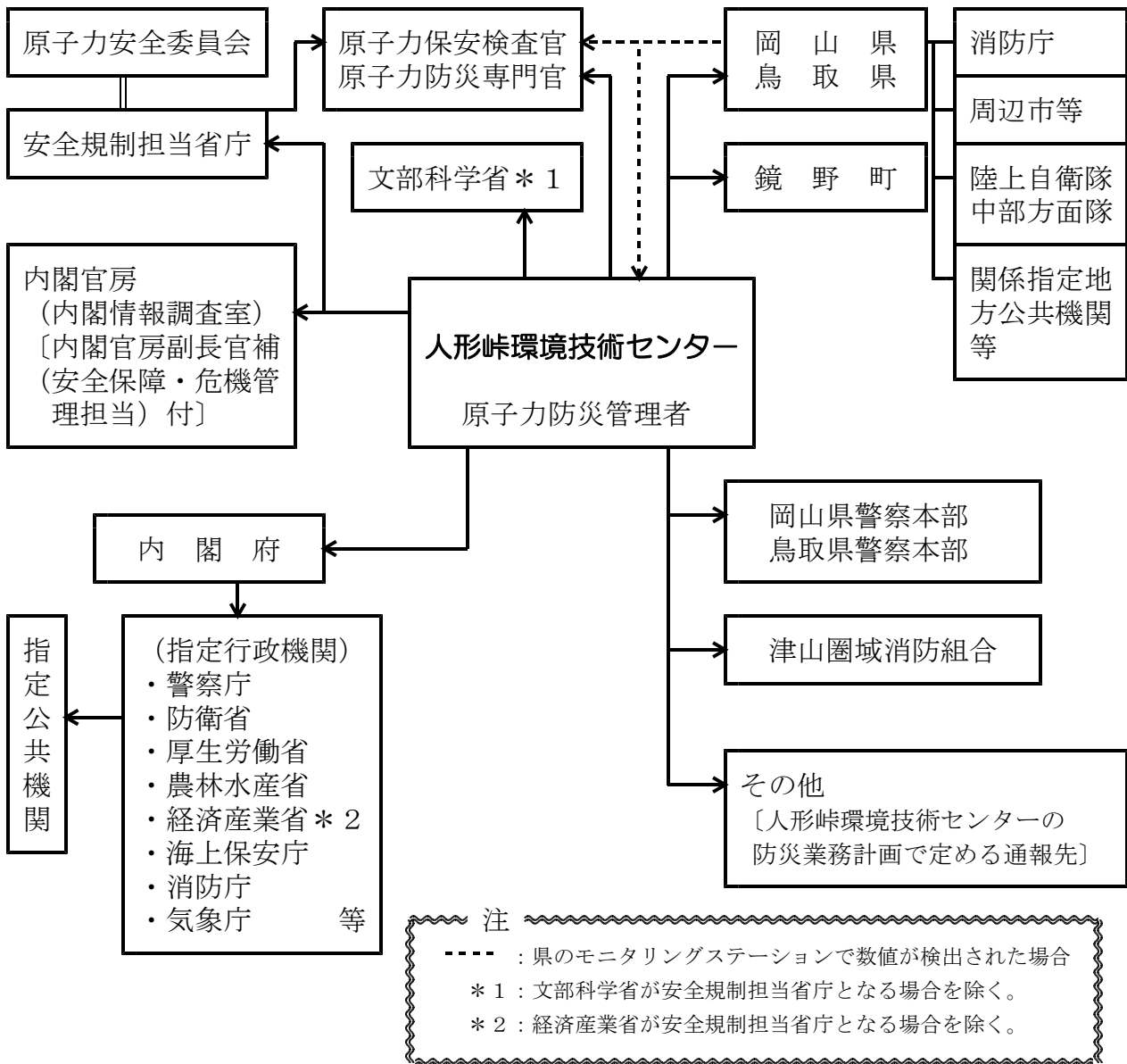
(3) 特定事象の通報基準に該当しない異常事象等への対応

人形峠環境技術センターは、施設内で特定事象には該当しないが、県との協定に基づく通報対象となる事象（以下「通報事象」という。）が発生したときは、県及び鏡野町並びに周辺市等へ直ちに通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を県及び鏡野町並びに周辺市等へ報告するものとする。

なお、通報を受けた県及び鏡野町は当該事象の推移に留意し、情報の収集に努め、事象の拡大防止に協力するとともに、状況に応じて警戒体制をとるものとする。

[資料8] 「(独)日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書」に定める通報事象(抜粋)

[連絡系統図]



2 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- ① 人形峠環境技術センターは、県をはじめ国、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、原子力防災専門官等に施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。

- ② 県は、国（原子力防災専門官を含む。）や周辺市及び関係する指定公共機関等との間において、人形峠環境技術センター及び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等について連絡を密にするものとする。
- ③ 県及び鏡野町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。
- ④ 県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

（2）原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

- ① 県は、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、鏡野町、指定地方公共機関及び人形峠環境技術センターその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて原子力施設の状況の把握を行う班、モニタリング情報の把握を行う班、医療関係情報の把握を行う班、住民避難・屋内退避状況の把握を行う班等の機能別に分けた作業班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。
- ② 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。
- ③ 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに緊急事態応急対策実施区域に係る県及び鏡野町をはじめ人形峠環境技術センター、関係機関等との連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

3 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

（1）特定事象発生の通報を受けた場合の対応

県は、人形峠環境技術センター施設周辺における放射線の影響を把握するため、平常時のモニタリング結果の取りまとめを行うとともに、平常時に行っているテレメータによる観測データの推移に留意し、その状況を逐次、国、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとする。

さらに、緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。

（2）原子力緊急事態宣言発出後の対応

- ① 県は、人形峠環境技術センター施設周辺への放射性物質及び放射線に関する情報を得るため、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、関係機関からの情報を含め、緊急時モニタリング結果を取りまとめ、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、連絡するものとする。

- ② 県は、緊急時モニタリングを実施するに当たり、緊急時モニタリング本部（以下「モニタリング本部」という。）を設置する。

〔緊急時モニタリング実施計画〕

緊急時モニタリングは、次の2段階で実施するものとし、空域においてこれを実施する必要があるときは、自衛隊に協力を要請するものとする。

- ③ 第1段階の緊急時モニタリング

第1段階の緊急時モニタリングは、放射性物質の環境への異常な放出又はそのおそれが発生したときに、直ちに開始する。

第1段階の緊急時モニタリング結果は、放出源の情報、気象情報及びSPEED Iシステム等から得られる情報とともに総合的に解析し、防護対策の判断に資するものとする。

〔測定項目〕

- ア 空間放射線量率
- イ 大気中の放射性物質濃度
- ウ 飲料水、農林畜水産物、河川水及び土壌中の放射性物質濃度

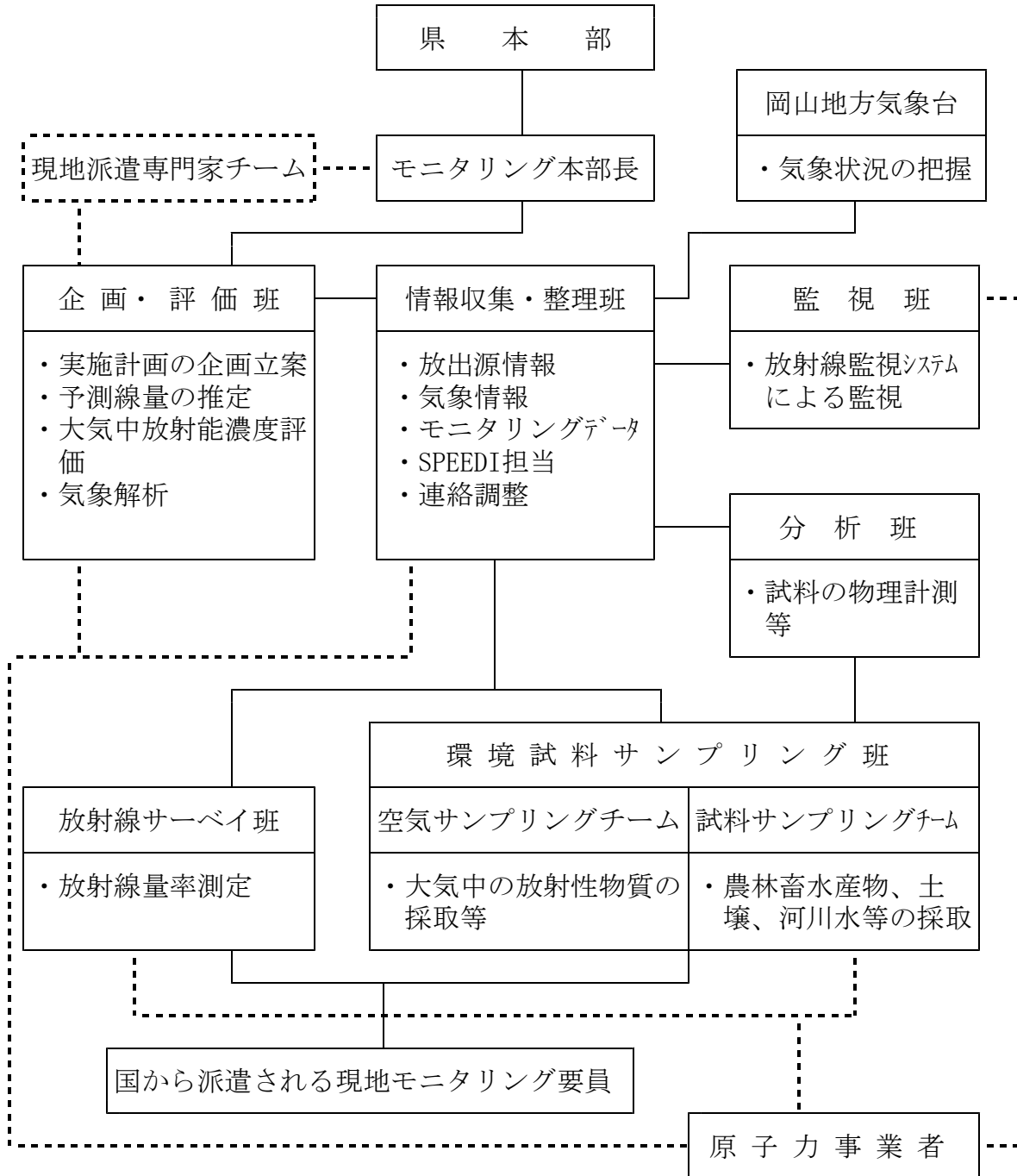
- ④ 第2段階の緊急時モニタリング

第2段階の緊急時モニタリングは、第1段階の緊急時モニタリング結果により更に広い地域について周辺地域の環境に対する放射性物質及び放射線の全般的影響の評価、確認に資するため実施するものである。

〔測定項目〕

- ア 空間放射線量率
- イ 大気中の放射性物質濃度
- ウ 大気中のフッ素濃度
- エ 飲料水、農林畜水産物、河川水及び土壌中の放射性物質濃度
- オ 積算線量

[モニタリング実施組織]



注) ----- は、県の緊急モニタリング本部が行う措置に対し、各関係機関が必要に応じ、応援・指導・助言を行うことを表している。

[モニタリング組織の役割]

	組 織	役 割	設 置 場 所	
本 部	モニタリング本部長	・モニタリング本部を総括し、緊急時環境モニタリング作業を指揮する。	オフサイト センター	
	現地派遣専門家チーム	・モニタリング本部長等に対し、必要な技術的事項について指示、指導、助言を行う。		
	情報収集・整理班	・放出源、気象及びモニタリングのデータ及び各作業班の測定結果等の情報収集及びSPEEDIの操作を行う		
	企画評価班	・情報収集・整理班が収集した各種情報を解析し、住民の被ばく線量の推定・評価等を行う。		
作 業	監 視 班	・放射線監視システムによる観測データの推移に留意し、その状況を逐次、国、オフサイトセンター等関係機関に連絡する。	環境保健 センター	
	分 析 班	・サンプリングした試料の物理計測等を行い、試料中の放射能を同定定量する。		
	放射線サーベイ班	・緊急時モニタリング対象区域の中性子や空間ガンマ線のサーベイを行い、避難指示や外部被ばく線量の推定に必要な基礎資料を測定する。	人形峠環境技術 センター周辺で 活動	
班	環 境 試 料 サ ン プ リ ン グ 班	空 気 サ ン プ リ ン グ チ ー ム		・緊急時モニタリング対象区域で、大気中の放射性物質のサンプリングと簡易計測を行い、空気中の放射能濃度を求める。
	試料サンプリングチーム	・緊急時モニタリング対象区域の土壌、飲料水、農林畜水産物、河川水等のサンプリングを行い分析班へ送る。		

第3節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 事故対策のための警戒体制

① 警戒体制

県は、通報事象発生の通報等を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置を講じるとともに、当該通報事象等が特定事象に拡大するおそれがある場合には、国、鏡野町及び人形峠環境技術センター等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとるものとする。

また、夜間、休日等の職員の緊急呼出については、県（集中配備室）に入った情報を災害連絡要員に携帯電話等で連絡することにより、迅速に対応するものとする。

〔警戒体制時の職員の非常参集体制〕

体制区分	参集時期	体制	参集要員
警戒体制	通報事象（協定第9条事象）及び同レベルの事故で、特定事象（原災法第10条事象）に拡大するおそれがあると認められるとき。	情報収集・連絡・緊急モニタリング活動等の応急対策を実施する体制。 〔警戒対策本部体制〕	警戒体制を取るために、あらかじめ指名された職員

〔資料9〕警戒体制時の組織

② 情報の収集

県は、通報事象発生の通報を受けた場合は、原子力防災専門官、人形峠環境技術センター等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるものとする。

③ オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、通報事象発生の通報を受け特定事象に拡大するおそれがある場合は、鏡野町と協力し、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

④ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催する場合は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣するものとする。

⑤ 国等との情報の共有等

県は、派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

⑥ 警戒体制の解除

警戒体制の解除は、以下の基準によるものとする。

ア. 県が原子力施設の事故が終結し、災害応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めるとき。

イ. 特別警戒体制をとるとき又は県本部が設置されたとき。

(2) 特別警戒体制

① 危機管理チーム会議の開催

県は、以下の基準により危機管理監を統括者とする危機管理チーム会議を開催するものとする。

ア. 事業所の区域の境界付近において次の基準以上の放射線量が検出される事象

- ・一地点で10分間以上継続して5 μ Sv/hを検出
- ・二地点以上で継続時間を問わず5 μ Sv/hを検出

イ. その他政令で定める事象

- ・排気筒、排水口その他通常時に放出が行われている場所で、一定の放射性物質が検出されることなど。

② 特別警戒体制の解除

特別警戒体制の解除は、警戒体制の解除と同じ基準による。

(3) 県本部の設置等

① 県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、又は知事が必要と認める場合は、防災・危機管理センターに知事を本部長とする県本部を設置するものとする。

また、原則として、副知事を本部長とする県現地本部を上齋原オフサイトセンターに設置するものとする。

なお、県が必要と認め、災害対策本部を設置する場合は、国に連絡するものとする。

② 県本部の廃止は、概ね次の基準によるものとする。

国の原子力災害対策本部については、緊急時モニタリングの結果等を勘案して、原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、原子力緊急事態解除宣言を行った上で、廃止することとされている。

県本部長は、原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力緊急事態宣言発出前において、原子力災害に係る応急対策が概ね完了したと認めるとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、国及び国派遣の専門家等の指導、助言を得て、県本部を廃止するとともに、鏡野町、周辺市町村等関係機関へ、その旨を通知するものとする。

〔資料10〕 県が必要と認め災害対策本部を設置する場合の連絡系統図

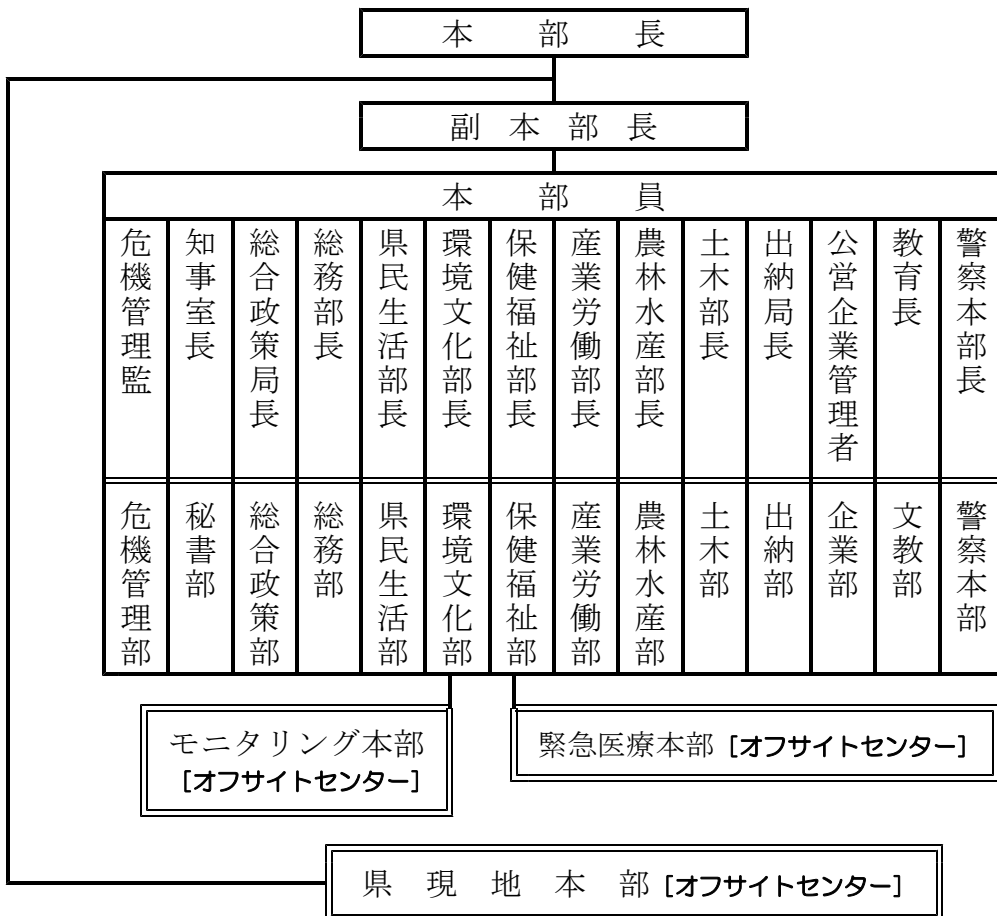
(4) 県本部等の組織、配備体制及び参集方法等

県本部等の参集体制、組織、構成、所掌事務等は、岡山県災害対策本部条例、岡山県災害対策本部規程及び岡山県災害対策実施要綱等に定めるところによる。

① 職員の非常参集体制

体制区分	参集時期	体制	参集要員
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。 ・知事が必要と認めるとき。 	県本部を設置し、県が全力を挙げて防災活動を実施する体制 [災害対策本部体制]	県本部設置の体制をとるため、あらかじめ指名された職員

② 県本部の組織



[資料11] 原子力災害に係る県本部各部の主要な所管事項

2 合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、あらかじめ定められた者をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

合同対策協議会の構成員は別表のとおりである。

〔資料12〕岡山県現地災害対策本部の構成

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、事業所等の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動を行うものとする。

3 専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報を受けた場合は、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国に対して、専門家の派遣を要請するものとする。

4 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

県は、必要に応じ、応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は鏡野町から要請があった場合は、消防庁に対し、速やかにその出動を要請するものとする。

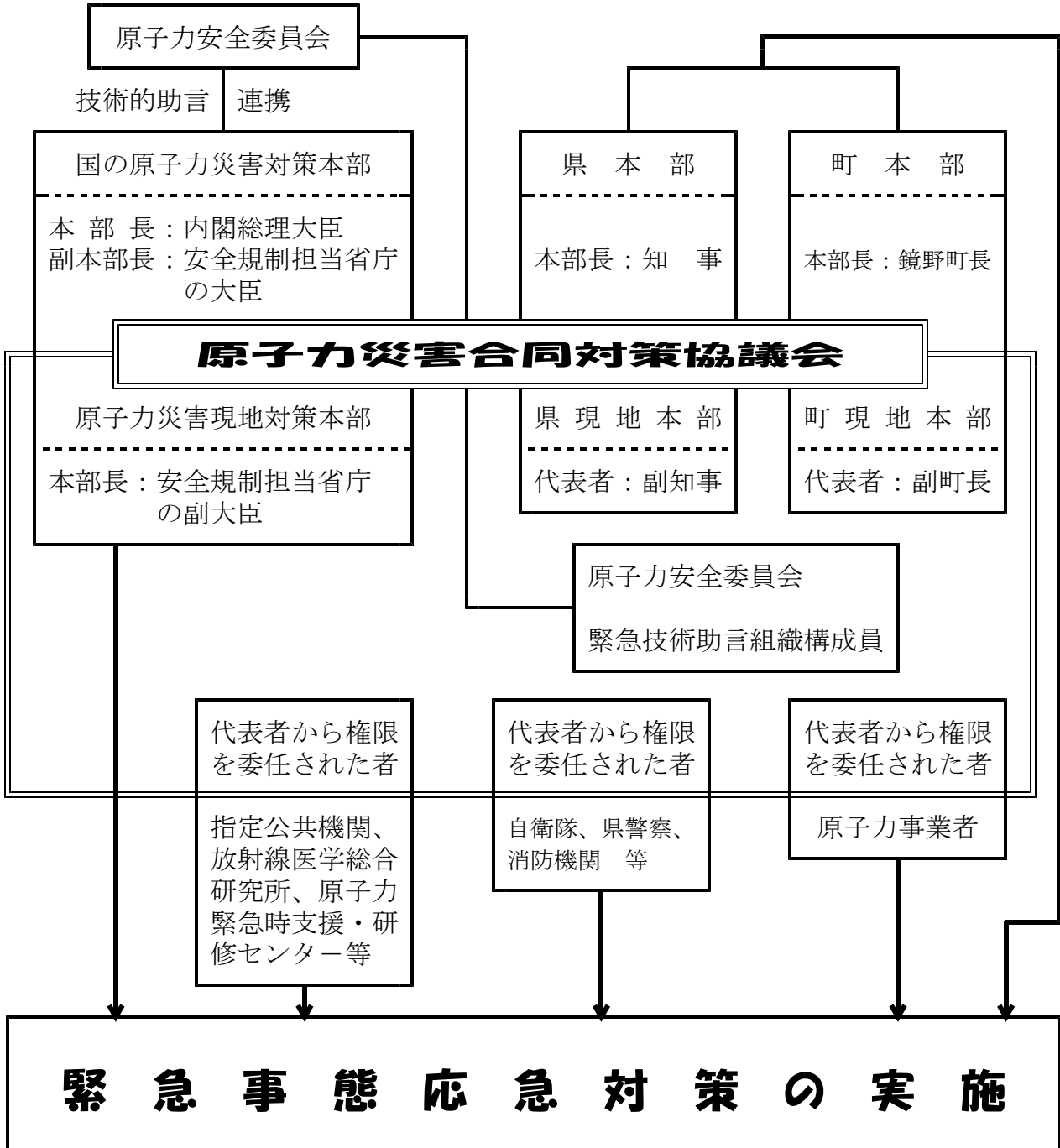
県公安委員会は、災害発生に伴う警備対策等の実施に関し必要があると認めるときは、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づく援助の要求を行うものとする。

(2) 職員の派遣要請等

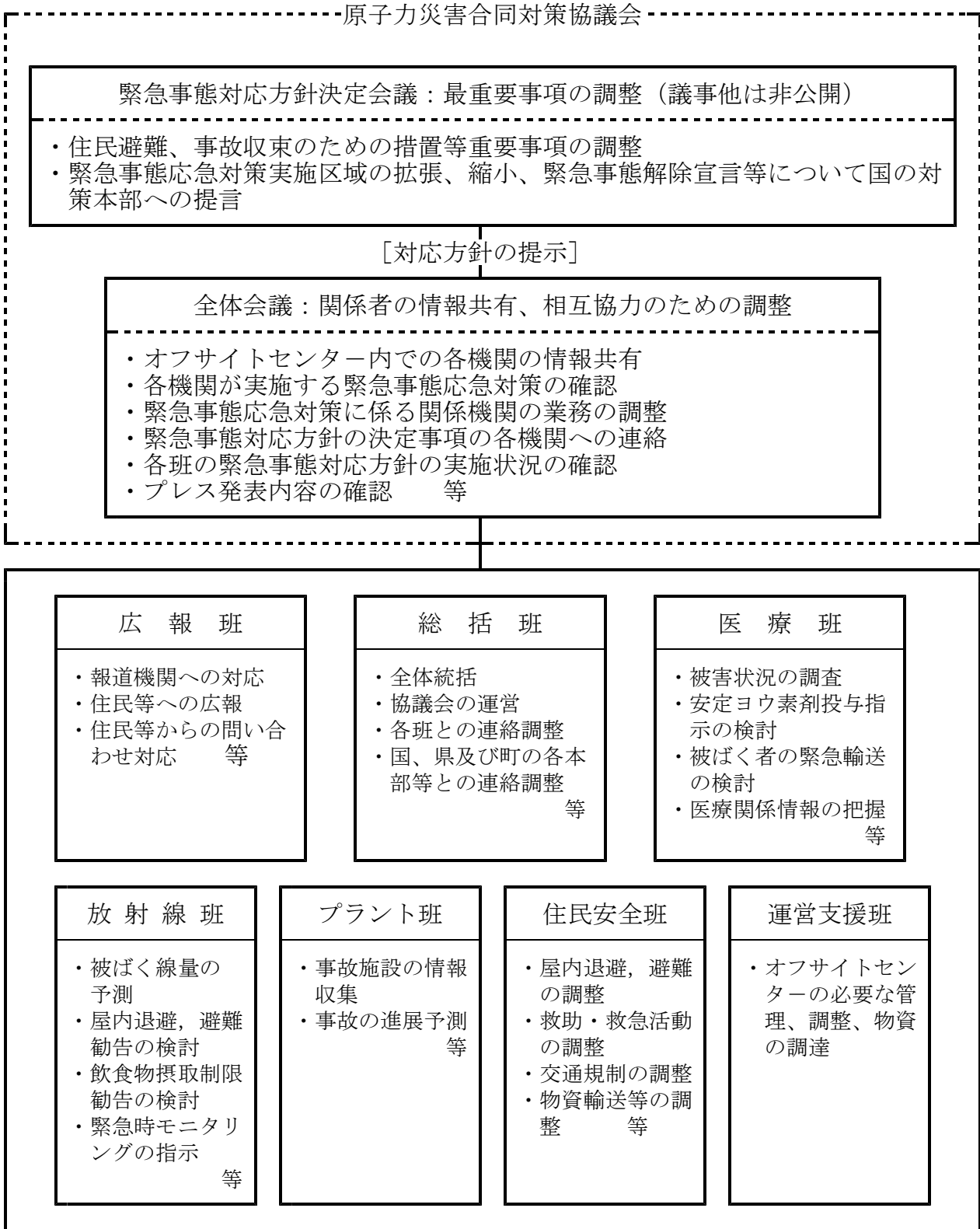
知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要があると認めるときは、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

また、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関若しくは指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

[原子力災害合同対策協議会の構成]
(オフサイトセンター内に設置・協議)



[合同対策協議会の組織]



5 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は鏡野町長から要請があった場合は、原子力災害対策本部（国設置）設置前においては、直ちに陸上自衛隊中部方面総監に対し派遣を要請するものとする。

また、原子力災害対策本部設置後においては、緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ、知事又は原子力災害対策本部長が直ちに派遣を要請するものとする。

なお、災害派遣部隊等は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して次に掲げる活動を行う。

① モニタリング支援

航空機等により、現地に派遣されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、空等からモニタリングを支援する。

② 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行い、被害の状況を把握する。

③ 避難の援助

鏡野町による避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

④ 行方不明者等の捜索救助

原子力事業所外において行方不明者、負傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常、他の救護活動に優先して捜索活動等を行う。

⑤ 消防機関との共同による消防活動

火災に対しては、消防機関に協力して、主に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、消防機関が提供するものを使用する。

⑥ 応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。

⑦ 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認めるものについて行う。

⑧ その他、炊飯・給水支援等

その他、要請により被災者等に対し炊飯・給水支援等を行う。

6 防災業務関係者の安全確保

県は、原子力緊急事態応急対策に関わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくするおそれがある環境下で活動する場合は、災害対策本部（又は県現地本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくするおそれがある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

(2) 防護対策

① 県現地本部長、緊急医療本部長、モニタリング本部長は、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の投与等必要な措置を講じるよう指示するものとする。

また、県現地本部長は、鏡野町その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の投与等必要な措置を講じるよう指示するものとする。

② 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、県現地本部長は、関係機関に対し、防護資機材の調達の要請を行うものとする。

さらに、防護資機材が不足する場合は、関係機関に対し、合同対策協議会を通じて防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

(3) 防災業務関係者の被ばく管理

① 防災業務関係者の被ばく管理については、あらかじめ定められた防護指標に基づき行うものとする。

【資料13】 防災業務関係者の放射線防護に係る指標

② 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各所属機関独自に行うものとし、県の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を県現地本部に置くものとする。

③ 県の被ばく管理を担う班は、県現地本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等の医療措置を行うものとする。

④ 県現地本部の被ばく管理を担う班及びモニタリング本部は、緊急医療本部及び緊急被ばく医療現地派遣チームと緊密な連携の下に被ばく管理を行うものとする。

また、必要に応じ、専門医療機関等に協力要請するものとする。

さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合は、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。

- ⑤ 県は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑥ 県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、鏡野町及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行うものとする。

第4節 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- (1) 県は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、その指示に従い、鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するものとする。

また、県は、住民の安全確保のために必要と認めるときは、独自の判断に基づき鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの勧告又は指示の助言等必要な緊急事態応急対策を実施する。

- (2) 県は、住民等の避難誘導に当たっては、鏡野町に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

- (3) 鏡野町は、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った場合は、県の協力を得て、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

[資料14] 屋内退避及び避難等に関する指標

2 災害時要援護者への配慮

県は、鏡野町に協力し、避難誘導及び避難所での生活に関して、災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境については、プライバシーにも十分配慮するものとする。

3 避難の勧告・指示の実効をあげるための措置

県は、鏡野町長等が避難を勧告し又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効をあげるために必要な措置を講じるよう関係機関に要請するものとする。

4 飲食物、生活必需品等の供給

県は、鏡野町からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認める場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

第5節 治安の確保

県は、防災対策を重点的に充実すべき地域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、鏡野町が、避難のための立退きの勧告又は指示等を行った区域については、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるものとする。

県警察は、鏡野町をはじめ関係機関と連携を密にし、次の措置を講じる。

- ア 避難地、警戒区域及び重要施設等の警戒
- イ 民間防犯活動に対する指導
- ウ 不法事犯等の予防及び取り締まり
- エ その他治安維持に必要な措置

第6節 飲料水、飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

県は、防災指針を踏まえた国の指導・助言及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講じるよう、鏡野町に指示するものとする。

〔資料15〕 飲食物摂取制限に関する指標

2 農林畜水産物の採取及び出荷の制限

県は、防災指針を踏まえた国の指導・助言に基づき実施する農林畜水産物のモニタリング調査の結果により、農林畜水産物の採取及び出荷の制限措置を決定したときは、鏡野町にその旨を指示するとともに、生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の採取、出荷の制限等必要な措置を講じるものとする。

3 飲料水及び食料の供給

県は、飲料水、食料の摂取制限等の措置を鏡野町へ指示したときは、鏡野町と協力して関係住民への応急措置を講じるものとする。

(1) 飲料水の供給

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが困難な場合は、汚染されていない井戸水、河川水をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、応援協力体制は次のとおりとする。

- ① 鏡野町は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、日本水道協会岡山県支部又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する人員及び給水資機材について、応援を要請する。
- ② 県は、鏡野町からの応援要請の実施が困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施又はこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。
- ③ 県は、鏡野町が実施する飲料水の供給について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう要請する。
- ④ 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(2) 食料の供給

① 米穀等の応急供給

県は、鏡野町から米穀等の確保の要請があったときは、届出事業者、中国四国農政局（食糧部）と協議し、届出事業者の流通在庫から確保する。

なお、届出事業者の流通在庫から確保できないときは、中国四国農政局（食糧部）に政府米の売却を要請する。

② 炊き出しその他による食料の給与

ア 鏡野町は応急的に乾パン、飯缶をもって食料の給与を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。

イ 炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 鏡野町は、炊き出し用米穀を必要に応じ、米穀小売り業者から確保するものとするが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け確保する。

③ 応援協力関係

ア 鏡野町は、自ら炊き出しその他による食料の給与を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施又はこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

イ 県は、自ら炊き出しその他による食料の給与を実施し、又は鏡野町からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、米穀等については中国四国農政局（食糧部）に、燃料については、中国経済産業局に調達を要請する。

また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

ウ 県は、鏡野町の実施する炊き出しその他による食料の給与について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう要請する。

エ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第7節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位及びその範囲

県は、鏡野町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

順位	順位別輸送範囲
第1位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を決定する少人数のメンバー
第2位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第3位	災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第4位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第5位	その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送体制の確立

① 輸送力の確保

自動車運送事業者等の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じるものとする。

② 緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

③ 輸送拠点の確保

ア 災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ 施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。

④ 応援協力関係

ア 緊急輸送を行う関係機関は、必要に応じ又は要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

イ 鏡野町及び関係機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(社)岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請するものとする。

ウ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。

特に、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に実施するものとする。

(2) 交通の確保

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導等の実施等を要請するものとする。

県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

① 交通規制

ア 県公安委員会、県警察による交通規制

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進及び一般交通の安全を図るため、災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救出、救護等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行うものとする。

イ 道路管理者による通行の禁止・制限

- ・道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準をあらかじめ定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じるものとする。
- ・災害が発生するおそれがある場合又は災害時において、必要に応じ、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。
- ・道路法による道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置するものとする。
- ・復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

ウ 相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域、期間及び理由等を相互に通知するものとする。

エ 交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置するものとする。

なお、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じるものとする。

オ 広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできるかぎり支障のないように努めるものとする。

② 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合は、岡山県警備業協会に協力を要請するものとする。

第8節 救助・救急、消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

(1) 県は、津山圏域消防組合等の行う救助・救急活動が円滑に行われるよう総合的に支援するとともに、必要に応じ、他都道府県又は人形峠環境技術センターその他の民間との協定により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じるものとする。

(2) 県は、津山圏域消防組合等から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村等に対し応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(3) 県は、津山圏域消防組合等から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに、緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った津山圏域消防組合等に連絡するものとする。

なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ① 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由並びに応援の必要期間
- ② 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③ 鏡野町への進入経路及び集結（待機）場所

2 医療活動

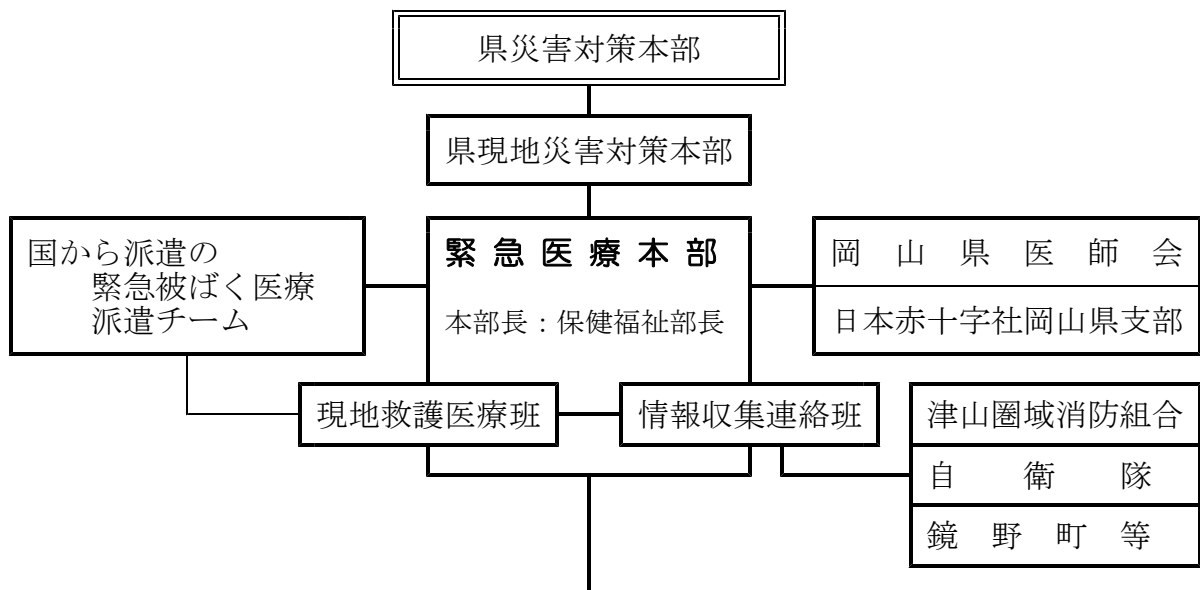
(1) 県は、国の原子力緊急事態宣言発出後の対応として、緊急時医療活動を実施するに当たり、緊急医療本部をオフサイトセンターに設置し、医療活動を行う。

緊急医療本部の組織及び任務、連絡系統及び緊急時医療活動の流れは、次のとおりである。

[緊急医療本部の組織及び任務]

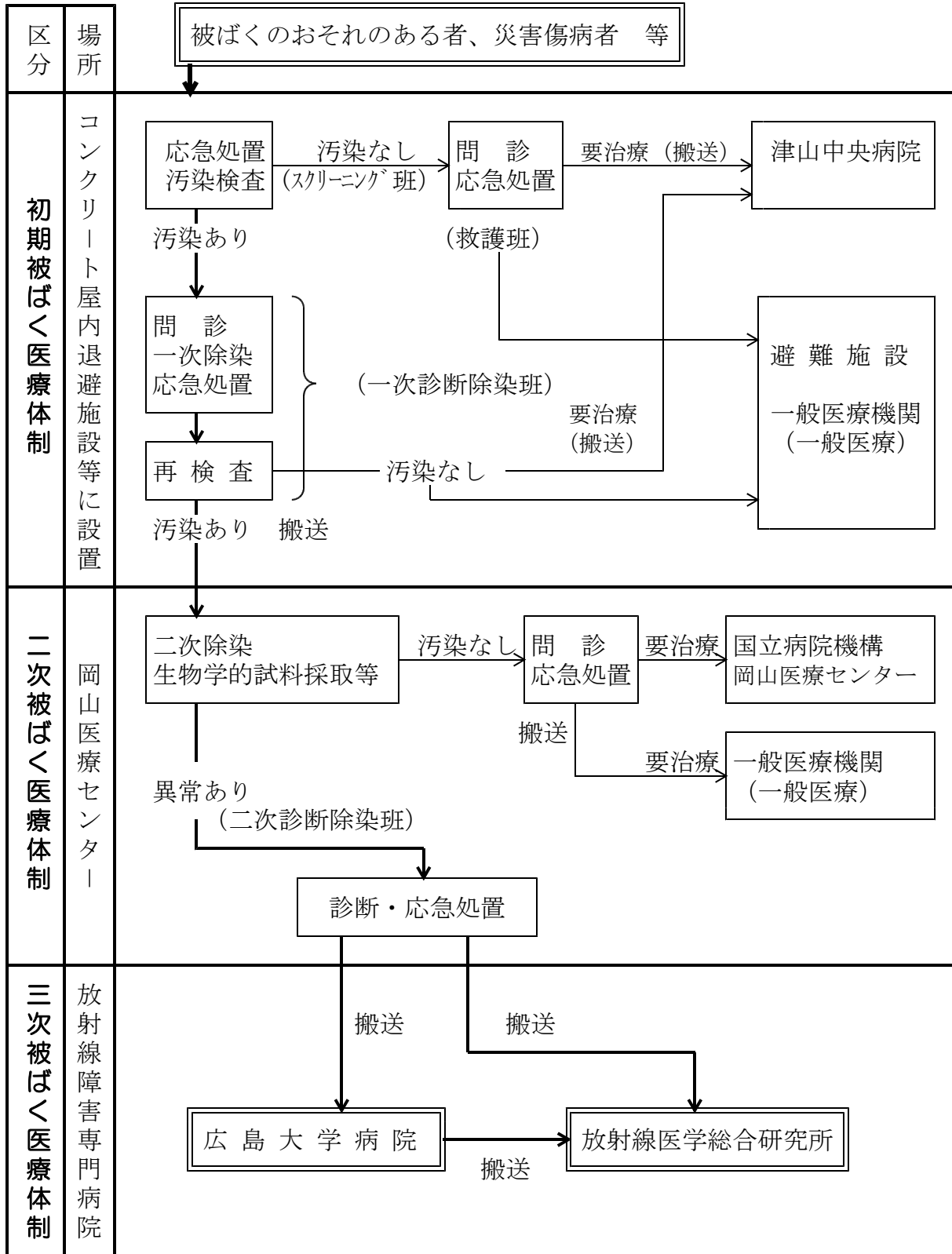
組 織	任 務
緊急医療本部長	保健福祉部長が本部長となり、オフサイトセンター内に設置する緊急医療本部を総括し、緊急時医療活動を指揮する。
岡山県医師会長	緊急医療本部に対し専門的立場から必要な助言・援助を行うとともに、現地救護医療班派遣に係る調整を行う。
日本赤十字社岡山県支部長	緊急医療本部に対し専門的立場から必要な助言・援助を行うとともに、現地救護医療班派遣に係る調整を行う。
情報収集連絡班の責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急被ばく医療に関する情報収集、 ・緊急被ばく医療活動実施計画の策定 ・現地救護医療班との連絡調整

[緊急医療本部の連絡系統]



緊急被ばく医療機関等			
区 分	初期被ばく医療機関	二次被ばく医療機関	三次被ばく医療機関
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
医療機関等	現地救護医療班 津山中央病院 一般医療機関 等	国立病院機構 岡山医療センター 等	広島大学病院 放射線医学総合研究所

[緊急時医療活動の流れ]



また、県は、必要と認める場合は、国立病院機構岡山医療センターをはじめ基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

- (2) 現地救護医療班等は、必要に応じて広島大学病院、国立病院機構岡山医療センター及び総合病院岡山赤十字病院を中心に各医療機関から派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ、治療を行うものとする。

また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

- (3) 県は、国の原子力災害現地対策本部から、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

- (4) 県は、自ら必要と認める場合又は鏡野町等から被ばく者の広島大学病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し輸送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への的確な情報伝達活動

- (1) 各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して、広報を実施する。

なお、災害時要援護者に配慮した伝達を行う。

- (2) 県及び鏡野町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺又は混乱を抑え、異常事態による影響をできるかぎり少なくするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

また、県は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、岡山情報ハイウェイを活用し、インターネットホームページにより情報を提供するよう努める。

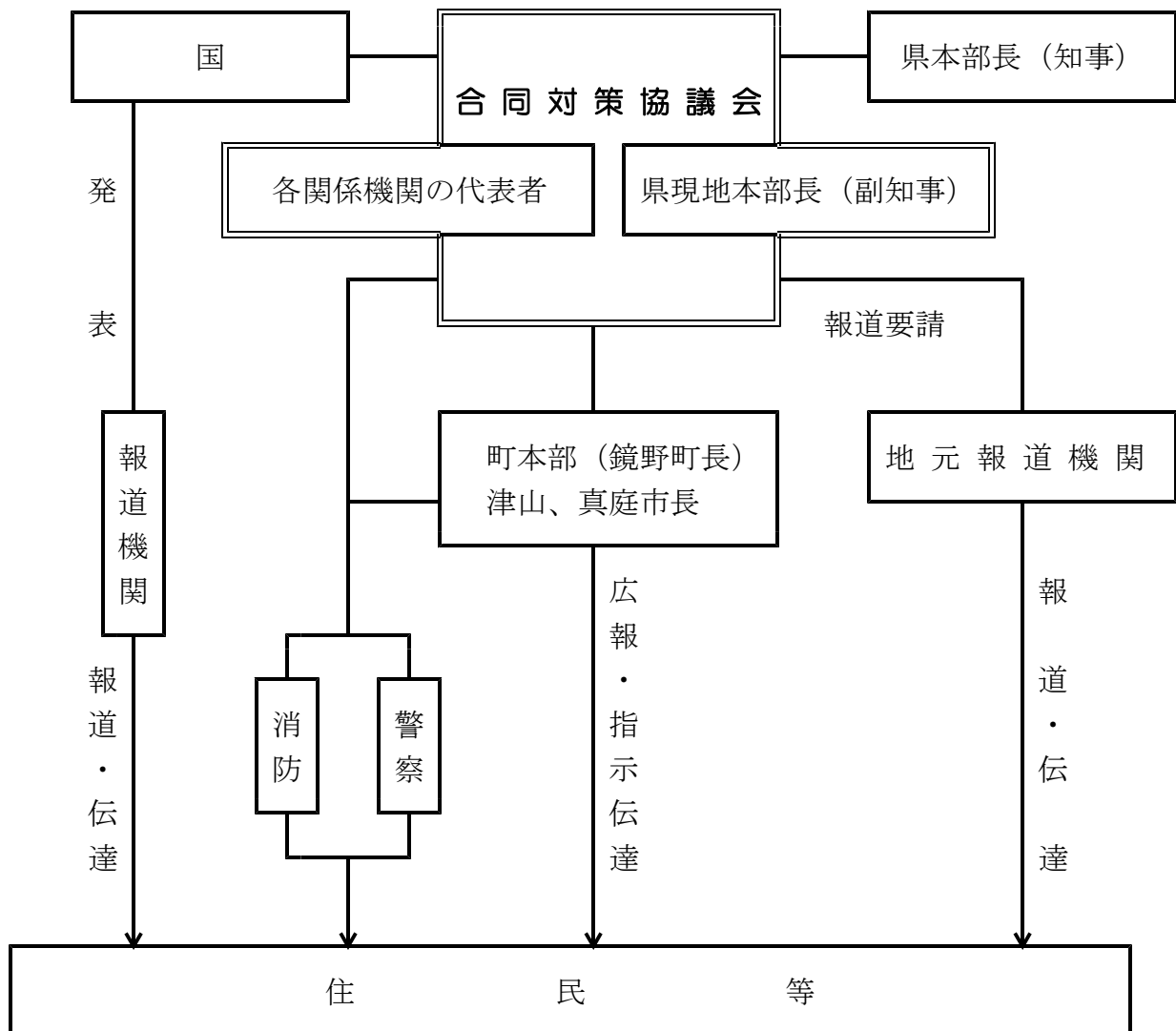
- (3) 県及び鏡野町は、住民等への情報提供に当たっては、国と連携し、情報の発信元を明確にし、情報の一元化を図るとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備するものとする。
- また、利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するとともに、定期的な情報提供に努めるものとする。
- (4) 県は、県の役割に応じ、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている対策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。その際、民心の安定及び災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。
- (5) 県は、国、鏡野町等と連携し、合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。
- その際、その内容について原子力災害対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び人形峠環境技術センターと相互に連絡を取りあうものとする。
- (6) 県は、国、鏡野町等と連携し、情報伝達に当たっては、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。
- また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。
- ① 報道機関は、各機関から災害広報の実施について依頼があった場合、積極的に協力するものとする。
- 報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。
- ア 災害関連番組
 - イ 災害関係の情報
 - ウ 安否情報
 - エ 災害対策のための解説
 - オ 関係機関の告知事項
 - カ 交通情報
 - キ その他必要な情報
- ② 各機関は、報道機関が災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合は、積極的に協力するものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、鏡野町等と連携し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。

また、情報の収集・整理に努めるものとする。

〔住民に対する広報及び情報体系図〕



第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めるものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要があると認められるときは、本章に定める対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

県は、鏡野町、人形峠環境技術センター及びその他の関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第3節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を鏡野町及び関係機関に指示するものとする。

また、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び人形峠環境技術センターと協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節 原子力事業者の災害復旧対策

1 災害復旧計画の作成

人形峠環境技術センターは、災害復旧対策についての計画を作成して、国、県及び鏡野町等に提出するとともに、計画に基づき速やかに災害復旧活動を実施するものとする。

2 損害賠償請求等への対応

人形峠環境技術センターは、相談窓口を設置する等、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備するものとする。

3 県等の行う災害復旧対策への協力

人形峠環境技術センターは、環境モニタリング、除染等に必要な防護資機材の貸与及び防災要員の派遣について、国、県、鏡野町等に全面的に協力するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

県は、鏡野町が、避難及び屋内退避の措置を講じた住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記載することに協力するものとする。

2 影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林畜水産業等の受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第7節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び鏡野町と連携し、原子力災害による風評被害等を未然防止し、又は影響を軽減するために、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第8節 被災中小企業等に対する支援

県は、必要に応じ、単県災害資金の貸付を行うとともに、国と連携し災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備導入資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災中小企業者等に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第9節 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び鏡野町と連携し、原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第10節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第3編 放射性物質事故対策

第1章 総 則

第1節 基本方針

医療用、工業用及び発電用の放射性物質の取扱いによる事故や放射性物質の発見等事故が発生し、又はそのおそれがある場合に関し、放射性物質の特殊性に鑑み、地域住民に対して影響が及ぶことがないように予防措置を定めるとともに、事故等から地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者（所有者、占有者、発見者等を含む。）及び防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力のもとに各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定めるものである。

第2節 本編の対象とする事象

1 放射性物質を取り扱う事業所に係る事故等

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えいし、又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

2 放射性物質の発見

金属スクラップ等に混入した放射性物質がスクラップ取扱事業者等の管理する場所において発見されることをいう。

第3節 計画における対応

本編の予防、応急、事後措置で対応が十分でないと認める重大な放射性物質事故が発生したとき、及び核燃料物質輸送時の事故等により、原災法に定める特定事象、原子力緊急事態に至ったときは、「第2編原子力災害対策」に準じ対応するものとする。

第2章 事故の予防と体制の整備

第1節 基本方針

放射性物質に係る事故等を予防し、また、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ばないように、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故等の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立するものである。

第2節 放射性物質に係る事故等の予防対策

1 放射性物質取扱事業者等が行う措置

関係法令に基づく適正な取扱、管理、運搬等を行うための保安規程の整備等保安体制の整備に努めるものとする。

2 防災関係機関が行う措置

放射線の測定により放射性物質であることが判明したとき、又は表示により放射性物質であると推定されたときは、当該物質の盗難、紛失の予防措置及び当該物質による住民等の被ばくの回避措置を講ずるものとする。

第3節 放射性物質に係る事故時の体制整備

1 放射性物質取扱事業者等が行う措置

- (1) 保有又は使用している放射性物質の性状及び取扱上の注意事項等について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。
- (2) 万一の事故に備えた消防その他関係機関との連絡通報体制の確立、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。
- (3) 放射性物質の運搬の際には、個人用防護資機材を人数分携帯し、災害発生時の初期対応に備える。

2 防災関係機関が行う措置

- (1) 放射性物質による事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む。）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。
- (2) 救急・救助体制を整備する。
- (3) 放射性物質の防護資機材を整備する。

第3章 事故時の応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の取扱上の事故や放射性物質の発見等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、事故等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図るものとする。

第2節 放射性物質取扱事業者及び放射性物質を発見した事業者等が行う措置

1 連絡通報体制

事故等が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等の適用を受ける場合、事業者等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行う。

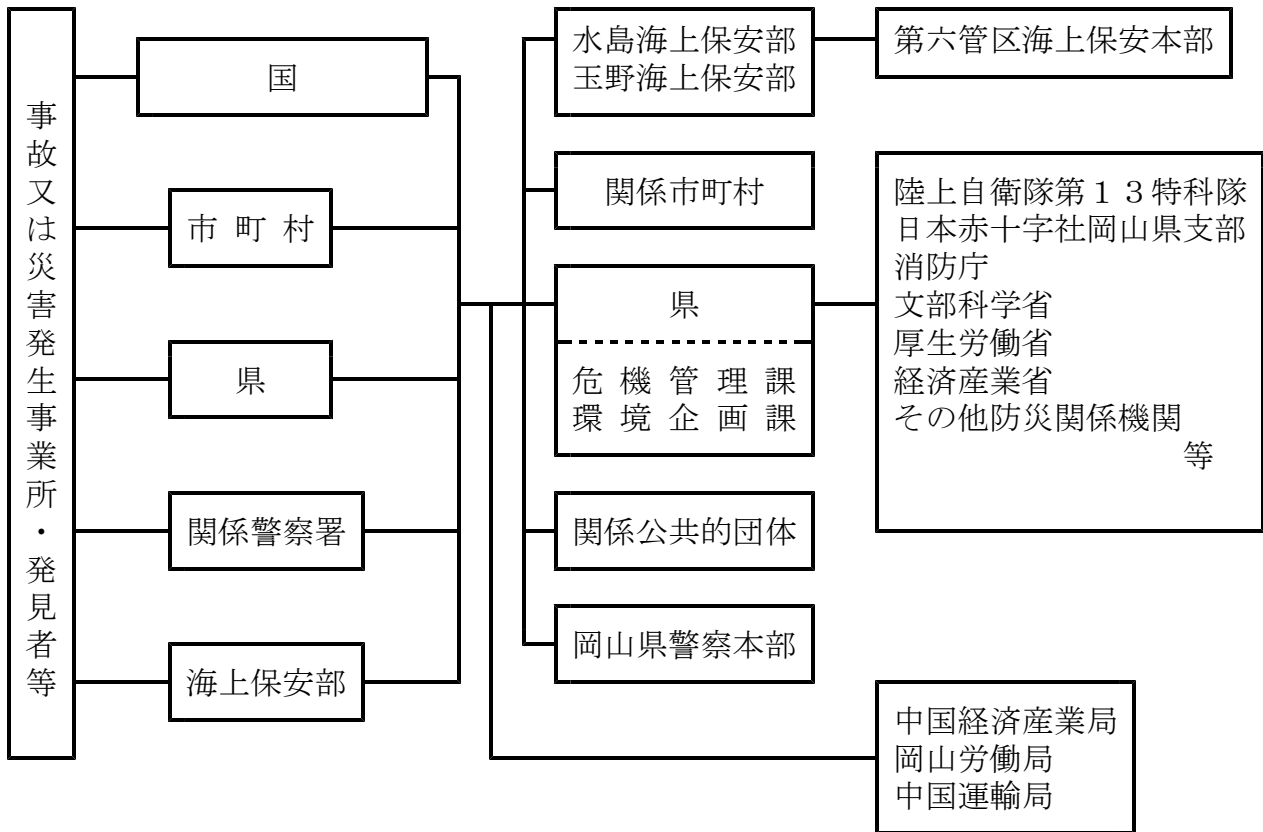
また、放射性物質の発見者等は、別表の「放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、直ちにいずれかの関係機関へ通報する。

2 被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規程等に基づき、次の措置を講じる。

- ① 消火その他事故の鎮静化措置
- ② 立入制限区域の設定による被ばくの防止
- ③ 放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止
- ④ 放射線に被ばくした者の救護及び除染
- ⑤ その他放射線障害の防止に必要な措置

〔放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統〕



3 防災関係機関が行う措置への協力

- ① 放射線モニタリング等、事故の把握に必要な情報の収集
- ② 事故の鎮静化に必要な資機材の提供
- ③ 防災活動従事者の被ばく防止等に必要な情報及び防護資機材の提供

第3節 国、県、県警察、市町村が行う措置

1 国が行う措置

(1) 国（関係省庁）が行う措置

事故の拡大を防止し、被害を最小にするための各種情報の提供、必要に応じ要員の派遣、資機材の提供等

(2) 水島海上保安部、玉野海上保安部が行う措置

現場海域、海岸への立入制限、人命救助等に関する必要な措置

(3) 労働基準監督署が行う措置

事故等発生事業所に対する指導及び被ばくした者に対する労働安全衛生上の措置

2 県が行う措置

- (1) 放射性物質による事故の発生又は放射性物質の発見を知ったときは、当該事業者又は発見者に対して事故の拡大又は事故の発生・再発防止のため、必要な措置を講じるよう通知するとともに、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。
- (2) 県は、自らの防災活動又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、国へこれらの実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

3 県警察が行う措置

- (1) 放射性物質事故情報の収集とその活用
- (2) 被災者等の救出及び屋内退避の措置
- (3) 被災地域住民の避難等の広報及び避難誘導
- (4) 警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置
- (5) 迂回路の設定等必要な交通規制

4 市町村が行う措置

市町村長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

- (1) 事故の状況把握と周辺住民への情報提供
- (2) 事故の態様に応じた避難の指示等
- (3) 事故の鎮静に必要な消火その他の措置
- (4) 被ばく者の救助等
- (5) 汚染の拡大防止及び除染

なお、市町村は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

第4章 事故復旧対策

放射性物質による事故に係る風評被害が生じた場合の影響の軽減、周辺地域居住者等に対する心身の健康相談等、必要な災害復旧対策が生じた場合は、第2編「原子力災害対策」に準じ、対処するものとする。

岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）作成・修正の経緯

平成13年 2月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の作成
平成14年10月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成15年 3月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成16年 6月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成17年 6月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成18年 6月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成19年 7月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成19年 7月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成20年 7月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成21年 7月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成23年 3月	岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正

— 平成22年度修正 —

発 行 平成23年 3月

編 集 岡山県防災会議（岡山県防災会議事務局）

岡山県危機管理課

〒700-8570 岡山市北区内山下2丁目4番6号

電話 086-226-7385